

第 3 次光市総合計画（素案）について

令和 3 年 8 月

政策企画部企画調整課

はじめに（市長あいさつ）

市長あいさつを記載します。

光 市 民 憲 章

わたくしたちのまち光市は
美しい自然と輝かしい歴史をもつ
希望のまちです。

わたくしたち光市民は
その名のごとく
光あふれる理想のまちとするために
この憲章をさだめます。

- 1 ふるさとの自然を愛し
花と緑の豊かな まちをつくりましょう
- 1 こころとからだをきたえ
文化のかおる まちをつくりましょう
- 1 あたたかく互いに助け合い
笑顔のあふれる まちをつくりましょう
- 1 たのしく働き ものを大切にし
活力のある まちをつくりましょう
- 1 きまりを守り 人をとうとび
しあわせな まちをつくりましょう

～ 3つの都市宣言 ～

< おっばい都市宣言 >

- 1 私たちは、おっばいをとおして、“母と子と父そして人にやさしいまち光”をつくります。
- 2 私たちは、おっばいという胸のぬくもりの中で、子どもをしっかりと抱き、愛しみ、心豊かで健やかな輝く光っ子を育てます。
- 3 私たちは、すべての母親のおっばいが、より豊かに赤ちゃんに与えられるよう皆で手助けします。
- 4 私たちは、おっばいを尊び、偉大なる母を皆で守ります。

「おっばい」何と温かく、優しい言葉でしょう。「おっばい」をとおした母と子の穏やかなふれあいは、真に生きる力を持つ、心豊かでたくましい若者を育ててくれることでしょう。

そして、この若者たちが“母と子と父そして人にやさしいまち光”で子育てを楽しみながら、このまちに住み、まちとともに輝くことを夢みて、ここ光市を「おっばい都市」とすることを宣言いたします。

平成17年6月30日

山口県光市議会

< 光市自然敬愛都市宣言 > ー美しく すばらしい自然を次世代へー

わたくしたちのまち光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、市民や水鳥の憩いの場である島田川、また、原生樹林のある峨嵋山や神籠石のある石城山など、古来から先人たちが守り育ててきた水や緑の豊かな自然を有し、今日まで、はかりしれない多くの恵みを受け、健康で文化的な生活を築いてきました。

しかし、現代社会がもたらした地球環境の悪化は、わたくしたちにとって、緑や生態系の破壊、異常気象など重大な問題を生じさせています。

わたくしたちは、こうした問題を深刻に受け止め、山や川、海の多様な生物の生態系保全とともに、自然と共生できる社会の実現に努める必要があります。そして、わたくしたち市民一人ひとりが光市の財産であるふるさとの豊かな自然環境を守り育て、次世代へ引き継がなくてはなりません。

美しい山・川・海を有するわたくしたち光市民は、その恵みに感謝し、自然を敬愛し、自然の摂理にかなった、快適でうるおいとやすらぎのあるまちづくり、ふるさとづくりを進めることを、ここに宣言します

- 1 自然の偉大さ、やさしさ、きびしさを知り、自然に学びふれあい、豊かな心を育みます
- 2 美しい緑、清らかな水、さわやかな空気のもと、ふるさとのかげがえのない自然を創意と工夫をもって守ります
- 3 自然を敬愛する心を養い、はかりしれない自然の恵みに感謝します

平成18年3月23日

山口県光市

< 光市安全・安心都市宣言 >

私たちのまち光市は、豊かな自然と人々の明るい笑顔があふれるまちです。ふるさとの息吹に包まれて、いつまでも健康で心豊かな暮らしを営むことは、私たち市民共通の願いです。

しかし、私たちの生活は、頻発する台風や集中豪雨、地震などの自然災害に加え、凶悪な犯罪や悲惨な交通事故、消費者被害など様々な危険や不安に脅かされています。

子どもからお年寄りまですべての市民の安全が確保され、安心して暮らせるまちを実現するためには、「光市安全安心まちづくり条例」の理念のもと、市民自らが様々な事件や事故に対する関心を高め、地域や家庭で力を合わせて、支えあいと助けあい、思いやりの精神に満ちた社会を築くことが大切です。

ここに、市民の英知と力を結集して安全で安心して生活できるまちづくりを進め、光市を「安全・安心都市」とすることを宣言します。

- 1 地域の防災力を高め、災害に強いまちを目指します
- 2 犯罪や交通事故を未然に防ぐまちを目指します
- 3 安全な消費生活を実感できるまちを目指します
- 4 人権が尊重され、思いやりに満ちたまちを目指します
- 5 安全で安心できる生活基盤が整備されたまちを目指します

平成20年9月22日

山口県光市

目 次

はじめに（市長あいさつ）

「ひかり」の歩み.....	7
---------------	---

～「ゆたかな社会」第2幕のプロローグ～

【序 論】

第1章 第3次光市総合計画の概要

1 「ゆたかな社会」の実現を目指して.....	8
2 計画の位置付け.....	8
3 計画の役割.....	9
4 計画の構成と期間.....	10

第2章 計画策定の背景と現状

1 本市の特長.....	13
2 人口等の現状と動向.....	15
3 時代の潮流.....	24

第3章 まちづくりの成果と市民の意識

1 第2次光市総合計画の成果と評価.....	28
2 光市まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果と評価.....	56
3 市民の意識（市民意識調査の結果）.....	60

第4章 ひかり未来展望

1 趣旨.....	71
2 ひかり未来展望の地点.....	71
3 ひかり未来展望.....	73

【総 論】

第5章 まちづくりの考え方

1 まちづくりの基本姿勢.....	82
2 政策の体系.....	83
3 ゆたかさ指標.....	86
4 ゆたかな地球を未来につなぐ17の目標（SDGs）.....	91

【戦 略】

第6章 つながる光・未来戦略プロジェクト

1 安全がつながる

防災指令拠点施設整備と災害に強いまち構築プロジェクト..... 98

2 笑顔がつながる

協働による地域の絆再生プロジェクト..... 99

3 安心がつながる

健康と長寿を支える医療環境充実プロジェクト..... 100

4 地域がつながる

光駅のバリアフリー化と公共交通ネットワーク構築プロジェクト..... 101

5 元気がつながる

にぎわいを生み出す地域産業活性化プロジェクト..... 102

6 世代がつながる

誰一人取り残さない「光っ子」を育む教育と子育て応援プロジェクト..... 103

7 技術がつながる

デジタル化で進める快適な暮らし実現プロジェクト..... 104

8 人がつながる

豊かな自然と人で魅せるシティプロモーション活動実践プロジェクト..... 105

【各 論】

第7章 分野別計画

○ まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性..... 107

【その他】

第8章 財政計画..... 263

第9章 地域別整備計画等

1 地域別整備計画..... 264

2 中山間地域振興方針..... 281

資料編 291

「ひかり」の歩み ～「ゆたかな社会」第2幕のプロローグ～

光市の成り立ちやこれまで歩んできた道のりについて、時系列に沿って示します。

第 1 章 第 3 次光市総合計画の概要

1 「ゆたかな社会」の実現を目指して

旧光市と旧大和町の合併から 17 年余りが経過し、この間、本市では、新市建設計画の理念を継承した第 1 次光市総合計画や光市まち・ひと・しごと創生総合戦略の理念を踏まえた第 2 次光市総合計画に基づき、時々の課題に対応しながら、市民と行政が一体となって、まちづくりを進めてきました。

しかし、本市では、昭和 60 年の約 58,000 人をピークに人口の減少が続いており、令和元年には 5 万人を下回りました。また、高齢化率は 35%を超え、県を上回る水準で進むなど、人口減少や少子高齢化の進行により、地域経済をはじめ地域コミュニティ活動や市民生活への影響が懸念されています。

また、平成 30 年 7 月、本市は、これまで経験したことのないような豪雨災害に見舞われ、甚大な被害を受けました。私たちはこうした教訓を忘れることなく、風水害や地震などの自然災害に備えていかなければなりません。さらには、世界規模で広がる新型コロナウイルス感染症は、社会に閉塞感を与え、市民生活や地域経済を大きく疲弊させるなど、私たちの意識やライフスタイルにも大きな変革が避けられない状況となっています。

こうした中、第 2 次光市総合計画が目標年度を迎え、これから「ゆたかな社会」の実現に向けた新たなステージが始まります。本計画は人口減少社会の中で想定される多くの課題や、私たちの日常の生活と安心を脅かす様々な危機を乗り越え、理想の将来像である「ゆたかな社会」を実現するために必要な考え方や取組を示すものです。

私たちは、「オールひかり」の英知を結集したこの計画を新たなまちづくりの指針として、私たちを脅かす様々な課題に的確かつ柔軟に対応していくとともに、「誰一人取り残さない」SDGs の理念等を取り入れながら、より多様な視点から「ゆたかな社会」の実現を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、まちづくりの最上位に位置付けられるマスタープランとして、本市の最高規範である「光市民憲章」の精神や普遍・不朽の 3 つの都市宣言の理念に基づき、目指すまちの姿を定めるとともに、本市が取り組むべき全ての政策を網羅します。

また、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づく「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、本計画に包含し、一体的に策定することで、より効果的で戦略的な人口課題への対応と地方創生への取組を進めます。

3 計画の役割

(1) 新たなまちづくりの指針

今、克服すべき課題に的確かつ柔軟に対応しつつ、計画的なまちづくりを推進するための基本的な指針を示します。また、本計画を通じて、まちの将来像やまちづくりの方向性を市民や団体、企業など、多様な主体と共有します。

(2) 少子高齢化、人口減少社会を克服する道標

光市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定することで、少子高齢化や人口減少などの人口問題に対する考え方を明らかにし、20年後を展望した自律的、持続的なまちづくりの方向性を示します。

(3) SDGsの理念を活用した“誰一人取り残さない”社会の構築

平成27年9月の国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2030年（令和12年）までに持続可能でより良い世界を達成するために、17のゴールと169のターゲットで構成された国際目標です。

こうしたSDGsの理念を本計画に織り込むことで、自治体と各ステークホルダーとの間で目標の共有や連携の促進など、パートナーシップの深化を図りながら、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指します。

■17の持続可能な開発目標（SDGs）



4 計画の構成と期間

「まちづくり計画」と「行動計画」をもって本計画の構成とします。

(1) まちづくり計画

第2次光市総合計画に引き続き、従来の基本構想と基本計画を一体的に策定します。また、「ひかり未来展望」に示す長期的な展望に基づき、今後5年間のまちづくりの方向性や重点的に進める戦略、政策ごとの基本方針などを定めます。

市民生活や経済活動の基盤として、まちづくりの重要な要素となる土地利用については、「光市都市計画マスタープラン」及び「光市立地適正化計画」との連携を図ります。

ア 構成

(ア) 序論（第1章～第4章）

本計画の趣旨や役割をはじめ、人口等の動向や現状、第2次光市総合計画と光市まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果と評価、市民意識調査の結果を示します。また、ひかり未来展望として、長期的な人口展望や本市が目指すまちの姿、それを実現するための基本目標などを示します。

(イ) 総論（第5章）

まちづくりの基本姿勢や政策の体系のほか、基本目標の達成に向けた政策指標やSDGsとの関係など、今後5年間のまちづくりの考え方を示します。

(ウ) 戦略（第6章）

5年間のまちづくりにおいて、特に重点的に取り組む戦略プロジェクトを示します。

(エ) 各論（第7章）

基本目標を達成するために設定する政策ごとの基本方針や主要な事業等を示します。

(オ) その他（第8章・第9章）

「財政計画」や地域別の振興方針をまとめた「地域別整備計画」、「中山間地域振興方針」を示します。

イ 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

(2) 行動計画

ア 構成

「まちづくり計画」で示した施策展開の方向性に沿って、具体的に取り組む事業の内容を短期間の計画として定めます。

イ 計画期間

3年間を計画期間として、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

■ まちづくり計画 ■

まちづくり計画

5年間

本市の目指すべきまちの姿やまちづくりの基本目標を定め、その実現に向けた施策を示します。

さらに、政策分野ごとの基本方針や取り組むべき施策展開の方向、数値目標などを示します。

■ 行動計画 ■

行動計画

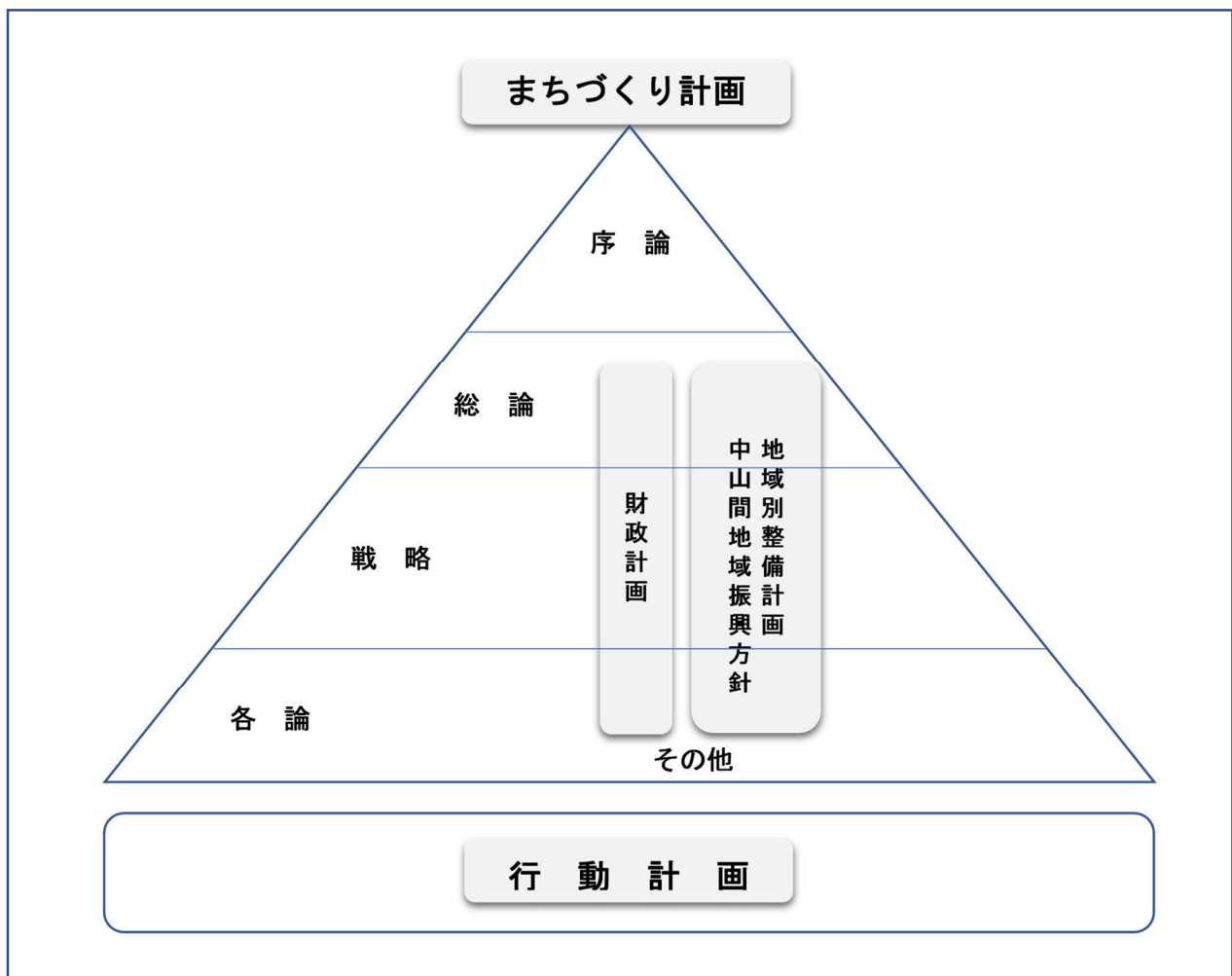
計画期間 3 年間

計画期間 3 年間

計画期間 3 年間

毎年度ローリング方式により見直し

※ローリング方式とは、毎年度修正や補完を行うことで、刻々と変化する社会経済情勢や市民ニーズに弾力的に対応するものです。



計画の考え方と構成

時代の潮流

- 人口減少社会の到来
- 新型コロナウイルス感染症の拡大と「新しい生活様式」
- 安全・安心に対する市民意識の高まり
- 循環経済、脱炭素社会への対応
- 多文化共生社会への対応
- デジタル社会の進展
- 厳しさを増す地方財政
- 持続可能な都市への転換

光市の特長

- 海・山・川の自然に恵まれ、ひかりが燦々と降り注ぐまち（地勢・気候）
- 豊かな自然を愛し、自然の恵みを享受するまち（自然・環境）
- 悠久の歴史と文化が織りなすふれあいのまち（歴史・文化）
- 愛情豊かなふれあいの子育てと夢や希望にあふれた子どもが育つまち（子育て・教育）
- 安全・安心を担保する防災と2つの市立病院を備えたまち（防災・医療）

市民意識

- まちづくり市民協議会
- まちづくり市民アンケート
- 市民意識調査
- 未来につながるまちづくり提言板（市民）
- 未来の光市に向けたメッセージ（中学生）

第2次光市総合計画 5年間の成果と評価（課題）

目指す将来像（20年後のまちの姿）

ゆたかな社会
～人が輝き やさしさつながる 幸せ創造都市 ひかり～

5年間のまちづくり

◆ まちづくりの基本

光市民憲章

3つの都市宣言

まちづくり の基本姿勢

- “新たな課題に対応する「しなやかさ」
- 地域や世代を超えた「つながり」
- やさしさ

◎ 基本目標

- 基本目標1 限りない市民力・地域力がゆたかに花開くまち
- 基本目標2 ゆたかな人間性と可能性を大切にし心温かい人が育つまち
- 基本目標3 安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち
- 基本目標4 自然と都市が潤いゆたかに調和したまち
- 基本目標5 産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまち
- 基本目標6 市民参画と健全な行財政でゆたかさを創出するまち

◎ つながる光・未来戦略プロジェクト

- 1 安全がつながる 防災指令拠点施設整備と災害に強いまち構築プロジェクト
- 2 笑顔がつながる 協働による地域の絆再生プロジェクト
- 3 安心がつながる 健康と長寿を支える医療環境充実プロジェクト
- 4 地域がつながる 光駅バリアフリー化と公共交通ネットワーク構築プロジェクト
- 5 元気がつながる にぎわいを生み出す地域産業活性化プロジェクト
- 6 世代がつながる 誰一人取り残さない「光っ子」を育む教育と子育て応援プロジェクト
- 7 技術がつながる デジタル化で進める快適暮らし実現プロジェクト
- 8 人がつながる 豊かな自然と人で魅せるシティプロモーション活動実践プロジェクト

◎ 地域別整備計画等

地域別整備計画

- ◎東部地区（岩田・三輪・塩田・東荷・岩田立野地区）
- ◎西部地区（浅江・島田地区）
- ◎南部地区（室積・光井地区）
- ◎北部地区（三井・周防・上島田地区）

中山間地域振興基本方針

- 牛島地区、岩田・三輪地区、東荷地区、塩田地区、周防地区、伊保木地区

第2章 計画策定の背景と現状

1 本市の特長

(1) 海・山・川の自然に恵まれ、ひかりが燦々と降り注ぐまち（地勢・気候）

白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸など美しい自然景観に恵まれた、東西約 16 km、南北約 15 km、総面積約 92 km²のコンパクトなまちです。市域の中央部を貫流して周防灘に注ぐ島田川の河口を中心に市街地が形成され、風光明媚な海岸部は、瀬戸内海国立公園に、緑豊かな石城山などの山間部は、石城山県立自然公園に指定されています。

また、瀬戸内特有の温暖で穏やかな気候は、本市の大きな特長となっており、年間の日照時間は全国市の平均 1,862 時間を上回る 2,150 時間※と、全国でもトップクラスの日照時間を誇るなど、本市は、海・山・川の豊かな自然に恵まれ、ひかりが燦々と降り注ぐまちです。

※気象庁「メッシュ平年値 2010」に基づく民間の分析による

(2) 豊かな自然を愛し、自然の恵みを享受するまち（自然・環境）

瀬戸内海国立公園の一角を成す白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸をはじめ、県立自然公園に指定される石城山、さらには市民生活に欠かせない母なる島田川など、美しく豊かな自然は、本市のかけがえのない財産です。連綿と受け継がれてきた、こうした自然環境を次世代に確実に継承するため、市民、事業者、行政の協働によるクリーン光大作戦などの環境保全活動や環境教育活動がまちぐるみで展開されています。

近年では「光」の名をイメージさせる豊かな太陽光を活用した再生可能エネルギーの導入や LED 照明などの省エネ機器の普及活動を通じて、地球環境に負荷をかけないライフスタイルが浸透しつつあります。

また、令和 2 年 7 月からは、島田川を水源として、周南コンビナートの工場を支える工業用水を供給しています。

このように、本市は、豊かな自然を愛し、島田川の豊かな水や太陽光など自然の恵みを享受する「自然敬愛都市宣言」のまちです。

(3) 悠久の歴史と文化が織りなすふれあいのまち（歴史・文化）

本市は、初代内閣総理大臣伊藤博文公生誕の地であり、伊藤公資料館では、激動の生涯を数々の遺品や映像から偲ぶことができます。

また、石城山には、山の中腹を巨石がはち巻状に取り囲む国指定史跡の石城山神籠石や国指定重要文化財である石城神社など、貴重な歴史資源が現存するほか、瀬戸内海運の要衝として栄えた室積地区には、普賢寺や古い町並みが残る海商通りなど、北前船の寄港地として栄えた当時の面影を見ることができます。

こうした歴史的資源のほか、各地域には、島田人形浄瑠璃芝居や石城太鼓、束荷神舞、早長八幡宮秋まつりなど、古来の文化を今に伝える祭りや芸能も人々の手によって大切に保存、継承されています。このように固有の歴史や文化が地域資源となり、多くの交流を生み出している本市は、悠久の歴史と文化が織りなすふれあいのまちです。

(4) 愛情豊かなふれあいの子育てと夢や希望にあふれた子どもが育つまち（子育て・教育）

本市は、愛情豊かなふれあいの子育てを推進する全国で唯一無二の「おっぱい都市宣言」のまちです。この宣言に基づき、地域ぐるみ、まちぐるみで「愛情豊かなふれあいの子育て」を推進しています。

また、民間の産婦人科病院を中心に市内外から多くの人が訪れる産科・小児科医療環境に恵まれるほか、妊娠前から子育て期にわたる総合的な支援をワンストップで行う「光市子ども相談センターきゅっと」など、安心して出産・子育てのできる環境も整っています。

教育環境においては、地域の担い手となる人材を地域で育てるため、全国でも先進的なコミュニティ・スクールを中心に、学校、家庭、地域の連携による活動が各地域で活発に行われています。

また、国が毎年実施している学力や学習状況に関する調査では、こうした様々な取組を通じて、将来に夢や希望を持ち、自らを肯定的に捉えている児童生徒の割合が安定的に高い傾向にあるなど、本市の未来を担う人材が地域で大切に育まれています。

このように本市は、「おっぱい都市宣言」の理念のもと、地域ぐるみ、まちぐるみで愛情豊かなふれあいの子育てと夢や希望にあふれた子どもが育つまちです。

(5) 安全・安心を担保する防災と2つの市立病院を備えたまち（防災・医療）

超高齢社会の到来や度重なる自然災害を受けて、これまで以上に安全・安心へのニーズの高まりとともに、生涯を通じて誰もがいきいきと生活できる環境づくりが求められています。

本市では、阪神・淡路大震災や東日本大震災などを教訓に、自主防災組織の活動支援や防災行政無線の整備など、ソフト・ハードの両面から、地域全体の防災・減災の強化に取り組んでいます。「まちづくり市民アンケート」では、「消防・防災体制の充実に関する満足度」が安定して高い水準にあるなど、こうした一連の取組は、市民から一定の評価をいただいています。

また、平成30年7月豪雨災害の際には、多くの市民やボランティアが復興に向けて汗を流すなど、本市の「市民力」や「地域力」は、地域防災力の強化に取り組む本市の大きな原動力になっています。

一方、機能分化を果たした2つの市立病院は、地域医療の中核を担う市民の命と健康を守る安心の砦となるなど、超高齢社会を迎える中、急性期、回復期、慢性期、合わせて453床を有する2つの市立病院は、本市の大きな強みでもあります。

そして、待ち望まれた新型コロナウイルスワクチンの接種にあたっては、本市医師会をはじめ各医療機関、さらには多くの医療従事者による多大なるご協力を頂き、接種も順調に進むなど、そうした医師会等との強固な絆は、地域医療の充実を目指す本市の大きな特長の一つとも言えます。

このように、本市は、「安全・安心都市宣言」の理念のもと、「市民力」や「地域力」に裏打ちされた、安全・安心を担保する防災と2つの市立病院を備えたまちです。

2 人口等の現状と動向

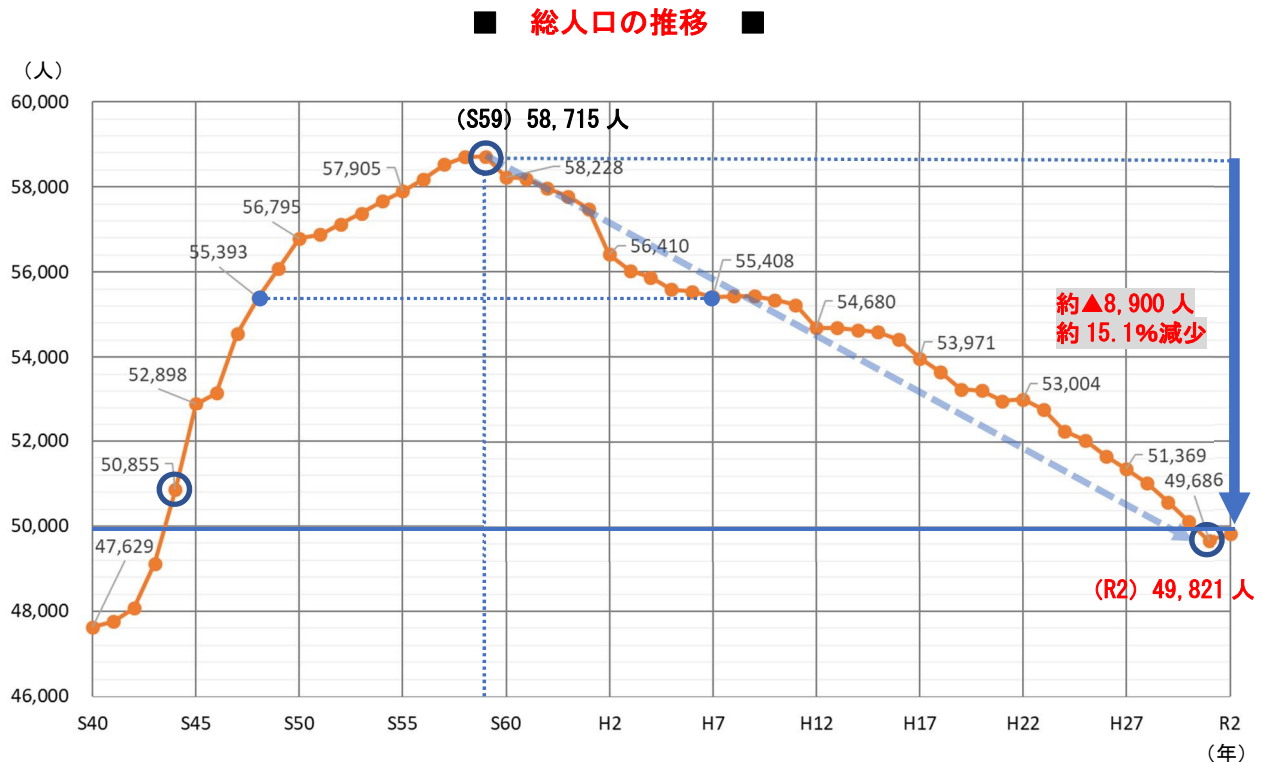
(1) 人口の現状と動向

ア 総人口

我が国は、昭和30年代から40年代にかけて飛躍的に経済が発展し、経済大国としての礎を築きました。その間、「オリンピック景気」や「いざなぎ景気」などと呼ばれる好景気が続くなど、第2次ベビーブームとも相まって、本市の人口も右肩上がりの増加となりました。

しかしながら、高度経済成長時代の終焉とともに、我が国の経済は大きな転換期を迎え、本市の人口も、昭和59年の58,715人をピークに、平成7年頃には昭和48年頃と同水準の55,000人程度まで減少しました。その後も人口は、緩やかな減少を続け、令和元年の総人口は49,686人と、昭和44年の50,855人以来、50年ぶりに50,000人を割り込みました。

昭和59年のピーク時と近年を比較すると、36年間で約8,900人、割合にして約15.1%の減少となっています。



【資料：国勢調査、山口県人口移動統計調査】

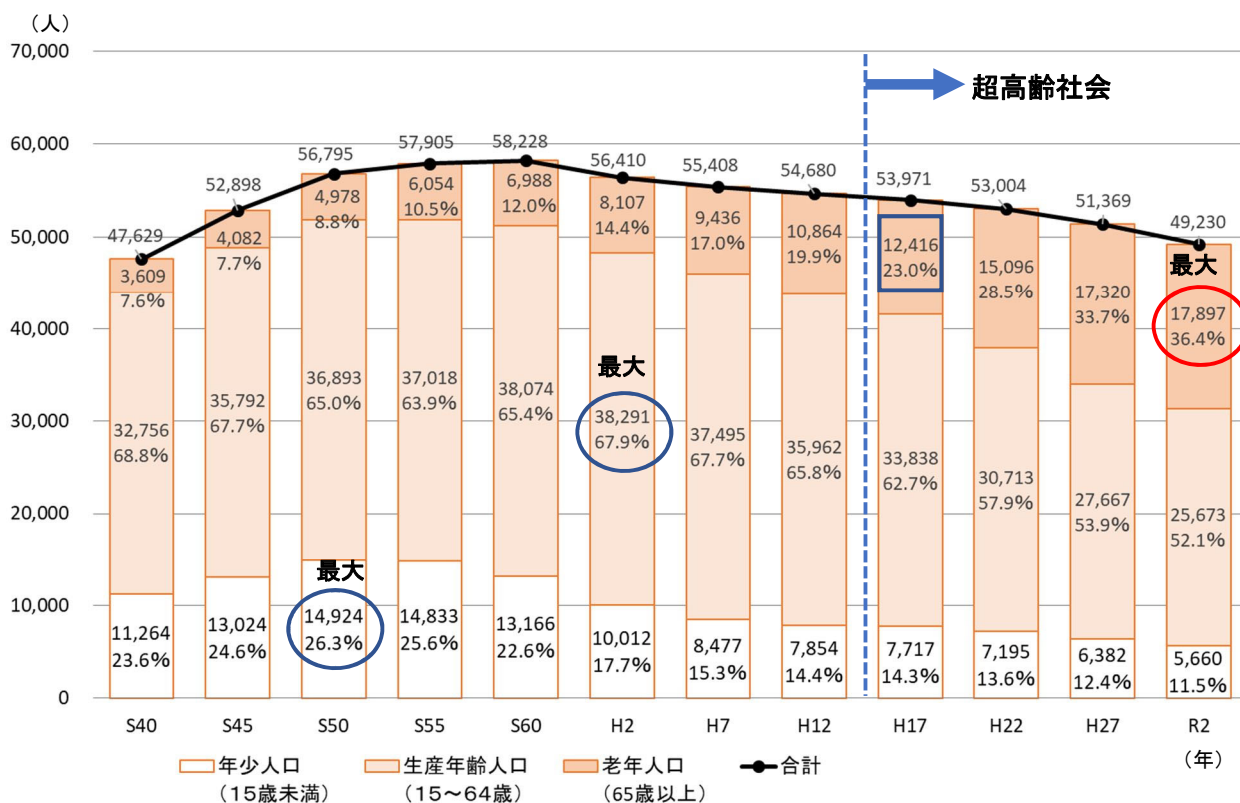
イ 年齢区分別人口

本市における 65 歳以上の老年人口は、昭和 40 年以降は増加を続け、平成 17 年の国勢調査において、その比率は超高齢社会とされる 21%を超えました。

一方、生産活動の中心にある 15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口比率は、平成 2 年の 67.9%をピークに減少傾向となるなど、令和 2 年には 52.1%と 15.8 ポイント低下しています。

15 歳未満の年少人口の比率は、第 2 次ベビーブームを背景に、昭和 50 年にかけて増加したものの、令和 2 年には 11.5%と同年の老年人口と比較して 3 分の 1 程度となっています。

■ 年齢区分別人口の推移 ■



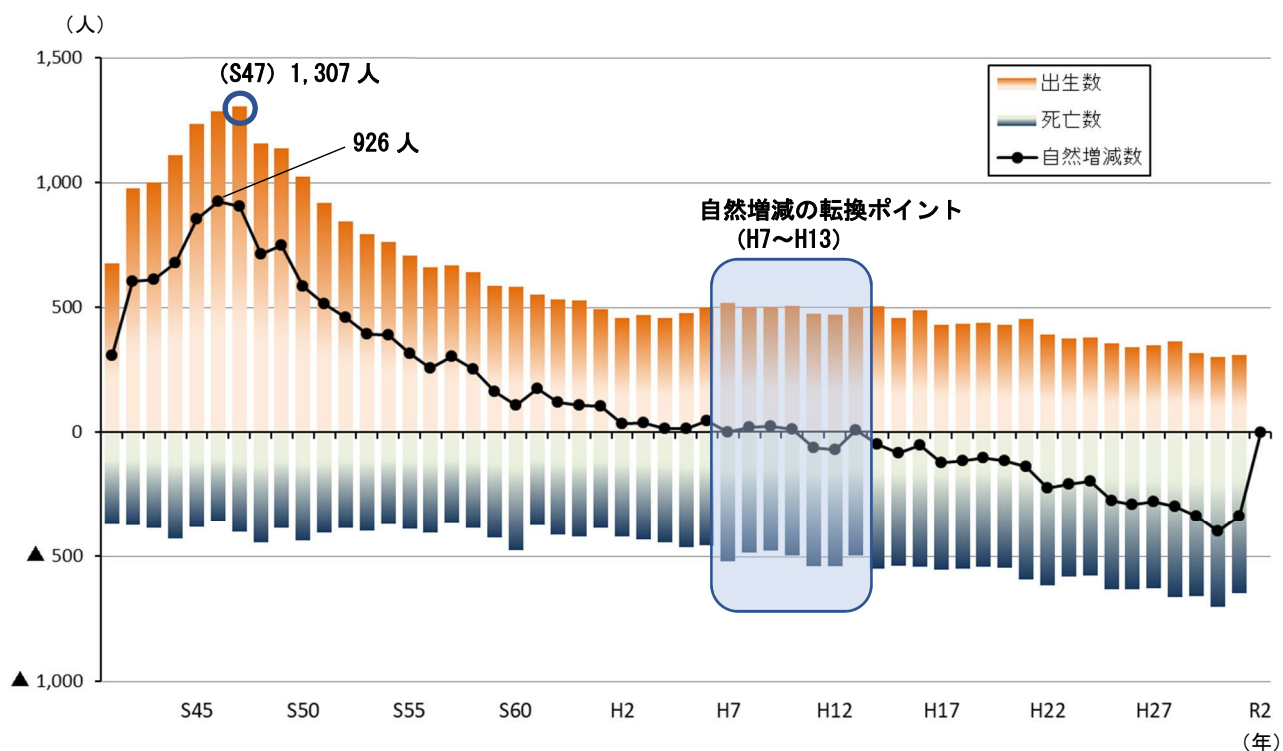
注：比率は表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

【資料：国勢調査、山口県人口移動統計調査】

ウ 自然増減（出生数・死亡数）

本市では、国よりも10年程度早い速度で人口減少が進んでいます。その兆候は平成7年から平成13年頃に表れはじめ、その後は、出生数が死亡数を下回る自然減の状況が続いています。出生数は昭和47年の1,307人をピークに減少に転じるなど、高齢化の進行とともに出生数と死亡数の差による人口の減少幅は、年々拡大傾向にあります。

■ 自然増減（出生数・死亡数）の推移 ■



【資料：山口県人口移動統計調査】

エ 合計特殊出生率

一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す「合計特殊出生率」は、全国及び山口県とも回復の兆しがみられ、上昇傾向にあります。本市の合計特殊出生率も回復傾向にあり、山口県や全国と比較しても、やや高い水準にあります。

■ 合計特殊出生率の推移 ■

(年)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
全 国	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	
山口県	1.36	1.36	1.38	1.40	1.42	1.43	1.43	1.56	1.52	1.52	1.56	1.54	1.60	1.58	1.57	1.54	1.56	
光 市	1.49					1.60					1.63					—		

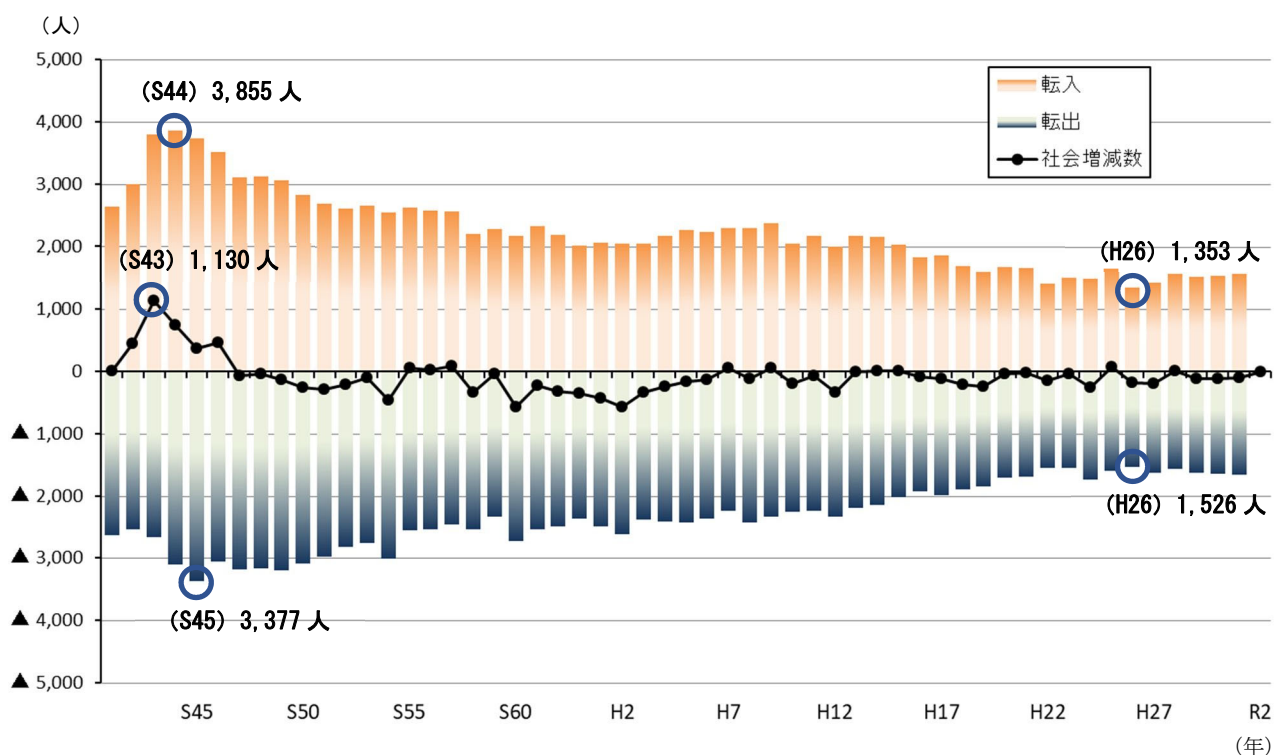
【資料：光市子ども・子育て支援事業計画、厚生労働省「人口動態統計」】

オ 社会増減（転入数・転出数）

転入数は昭和 44 年の 3,855 人をピークに、減少傾向にあります。転出数のピークは昭和 45 年の 3,377 人であり、社会増（転入増）は昭和 43 年に 1,130 人と最大となっています。昭和 46 年までは、転入数が転出数を上回る状況でしたが、昭和 47 年以降は、年によって差はあるものの、転出数が転入数をやや上回る状態が続いています。

社会的な人口移動も縮小傾向にあり、平成 26 年には転入数、転出数ともに過去最少となりました。

■ 社会増減（転入数・転出数）の推移 ■



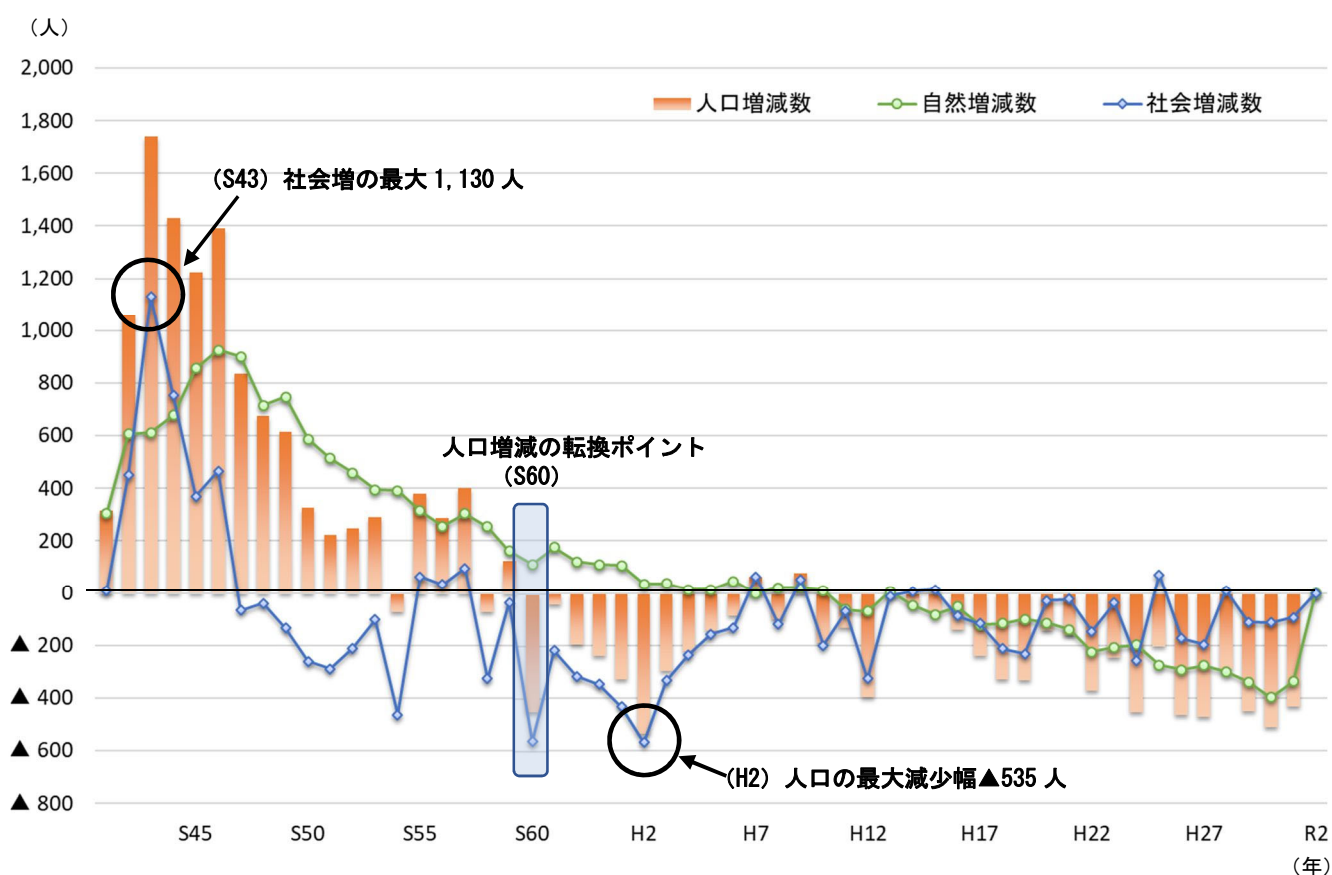
【資料：山口県人口移動統計調査】

カ 自然増減と社会増減からみる人口増減

社会増（転入増）が1,130人と最大となった昭和43年以降、人口の増加幅は縮小し、昭和60年を境に本市の人口は減少に転じるなど、大きな転換期を迎えました。その後、平成2年には最大減少幅の535人の減少となりました。

社会減の傾向は、昭和47年頃から表われていますが、昭和60年頃までは自然増が社会減を上回り、人口の減少には至っていませんでした。しかし、昭和60年以降は、社会減の割合が自然増を上回り、平成10年頃からは死亡数が出生数を上回り始めるなど、人口減少が加速しています。

■ 自然増減と社会増減からみる人口増減の推移 ■

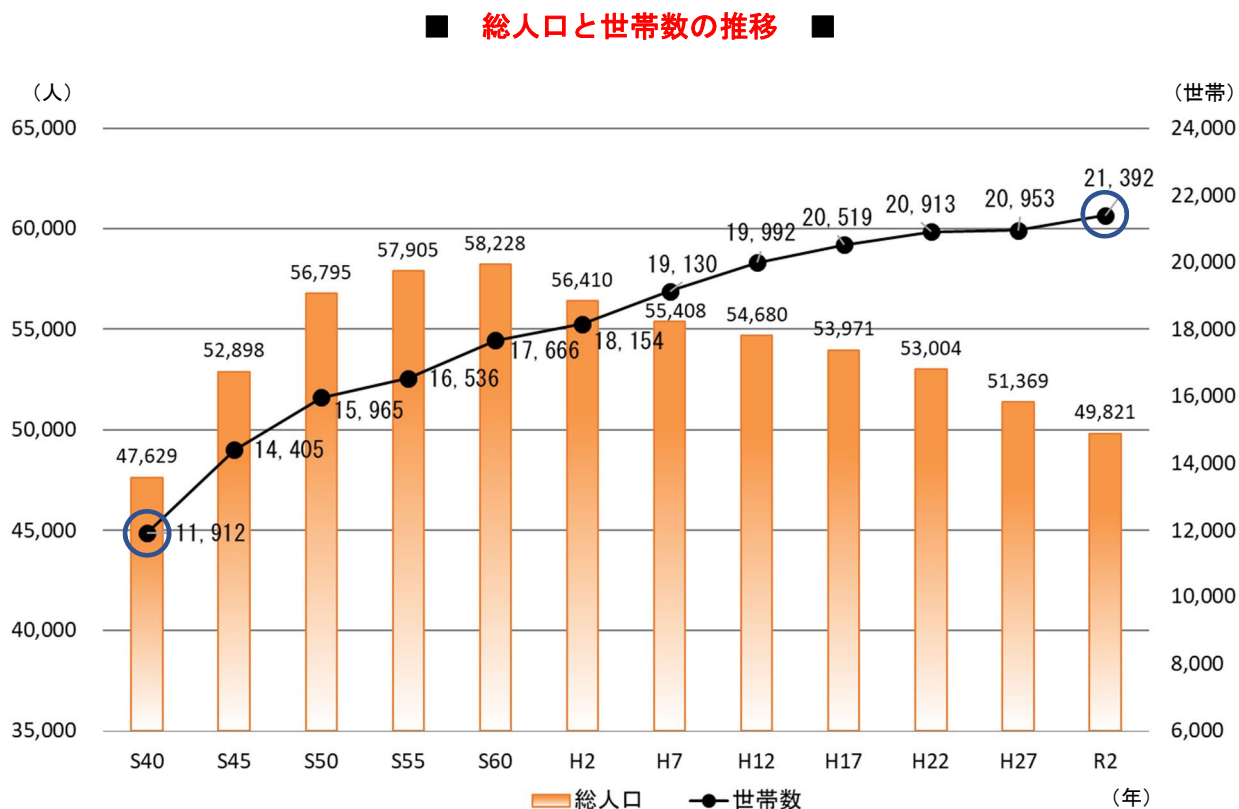


【資料：山口県人口移動統計調査】

(2) 世帯の現状と動向

ア 世帯数

本市の総人口は、昭和 60 年頃をピークに減少を続けていますが、世帯数は増加が続いています。現在の総人口と同程度であった昭和 40 年と比較した場合、世帯数はおおむね 2 倍に迫る 21,392 世帯であり、約 9,500 世帯増加しています。

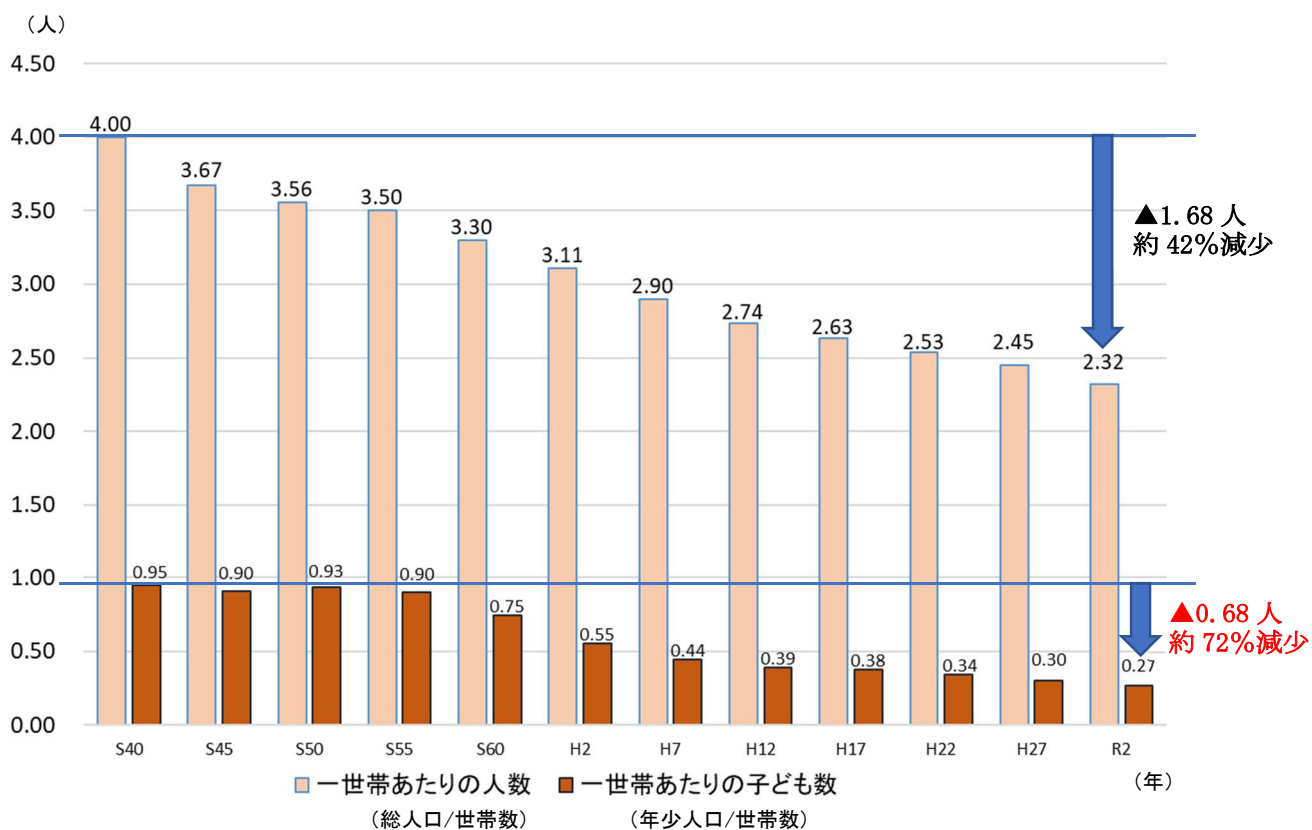


【資料：国勢調査、山口県人口移動統計調査】

イ 世帯人数

一世帯の人数と一世帯における子ども（年少人口：14歳以下）の数は、昭和40年から減少傾向にあります。この間、一世帯の人数は1.68人、約42%の減少に対して、一世帯における子どもの数は0.68人、約72%と大きく減少しており、少子化が一段と進行しているといえます。

■ 一世帯の人数と一世帯における子ども数の推移 ■

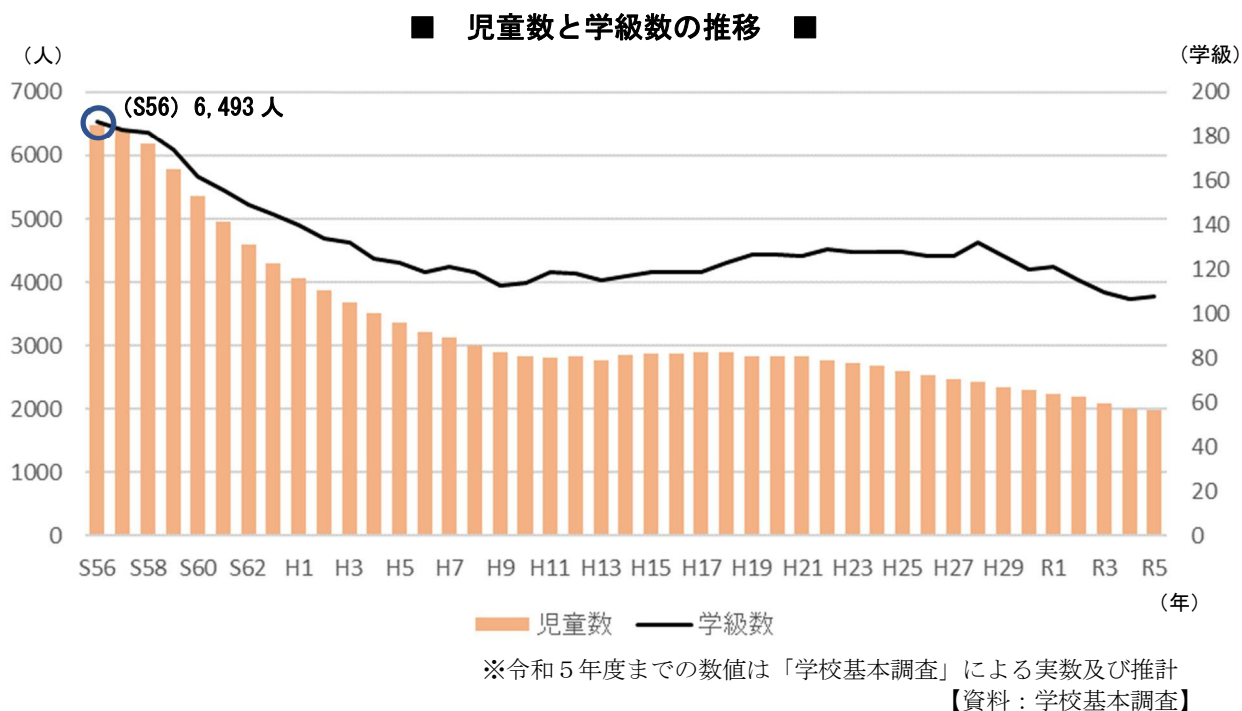


【資料：国勢調査、山口県人口移動統計調査】

(3) 小・中学生の現状と動向

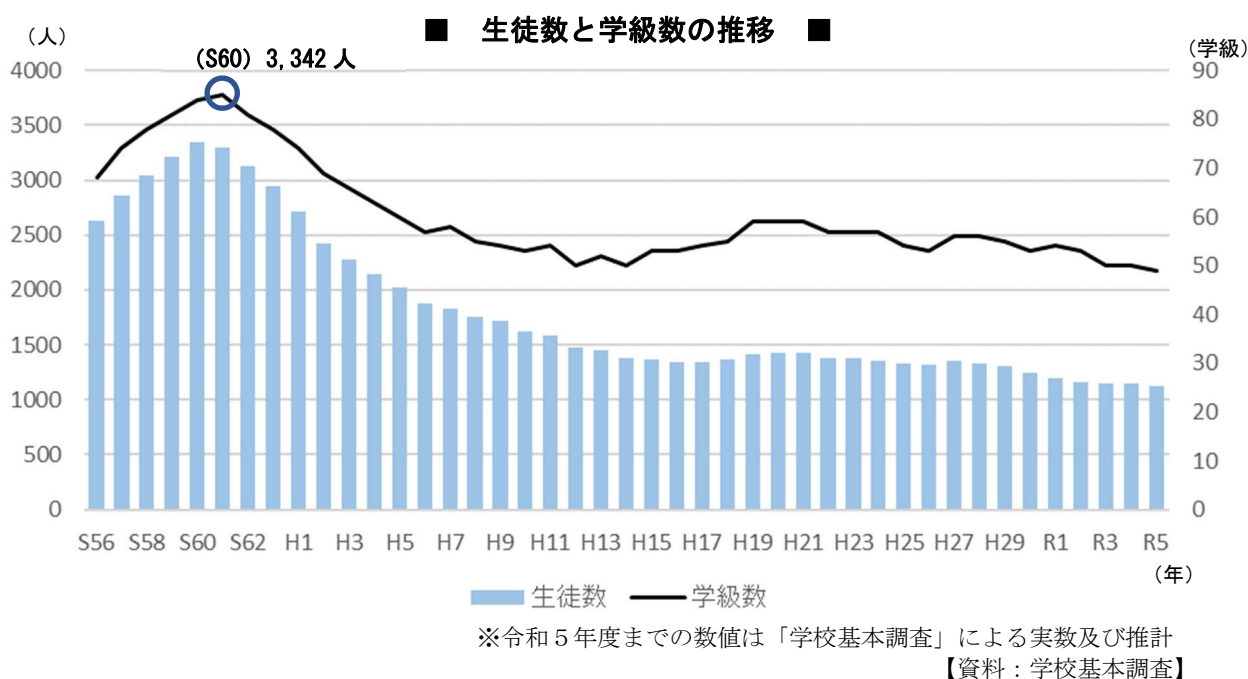
ア 児童数と学級数

市立小学校 11 校における令和 3 年度の児童数は 2,095 人となっています。児童数は、昭和 56 年の 6,493 人をピークに減少を続けており、現在はピーク時の 32.3% になっています。



イ 生徒数と学級数

市立中学校は 5 校における令和 3 年度の生徒数は 1,161 人となっています。生徒数は、昭和 60 年の 3,342 人をピークに減少を続けており、現在はピーク時の 34.7% になっています。



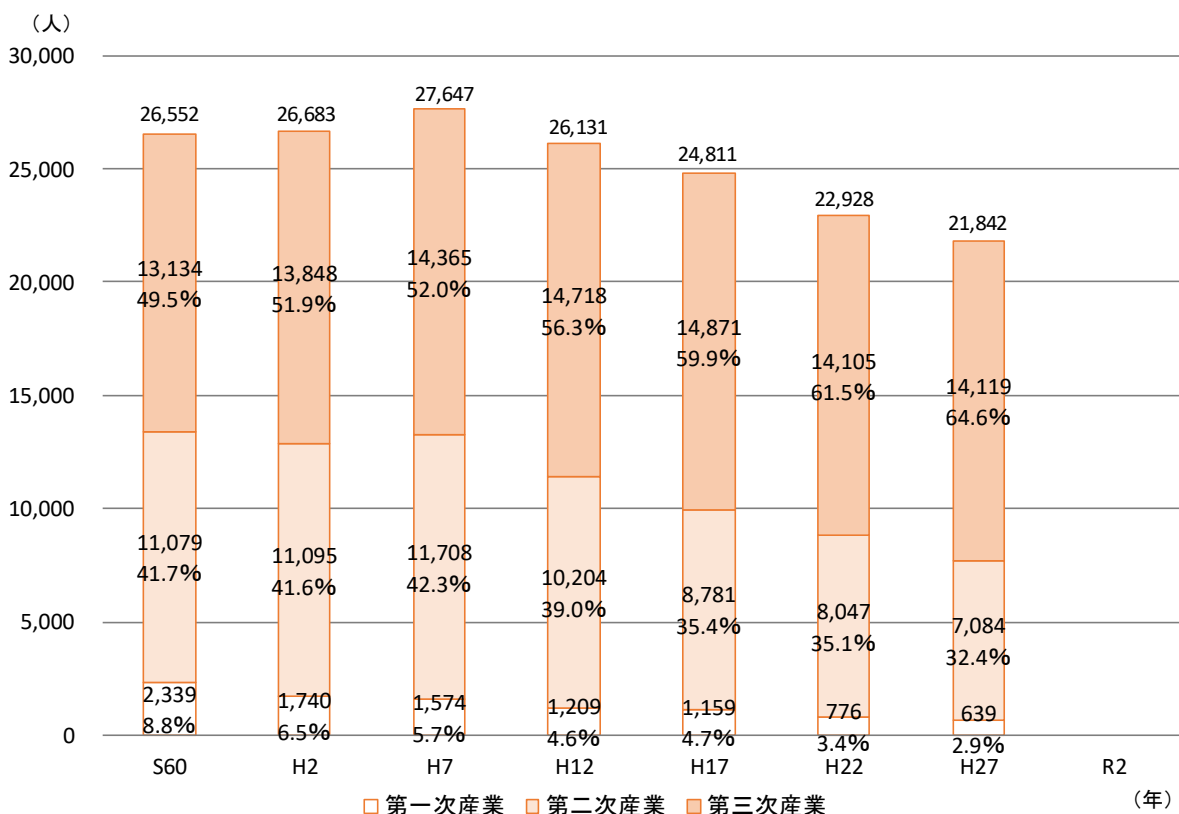
(4) 産業分類と就労の現状

産業分類別の就業者数

人口の減少に伴い、就業者数は、第一次産業から第三次産業までの全てで減少傾向となっています。

産業別の就業割合は、昭和 60 年以降、第三次産業に従事する割合が上昇する一方、第一次産業及び第二次産業では低下しています。特に第一次産業では、平成 12 年に 5 % を割り込むなど、担い手不足の状況がみてとれます。

■ 産業分類別の就業者数の推移 ■



【資料：国勢調査】

○第一次産業・・・農業、林業、漁業

○第二次産業・・・鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

○第三次産業・・・電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く。）

3 時代の潮流

(1) 人口減少社会の到来

我が国の総人口は、昭和 42 年に 1 億人を超えましたが、平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じるなど、人口減少社会を迎えました。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の推計によると、日本の人口は 2053 年（令和 35 年）に 1 億人を割り込み、2060 年（令和 42 年）には約 9,300 万人まで減少するなど、我が国は、歴史上経験したことのない水準で人口減少が進むことが見込まれています。

そうした人口減少に起因する労働力人口の減少や年金制度、医療保険、介護保険等の社会保障負担の増加、さらには地域活力の低下など、様々な課題に対応するため、人口減少への歯止めと東京圏への一極集中の是正、さらには、それぞれの地域が住みよい環境を確保し、活力ある社会を維持する地方創生に向けて、国と地方が総力をあげて、より一層の取組を進めていく必要があります。

本市では・・・

人口減少が進む中であっても、まちの活力や市民生活を支える雇用や創業など「しごと」の創生をはじめ、まちへの愛着や認知度を高めるシティプロモーション、さらには UJI ターンを促進する移住・定住対策など、まちの魅力を高め、安心して暮らし続けられるまちづくりを戦略的かつ計画的に進めています。

東京圏在住者の居住に対する意識は、新型コロナウイルス感染症の発生後に変化しつつあり、地方移住に向けた気運も高まっていることから、若者をはじめとした本市への移住・定住の実現に向けた施策を展開するとともに、人口減少に伴う課題の克服に向けた取組を進めていく必要があります。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大と「新しい生活様式」の普及

令和元年 12 月に確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界各国に広がり、我が国においても感染拡大を防ぐため、令和 2 年 4 月以降、幾度も緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出や移動の自粛、施設利用の制限などが行われました。また、緊急事態宣言解除後も直ちに収束することなく、社会経済に深刻な影響を及ぼすとともに、「新しい生活様式」の受入れなど、日々の生活にも様々な制約を引き起こしています。

令和 3 年の春からは、各自治体において高齢者を優先にワクチン接種が開始されるなど、「新しい生活様式」を踏まえ・徹底した感染予防対策がとられています。こうした事態を社会構造の転換期と捉え、テレワークやオンライン会議といった働き方改革やデジタル化の推進とともに、新たな日常に向けた強靱かつ自律的な地域経済の構築が課題となっています。

本市では・・・

誰もが安心して暮らせる日常とともに、人と人との関わり合いや人と地域との「つながり」を一日でも早く取り戻せるよう、特に感染拡大防止対策をはじめ、「新しい生活様式」の定着に向けた支援策、さらには疲弊した中小企業者等を支える経済対策を中心に、国からの交付金等を積極的に活用しながら、切れ目のない支援を実施しています。

市民の命や暮らしを守るため、引き続き、国や県と十分な連携を図りながら、新たな課題にも適切に対応できる、柔軟な取組が求められています。

(3) 安全・安心に対する意識の高まり

東日本大震災をはじめ本市にも大きな爪痕を残した平成 30 年 7 月豪雨など、毎年、全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。政府の中央防災会議でも、最大クラスの南海トラフ地震の発生が想定されるなど、今後も大規模な自然災害への十分な備えと組織的な防災・減災対策が求められています。

こうした中、市民の最も基礎的なニーズである安全・安心への意識の高まりとともに、様々な災害に対して地域や自分たちで生命や財産を守る重要性が再確認されるなど、改めて地域防災力の強化とともに地域コミュニティのあり方も問われることとなりました。

また、近年では、子どもや高齢者を狙った悪質な犯罪をはじめ、インターネットや携帯電話を利用した犯罪の増加、さらには悪質な運転による交通事故等が大きな社会問題となるなど、日々の生活における不安感の解消に向けて、全ての人々が安全に安心して暮らすことのできる生活環境が求められています。

本市では・・・

地震や本市特有の風水害等、あらゆる災害にも的確に対応できる防災指令拠点施設の整備をはじめ、地域や関係諸機関が合同で実施する訓練を通して地域防災力の強化を図るなど、市民の安全と安心を守るための取組を進めています。

また、普段の生活の身近にある危険や将来起こりえる様々な危機に対して可能な限り回避・低減を図るため、平成 20 年 9 月に「安全・安心都市宣言」を採択するなど、市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを進めています。

(4) 循環経済、脱炭素社会への転換

人口減少社会の到来により、人口増加を背景とした大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済（リニアエコノミー）から、あらゆる段階で資源の効率的、循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を目指す循環経済（サーキュラーエコノミー）へ、経済構造そのものが大きく変わる時代を迎えています。

国においては、様々な事業活動から排出される温室効果ガスを他の場所での排出削減や吸収で埋め合わせる「カーボンニュートラル」を実現するため、2030 年（令和 12 年）度には、温室効果ガスを平成 25 年度から 46%削減するという具体的な目標を掲げるなど、2050 年までの「脱炭素社会」の実現に向けた「地球温暖化対策推進法」が、令和 3 年 5 月に改正されました。地球規模で広がるこうした動きを、産業構造や社会経済の変革による新たな成長の絶好の機会と捉え、再生可能エネルギーの利用拡大をはじめ、水素やアンモニアの燃料化、CO2 分離・回収技術の開発など、新たな環境技術の実用化に向けた研究が進められています。

脱炭素社会の構築に向けた動きは、今後、さらなる加速が予想されており、新たな技術革新や市民の環境意識の高まりなどを背景に、目標達成に向けた施策を着実に実行していく中で、経済と環境の好循環が生み出されることが期待されています。

本市では・・・

太陽光など、自然の恵みを活用した再生可能エネルギーの普及促進や公共施設等への積極的な LED 照明の設置を進めています。

また、今後とも 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を進めるとともに、「よりよい未来に向けて」「ずっと続けていける（持続可能な）」といった考え方を、市民意識にまで広げていく必要があります。

(5) 多文化共生社会への対応

多文化共生社会とは、国籍や民族など異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、共に生きていくことです。少子高齢化とともに、社会経済のグローバル化が進む中、幅広い分野において外国人住民が活躍しています。

外国人住民の増加や多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、さらには多様性・包摂性のある社会を実現するため、国においては「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」を令和2年9月に公表するなど、地域における多文化共生の推進が求められています。

地域においても、外国人住民を社会の一員として受け入れ、互いに連携・協働することで、新たな視点や多様性を活かした地域の活性化、さらにはグローバル化への貢献などが期待されています。

本市では・・・

本市でも、外国人住民は増加傾向にあり、地域においても外国人住民との情報交換や交流に関するニーズが高まっています。令和2年度から、新たに多文化共生推進事業として、外国人住民との円滑なコミュニケーションの一助となる「やさしい日本語」をテーマとしたセミナーや、日本語学習の場としての「外国人住民のための日本語モデル教室」を（公財）山口県国際交流協会と連携して開催しています。

今後とも、国籍や民族の違いを超えて、共に暮らしていける環境づくりを進めるため、地域における日本語学習支援の充実や「やさしい日本語」を活用したコミュニケーションの普及促進に努めていく必要があります。

(6) デジタル社会の進展

新型コロナウイルス感染症対策等を通じて、地域や組織間で十分なデータの活用ができないなど、様々な課題が浮き彫りとなったことから、デジタル化の遅れに対応するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織のあり方をデジタル化に合わせて再構築する、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が加速しています。

令和3年5月には、デジタル社会の形成に向けた基本理念やデジタル庁の設置など、デジタル改革関連法が成立しました。地方自治体においても、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性の向上や業務の効率化など、こうした動きに呼応していくことが求められています。

また、少子高齢化社会、インフラの老朽化などが社会全体の大きな課題となる中、人工知能（AI）やロボット、ビッグデータなどの先端技術をあらゆる産業や社会に取り入れた超スマート社会（Society5.0）を目指すべき未来社会として、先進的な科学技術の開発や産官学の連携強化が国を挙げて進められています。

本市では・・・

図書館の貸出予約やスポーツ施設の予約、地方税の申告などの手続をオンライン化するとともに、個人市県民税など6種類の市税や保険料について、スマートフォンアプリによる決済が可能となっています。また、デジタル化の基盤となるマイナンバーカードの普及率は、30.6%（令和3年1月1日現在）と、県内市町でも高い水準にあります。

引き続き、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画において、重点的取組事項とされる自治体情報システムの標準化や共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などを着実に進めていく必要があります。

(7) 厳しさを増す地方財政

世界規模で拡大する新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の経済は極めて深刻な打撃を受けています。地方財政においても、社会保障関係費等が増加する中、厳しい歳出抑制を行いながらも財源不足が生じる状況にあります。さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、拡大収束後の地域経済等への支援に取り組む必要もあり、今後とも、より厳しい状況が続くことが見込まれています。

地方公共団体においては、こうした厳しい状況下においても、感染症対策はもとより、地方創生に向けた取組、福祉・医療・教育の充実、激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策などを講じていく必要があります、地方税収をはじめ必要な地方財源を確保していくことが課題となっています。

本市では・・・

予算編成の手法として一般財源配分方式を導入し、収入の規模に見合った財政構造への転換を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の財政見通しは不透明であり、状況がさらに厳しくなることも見込まれます。このため、引き続き、選択と集中による財源の有効活用に努めながら、社会経済状況の急激な変化にも対応できる、健全かつ持続可能な財政基盤の確立が求められています。

(8) 持続可能な都市への転換

昭和40年代から50年代の人口増加や高度経済成長を背景に、全国的にも小・中学校や公営住宅など多くの公共施設が整備されました。こうした施設も建設から約50年が経過し、一斉に更新の時期を迎えるなど、施設の老朽化とともに更新費用に係る財政負担が大きな課題となっています。国においては「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公共団体とともに、建物をはじめ道路や橋梁などインフラ施設の老朽化対策に取り組むこととしています。

また、かつての都市形成では、人口増加を背景に郊外開発が進み、市街地が拡散していました。今後、人口減少の進展に伴い、一定の人口密度に支えられてきた医療や福祉、商業といった生活サービスの提供が困難になることが予測され、これからの都市のあり方として、誰もが健康で快適な生活基盤の確保と持続可能な都市経営が求められています。

本市では・・・

次世代に大きな負担を残さないよう、将来を見据えた長期的な視点で、真に必要な公共施設の量と質の最適化等を進めるため、「光市公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設マネジメントに取り組んでいます。

本市が直面する人口課題から想定されるまちの将来像を見据えながら、公共施設や都市そのものを戦略的に縮小していくことも踏まえ、「光市立地適正化計画」に基づく都市機能の集約と連携の考え方とともに「多核連携によるコンパクトな都市」の実現を目指しています。

今後とも、高齢者も歩きやすく健康で快適な生活基盤を確保するとともに、子育て世代にとっても魅力的なまちづくりを進めるため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく公共交通ネットワークと連携したコンパクトシティの推進が求められています。

第3章 まちづくりの成果と市民の意識

1 第2次光市総合計画の成果と評価

第2次光市総合計画では、目指す将来像を実現するために設定した6つの基本目標の達成に向け、PDCAサイクルに基づく検証と改善につなげるための「ゆたかさ指標」や「成果指標」を掲げるとともに、総合計画評価書による指標の客観的な評価により、「ゆたかな社会」の実現に向けた取組を進めてきました。

「ゆたかさ指標」は、重点目標ごとに、市民アンケートで得られる満足度の加重平均値①をもとに算出した12の「市民満足指標②」と、「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる成果目標のうち、満足度に関する指標を除いた8つの目標である「創生指標」をもって構成します。

ここでは、第2次光市総合計画に基づく5年間の主な成果を示すとともに、毎年度実施している市民アンケートによる市民意識の満足度や重要度の推移によって、客観的な評価を行います。

○市民満足指標の算出方法

		2点	1点	0点	-1点	-2点	加重 平均値	市民満 足指標
重点目標		満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満		
○ 個別評価項目その1	a～eは、市民アンケートの回答数	a	b	c	d	e	①	②
○ 個別評価項目その2		a	b	c	d	e	①	
○		...	...	...	...	...	...	

① 加重平均値

市民アンケートの結果を基に、次の数式により満足度を数値化したものです。

$$\{(a \times 2 \text{ 点}) + (b \times 1 \text{ 点}) + (c \times 0 \text{ 点}) + (d \times -1 \text{ 点}) + (e \times -2 \text{ 点})\} \div (a + b + c + d + e)$$

② 市民満足指標

別評価項目ごとに算出した加重平均値①の単純平均により算出します。

$$(\text{①} + \text{①} + \dots) \div \text{個別評価項目の個数}$$

○市民満足指標の目標値の設定方法

市民満足指標は、満足が100%のときに「2.00」、不満が100%のときに「-2.00」となります。第2次光市総合計画の5年間においては、満足度の上昇や不満度の解消により現時点の指標からの上昇を目指し、「ゆたかな社会」に向けて着実に歩みを進めるため、平成28年度の満足状況から10%の人が1段階上位に改善したときの数値を目標値として掲げています。

(※目標値の設定方法のイメージは次頁を参照)

《 例 》：平成 28 年度のある項目の満足度の近況値から、令和 3 年度の目標値を設定 》

※回答総数 100 と仮定

H28 アンケート結果	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
	10	20	50	10	10

【市民満足指標 = $((10 \times 2 \text{ 点}) + (20 \times 1 \text{ 点}) + (50 \times 0 \text{ 点}) + (10 \times (-1 \text{ 点})) + (10 \times (-2 \text{ 点}))) / 100 = \mathbf{0.10}$ 】
 (近況値)



目標値は、近況値のうち、「満足」と回答した人を据置きとし、「やや満足」・「どちらともいえない」・「やや不満」・「不満」と回答した人のそれぞれ 10%の人が 1 段階上の階層に満足度を上げると想定して算出

R3 目標	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
	12	23	46	10	9
(合計) ↑	↑	↑	↑	↑	↑
H28 アンケート結果	10	20	50	10	10
◎ 1 段階下から増	2 (=20×10%)	5 (=50×10%)	1 (=10×10%)	1 (=10×10%)	0
1 段階上へ	0	-2 (=-(20×10%))	-5 (=-(50×10%))	-1 (=-(10×10%))	-1 (=-(10×10%))

【市民満足指標 = $((12 \times 2 \text{ 点}) + (23 \times 1 \text{ 点}) + (46 \times 0 \text{ 点}) + (10 \times (-1 \text{ 点})) + (9 \times (-2 \text{ 点}))) / 100 = \mathbf{0.19}$ 】
 (目標値)

(1) 基本目標 1 限りない市民力・地域力がゆたかに花開くまち

ア 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の主な成果

重点目標 1 地域の活性化のために

- 市民の主体的な地域づくりへの参画と活性化を図るため、「アダプト・プログラム（里親制度）」のほか、地域の多様な課題について市民や団体等の発想を活かし市民と行政とが力を合わせて課題の解決に取り組む「協働事業提案制度」を導入し、協働型の地域づくりの具現化に取り組みました。
- 地域の行動計画となるコミュニティプランについて、中山間地域を中心に7地域で策定されました。また、コミュニティプランを策定した地域の課題解決に向けた支援策の一つとして、平成30年7月より「地域おこし協力隊」が東荷地区に着任し、空き家等を活用した企画と実践活動を実施しました。また、令和3年7月より伊保木地区にも隊員が着任しました。
- 地域コミュニティ活動の活性化に向けた拠点施設として、これまでの大和コミュニティセンター、大和支所及び図書館大和分館の機能を集約した新たな「大和コミュニティセンター」を整備するとともに、老朽化が著しい東荷及び塩田コミュニティセンターについては、近隣の学校施設との複合化を実施しました。

重点目標 2 市民力向上のために

- 第2次光市生涯学習推進プランに基づき、市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、だれでも、自主的、自発的に学ぶことのできる学習機会の提供に努めました。また、生涯学習センターでは、市民ニーズと必要課題を踏まえ、おおむね60歳以上を対象に「ひかり高年者生きがいセミナー」やふるさと学習の推進の一環として「光市史セミナー」を開催するなど、様々な学習機会の充実に努めました。
- 幼い時から本に親しみ読書の楽しさを親子に伝えるとともに、読書を通じて親子のふれあいを深め、子どもの健全な成長を図るため、平成31年4月より、乳児（生後2か月）に絵本を配布する「ブックスタート事業」を開始しました。
- 平成28年度から3年間、市内在住の重要無形文化財保持者（人間国宝）の山本晃氏による特別授業を市内中学校で開催するなど、多様な文化財や歴史的資源を次世代へ継承するとともに、ふるさとへの誇りや愛着を持てる機運の醸成を図りました。
- 明治維新150年に向けた機運の醸成を図るため、近代国家の礎を築いた初代内閣総理大臣伊藤博文公の生涯や業績を全4編の連続ドラマとして描いた「伊藤ドラマ」を開催するとともに、紅葉最盛期に伊藤公資料館周辺のもみじやイチョウを「光」で演出するライトアップを行いました。また、伊藤公資料館のシアターホール映像のリニューアルを行いました。
- 本市を象徴する白砂青松の虹ヶ浜海岸の風光明媚な自然を活用したランニングイベントとして、「ビーチラン Hikari」を実施しました。
- 「光市人権施策推進指針」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、人権施策に関する総合的、効果的な取組を推進しました。
- 「第3次光市男女共同参画基本計画」に基づき、男女が共に活躍し、一人ひとりの個性と能力が輝く豊かなまちを目指し、総合的な施策の展開を図りました。

イ ゆたかさ指標（市民満足指標）

指 標 名	策定時 (H28)	近況値 (R3)	目標値 (R3)	進捗率
重点目標 1 地域の活性化のために	0.07	0.12	0.17	50.0%
重点目標 2 市民力向上のために	0.18	0.21	0.28	30.0%

(策定時)							市民満足指標	(近況値)						
重点目標 1 地域の活性化のために	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重平均値		満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重平均値	市民満足指標
○ 地域コミュニティ活動に対する支援	3.4	17.7	68.9	7.0	3.0	0.12		3.7	19.3	69.2	6.5	1.4	0.17	0.12
○ 市民団体やNPOなどの育成	2.3	7.8	81.7	6.4	1.8	0.02		2.3	10.2	81.1	4.9	1.5	0.07	

※市民アンケート結果は、策定時と近況値の比較のため、%で記載しています。（以下の項目も同様）

(策定時)								(近況値)							
重点目標 2 市民力向上のために	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重 平均値	市民満足指標		満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重 平均値	市民満足指標
○ 生涯学習の充実	5.9	18.9	67.6	6.3	1.3	0.22	0.18	→	4.0	20.2	68.2	5.7	1.9	0.19	0.21
○ 文化・芸術活動の振興	3.9	19.7	69.8	4.9	1.6	0.19			4.8	21.4	68.6	4.0	1.2	0.25	
○ 文化財の保存・活用	4.5	22.1	67.6	4.2	1.5	0.24			5.6	22.3	66.2	4.5	1.4	0.26	
○ スポーツの振興	4.1	21.9	66.4	6.3	1.3	0.21			4.8	23.6	64.6	5.4	1.6	0.25	
○ 男女共同参画の推進	2.3	10.0	79.0	7.0	1.7	0.04			3.3	14.5	75.1	5.8	1.4	0.12	

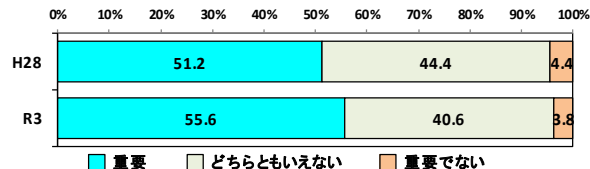
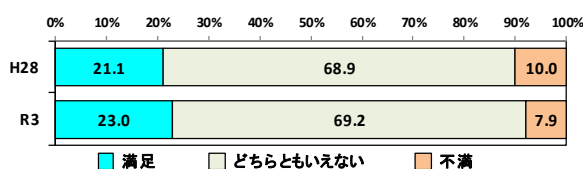
【満足度と重要度の推移（H28-R3）】

- ※ 「満足」（不満）は、「満足」（不満）と「やや満足」（やや不満）を合わせた割合
 ※ 「重要」（重要でない）は、「重要」（重要でない）と「どちらかという重要」（どちらかという重要でない）を合わせた割合

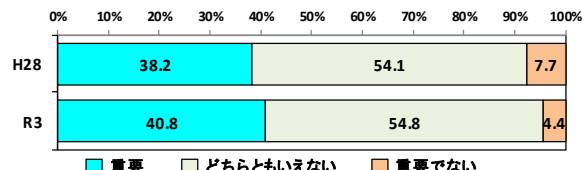
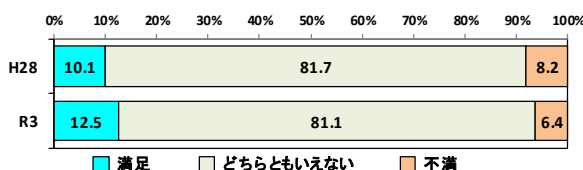
（満足度）

（重要度）

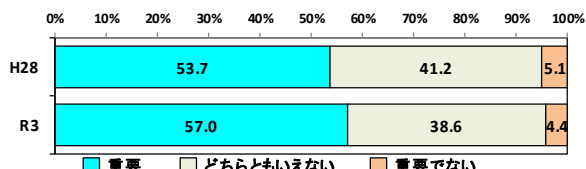
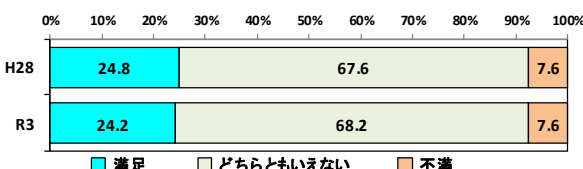
地域コミュニティ活動に対する支援



市民団体やNPOなどの育成



生涯学習の充実

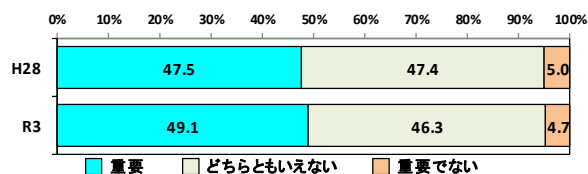
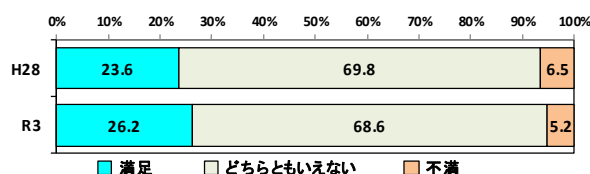


【満足度と重要度の推移（H28-R3）】

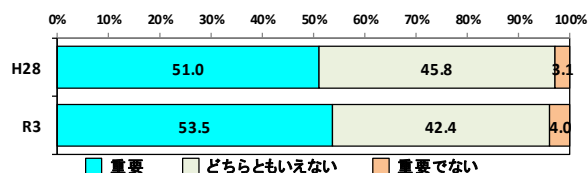
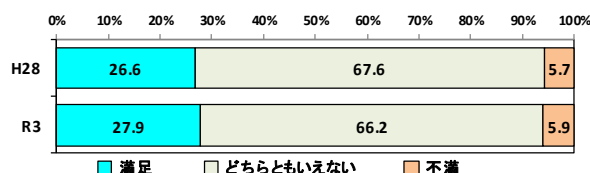
（満足度）

（重要度）

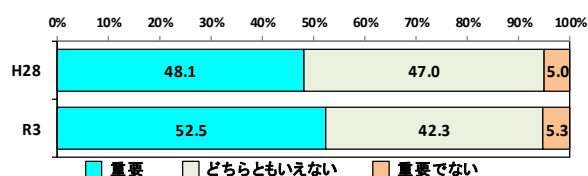
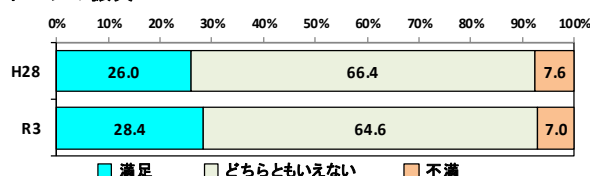
文化・芸術活動の振興



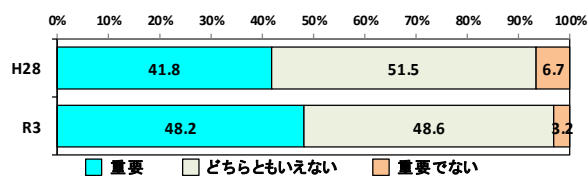
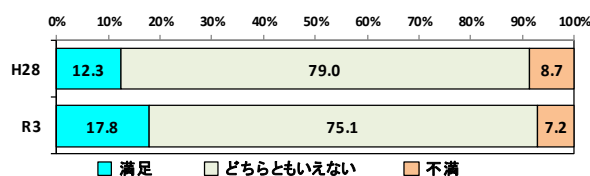
文化財の保存・活用



スポーツの振興



男女共同参画の推進



ウ 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の評価

- 「地域コミュニティ活動に対する支援」については、満足度は同水準にあり、重要度は増加しています。引き続きコミュニティ推進基本方針で掲げる「地域自治の実現」に向け、市民の主体的な参加を後押しするとともに、必要な支援を継続的に行う必要があります。
- 「市民団体やNPOなどの育成」については、満足度は増加し、重要度は同水準にあります。「新しい公共」の担い手やまちづくりの要となる人材の育成や確保は重要な課題であり、引き続き、市民意識の醸成をはじめ、市民活動に関する相談体制、情報提供の充実が求められます。
- 「生涯学習の充実」については、満足度は同水準にあり、重要度は増加しています。よりの確な市民ニーズの把握とともに、魅力的な学習講座の提供や地域全体での学習活動の活性化など、幅広い学習機会の充実に取り組んでいく必要があります。
- 「文化・芸術活動の振興」、「文化財の保存・活用」、「スポーツの振興」については、満足度・重要度ともに増加しています。文化やスポーツ活動は、仲間づくりや健康寿命の延伸にもつながり生活に潤いを与えるものであることから、引き続き、市民の関心を高める取組を進める必要があります。
- 「男女共同参画の推進」については、満足度・重要度ともに増加しており、今後も継続して取り組む必要があります。

「ゆたかさ指標（市民満足指標）」については、「地域の活性化のために」「市民力向上のために」のいずれも策定時から増加していますが、進捗率は50%以下であるため、地域コミュニティ活動に対する支援や生涯学習の充実を図るなど、さらなる取組と対策が求められます。

(2) 基本目標2 ゆたかな人間性と可能性を大切にし心温かい人が育つまち

ア 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の主な成果

重点目標1 安心して子どもを生み育てるために

- 結婚を望む市民の出会いの場となる交流イベントやパーティーの開催団体等に必要な経費を助成し、婚姻の希望を叶える支援とともに、本市への移住・定住を促進する「出会いの場創出促進事業」を実施しました。また、結婚に至った夫婦の門出を祝福し、新生活を支援する「結婚新生活支援事業」を実施しました。
- 「おっぱい都市宣言」のまちとして、「みつめ だきしめ かたりあう」をテーマに毎年8月に開催する「おっぱいまつり」をはじめとする様々な子育て支援施策を総合的かつ計画的に実施しました。
- 中学生がいのちの授業や乳幼児とのふれあい等を通して、赤ちゃんの可愛さや命の尊さを実感し、自身や他者への愛着の感情を深める「未来のパパママ応援事業」を実施しました。
- 本市の独自施策として、高等学校修了前の児童生徒を対象とした入院医療費の助成をはじめ、小学校1年生から中学校3年生までの通院医療費（歯科・調剤含む）を助成する「子ども医療費助成制度」を実施しました。また、乳幼児・子ども医療費助成制度において中学校3年生まで所得制限を撤廃するなど、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備しました。
- 安全で安心できる保育環境を実現するため、光市公立保育所施設耐震化推進計画に基づき耐震改修工事を行うなど、平成30年度末をもって、全ての公立保育所施設の耐震化を完了しました。
- 平成29年度から、つるみ幼稚園及びやよい幼稚園に3年保育を導入し、平成30年度に、やよい幼稚園1園とする公立幼稚園の再編を行いました。また、公立幼稚園の保育料を見直し、令和元年度から私立幼稚園と同額に改定しました。
- 保護者が昼間、就労等により家庭にいない児童を保育するサンホームの運営について、平成29年度から対象児童を小学校6年生まで拡充しました。また、保育時間を平日19時まで延長するなど、きめ細かな保育に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策における小学校の臨時休業期間中は、国の要請に基づき、サンホームの開所時間を延長して児童の受入れを行いました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対して、さらなる生活支援を実施するため、「令和2年度光市子育て世帯への臨時特別給付金（国事業）」に上乗せして給付する「おっぱい育児応援給付金」を支給しました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親家庭を支援するため、国の給付金に先駆けて、「ひとり親家庭応援給付金」を支給しました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、特別定額給付金の基準日以後に誕生し、新たに市民となる子どもの家庭に10万円を給付する「赤ちゃん応援給付金」を支給しました。

重点目標2 人間性を育み可能性を高めるために

- 平成29年3月に策定した「光市教育大綱」の基本理念や教育目標等を具体的、計画的に推進するため、平成30年3月に「光市教育振興基本計画」を策定しました。

- 授業や多様な場面でのALT（外国語指導助手）の積極的な活用や英語体験型ワークショップの実施など、児童生徒のコミュニケーション能力の向上とともに、グローバル化に対応した外国語教育「イングリッシュプラン光」の実践に取り組みました。
- 特別な配慮を要する児童生徒への学習指導や生活指導の補助をはじめ、個別指導を行う支援員「光っ子サポーター」を各校に配置するなど、児童生徒一人ひとりへきめ細かな支援を行いました。
- 地方創生の取組の一環である「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に参画し、県内の高等教育機関及び民間企業等との連携を図りながら、地域人材の育成と若者の地元定着などに取り組みました。
- 魅力のある学校、望ましい教育環境の提供に必要な基本的な方向性を示すため、平成30年3月に「光市立学校の将来の在り方に係る基本構想」を策定しました。
- 学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を実現しつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保し、教育環境の向上を図るため、令和3年3月に「光市学校施設長寿命化計画」を策定しました。
- 快適に学べる教育環境の整備・充実を図るため、市立小中学校の全ての普通教室に空調設備を整備するとともに、学校施設の安全性や快適性を確保するため、トイレの洋式化を中心とした改修工事を加速化して実施しました。また、水銀灯を使用している体育館について、省エネで明るく使いやすい施設とするため、また、避難所としての機能向上のため、調光機能付きのLED照明を整備しました。
- 将来にわたる安定的な学びを確保するため、国の「GIGAスクール構想」に呼応し、児童生徒1人に1台のタブレット端末を整備するなど、個別最適化された学びの実現を図りました。また、分散授業等にも活用できる大型テレビを全ての通常学級に整備し、遠隔学習を行うための配信機器を各小中学校に整備するなど、新型コロナウイルス感染症対策と合わせて教育のICT化に努めました。
- 15歳は地域の担い手を合言葉に、学校・家庭・地域が「めざす子ども像」を共有しながら、学校運営協議会を中心に、全ての小中学校でコミュニティ・スクールを推進するなど、社会総掛かりによる教育の実践に取り組みました。
- 全ての保護者が安心して家庭教育を行えるように支援するため、学校区毎に家庭教育支援チームを設置し、子育て講座や子育てサロン等を実施しました。
- 伊藤公が残した功績の一つである英語の必要性や英語による表現の重要性を継承し、英語による表現力やコミュニケーション能力の向上を図るため、「伊藤公カップ英語スピーチコンテスト」を開催しました。令和元年度には、10回開催を記念して「日の丸演説の部」を創設しました。
- 外国人住民に伝わりやすい「やさしい日本語」の普及や日本語教室のモデル的な開催を通して、外国人住民と地域住民が交流する機会を創出し、多文化共生の機運の醸成に努めました。
- 日本語指導が必要な外国人児童に対して、学校での生活や学習に適応できるよう日本語の初期指導を行うとともに、日本人と外国人の子どもが共に学ぶ環境を創出し、多文化共生社会に向けた人材育成を図る「日本語学習支援事業」を開始しました。

イ ゆたかさ指標（市民満足指標）

指 標 名	策定時 (H28)	近況値 (R3)	目標値 (R3)	進捗率
重点目標 1 安心して子どもを生み育てるために	0.23	0.34	0.32	122.2%
重点目標 2 人間性を育み可能性を高めるために	0.22	0.22	0.32	0.0%

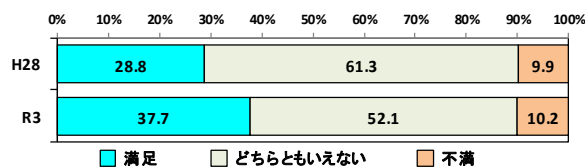
(策定時)									(近況値)							
重点目標 1 安心して子どもを生み育てるために	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重平均	市民満足指標	→	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重平均	市民満足指標	
○ 子育て支援対策の充実	7.0	21.8	61.3	6.7	3.2	0.23	0.23		8.8	28.9	52.1	7.8	2.4	0.34	0.34	

(策定時)								(近況値)							
重点目標 2 人間性を育み可能性を高めるために	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重平均値	市民満足指標	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重平均値	市民満足指標	
○ 学校教育の充実	8.7	28.0	55.1	6.7	1.5	0.36	0.22	10.3	29.3	52.5	5.5	2.3	0.40	0.22	
○ 高校・高等教育の充実	8.3	23.8	58.7	7.7	1.5	0.30		8.0	22.3	55.8	10.2	3.7	0.21		
○ 在住外国人との交流や国際交流の推進	2.0	7.7	82.0	5.6	2.7	0.01		2.0	9.3	81.0	6.3	1.4	0.04		

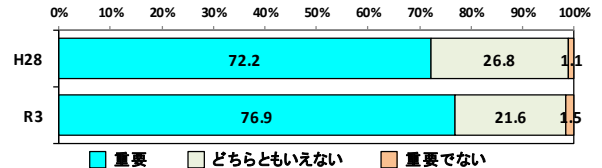
【満足度と重要度の推移（H28-R3）】

（満足度）

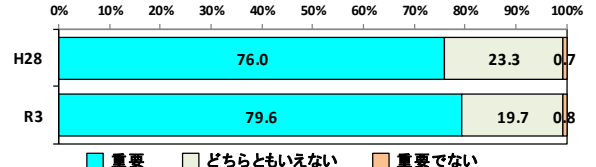
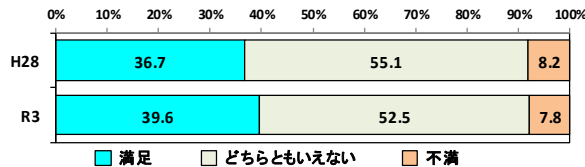
子育て支援対策の充実



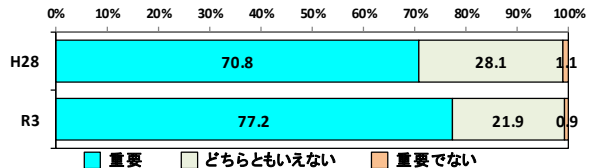
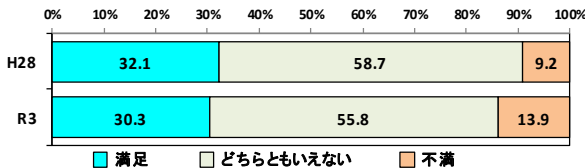
（重要度）



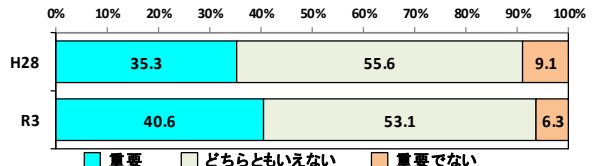
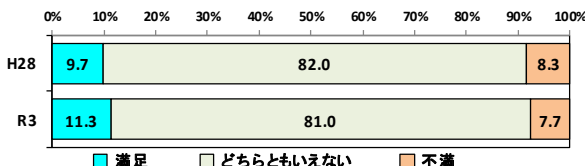
学校教育の充実



高校・高等教育の充実



在住外国人との交流や国際交流の推進



ウ 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の評価

- 「子育て支援対策の充実」「学校教育の充実」については、満足度・重要度ともに増加しています。重要度は特に高水準にあり、今後も質の高い子育て支援施策や教育施策を総合的に展開していく必要があります。
- 「高校・高等教育の充実」については、満足度は同水準であり、重要度は増加しています。現行の各種支援を進めていく必要があります。
- 「在住外国人との交流や国際交流の推進」については、満足度は同水準であり、重要度が増加しています。外国人住民と地域住民のコミュニケーションを支援するなど、異なる文化や価値観に触れる機会づくりに努めていく必要があります。

「ゆたかさ指標（市民満足指標）」のうち、「安心して子どもを生み育てるために」は、目標を達成したため、おおむね順調にまちづくりが進んでいると考えられます。

また、「人間性を育み可能性を高めるために」は、策定時と同じ水準であるため、学校教育や国際交流の充実など、さらなる取組と対策が求められます。

(3) 基本目標3 安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち

ア 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の主な成果

重点目標1 心ゆたかに暮らすために

- 光市社会福祉協議会と連携しながら、みんなが笑顔で支え合う、心ゆたかな福祉のまちを目指すため、「第3期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」に基づき、地域を支える人材の養成をはじめ、支援が必要な人を見守る仕組みづくり、共に支え合う地域づくりを推進しました。
- 健康づくりに取り組む動機づけとして、県が実施する「やまぐち健康マイレージ事業」と協働し、健康診断等の受診や健康教室、イベント等への参加などにポイントを付与し、協力店にて特典が受けられる「光健康マイレージ事業」を実施しました。
- 若い世代の朝食の欠食に着目した「光市朝ごはん部」(facebook を利用した仮想の部)を平成30年度に設立し、朝ごはんに関する情報や感想、取組を集約・発信するとともに、食育の推進を図りました。
- 携帯電話やスマートフォンで可能なセルフメンタルチェックとともに、相談窓口の情報も入手できる「こころの体温計」について、光市ホームページにおいて継続的に実施するなど、こころの健康の啓発を行いました。
- 平成24年10月にオープンした「三島温泉健康交流施設 ゆーぱーく光」の管理運営に指定管理者制度を活用し、そのノウハウを活かした教室等の開催やサービスの向上に努め、平成29年9月には来館者数50万人、令和2年11月には来館者数80万人を達成しました。
- 高齢者と地域住民のつながりを大切に、互いに支え合える環境づくりを進めるため、介護、福祉、医療サービスと必要な生活支援サービスを継続的、包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進し、高齢者の生活支援体制の整備とともに、介護予防サービスの情報提供を行いました。
- 地域包括ケアシステムの中核機関となる地域包括支援センターについて、令和3年度から直営での基幹型センターと東部圏域・西部圏域に各1か所の委託センターの複数設置とし、機能強化を図りました。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、民生委員児童委員や福祉員、老人クラブ等による見守り活動に加え、民間事業者とも連携した「光市高齢者見守り活動」を実施しました。
- 災害時に自力での迅速な避難が困難で、支援を必要とするひとり暮らしの高齢者等を把握し、災害時の要援護者名簿の作成等を行う「災害時要援護者把握事業」を実施し、地域での助け合いの仕組みづくりへ活用を促すなど、災害時に機能する支援体制づくりに向け情報の活用に努めました。
- 障害のある人と障害のない人がお互いを理解し合える共生社会の実現を目指し、市立中学校での「ふれあい促進事業」や市民を対象とした「あいサポーター養成研修」等を開催しました。また、緊急時の連絡先や必要な支援等を記載できる「ヘルプカード」を作成、配布するなど、災害時や普段の生活での支援や配慮を受けやすい仕組みづくりを進めました。

- 平成 29 年度から新築工事を進めてきた光総合病院は、地域の急性期医療の中核病院として、令和元年 5 月に移転・開院し、良質で安全、心温まる医療の提供に努めています。また、大和総合病院は、慢性期、回復期、在宅医療などの医療機能の充実を図りました。
- 経済的困窮に加え、精神的、家庭的、社会的孤立など複合的な要因により、生活困窮者が抱える課題を包括的に受け止める相談窓口を設置するとともに、困窮状態からの早期自立を目指した「光市生活困窮者自立支援事業」を、光市社会福祉協議会に委託して実施しました。

重点目標 2 安全・安心に暮らすために

- 自主防災組織の活動の活性化やリーダーとなる人材の育成を図るため、防災士資格を持つ光市自主防災組織アドバイザー等を防災講座などに講師として派遣する「光市自主防災組織アドバイザー等派遣事業」を開始しました。
- 効果的なハザードマップの活用を目指して、インターネット上で土砂災害の警戒区域や島田川洪水、津波、高潮の浸水想定区域を航空写真上にわかりやすく表示した、Web 版ハザードマップを公開しました。
- メール配信、防災広報ダイヤルなどに加え、Ｌアラートを活用したテレビ、ラジオへの配信及び防災情報電話通知サービスを開始し、災害時における情報伝達手段の多重化を進めました。
- 平成 30 年 7 月豪雨災害の教訓を踏まえ、避難所環境の整備や防災倉庫の再整理などに取り組むとともに、円滑な避難所運営を図るため、避難所運営マニュアルを策定しました。
- 大規模災害時の県内市町間の相互応援を見据え、県主導により、罹災証明等の発行に関して、県内統一となる被災者支援システムを導入しました。
- 山口県消防防災ヘリコプターの機体更新に伴い、旧牛島小中学校の離着陸場の使用が困難となったことから、牛島島民の安全・安心で持続可能な生活を支援するため、牛島八幡宮前に新たな離着陸場を移転整備しました。
- 国土強靱化基本法に基づき、本市における強靱化を総合的かつ計画的に取り組むため「光市国土強靱化地域計画」を策定しました。
- 平成 30 年 7 月豪雨災害の復旧事業を優先するため、市役所本庁舎の耐震化に向けたあり方の検討を凍結しましたが、一方で本庁舎の防災指令拠点機能の強化策として新たな防災指令拠点施設を整備することとし、早期整備に向けた取組を進めました。
- 令和元年 7 月から、県が設置した医師や看護師による電話相談窓口「救急安心センター（＃7119）」の運営に本市も参画し、救急車の適正利用や医療機関への適切な受診につなげる取組を進めました。
- 光警察署等関係機関との連携や道路パトロール、住民からの情報提供等を基に交通事故の多発・危険箇所を抽出するとともに、区画線の設置や道路反射鏡の整備など、交通安全施設の充実に努めました。
- 少子高齢化の進行等を背景に、増加傾向にある空き家等の適切な維持管理に加え、地域の住環境の整備や治安・景観の悪化を防ぐため、「空家等対策計画」を策定し、空き家等の適切な管理とともに、新たな発生を抑制する取組を進めました。

イ ゆたかさ指標（市民満足指標）

指 標 名	策定時 (H28)	近況値 (R3)	目標値 (R3)	進捗率
重点目標 1 心ゆたかに暮らすために	0.14	0.31	0.23	188.9%
重点目標 2 安全・安心に暮らすために	0.29	0.36	0.39	70.0%

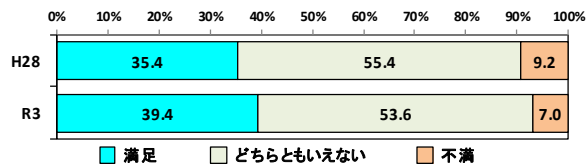
(策定時)								(近況値)							
重点目標 1 心ゆたかに暮らすために	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重 平均値	市民満足 指標	→	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重 平均値	市民満足 指標
○ 健康づくりの推進	6.3	29.1	55.4	7.7	1.5	0.31	0.14		8.4	31.0	53.6	5.9	1.1	0.40	0.31
○ 高齢者福祉対策の充実	6.1	20.6	56.4	12.6	4.3	0.12			7.9	26.8	51.8	10.6	2.9	0.26	
○ 障害者福祉対策の充実	5.6	14.5	67.2	9.8	2.9	0.10			6.7	22.0	62.6	6.0	2.8	0.24	
○ 地域医療対策の充実	5.6	27.0	39.3	19.4	8.7	0.01			10.4	37.8	32.3	14.2	5.4	0.34	

(策定時)								(近況値)							
重点目標 2 安全・安心に暮らすために	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重 平均値	市民満足 指標	→	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重 平均値	市民満足 指標
○ 地震・台風等の災害対策の充実	4.6	19.0	60.0	13.1	3.3	0.09	0.29		5.9	25.5	51.9	13.0	3.7	0.17	0.36
○ 消防・防災体制の充実	13.8	38.6	42.3	3.8	1.5	0.59			16.0	42.2	37.4	2.9	1.4	0.69	
○ 防犯対策の充実	7.0	29.1	54.2	7.7	1.9	0.32			9.2	32.3	48.9	7.2	2.3	0.39	
○ 交通安全対策の充実	8.4	29.8	50.2	8.8	2.7	0.32			8.1	33.9	45.7	9.4	3.0	0.35	
○ 消費生活相談の充実	3.9	15.0	75.0	4.4	1.7	0.15			5.3	18.6	68.9	5.0	2.2	0.20	

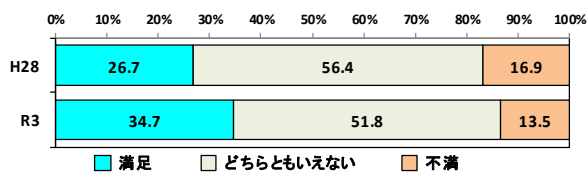
【満足度と重要度の推移（H28-R3）】

（満足度）

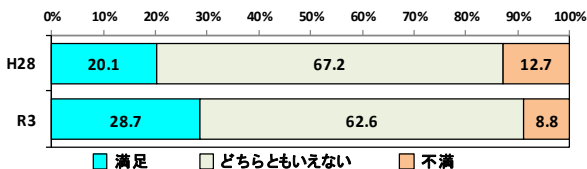
健康づくりの推進



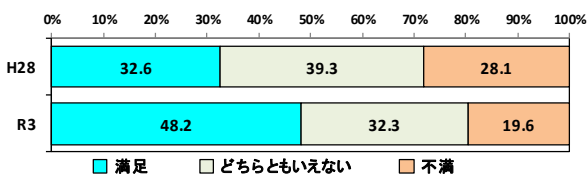
高齢者福祉対策の充実



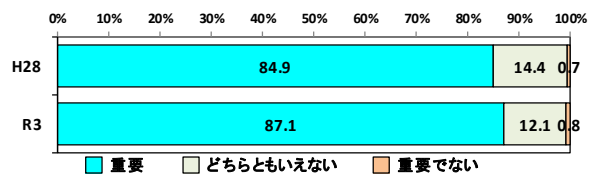
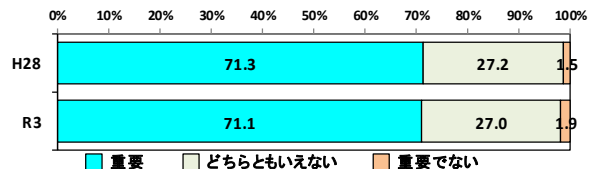
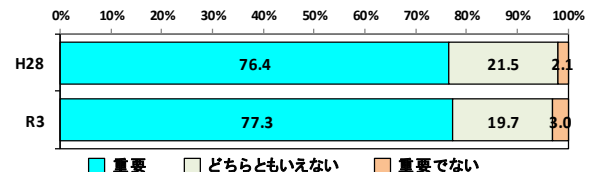
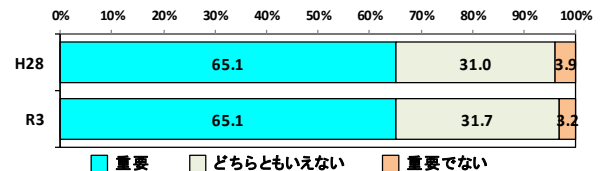
障害者福祉対策の充実



地域医療対策の充実



（重要度）

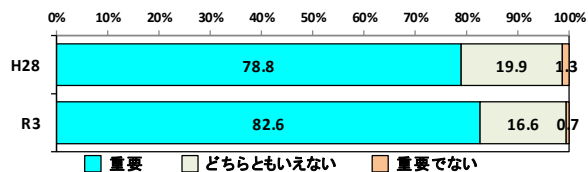
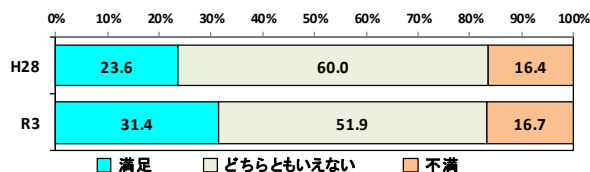


【満足度と重要度の推移（H28-R3）】

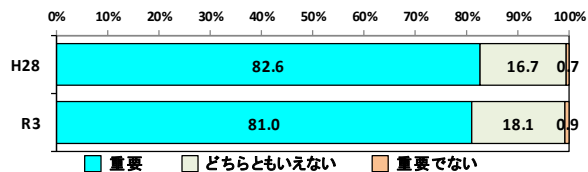
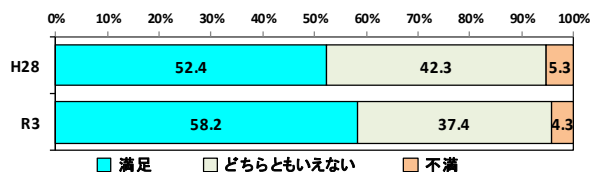
（満足度）

（重要度）

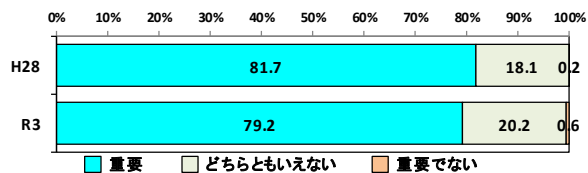
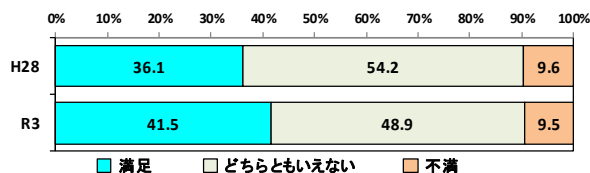
地震・台風等の災害対策の充実



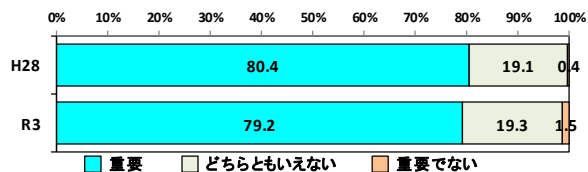
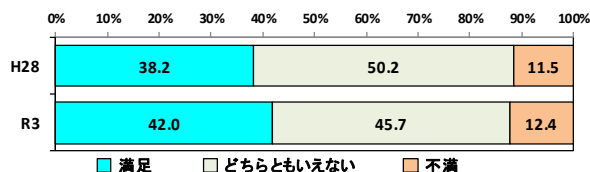
消防・防災体制の充実



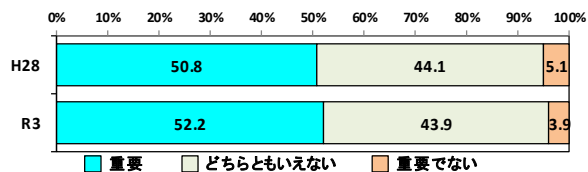
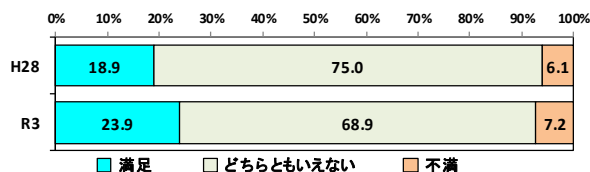
防犯対策の充実



交通安全対策の充実



消費生活相談の充実



ウ 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の評価

- 「健康づくりの推進」について、満足度は増加し、重要度は同水準にあります。引き続き、健康づくりに対する市民ニーズを適切に見極めた上で施策を進めていく必要があります。
- 「高齢者福祉対策の充実」や「障害者福祉対策の充実」は、満足度が増加し、重要度が高水準であるため、引き続き多様なニーズに対応できるきめ細やかなサービスを展開していく必要があります。
- 「地域医療対策の充実」については、満足度は大幅に増加し、重要度も増加しています。今後も、2つの市立病院を中心として、充実した医療を地域に提供していく必要があります。
- 「地震・台風等の災害対策の充実」については、満足度・重要度ともに増加しています。災害が全国的に大規模化、多発化する中、平成30年7月豪雨災害の教訓を踏まえ、防災の基本である自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、引き続き防災・減災の取組を進める必要があります。
- 消防・防災体制や防犯対策、交通安全対策など、安全・安心に関する満足度は増加しています。重要度が高い水準にあるため、引き続き取り組んでいく必要があります。

「ゆたかさ指標（市民満足指標）」のうち、「心ゆたかに暮らすために」は、目標を達成したため、おおむね順調にまちづくりが進んでいると考えられます。

「安全・安心に暮らすために」も策定時から増加していますが、進捗率が 70%であるため、引き続き、市民の安全・安心な暮らしの満足度を高める施策の展開が求められます。

(4) 基本目標4 自然と都市が潤いゆたかに調和したまち

ア 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の主な成果

重点目標1 自然を守り育てるために

- 令和元年8月に、本市で開催した「全国自然敬愛サミット 2019」において、自然と共生し、持続可能で活力あるまちの創造を誓った「光宣言」を行うとともに、自然敬愛の精神を全国に向けて発信しました。
- 青少年の地域貢献をはじめ、自然敬愛への自覚と意識の高揚を目的に、市民総ぐるみの環境美化活動である「クリーン光大作戦」を実施しました。
- 市内の小学生（低学年）を対象に、森や川といったフィールドにおいて「遊び」を通じた自然体験学習会「ひかりエコくらぶ」を開催し、次代を担う子どもたちに対して主体的な活動を促すとともに、環境保全意識の醸成を図りました。
- 光市の美しい自然環境を体感しながら、マップを片手にウォーキングを楽しむ「ひかり環境・健康ウォーキングマップ」の啓発とともに、地図上での日本一周踏破を目指した「光のあるくロードウォーキングラリー」を実施するなど、ウォーキングの取組を進めました。
- 「光」の名を有するまちとして、環境にやさしく明るいまちの象徴となるLEDの活用を積極的に進めるため、住宅へのLED照明の導入補助である「省エネ生活普及促進事業（エコライフ補助金）」を行うなど、普及促進を図りました。
- 住宅への省エネルギー設備（太陽熱利用システム、二重サッシなど）の設置に対して「省エネ生活普及促進事業（エコライフ補助金）」を行い、地球環境に負荷の少ないライフスタイルの普及促進を図りました。
- 市民の譲りたいもの、譲って欲しいものの情報を市で集約し、ホームページや広報で紹介する「リユースネットひかり」をはじめ、幼児用品・育児用品に特化した「リユースキッズひかり」を実施し、ごみの減量化に努めました。
- 紙製容器包装の再資源化を促進するため、紙製容器包装の回収を行う保育園、幼稚園、小中学校に回収ボックスを提供し、全小中学校での回収を行い、可燃ごみの減量化、雑がみ類の再資源化を図りました。
- 将来にわたり快適で衛生的な生活環境を整えるとともに公共用水域の水質を保全していくため、下水道事業の経営基盤の強化を目指し、令和2年度より地方公営企業法の一部を適用して、従来の官庁会計から公営企業会計に移行しました。

重点目標2 快適に暮らすために

- 人口減少や少子高齢化が進む中においても生活利便性が高く、持続的に成長する「多核連携によるコンパクトな都市」の実現に向けて、都市再生特別措置法に基づく「光市立地適正化計画（居住誘導区域を除く）」を策定しました。
- 光駅周辺地区を取り巻く大きな環境の変化に適切に対応し、本市の玄関口にふさわしい魅力ある都市空間づくりに向け、「光駅周辺地区拠点整備基本構想」を策定しました。また、駅舎を含む南北自由通路及び南・北両駅前広場の整備の方針や内容等を定める「光駅拠点整備基本計画」を策定し、整備の具現化に向けて取り組みました。

- 「光市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期点検や補修等を実施したほか、市道の舗装改修や側溝の整備・補修を行いました。
- 利用者の利便性の向上や交通結節機能の充実を図るため、路線バスが光駅や島田駅の構内に乗入れを開始するとともに、光総合病院の移転新築に伴う市民の移動ニーズに対応するため、新しい光総合病院への乗入れを開始しました。
- 地域の実情に応じた持続可能で効率的・効果的な市営バスの運行サービスを提供するため、ユニバーサルデザインに配慮したワゴン車タイプの市営バスを導入しました。
- 「光市景観計画」や法令に基づき、建築行為や開発行為などの行為の規制誘導を図り、良好な景観の形成を推進しました。また、市民の景観に関するさらなる意識の高揚などを目的に、ふるさと自慢となる自然景観を広く募集し、「ふるさとひかりの景観 10 選」を選定しました。
- 市営溝呂井住宅の移転建替えとして、岩田駅周辺地区に新たな公営住宅を県と協働で建設しました。
- 安全な飲料水を供給するため、塩田地区の一部地域へ新たに上水道の整備を行い、令和元年 9 月から、安定したおいしい水の供給を開始しました。
- 牛島で暮らす市民の唯一の移動手段である離島航路の維持確保を図るため、牛島と室積を結ぶ離島航路を運航する牛島海運有限会社に補助を行いました。

イ ゆたかさ指標（市民満足指標）

指 標 名	策定時 (H28)	近況値 (R3)	目標値 (R3)	進捗率
重点目標 1 自然を守り育てるために	0.60	0.58	0.68	△25.0%
重点目標 2 快適に暮らすために	0.09	0.18	0.18	100.0%

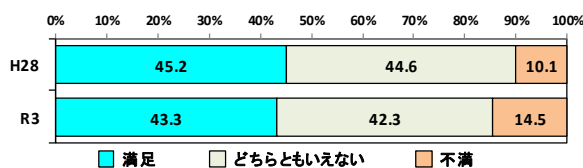
(策定時)								(近況値)							
重点目標 1 自然を守り育てるために	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重平均値	市民満足指標	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重平均値	市民満足指標	
○ 川や山などの自然環境の保全	10.9	34.3	44.6	8.1	2.0	0.44	0.60	11.0	32.3	42.3	10.8	3.7	0.36	0.5	
○ ごみの収集・処理対策の充実	21.5	43.8	21.9	8.9	4.0	0.70		21.4	43.7	23.1	7.9	3.8	0.71		
○ 資源のリサイクル対策の充実	13.7	38.4	39.3	6.1	2.6	0.55		15.4	35.7	41.2	5.2	2.5	0.56		
○ 上下水道の整備・浄化槽設置の促進	26.8	36.1	23.0	7.5	6.7	0.69		25.6	33.9	27.7	8.5	4.2	0.68		

(策定時)								(近況値)							
重点目標 2 快適に暮らすために	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重平均値	市民満足指標	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重平均値	市民満足指標	
○ 幹線道路の整備（国道・県道など）	25.2	39.3	18.3	11.5	5.7	0.67	0.09	25.6	39.7	17.7	11.7	5.4	0.68	0.18	
○ 地域の生活道路の維持・補修	12.5	36.3	25.6	18.5	7.1	0.29		12.7	37.8	23.7	18.7	7.2	0.30		
○ 歩道の拡幅・段差の解消	6.4	25.9	33.2	24.5	10.0	△ 0.06		10.7	25.2	32.2	24.0	7.8	0.07		
○ バス交通網の整備	5.0	13.2	32.3	29.2	20.4	△ 0.47		4.8	20.2	33.3	29.7	12.0	△ 0.24		
○ 交通結節機能の充実	3.6	11.9	40.0	25.9	18.6	△ 0.44		3.9	14.6	45.1	24.7	11.7	△ 0.26		
○ まち並み・景観の整備	8.0	28.6	47.0	12.9	3.5	0.25		9.1	31.1	43.2	13.2	3.3	0.30		
○ 都市公園の整備	8.4	25.6	44.6	15.2	6.2	0.15		9.7	23.8	46.2	14.2	6.0	0.17		
○ 快適な居住空間の整備	9.0	29.3	46.9	11.7	3.0	0.30		10.0	33.0	45.6	8.6	2.8	0.39		

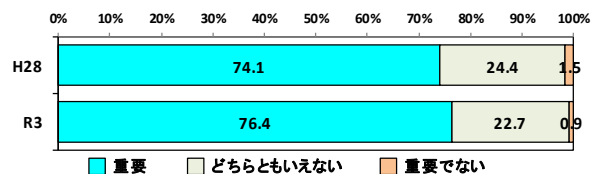
【満足度と重要度の推移（H28-R3）】

（満足度）

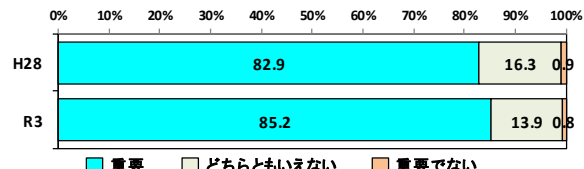
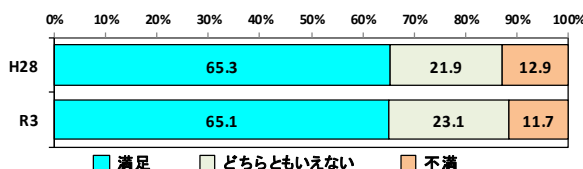
川や山などの自然環境の保全



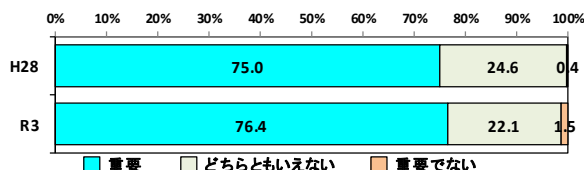
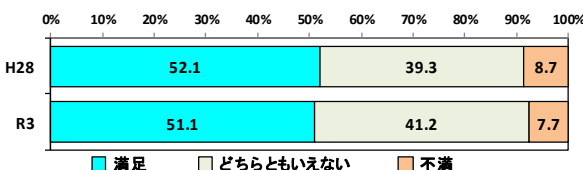
（重要度）



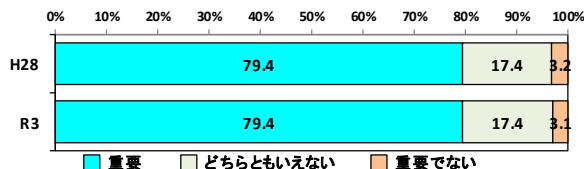
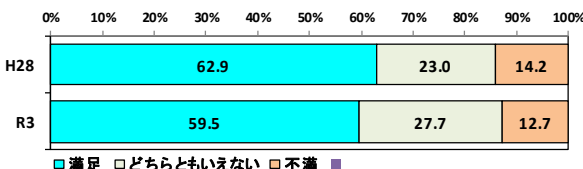
ごみの収集・処理対策の充実



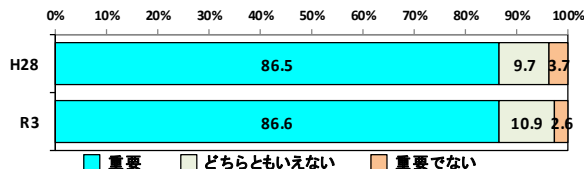
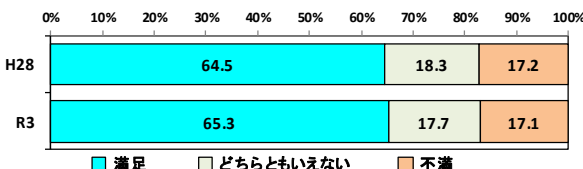
資源のリサイクル対策の充実



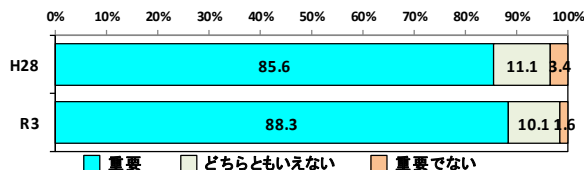
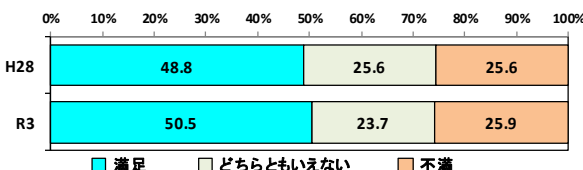
上下水道の整備・浄化槽設置の促進



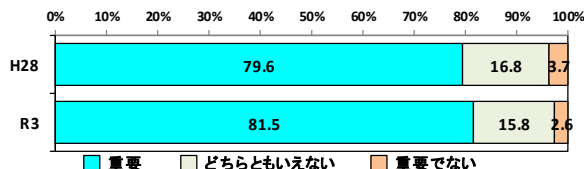
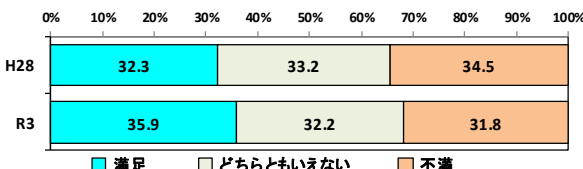
幹線道路の整備（国道・県道など）



地域の生活道路の維持・補修



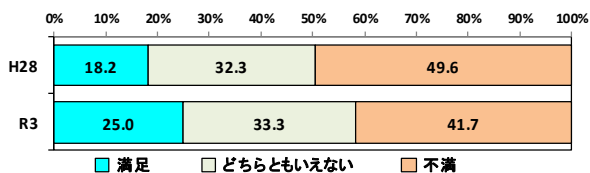
歩道の拡幅・段差の解消



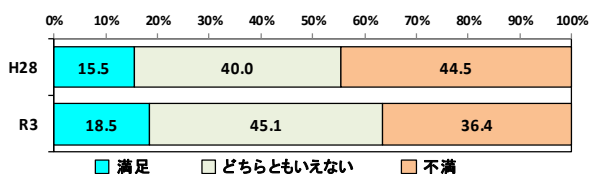
【満足度と重要度の推移（H28-R3）】

（満足度）

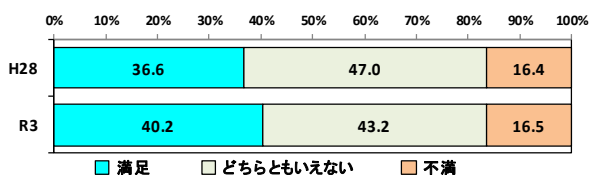
バス交通網の整備



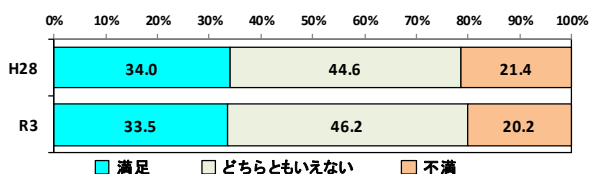
交通結節機能の充実



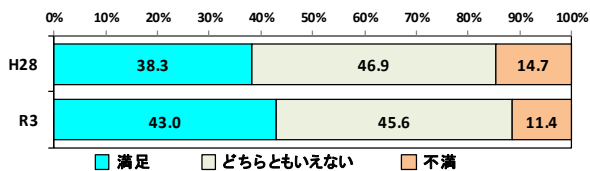
まち並み・景観の整備



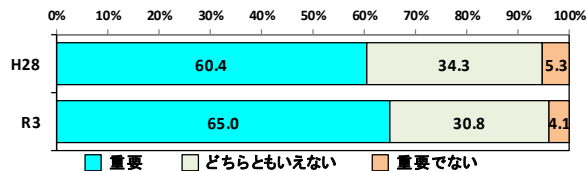
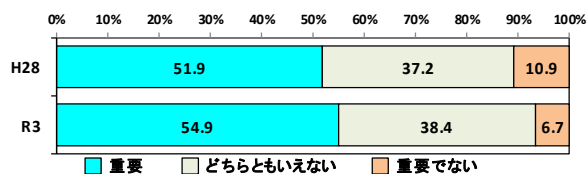
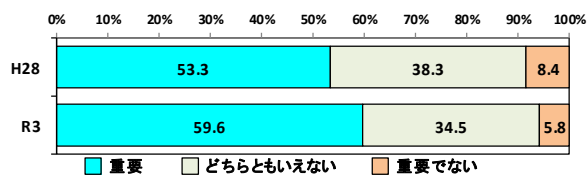
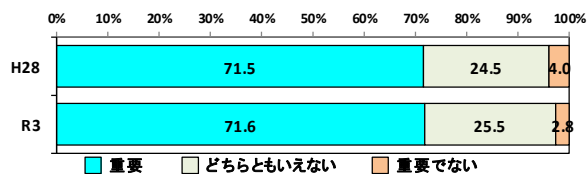
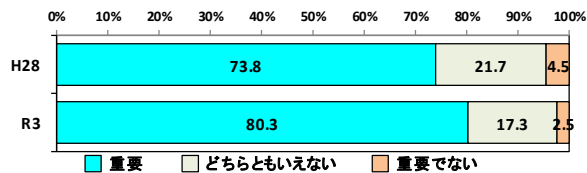
都市公園の整備



快適な居住空間の整備



（重要度）



ウ 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の評価

- 「川や山などの自然環境の保全」については、満足度が同水準であり、重要度が高水準にあります。環境学習や自然体験学習を通じて本市の豊かな自然とふれあう場を積極的に確保しながら、さらなる環境保全意識の醸成に努めていく必要があります。
- 「ごみの収集・処理対策の充実」や「資源のリサイクル対策の充実」については、満足度が同水準であり、重要度は高い水準にあります。引き続き、「ふれあい訪問収集」など、ごみの減量化、再資源化を図る取組を進めていく必要があります。
- 「上下水道の整備・浄化槽設置の促進」の満足度が減少しています。重要度は高い水準にあることから、経営の安定化を図りながら上下水道の計画的な整備、改築及び浄化槽設置の支援を進めていく必要があります。
- 「幹線道路の整備（国道・県道など）」や「地域の生活道路の維持・補修」については、満足度が同水準にあります。「幹線道路の整備（国道・県道など）」よりも、「地域の生活道路の維持・補修」の重要度が高くなっています。引き続き、市民ニーズに的確に対応した施策を進めていく必要があります。
- 「歩道の拡幅・段差の解消」は、満足度が増加しています。重要度が高い水準であるため、引き続き、着実な基盤整備を進めていく必要があります。
- 「バス交通網の整備」や「交通結節機能の充実」については、満足度は増加しているものの、高い水準にある重要度に対して、満足度が低い水準にあるため、さらなる有効な対策が求められます。
- 「まち並み・景観の整備」は、満足度・重要度ともに増加しています。引き続き、市民ニーズに対応した有効な対策が求められます。
- 「都市公園の整備」は、満足度が同水準であり、重要度は増加しています。引き続き、快適な都市空間を形作る場として、適切で効率的な維持管理に向けた対策が求められます。
- 「快適な居住空間の整備」については、満足度・重要度ともに増加傾向にあり、引き続き各種支援等を進めていく必要があります。

「ゆたかさ指標（市民満足指標）」のうち「自然を守り育てるために」は、策定時から後退したため、自然環境の保全に対する取組の強化が求められます。

「快適に暮らすために」は目標を達成したため、おおむね順調にまちづくりが進んでいると考えられます。

(5) 基本目標5 産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまち

ア 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の主な成果

重点目標1 生き生きと働くために

- 農業の担い手不足の解消を図るため、国及び県と連携した「農業次世代人材投資（経営開始型）事業」として、自己経営を開始した新規就農者に対し、就農直後の経営安定を図るための支援を行うとともに、新規就農者を受け入れる農業法人等に対する経済的支援を行いました。
- 農業振興拠点施設「里の厨」を中心に農業体験研修を通じて、農業への親しみとともに生産者と消費者の交流を図るなど、地産地消を推進しました。
- 農作物等の被害軽減を図るため、光市有害鳥獣捕獲隊及び自衛農家へ箱わなの貸出しや防護柵の設置など、有害鳥獣対策を推進しました。
- 光漁港海岸の室積護岸における高潮対策として、高潮堤防工事を実施するなど、台風や高潮等に起因する海岸の侵食防止と高潮対策の分析調査や自然環境や景観に配慮した保全施設整備を進めました。
- 周南地域の地場産業の育成及び発展を図るため、公益財団法人周南地域地場産業振興センターと連携して、中小企業等が行う新商品開発や販路開拓等を支援しました。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、売上減少等により事業活動に著しく支障をきたした事業者の事業継続を支援するため、本市独自の給付金として、「光市新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金」及び「光市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援給付金」制度を創設しました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に支障が生じている市内中小企業の資金調達の円滑化と経営の安定化を図るため、特別融資制度を創設しました。
- 「創業支援等事業計画」の策定や創業支援窓口の設置をはじめ、関係機関と連携した相談体制や金利を優遇した創業資金を設けるなど、創業者への支援を行いました。
- 中小企業等への経営支援やにぎわいを創出する地域力活用強化のため、経営改善指導や経営セミナー、地域特性を活かした各種イベントなど光商工会議所や大和商工会が実施する事業を支援しました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に対して、市民の消費喚起及び地域経済の活性化を図るため、市内飲食店や旅館、ホテルなどで飲食をした市民を対象に還元金を給付する「地域活性化促進事業（光で飲食キャッシュバック）」を実施しました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民生活の下支えと停滞する地域経済の活性化を図るため、市内店舗等で使用できる「光市市民生活・地域経済応援商品券」を発行し、市内全世帯主に世帯員1人につき5,000円分の商品券を配布しました。

重点目標2 人が行き交い、にぎわうために

- 「観光アクションプラン」に掲げる施策の具現化に向けた事業（光ブランド創出事業）として、食べ物土産品の販売を通じて、「光」の名前を発信するため、「光」を入れた食べ物土産品の新規開発や既存品の改良を実施する事業者等を支援しました。
- 「光」の名前を効果的に発信するため、「光」のイメージを高め、本市のPRにつながる秀逸な食べ物土産品を「光セレクション」として、ブランド認定しました。

- 室積・虹ヶ浜海水浴場の開設や花火大会をはじめ、冠山総合公園で開催した「ばら祭り」や「梅まつり」、「普賢まつり」や「光まつり」など、積極的にPRするとともに、県域や周南地域で広域的な観光イベントに取り組むなど、観光誘客の促進を図りました。
- まちの好きな場所やポイントなどを記載した用紙を手にした市民の画像を 1,000 枚収集し、パネルにとりまとめるプロジェクトを展開し、市民のまちへの愛着の醸成に努めました。
- 「きゅっと」と大王製紙株式会社のベビー用の紙おむつ「G O O . N」のキャラクターである「ハグ〜ン」がコラボレーションしたプロモーション活動を展開することにより、新たな命の誕生をお祝いするとともに、「おっぱい都市宣言のまち」としての認知度の向上を目指しました。
- ノーベル医学・生理学賞受賞の本庶佑氏と市長との対談において、本庶氏が語られた座右の銘や研究者として大切にされている「六つのC」への想いをメッセージ動画として編集してホームページで配信するとともに、光高校で開催した「市民対話集会」で放映しました。また、市内の高校に本庶氏のサインが入った著書を贈呈するなど、夢や志を高く、強く持つことの重要性について発信しました。
- 市役所本庁や室積・虹ヶ浜海岸、光駅など、まちのランドマークを舞台に、本市の人のやさしさや温かさ、まちの住み良さをPRするためにまちぐるみ結婚式を開催し、テレビや雑誌、新聞などを通じて全国に発信されました。
- 東京大学生産技術研究所が展開する「日本各地を繋ぐ大漁旗プロジェクト」の参画を通じてSDGsの認知度の向上や、市民の「持続可能なまちづくり」に対する意識の醸成に努めました。また、SDGsの周知・浸透を図るため、東京大学から寄贈された、本市がデザインした大漁旗を活用しました。
- 「ふるさと光応援寄附金」は、クレジットカードによる決済システムを導入するなど寄附者の利便性の向上に努めるとともに、お礼品の登録品数の拡充や高速道路のサービスエリアを活用したプロモーション活動などを展開し、光市ファンの獲得や地元経済の活性化に努めました。
- 主に関東地域周辺に在住の本市出身者の会である「ふるさと光の会」の会員同士の交流促進をはじめ、Uターンの促進やふるさと光市の発展に寄与することを目的に、同会の運営支援や活動の活性化に向けた支援を行いました。
- 市内への移住・定住の促進と地域の活性化を目的に、市外在住の移住希望者向けに空き家情報を提供する「空き家情報バンク」制度を実施するとともに、中山間地域における登録物件の増加や移住者の受入・定着支援の取組として、当該地域のコミュニティ協議会と連携した「空き家掘起し事業」を開始しました。
- 未婚化や晩婚化といった少子化要因の解消とともに、本市への移住・定住を促進するため、結婚を望む相互の出会いの場となる交流イベントやパーティーの開催に必要な経費を助成する「出会いの場創出促進事業」を実施しました。
- 自治体名に「光」の文字を冠し、本市の友好交流都市である千葉県「横芝光町」と特産品交流や文化交流を実施しました。また、「ひかり愛着プロジェクト」の取組の1つとして、横芝光町とコラボレーションしたPRポスターを制作しました。

イ ゆたかさ指標（市民満足指標）

指 標 名	策定時 (H28)	近況値 (R3)	目標値 (R3)	進捗率
重点目標 1 生き生きと働くために	△0.08	0.02	0.02	100.0%
重点目標 2 人が行き交い、にぎわうために	△0.05	0.01	0.04	66.7%

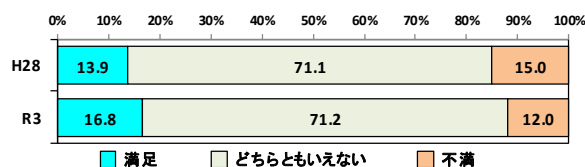
(策定時)									(近況値)								
重点目標 1	生き生きと働くために	満足	やや満足	どちら ともい えない	やや 不満	不満	加重 平均値	市民満 足指標	→	満足	やや満足	どちら ともい えない	やや 不満	不満	加重 平均値	市民満 足指標	
○	農林水産業の振興	2.3	11.6	71.1	11.5	3.5	△ 0.02	△ 0.08		3.7	13.1	71.2	9.0	3.0	0.06	0.02	
○	地元中小企業の支援	2.8	9.4	72.1	12.2	3.5	△ 0.04			4.1	13.6	70.3	9.7	2.3	0.08		
○	地場産業の振興	2.3	11.6	71.1	11.5	3.5	△ 0.02			4.3	13.7	69.8	10.5	1.8	0.08		
○	企業誘致、雇用の確保	2.4	9.8	58.9	20.7	8.2	△ 0.23			3.6	10.5	61.4	17.7	6.8	△ 0.14		

(策定時)									(近況値)								
重点目標 2	人が行き交い、にぎわうために	満足	やや満足	どちら ともい えない	やや 不満	不満	加重 平均値	市民満 足指標	→	満足	やや満足	どちら ともい えない	やや 不満	不満	加重 平均値	市民満 足指標	
○	観光の振興	3.6	13.6	61.8	16.0	5.0	△ 0.05	△ 0.05		3.6	16.0	62.8	13.7	4.0	0.01	0.01	

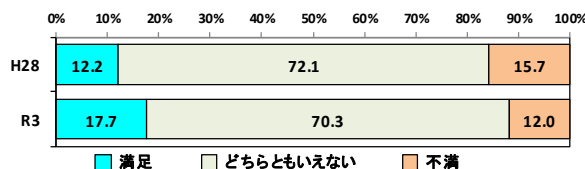
【満足度と重要度の推移（H28-R3）】

（満足度）

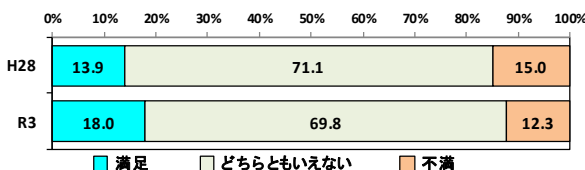
農林水産業の振興



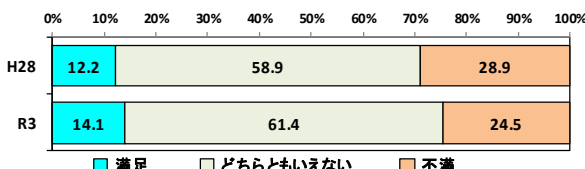
地元中小企業の支援



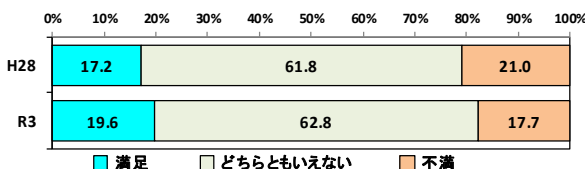
地場産業の振興



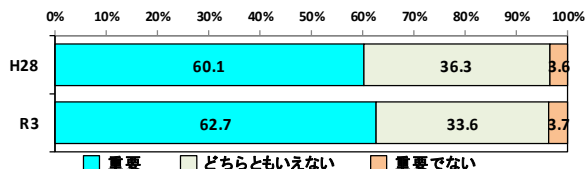
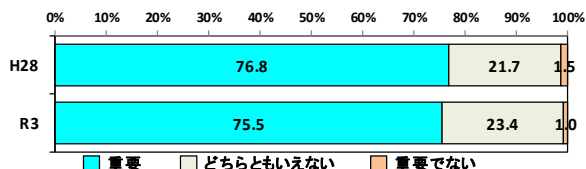
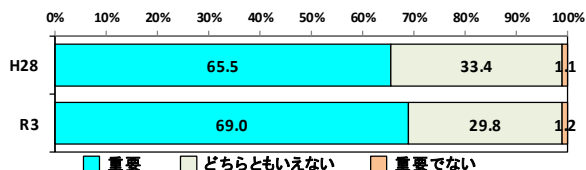
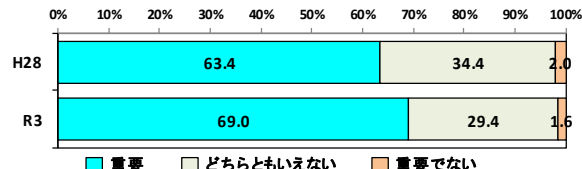
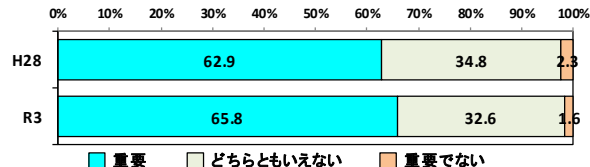
企業誘致、雇用の確保



観光の振興



（重要度）



ウ 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の評価

- 「農林水産業の振興」については、満足度・重要度ともに増加しています。引き続き、担い手確保などの支援に取り組む必要があります。
- 「企業誘致、雇用の確保」については、満足度・重要度ともに同水準にありますが、高い水準にある重要度に対して、満足度が低い水準にあります。また、「地元中小企業の支援」「地場産業の振興」は、満足度・重要度ともに増加していますが、重要度が高い水準にあるため、引き続き、雇用の確保などにつながる企業支援や産業振興の施策を進める必要があります。
- 「観光の振興」については、満足度・重要度ともに増加しています。引き続き、市民のまちへの愛着感の醸成や本市の魅力を市内外に発信するプロモーション活動と連携しながら、観光振興に向けた取組を強化していく必要があります。

「ゆたかさ指標（市民満足指標）」のうち、「生き生きと働くために」は目標を達成したため、おおむね順調にまちづくりが進んでいると考えられます。

また、「人が行き交い、にぎわうために」は策定時から増加していますが、進捗率が70%弱であるため、引き続き、観光振興の展開などが求められます。

(6) 基本目標6 市民参画と健全な行財政でゆたかさを創出するまち

ア 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の主な成果

重点目標1 市民参画による都市経営のために

- 「未来の光市の担い手」である市内の中学生・高校生に「まちづくり特別授業」を実施し、まちへの愛着やまちづくりへの参画意欲の醸成などを図りました。
- 市民との相互理解を深め、まちづくりについて意見交換を行う「市民対話集会」を実施し、多くの市民との対話を進めました。
- 各界の有識者をはじめ市民活動の実践者や一般公募による委員等で構成した光市まちづくり市民協議会を開催し、市民と行政との共創・協働のまちづくりを推進するとともに、各種審議会等での公募委員の拡充、若者や女性の登用推進など、市政への市民参画に努めました。
- パブリックコメントの実施を通して、基本的な計画等について、政策形成過程における市民の市政への参画機会を提供し、広く市民への説明責任を果たすとともに、市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図りました。
- 「光市まちづくり市民アンケート」の実施によって、総合計画に基づくまちづくりの進捗状況を把握し、目標の達成状況や改善状況からPDCAサイクルに基づく検証・改善を行いました。
- 広報「ひかり」の発行や「ふおと de ひかり」、「ひかりチャンネル」の更新をはじめ、様々なシティプロモーション事業を展開するとともに、フェイスブックやインスタグラムを活用して、まちの魅力を発信しました。
- 災害時にも継続的な情報発信とともに、利用者が増加しているスマートフォンやタブレット端末への表示にも対応するため、ホームページのリニューアルを実施しました。

重点目標2 持続可能な都市経営のために

- 人口減少と地域経済縮小の克服を目指す地方創生の取組に、国・県等との連携のもと、交付金など各種支援策を活用しながら総合的な取組を展開しました。
- 山口県ひとづくり財団主催の職員研修をはじめ、専門性の高い全国規模の研修に参加するとともに、市独自の研修を実施するなど、職員の意識改革と能力の育成を図りました。さらには、自己啓発促進のため、勤務時間外に職員自らが講師を務める内部研修「職員バルーン事業」を継続実施しました。
- 時代の要請に対応できる職員の育成及び女性職員が活躍する組織への変革を図るため、「人材育成・女性活躍推進計画」を策定しました。
- 「光市移住・定住施策推進プロジェクトチーム」を設置し、移住・定住関連施策等に関する情報共有や移住セミナー、移住相談会等への参加に向けた連携・協力を行いました。
- 行政評価システム全体の有効性を担保しつつ、評価作業の負担軽減を図るため、年度毎に対象事務事業を3分の1ずつ評価するローテーション方式を導入するとともに、第2次光市総合計画の進捗管理や客観的評価を行う評価書を作成・公表するなど、効果的な行政評価制度の確立を図りました。

- 令和２年７月２２日より、本市が保有する中山川ダム貯留権の分割水利権を工業用水に転用し、山口県企業局に供給を開始するなど、新たな安定財源の確保に努めました。
- 市民ニーズや社会環境の変化に対応した公共施設に再編するため、機能の充実を図りつつ、施設の複合化や機能集約による統廃合、用途廃止等を進めるなか、旧大和コミュニティセンターや「光市営住宅等長寿命化計画」に基づく市営住宅の解体等を実施し、施設の適正配置と総量縮減に取り組みました。
- 公共施設の維持管理費の縮減を図るため、一定の電力調達コストの低減が見込める施設については、原則として競争による電力調達に取り組みました。

イ ゆたかさ指標（市民満足指標）

指 標 名	策定時 (H28)	近況値 (R3)	目標値 (R3)	進捗率
重点目標１ 市民参画による都市経営のために	0.10	0.12	0.19	22.2%
重点目標２ 持続可能な都市経営のために	0.04	0.11	0.13	77.8%

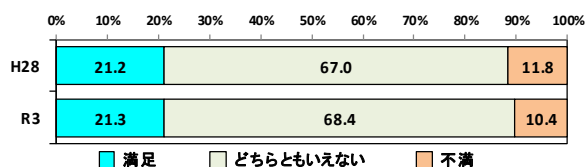
(策定時)								(近況値)							
重点目標１ 市民参画による都市経営のために	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重 平均値	市民満足 指標	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重 平均値	市民満足 指標	
○ 市政への市民参加の推進	3.4	17.8	67.0	8.7	3.1	0.10	0.10	3.0	18.3	68.4	8.6	1.8	0.12	0.12	→
○ 市政に関する情報提供や情報公開	4.4	24.3	54.9	13.1	3.4	0.13		5.6	24.4	57.3	9.7	3.1	0.20		
○ 地域情報化（ＩＣＴ）の推進	3.1	11.4	76.1	7.1	2.3	0.06		3.1	13.1	71.2	9.4	3.3	0.03		

(策定時)								(近況値)							
重点目標２ 持続可能な都市経営のために	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重 平均値	市民満足 指標	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	加重 平均値	市民満足 指標	
○ 広域行政・広域連携の推進	2.8	13.2	71.3	9.5	3.1	0.03	0.04	3.6	14.0	73.0	6.7	2.7	0.09	0.11	→
○ 市民サービスの充実	4.2	19.2	59.1	13.7	3.8	0.06		4.8	22.8	57.8	11.2	3.4	0.14		
○ 健全な財政運営や行政改革の推進	3.4	14.2	67.2	11.1	4.1	0.02		3.9	16.5	67.9	8.3	3.4	0.09		

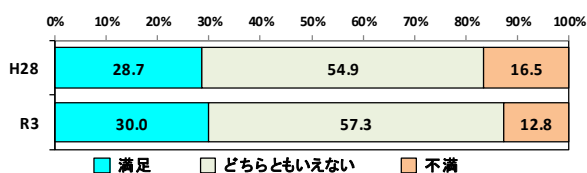
【満足度と重要度の推移（H28-R3）】

（満足度）

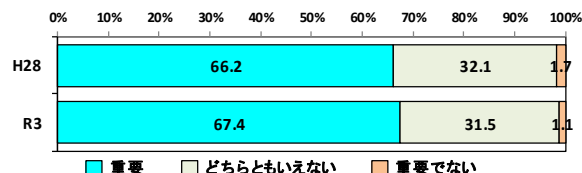
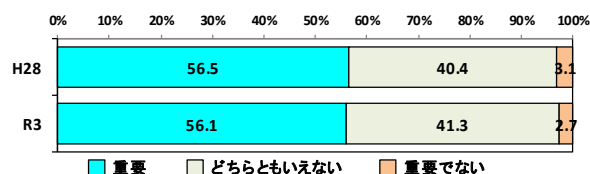
市政への市民参加の推進



市政に関する情報提供や情報公開



（重要度）

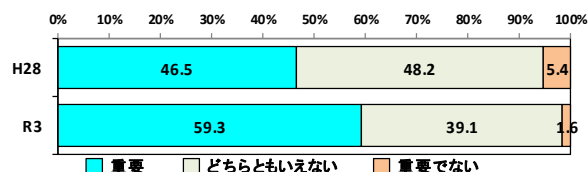
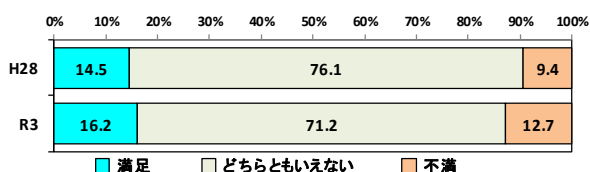


【満足度と重要度の推移（H28-R3）】

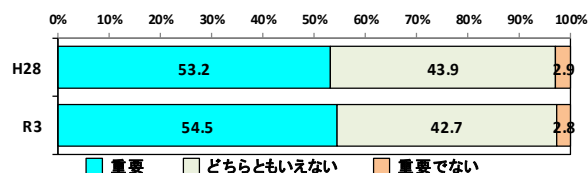
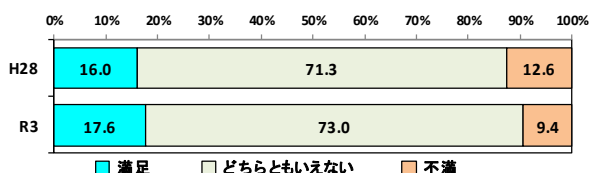
（満足度）

（重要度）

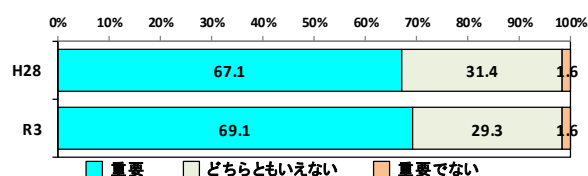
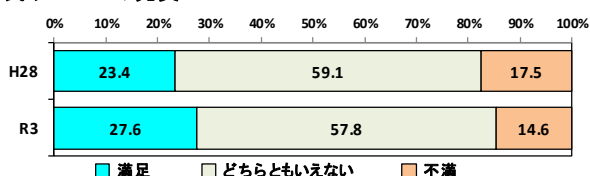
地域情報化（ICT）の推進



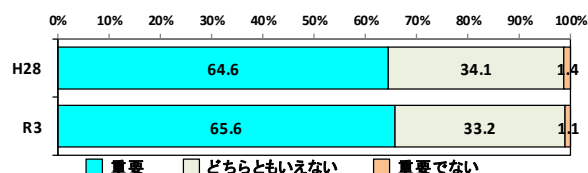
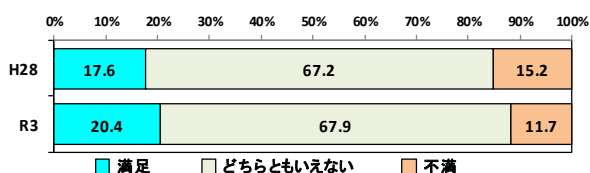
広域行政・広域連携の推進



市民サービスの充実



健全な財政運営や行政改革の推進



ウ 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の評価

- 「市政への市民参加の推進」「市政に関する情報提供や情報公開」については、満足度・重要度いずれも同水準にあります。引き続き、市政に対する市民の参画意欲に応えられる取組や市政への理解、関心を高める取組が求められています。
- 「地域情報化（ICT）の推進」の重要度は大幅に増加していますが、満足度は同水準にあります。SNSなどの新たなメディアに対応した情報発信など、今後、あらゆる世代に市政情報を届けていくための手法などを工夫していく必要があります。
- 「広域行政・広域連携の推進」は、満足度・重要度ともにおおむね同水準であり、引き続き、地域の特性を活かしながら展開していく必要があります。
- 「市民サービスの充実」については、満足度は増加し、重要度は同水準にあります。引き続き、日々変化する時代の要請や市民ニーズに的確に対応できる人材の育成や、さらなる組織力の強化に努めていく必要があります。
- 「健全な財政運営や行政改革の推進」については、満足度は増加し、重要度は同水準にあります。引き続き取組を進めていく必要があります。

「ゆたかさ指標（市民満足指標）」のうち、「市民参画による都市経営のために」は策定時から増加しており、進捗率は約20%であるため、さらなる取組と対策が求められます。また、「持続可能な都市経営のために」は、策定時から増加しており、進捗率は80%弱であるため、引き続き、持続可能な都市経営に向けた施策の展開が求められます。

(7) 市政に対する市民のニーズ

満足度が低く重要度が高い施策は、市民からの取組ニーズが高い施策と捉えられます。近年の動向では、「バス交通網の整備」、「企業誘致、雇用の確保」、「交通結節機能の充実」、「地震・台風などの災害対策の充実」へのニーズが常に高いことが分かります。

【ニーズ度（H29 - R3）】※ニーズ度 = 重要度（加重平均値）－ 満足度（加重平均値）

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
H29	企業誘致、雇用の確保 (1.37)	バス交通網の整備 (1.35)	交通結節機能の充実 (1.29)	地域医療対策の充実 (1.20)	地震・台風などの災害対策の充実 (1.09)
H30	地震・台風などの災害対策の充実 (1.46)	バス交通網の整備 (1.43)	交通結節機能の充実 (1.41)	企業誘致、雇用の確保 (1.25)	地域医療対策の充実 (1.25)
R1	バス交通網の整備 (1.52)	交通結節機能の充実 (1.34)	地震・台風などの災害対策の充実 (1.34)	企業誘致、雇用の確保 (1.24)	地域医療対策の充実 (1.19)
R2	バス交通網の整備 (1.34)	交通結節機能の充実 (1.27)	企業誘致、雇用の確保 (1.26)	地震・台風などの災害対策の充実 (1.19)	地域医療対策の充実 (1.19)
R3	バス交通網の整備 (1.34)	企業誘致、雇用の確保 (1.26)	交通結節機能の充実 (1.24)	地震・台風などの災害対策の充実 (1.13)	歩道の拡幅・段差の解消 (1.06)

市民意見をよりの確に反映した相対的な比較ができるよう、満足度と重要度の回答結果をそれぞれ次の計算方法による加重平均値を用いています。

選択肢	満足 / 重要	やや満足 / どちらかといえば重要	どちらとも いえない	やや不満 / どちらかといえば重要でない	不満 / 重要でない
点 数	+ 2	+ 1	0	- 1	- 2
回答数	A	B	C	D	E

●加重平均値 = ((A×2) + (B×1) + (C×0) + (D×-1) + (E×-2)) / 回答総数

2 光市まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果と評価

平成 27 年 12 月に策定した「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少と地域経済の縮小を克服するため、「光市人口ビジョン」に掲げる目指すべき未来の方向性に沿って、社会増へ「動く」、自然増へ「動く」、持続可能へ「動く」の 3 つの「動く」を基本的な視点としながら 4 つの政策目標に基づく取組を進めてきました。

こうした人口減少対策や都市活力の創出に向けた考え方については、第 2 次光市総合計画にも継承され、「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の掲げる成果目標のうち、市民満足度に関する指標を除いた 8 つの目標を、第 2 次光市総合計画の「ゆたかさ指標」を構成する「創生指標」として示すなど、一体的な取組を進めてきました。

ここでは、「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく主な成果を示すとともに、「創生指標」について客観的な評価を行います。

(1) 政策目標 1 産業振興と雇用の創出

ア 5 年間（平成 29 年度から令和 3 年度まで）の主な成果

基本戦略①「いきいきと働く“光のしごと”」商工業元気戦略

- 消費者ニーズに応える魅力ある商品や県内外への発信を支援するため、「ふるさと光応援寄附金」のお礼品となる特産品の開発や「光セレクション」の認定を行いました。

基本戦略②「海と大地の恵み＋プラス人の情熱」農林水産業進化戦略

- 生産者の意欲向上や食育の推進など多面的な効果をもたらす地産地消を推進するため、平成 30 年 3 月に「第 3 次光市地産地消プラン」を策定するとともに、学校給食への地元産品の活用をはじめ、安全・安心な農産物の生産への支援を行いました。
- 地域の特性を活かした特産品・加工品の開発や新たな流通経路の確立により、光産のブランド化を推進するため、6 次産業化に向けた調査研究や新たな商品開発、販路拡大等への支援を行いました。

イ ゆたかさ指標（創生指標）

指 標 名	策 定 時	近 況 値	目 標 値 (令和 3 年度)	進 捗 率
①市内総生産額	307,500百万円 (H24)	【 357,039百万円 】 (H29)	300,000百万円以上	116.1%
②就業者数	23,102人 (H22)	【 22,336人 】 (H27)	22,000人以上	—

※近況値が令和 2 年（令和 2 年度）よりも前のものについては、【 】を付し、参考値として表示しています。

ウ 5 年間（平成 29 年度から令和 3 年度まで）の評価

- 「市内総生産額」は増加し、目標値を上回っており、引き続き、商工業をはじめ第 1 次産業の地産地消など、市内産業の活性化に向けた取組を進める必要があります。
- 「就業者数」は減少していますが、目標値を上回っています。引き続き、安定的な雇用の確保とともに、いきいきと安心して働ける労働環境の創出に取り組んでいく必要があります。

(2) 政策目標2 都会からの移住促進と定住支援

ア 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の主な成果

基本戦略①「光」の発掘！発信！知名度向上戦略

- 豊かな自然や悠久の歴史をテーマに「光」の魅力をさらに輝かせ、市内各所の「光」の魅力をつなぎ、誰もが訪れやすい環境整備を進めるため、観光資源のネットワーク化とともに、公衆無線LANの積極的な整備を進めました。
- 「光」の知名度向上に向けて、様々な人や媒体、機会等を有効に活用し、まちの魅力を全国に発信するため、人口定住促進プロモーションビデオの活用や明治維新150周年に向けた企画展等をはじめとしたプロモーション活動を展開しました。

基本戦略②「おいでーね！光へ」移住・定住促進戦略

- 移住・定住に関心を持つ人や実際に希望する人に、移住・定住先として「光市」を選んでもらえるよう、雇用や住宅などの環境整備をはじめ、移住・定住相談体制の充実に努めました。

イ ゆたかさ指標（創生指標）

指 標 名	策 定 時	近 況 値	目 標 値 (令和3年度)	進 捗 率
③都会からの転入者数	385人 (H27)	401人 (R2)	400人以上	106.7%
④転出者数	1,549人 (H27)	1,447人 (R2)	1,450人以下	103.0%
⑤今後もずっと光市で暮らしたいという人の割合	76.0% (H28)	73.5% (R3)	80.0%以上	△ 62.5%

ウ 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の評価

- 「都会からの転入者数」は増加し、目標値を上回っており、移住相談体制の充実、雇用や住宅などの環境整備が移住希望者の移住への後押しになっていることが見込まれます。引き続き、こうした移住支援策に取り組んでいく必要があります。
- 「転出者数」は減少し、目標を達成しました。
- 「今後もずっと光市で暮らしたいという人の割合」は減少しており、いずれも目標値を下回っているため、本市への愛着を高める取組や、本市で生まれ育った人が本市にいつまでも住み続けられる環境の整備に取り組む必要があります。

(3) 政策目標3 結婚・出産・子育ての希望実現

ア 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の主な成果

基本戦略①「光で家族になろうよ！」結婚・出産祝福戦略

- 結婚を希望する人に出会いの機会を提供するとともに、結婚に至った夫婦の門出を祝い、幸せな家庭づくりを支援するため、オリジナルデザインの婚姻届・出生届で市民を祝福しました。また、出生届を提出された方には、企業と連携した「おむつを使ったケーキ型記念品」を贈呈するなど、新たな命の誕生をお祝いしました。

基本戦略②「おっぱい都市のクオリティ」温もり子育て応援戦略

- 「子ども相談センターきゅっと」を中心に専門員が相談を受けるとともに、子育ての悩みや不安が軽減・解消されるよう、産前・産後サポーターの派遣を始めました。
- 子どもたちの医療受診の支援や保育・幼児教育環境の充実など、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めるため、「乳幼児医療費・子ども医療費助成事業」の充実を図るとともに、国民健康保険税の多子世帯負担軽減対策を実施しました。

基本戦略③「子どもたちはまちの“宝”」子育ての「わ」拡大戦略

- 地域や企業、学校など、まち全体が連携し、「わ」となって、子どもたちの心豊かで健やかな成長を見守り、応援するため、子育て支援の「わ」事業等の充実を図るとともに、「ひかり子育て見守りネットワーク事業」を実施しました。

基本戦略④「まち全体が教室！」連携と協働の教育実践戦略

- コミュニティ・スクールを中心に、学校・家庭・地域、さらに、学校間、校種間の連携により、地域全体での教育を推進するため、コミュニティ・スクールコンダクターを配置しました。

基本戦略⑤「一人ひとりに向き合う」やさしさあふれる教育実感戦略

- 児童生徒一人ひとりの「学び」のニーズに応えるとともに、外国語教育や特色ある教育を推進するため、「イングリッシュプラン光」の実践をはじめ、「光スタンダード（授業展開）」を意識した授業づくりに努めました。

イ ゆたかさ指標（創生指標）

指 標 名	策 定 時	近 況 値	目 標 値 (令和3年度)	進 捗 率
⑥婚姻率（人口千人あたり）	3.48% (H26)	4.25% (R2)	5.00%以上	50.7%
⑦希望する子どもの数	1.94人 (H27)	1.73人 (R3)	2.07人以上	△ 161.5%

ウ 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の評価

- 「婚姻率（人口千人あたり）」は増加しているものの、目標値を下回っているため、引き続き、結婚を希望する人への出会いの機会の提供や、まち全体で結婚をお祝いするなど機運の醸成に取り組んでいく必要があります。
- 「希望する子どもの数」は大きく減少し、目標値も下回っています。今後は、きめ細やかな子育て支援施策の強化とともに、国の実施する少子化対策と連携しながら、子育てに希望がもてる風土の醸成を進めていく必要があります。

(4) 政策目標4 時代にあった都市経営

ア 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の主な成果

基本戦略①「人が地域でつながり動く」地域自治開花戦略

- 地域と行政の相互理解のもと、多様化する地域の課題やニーズについて地域自らが考え、行動し、課題解決へと導くため、「地域担当職員」制度の導入をはじめ、「元気なまち協働推進事業」を実施しました。

基本戦略②「いつまでも“光”で自分らしく」医療・福祉充実戦略

- 2つの市立病院を核として、安心の砦となる救急医療・急性期医療の充実とともに、誰もが安心できる医療環境づくりを進めるため、光総合病院の移転新築により急性期医療の充実や両市立病院における医療スタッフの確保に努めました。

基本戦略③「“光”が“光”であり続けるために」まちの再構築戦略

- 誰もが安心して住み続けられるよう、都市機能の集約化とネットワーク化を図るため、岩田駅周辺における公共施設の再編・再配置を進めるとともに、地域公共交通の充実に努めました。

イ ゆたかさ指標（創生指標）

指 標 名	策 定 時	近 況 値	目 標 値 (令和3年度)	進 捗 率
⑧光市を住みよいと感じる人の割合	81.4% (H28)	83.0% (R3)	90.0%以上	18.6%

ウ 5年間（平成29年度から令和3年度まで）の評価

- 「光市を住みよいと感じる人の割合」は目標値を下回ったものの、近況値が増加し、高い水準となっています。引き続き、市民ニーズ等を的確に見極めながら、人口減少下においても住みやすさを維持していくための都市の集約化やネットワーク化などを着実に進めていく必要があります。

3 市民の意識（市民意識調査の結果）

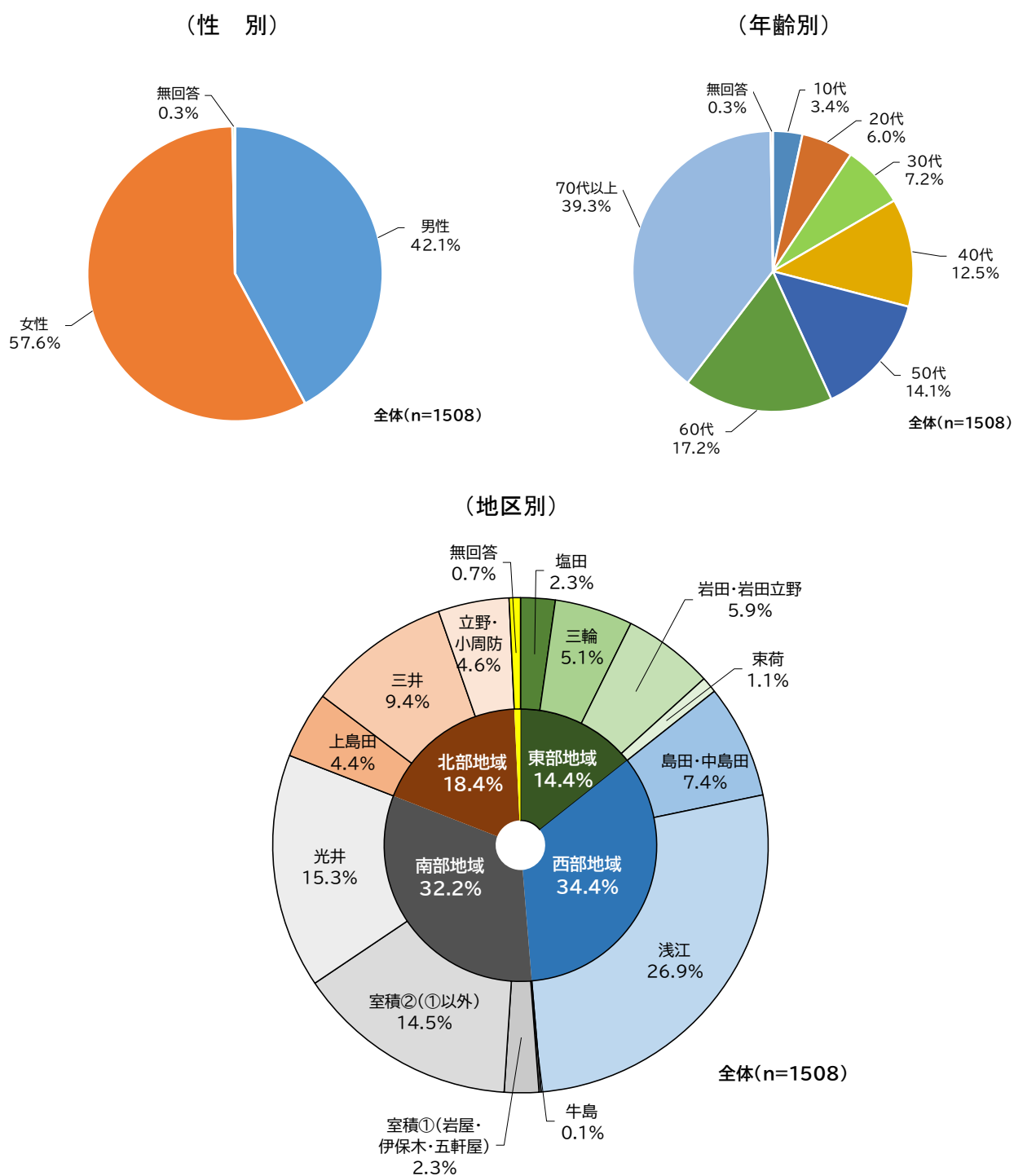
（1） 市民意識調査（市民対象）

●対象 16 歳以上の市民 2,500 人（無作為抽出）

●配付回収状況

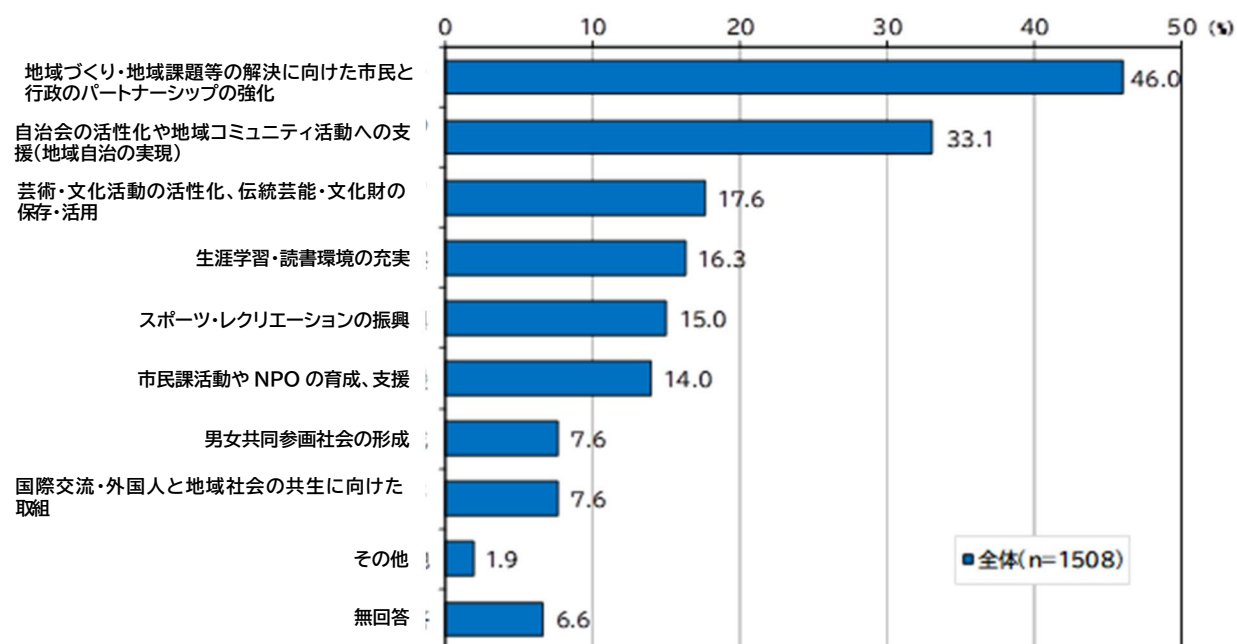
配付数	有効配付数：A	回収数：B	回収率：B／A
2,500	2,498	1,508	60.4%

【回答者の属性】



ア 今後5年間（令和4年度～令和8年度）、各分野で特に必要だと思う取組について

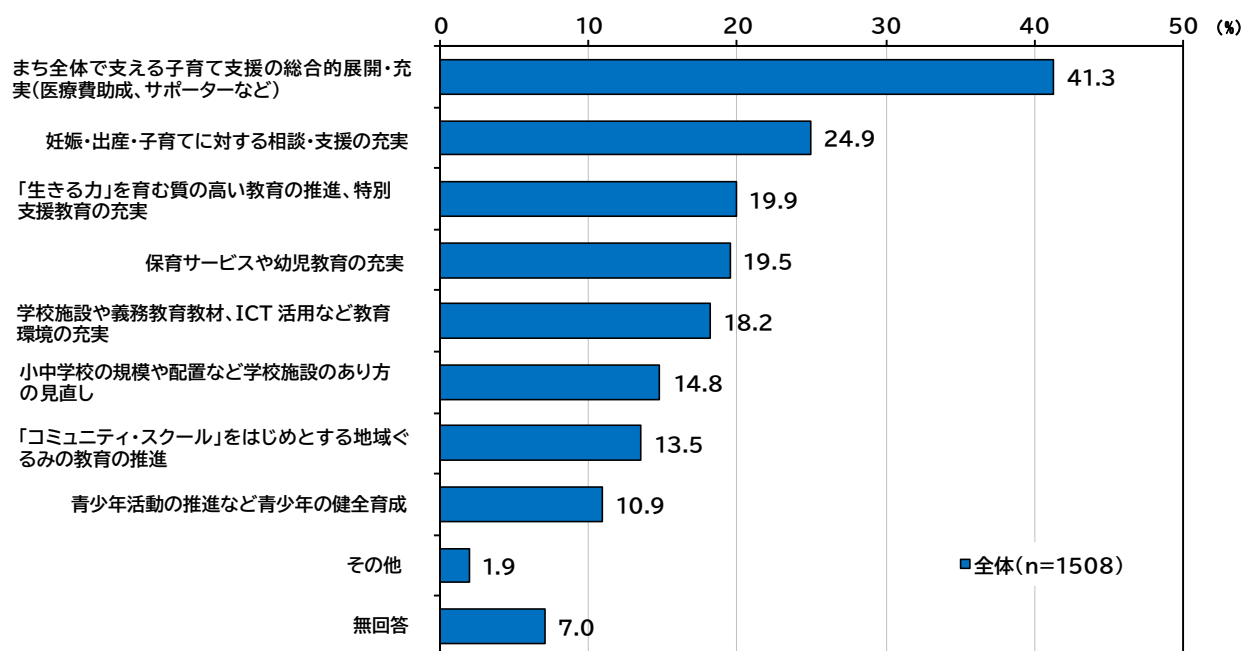
（ア） 【コミュニティづくり】や【人づくり】に関する取組（複数回答）



【市民の意識】

「地域づくり・地域課題等の解決に向けた市民と行政のパートナーシップの強化」が46.0%と最も多く、次いで「自治会の活性化や地域コミュニティ活動への支援（地域自治の実現）」の33.1%などとなっています。

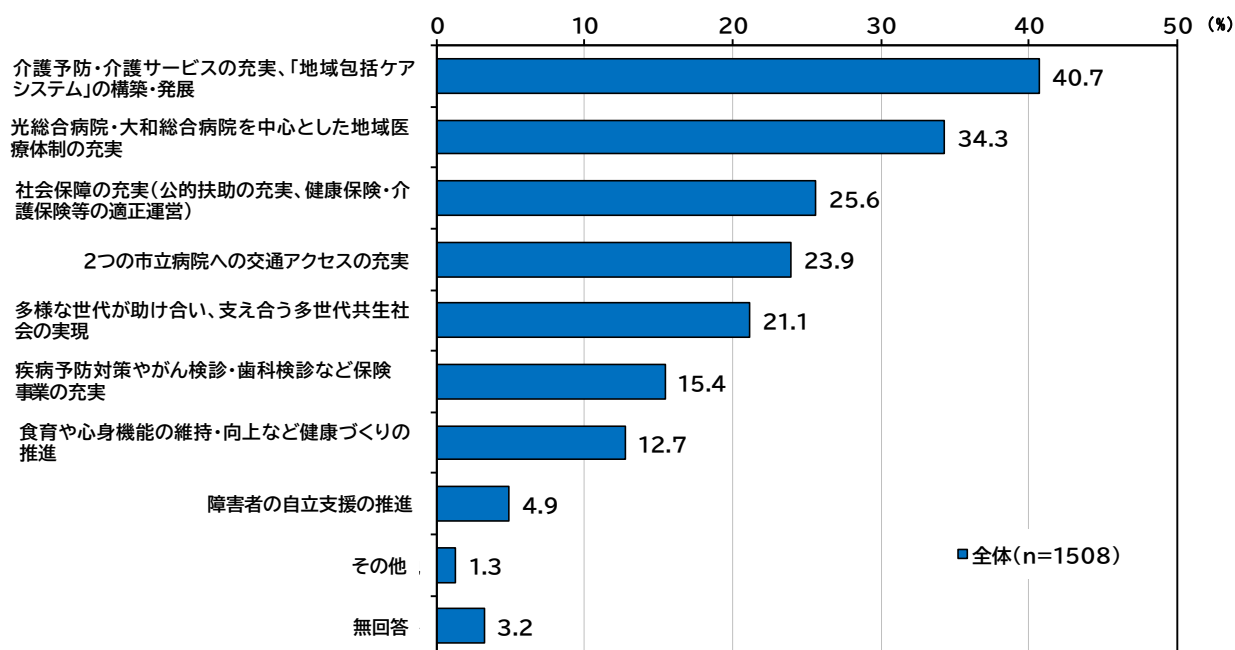
（イ） 【子育て】や【教育】に関する取組（複数回答）



【市民の意識】

「まち全体で支える子育て支援の総合的展開・充実（医療費助成、サポーターなど）」が41.3%と最も多く、次いで「妊娠・出産・子育てに対する相談・支援の充実」の24.9%、「『生きる力』を育む質の高い教育の推進、特別支援教育の充実」の19.9%などとなっています。

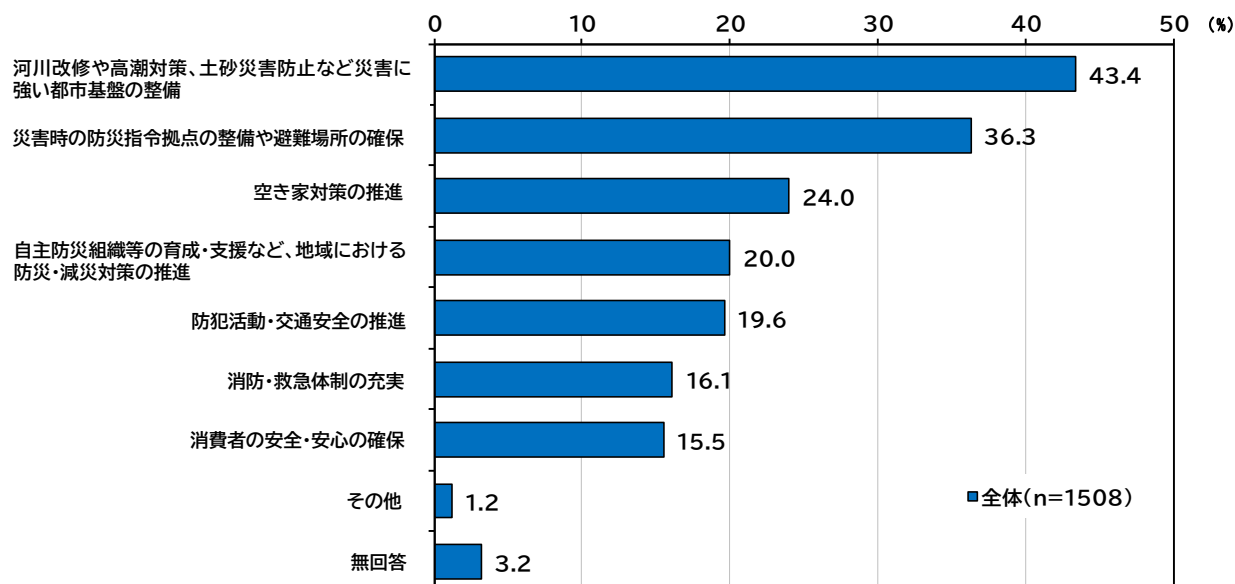
(ウ) 【福祉】や【医療】に関する取組（複数回答）



【市民の意識】

「介護予防・介護サービスの充実、「地域包括ケアシステム」の構築・発展」が 40.7%と最も多く、次いで「光総合病院・大和総合病院を中心とした地域医療体制の充実」の 34.3%、「社会保障の充実（公的扶助の充実、健康保険・介護保険等の適正運営）」の 25.6%などとなっています。

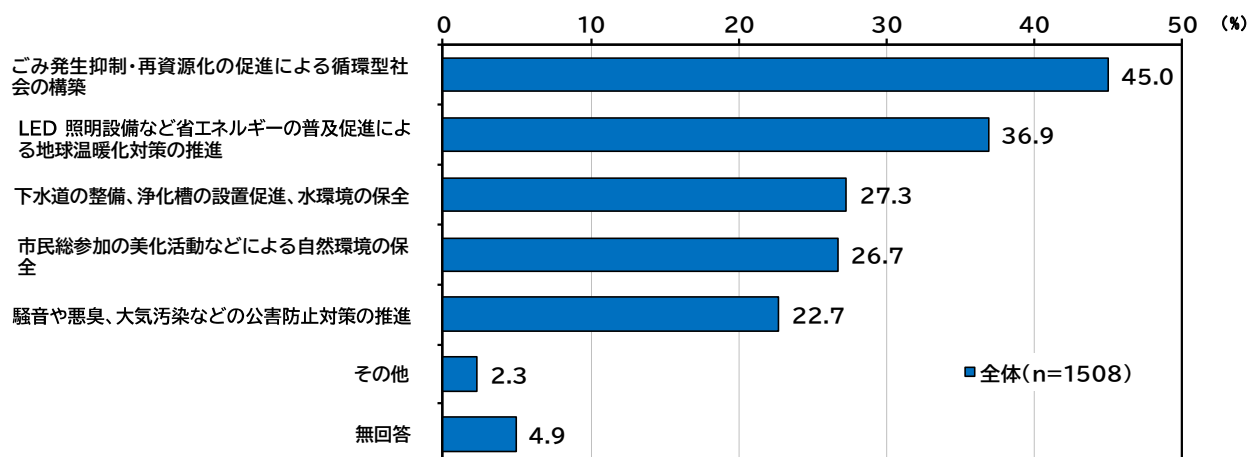
(エ) 【安全・安心】に関する取組（複数回答）



【市民の意識】

「河川改修や高潮対策、土砂災害防止など災害に強い都市基盤の整備」が 43.4%と最も多く、次いで「災害時の防災指令拠点の整備や避難場所の確保」の 36.3%、「空き家対策の推進」の 24.0%などとなっています。

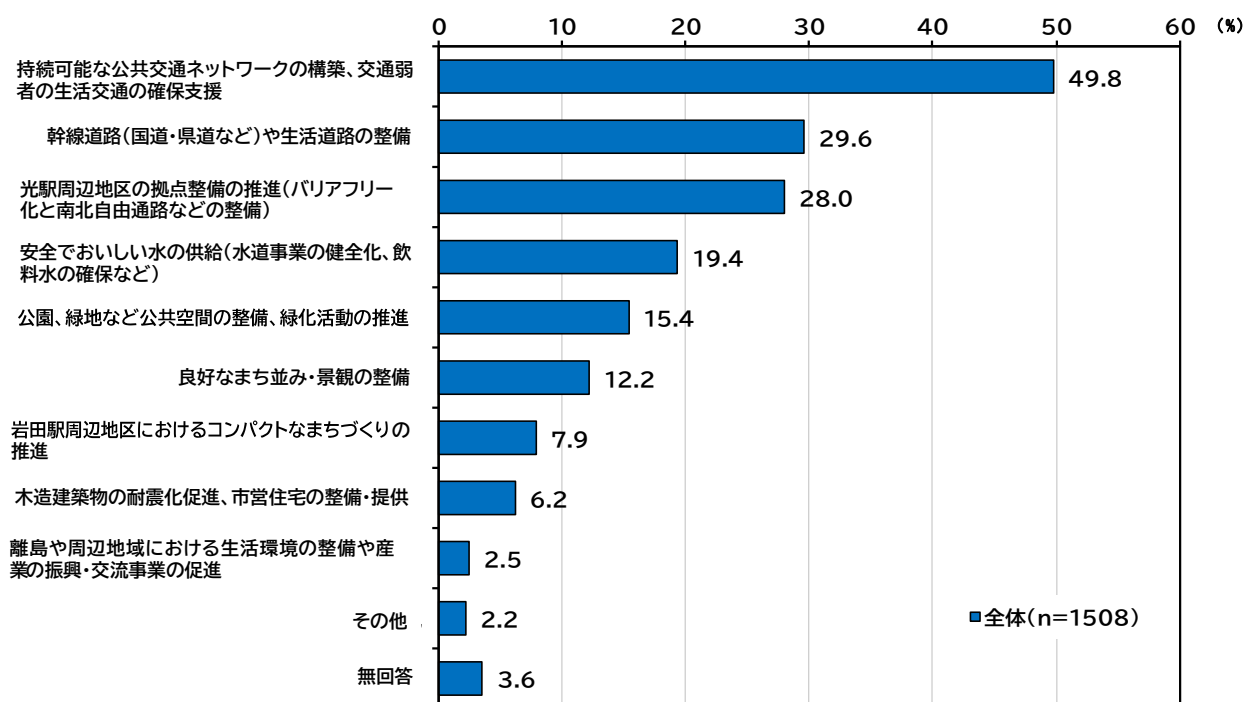
(オ) 【環境保全】に関する取組（複数回答）



【市民の意識】

「ごみ発生抑制・再資源化の促進による循環型社会の構築」が 45.0%と最も多く、次いで「LED照明設備など省エネルギーの普及促進による地球温暖化対策の推進」の 36.9%、「下水道の整備、浄化槽の設置促進、水環境の保全」の 27.3%などとなっています。

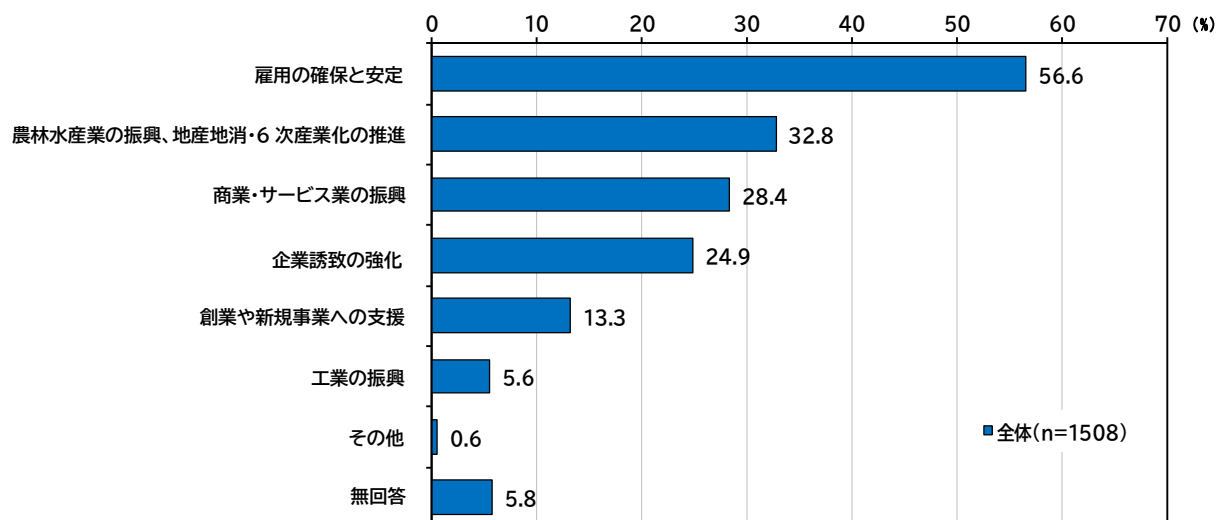
(カ) 【都市基盤】や【生活環境】に関する取組（複数回答）



【市民の意識】

「持続可能な公共交通ネットワークの構築、交通弱者の生活交通の確保支援」が 49.8%と最も多く、次いで「幹線道路（国道・県道など）や生活道路の整備」の 29.6%、「光駅周辺地区の拠点整備の推進（バリアフリー化と南北自由通路などの整備）」の 28.0%などとなっています。

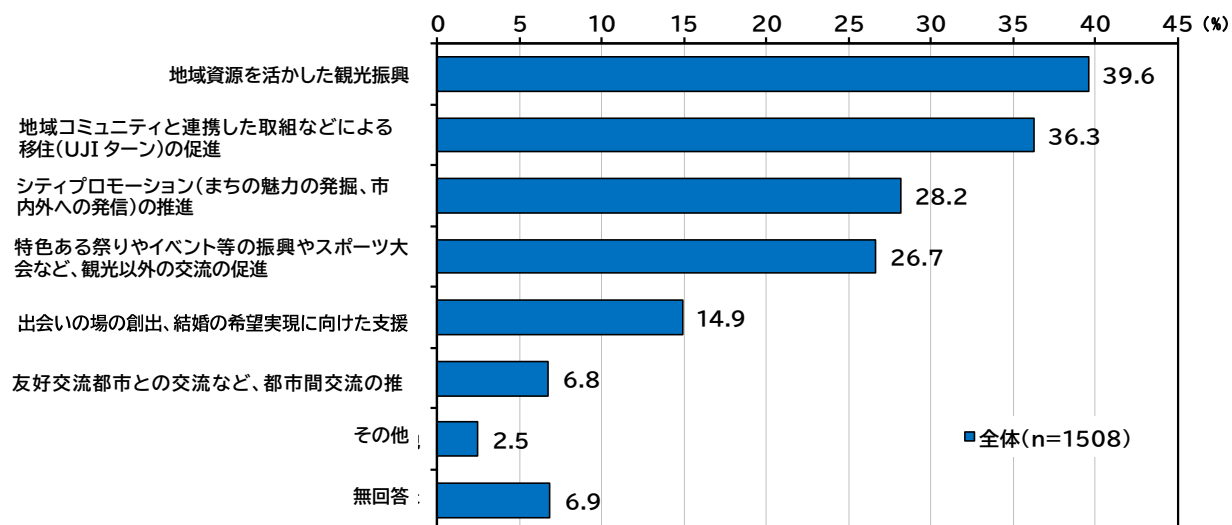
(キ) 【産業振興】や【労働】に関する取組（複数回答）



【市民の意識】

「雇用の確保と安定」が 56.6%と最も多く、次いで「農林水産業の振興、地産地消・6次産業化の推進」の 32.8%、「商業・サービス業の振興」の 28.4%などとなっています。

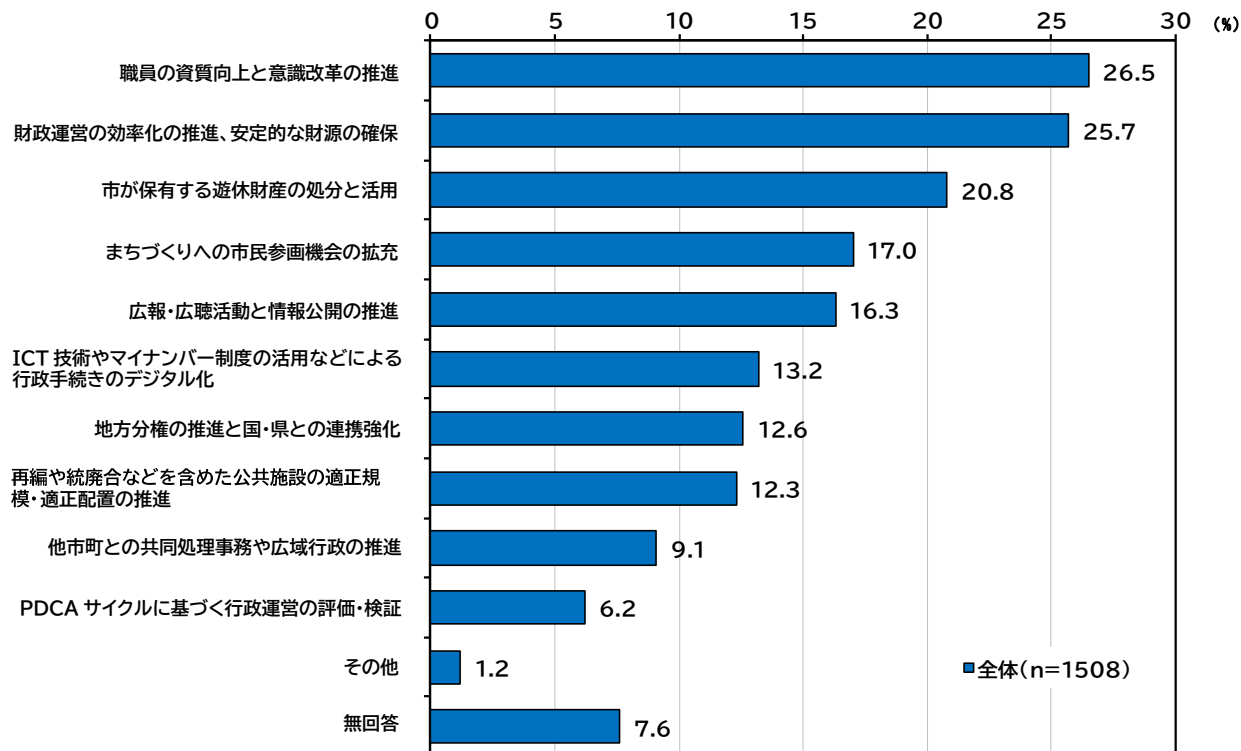
(ク) 【交流】や【移住・定住】に関する取組（複数回答）



【市民の意識】

「地域資源を活かした観光振興」が 39.6%と最も多く、次いで「地域コミュニティと連携した取組などによる移住（UJIターン）の促進」の 36.3%、「シティプロモーション（まちの魅力の発掘、市内外への発信）の推進」の 28.2%などとなっています。

(ケ) 【市民参画】や【行財政運営】に関する取組（複数回答）

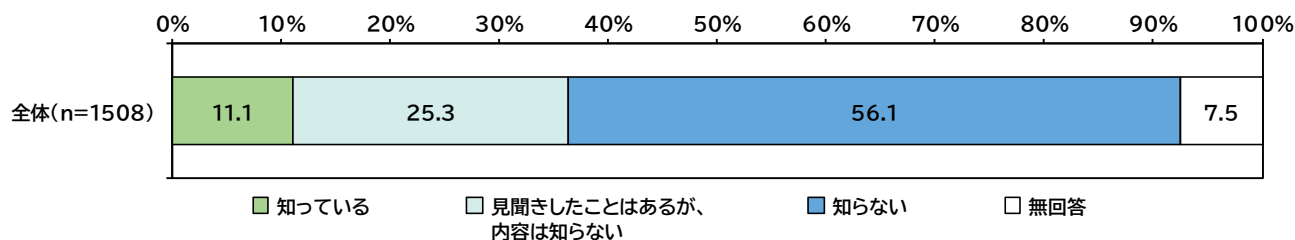


【市民の意識】

「職員の資質向上と意識改革の推進」が 26.5%と最も多く、次いで「財政運営の効率化の推進、安定的な財源の確保」の 25.7%、「市が保有する遊休財産の処分と活用」の 20.8%などとなっています。

イ 社会情勢の変化への対応

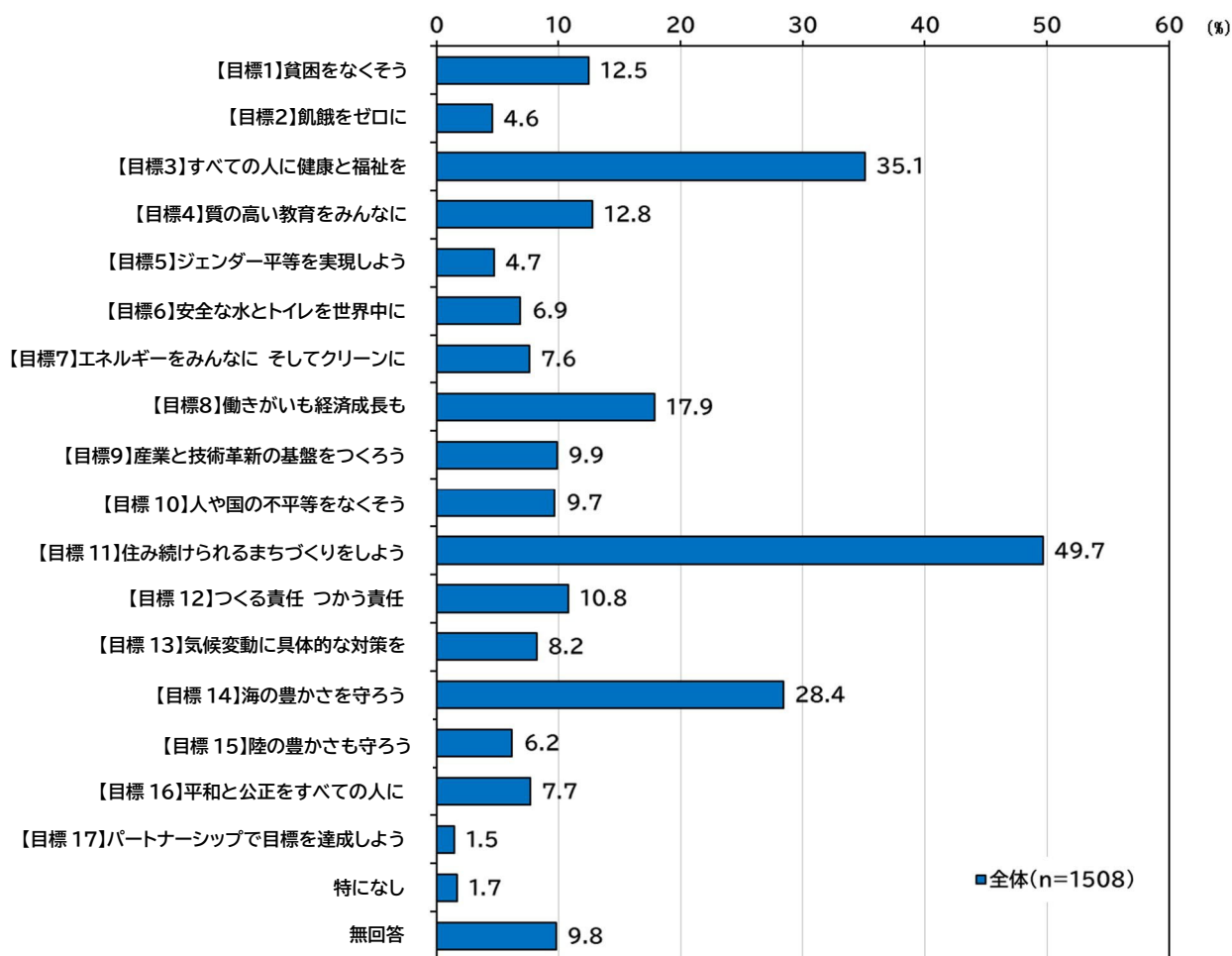
(ア) S D G s の認知度



【市民の意識】

「知っている」が11.1%、「見聞きしたことはあるが、内容は知らない」が25.3%で「知らない」が56.1%となっています。

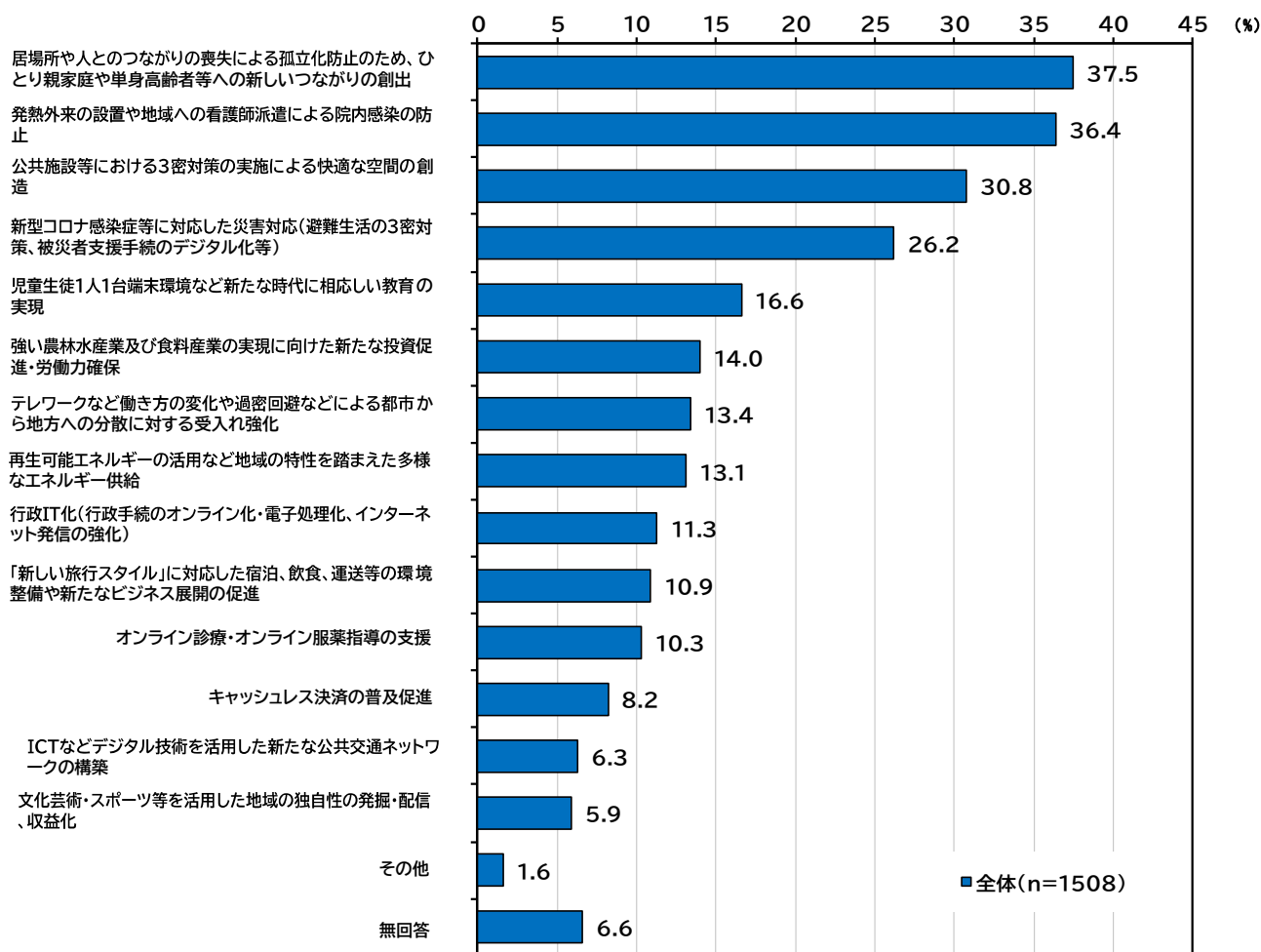
(イ) S D G s に掲げる 17 のゴール (目標) のうち、本市のまちづくりに必要だと思うもの (複数回答)



【市民の意識】

「【目標11】住み続けられるまちづくりをしよう」が49.7%と最も多く、次いで「【目標3】すべての人に健康と福祉を」の35.1%、「【目標14】海の豊かさを守ろう」の28.4%などとなっています。

(ウ) 「新たな日常」に対応した、感染症にも経済危機にも強い持続可能なまちづくりを進めるために必要だと思うこと（複数回答）



【市民の意識】

「居場所や人とのつながりの喪失による孤立化防止のため、ひとり親家庭や単身高齢者等への新しいつながりの創出」が 37.5%と最も多く、次いで「発熱外来の設置や地域への看護師派遣による院内感染の防止」の 36.4%、「公共施設等における3密対策の実施による快適な空間の創造」の 30.8%などとなっています。

(2) 市民意識調査（転出者対象）

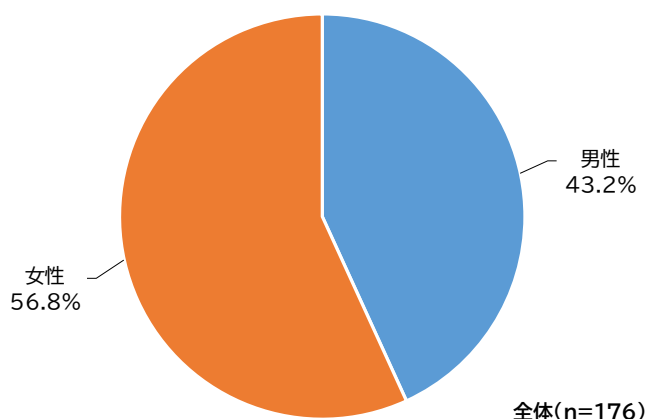
●対象 16歳以上の転出者 500人（無作為抽出） ※H29.4～R2.3の転出者

●配付回収状況

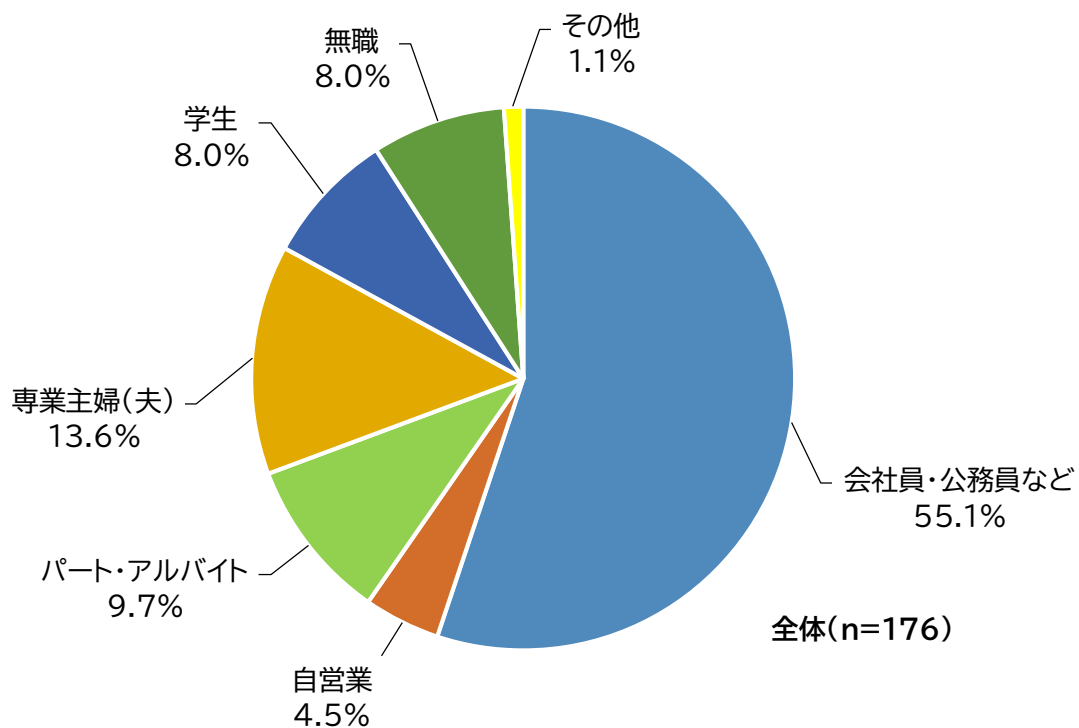
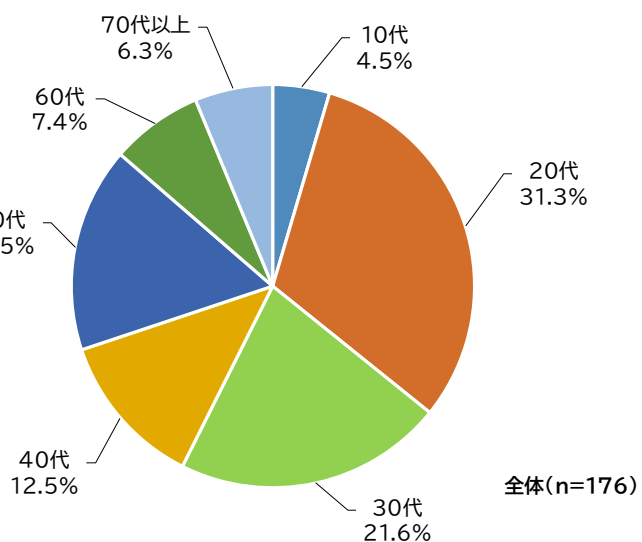
配付数	有効配付数：A	回収数：B	回収率：B／A
500	433	176	40.6%

【回答者の属性】

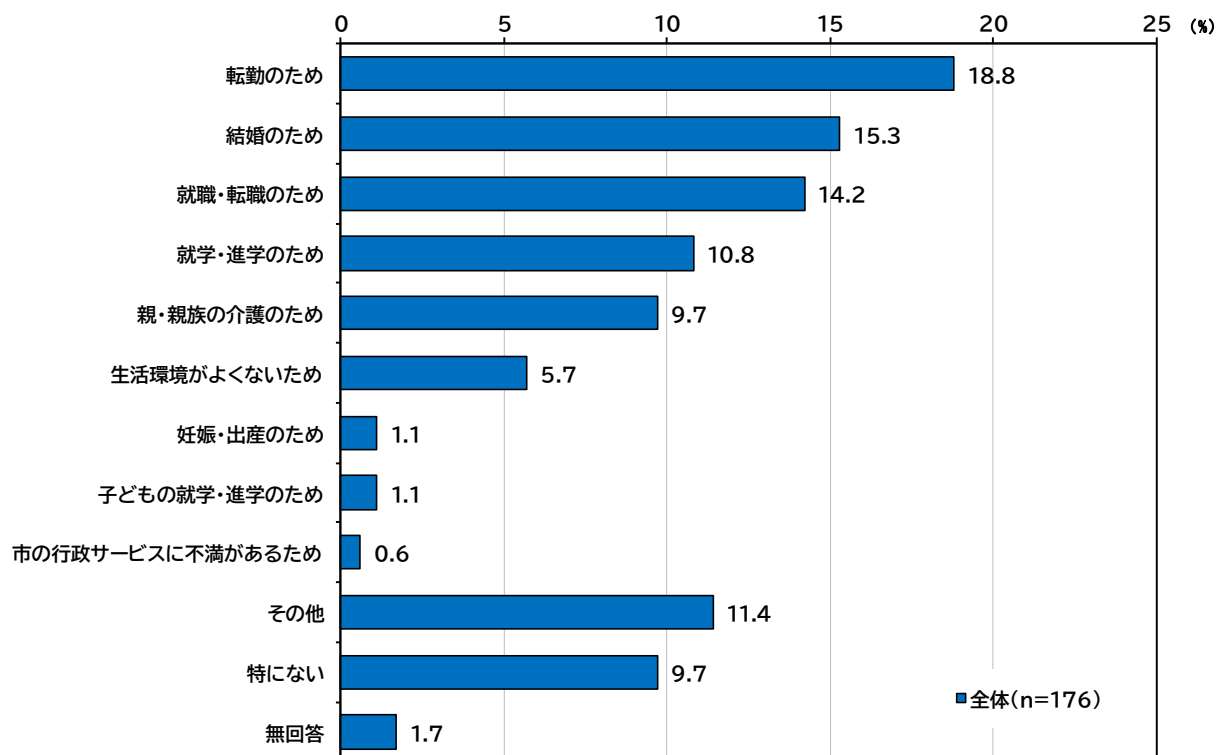
（性別）



（年齢別）



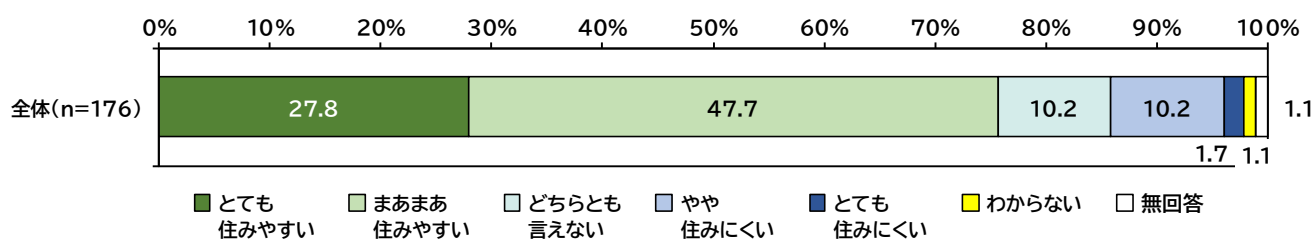
ア 光市から転出する要因となった最も大きな理由



【転出者の意識】

「転勤のため」が18.8%と最も多く、次いで「結婚のため」の15.3%、「就職・転職のため」の14.2%などとなっています。

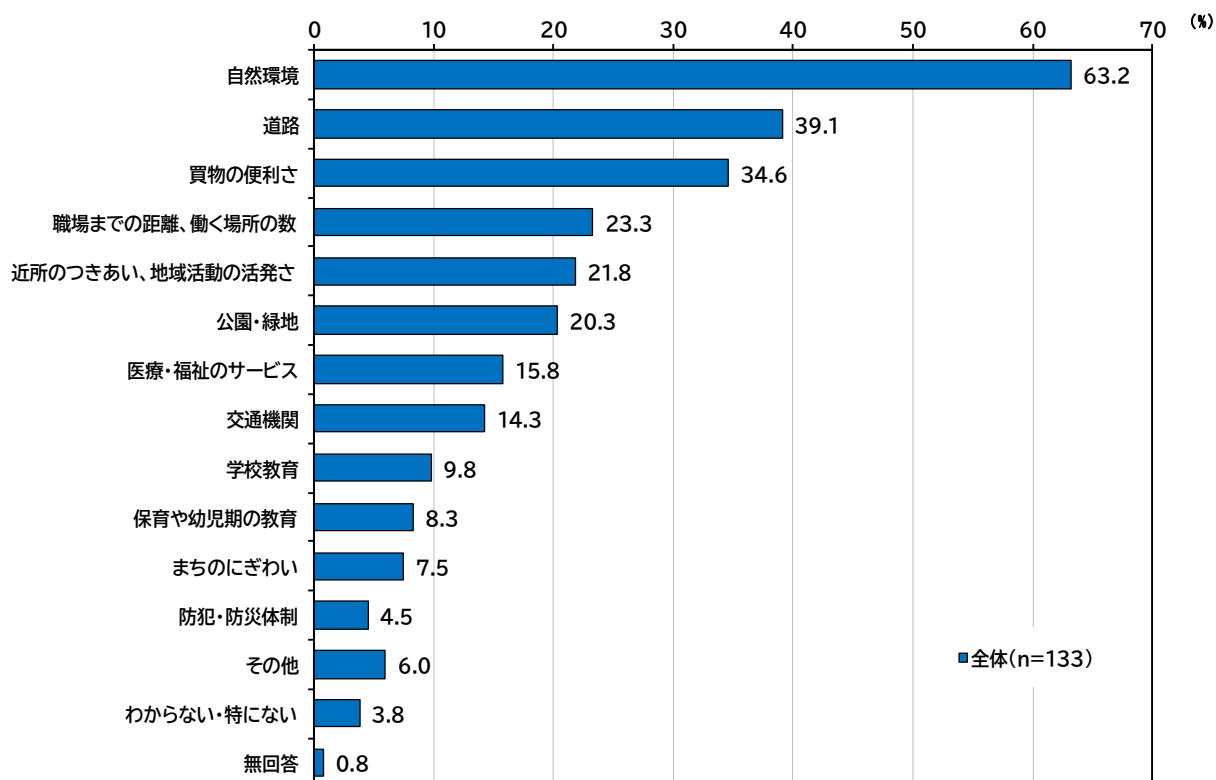
イ 光市を住みやすいと感じた人の割合



【転出者の意識】

「とても住みやすい」が27.8%、「まあまあ住みやすい」が47.7%、合計すると75.5%が住みやすいと感じています。一方、「やや住みにくい」が10.2%「とても住みにくい」が1.7%と合計で11.9%などとなっています。

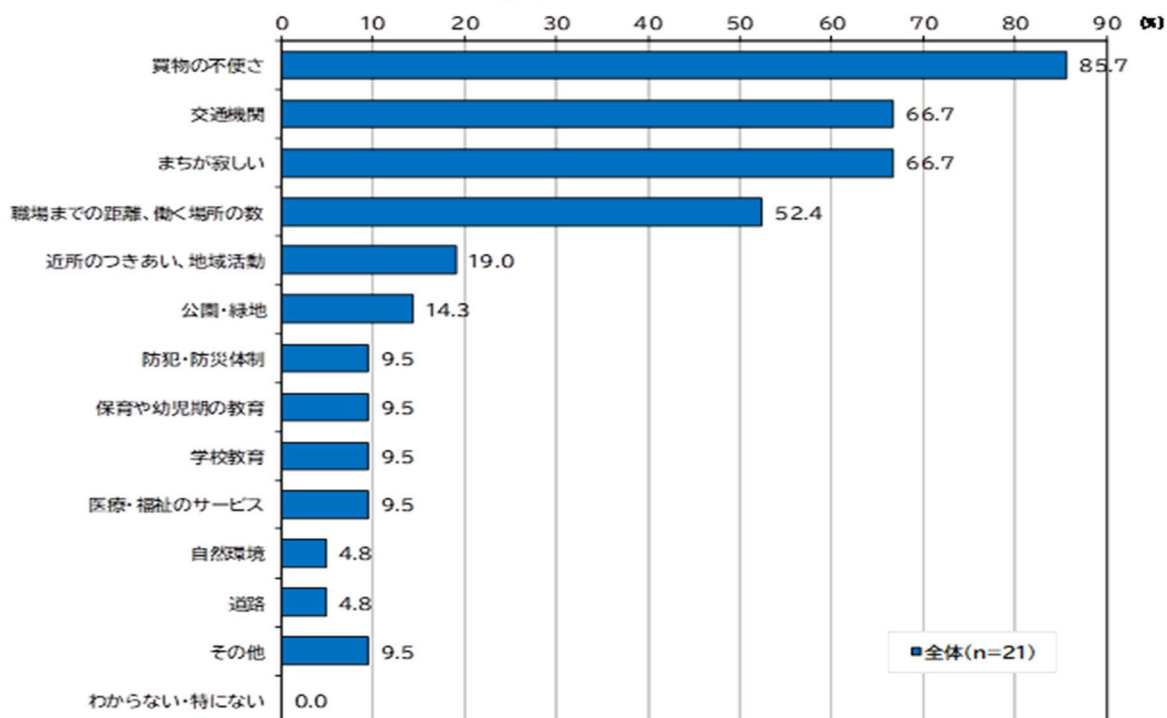
イ 光市を住みやすいと感じた理由（複数回答）



【転出者の意識】

「自然環境」が 63.2%と最も多く、次いで「道路」が 39.1%、「買物の便利さ」が 34.6%などとなっています。

ウ 光市を住みにくいと感じた理由（複数回答）



【転出者の意識】

「買物の不便さ」が 85.7%と最も多く、次いで「交通機関」と「まちが寂しい」が各 66.7%、「職場までの距離、働く場所の数」が 52.4%などとなっています。

第4章 ひかり未来展望

1 趣旨

我が国は現在、人口減少と少子高齢化の進展に直面しています。それは本市においても例外ではありません。こうした動向に歯止めをかけ、長期的な視点に立った政策の展開が必要となります。

このため、人口動態から浮かぶ本市の未来の姿を展望し、市民と共有するとともに、今後、想定される様々な課題を克服する取組を立案する際の拠り所とするため、「ひかり未来展望」を掲げます。

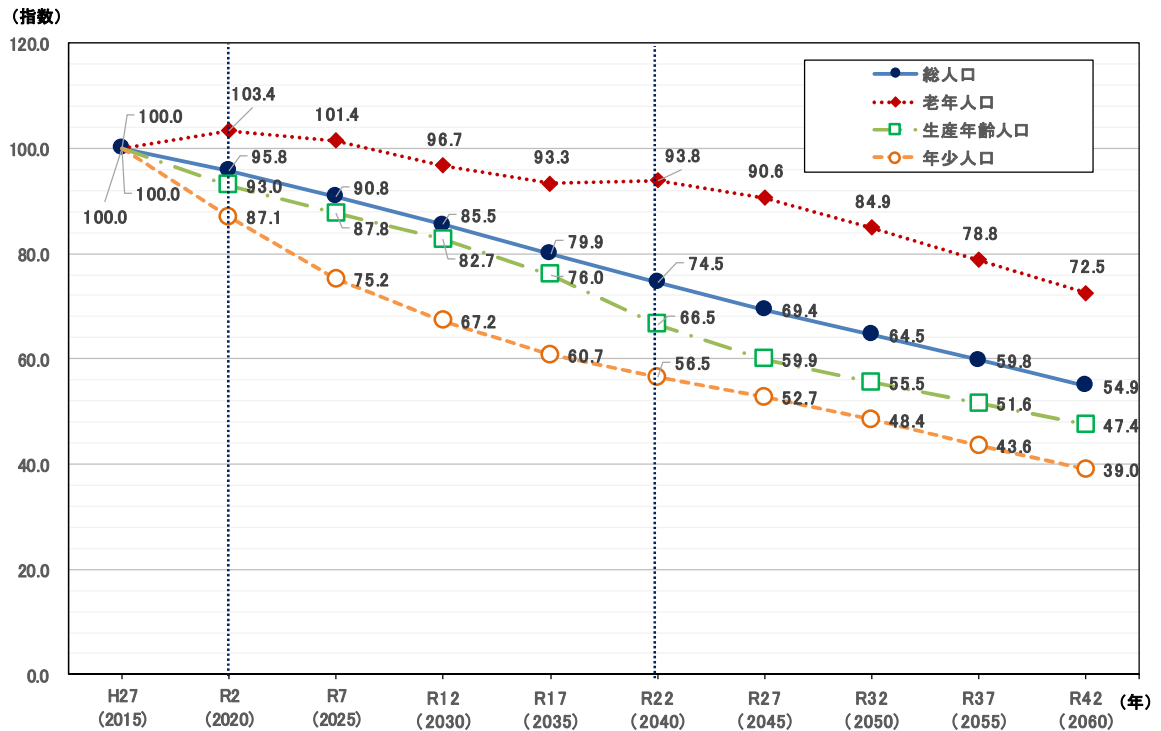
2 ひかり未来展望の地点

人口減少は、若い人が減り、高齢者が増える「第1段階」、高齢者も少しずつ減り始める「第2段階」、そして、全ての年代が減少していく「第3段階」という3つの段階を経て進行するとされています。

そうした中、社人研の推計によると、本市は今からおおむね20年後となる2040年（令和22年）頃から、年少人口、生産年齢人口、老年人口の全ての区分で人口が減少する【第3段階】に入ると推計されています。

また、人口問題を考えるうえで、おおむね20年後が一つの転機となること、20年という周期は、おおむね世代の継承に要する期間であることを踏まえ、「ひかり未来展望」で展望する未来の地点は、おおむね20年後とします。

■ 人口の減少段階と増減状況の推計 ■



		H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
指数	総人口	100.0	95.8	90.8	85.5	79.9	74.5	69.4	64.5	59.8	54.9
	老年人口	100.0	103.4	101.4	96.7	93.3	93.8	90.6	84.9	78.8	72.5
	生産年齢人口	100.0	93.0	87.8	82.7	76.0	66.5	59.9	55.5	51.6	47.4
	年少人口	100.0	87.1	75.2	67.2	60.7	56.5	52.7	48.4	43.6	39.0
人口	総人口	51,369	49,186	46,636	43,909	41,060	38,266	35,639	33,149	30,706	28,179
	老年人口	17,323	17,908	17,560	16,743	16,160	16,252	15,696	14,701	13,651	12,564
	生産年齢人口	27,674	25,731	24,286	22,881	21,031	18,413	16,582	15,365	14,277	13,130
	年少人口	6,372	5,547	4,790	4,285	3,869	3,601	3,361	3,083	2,778	2,485
人口減少段階		第1段階 第2段階 第3段階									

【資料：社人研「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）準拠、国勢調査】

人口減少段階

【第1段階】：若い人が減り高齢者が増える。

【第2段階】：高齢者も少しずつ減り始める。

【第3段階】：全ての年代で減る。

3 ひかり未来展望

(1) 人口の展望

本市の総人口は、今からおおむね 20 年後の 2040 年（令和 22 年）には 40,000 人を割り込み、38,266 人になると推計されます。また、おおむね 40 年後の 2060 年（令和 42 年）には 28,179 人と、平成 27 年の 5 割程度の水準にまで減少すると見込まれています。

そうしたことを踏まえ、総合計画に掲げる様々な政策が生み出す効果により、推計が示す人口減少の速度を緩やかに転換してくことを見込み、おおむね 20 年後の自然増減や社会増減、さらには総人口及び 3 区分別人口割合について、次のとおり展望します。

ア 自然増減

合計特殊出生率 2.07

イ 社会増減

社会移動（純移動率） 均衡

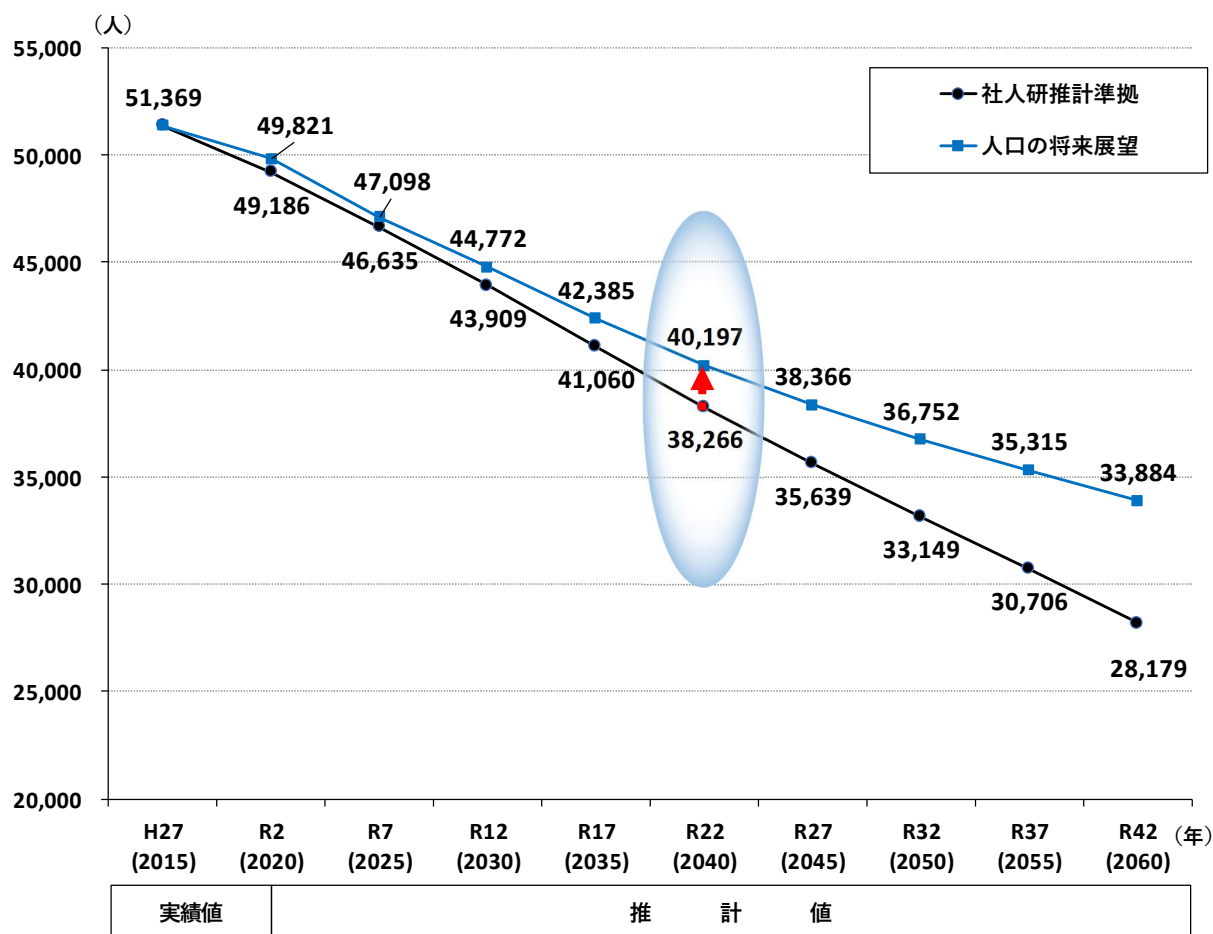
ウ 総人口

40,000 人を上回る。

エ 3 区分別人口割合

- ・年少人口（15 歳未満） 13.0%程度
- ・生産年齢人口（15～64 歳） 48.5%程度
- ・老年人口（65 歳以上） 38.5%程度

■ 人口の将来展望 ■



(単位：人)

	H27 (2015)	R2 (2020)	推 計 値							
			R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
人口の将来展望	51,369	49,821	47,098	44,772	42,385	40,197	38,366	36,752	35,315	33,884
社人研推計準拠		49,186	46,635	43,909	41,060	38,266	35,639	33,149	30,706	28,179

【参考】

◆合計特殊出生率

R2 (2020) : 1.63 直近の合計特殊出生率 (光市)

R8 (2026) : 1.73 第3次光市総合計画の最終年での展望値
※令和2年度市民アンケート結果と同値

★R22 (2040) 以降 2.07 人口置換水準を達成※山口県と同様

◆社会増減

社会移動 (純移動率) 令和22年 (2030年) 以降 均衡※山口県と同様

以上の条件を基にシミュレーションした人口水準

※光市人口ビジョンより抜粋

(2) まちの姿の展望

私たちは、これまで「第2次光市総合計画」によって、20年後の目指す将来像「ゆたかな社会」への足掛かりとなる様々な取組を着実に進めてきました。今後は本計画に基づき「オールひかり」の英知を結集し、「ゆたかな社会」の実現に向けた新たな歩みがスタートします。

「ゆたかな社会」とは、市民一人ひとりが自らの創造性を発揮しながら、生き生きとした生活を享受している社会です。

時代が移りゆくとも変わることのない理想の社会、「ゆたかな社会」。それは、混迷する時代においても、幾多の試練が待ち受けようとも、市民一人ひとりが生きる喜びや幸福感に満たされながら、このまちで、笑顔で心豊かに暮らし続けることができる社会です。そこには、都市と自然が織り成す快適な生活環境の中で、地域や世代、性別、国籍などが異なる多様な人々が生き生きと輝き、「やさしさ」に包まれてつながり合う、能動的で調和のとれたまちの姿があります。

そうした、ふれあい、やすらぎ、支えあいの精神に満ちた「ゆたかな社会」の実現に向けて、20年後の目指すまちの姿を示します。

また、「ゆたかな社会」の具体的なビジョンである6つの基本目標については、長期的なまちづくりの視点から、第2次総合計画の目標を継承し、着実な推進を目指します。

【目指すまちの姿】

「ゆたかな社会」
～人が輝き やさしさつながる 幸せ創造都市 ひかり～

基本目標

- 限りない市民力・地域力がゆたかに花開くまち
- ゆたかな人間性と可能性を大切にし心温かい人が育つまち
- 安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち
- 自然と都市が潤いゆたかに調和したまち
- 産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまち
- 市民参画と健全な行財政でゆたかさを創出するまち

～人が輝き やさしさつながる 幸せ創造都市 ひかり～

【考え方】

「人が輝き」：都市と自然が織り成す生活環境の中で、多様な人々が生き生きと輝きながら活動している様

「やさしさ」：まちづくりの重要なキーワード

「つながる」：本計画のテーマ

「幸せ創造都市」：第2次計画では「幸せ実感都市」。これまでの幸せの“実感”から一歩前進し、新たな局面を切り拓き、新たな価値を生み出す、作り出していく、幸せを“創造”していくことを目指して、「幸せ創造都市」と表現。

(3) 基本目標ごとの具体的なまちのイメージ

● 限らない市民力・地域力がゆたかに花開くまち

まちづくりの主役は、市民一人ひとりであり、個性あふれるそれぞれの地域です。

自助・互助・共助・公助の調和に基づく協働の精神のもと、市民力と地域力が大きな原動力となり、自主自立の精神に根ざしたコミュニティ活動の活性化とともに、自分たちの地域は自分たちで創る「地域自治」によるまちを目指します。

【まちの具体的なイメージ】

- 市民一人ひとりが、家族や仲間、地域との絆を大切に育み、人と人とのつながりの輪を拡げながら、住みよいまちづくりを進めています。
- 地域活動に多くの子どもたちが参加することによって、地域との結びつきが強くなり、お互いが見守り、支え合う、やさしさがまちにあふれています。
- まちや地域の想いに共感して活動することでリーダーが育ち、活動の担い手も若手に継承され、世代を超えた地域活動が活発となっています。
- 地域の伝統行事や祭りなどが、郷土愛を育みながら大切に継承され、地域行事が他の地域にも関わり合いを拡げるなど、まち全体が盛り上がり、活気に満ちています。
- 多様な国籍や世代を超えた市民による、交流と助け合いが地域に根付き、対等な関係を築きながら、市民一人ひとりが笑顔で仲良く暮らしているコミュニティが構築されています。
- 市民一人ひとりが持ち合わせる自分らしさを、お互いに大切にし、尊重し合う気運まちに満ち溢れています。
- ライフステージに応じた学びやスポーツ・レクリエーション活動を通して、仲間や地域の輪が広がっています。
- 地域行事や祭り等の開催によって、市民の笑顔があふれるとともに、人と地域の絆がより強固なものとなっています。

● ゆたかな人間性と可能性を大切にし心温かい人が育つまち

本市は、全国で唯一無二の「おっぱい都市宣言」のまちとして、子どもたちが父母や地域の愛情に包まれて育つまちづくりを進めています。

こうした風土をさらに浸透させ、人間性豊かで自らの可能性に果敢に挑戦する「光っ子」を社会全体で育み、子育て家庭の負担や不安、孤立感といった様々な課題に的確に対応できるまちを目指します。

【まちの具体的なイメージ】

- 子どもを希望する夫婦をはじめ、妊産婦が抱える様々な悩みや不安に対応するきめ細やかな相談体制の充実など、安心して出産・子育てができる環境が整っています。
- 子育て家庭が必要とする支援や家族が日々を楽しく過ごせる機会が充実しており、安心に包まれた健やかな子育て・子育て環境が整っています。
- 小中一貫教育を要とした学校間・校種間の連携による縦の連携と、学校・家庭・地域が一体となった横の連携を両輪とした連携と協働が進み、子どもたちの能力や可能性が最大限に引き出されています。
- 夢と希望を育む教育や豊かな体験活動の充実などを通して、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を習得した子どもたちが育っています。
- 様々な学習機会を通じて、自然や文化、伝統などへの理解が深まり、ふるさと光をこよなく愛する人々が増えるなど、夢や希望に向かう人づくりが進んでいます。
- 連携・協働を基盤とした学校づくりが進み、これまでの小中連携教育とコミュニティ・スクールの取組が地域でより活発となるなど、地域と一体になった小中一貫教育の充実とともに、本市の教育がさらに前進しています。
- 「おっぱい都市宣言のまち」として、まちぐるみで愛情豊かなふれあいの子育てが進み、心温かい子どもたちが育っています。
- 人と人とのふれあいに満ちた子育てや家族、地域の人に見守られながら学校行事の実施など、子どもたちを中心に市民の笑顔や笑い声があちこちから聞こえています。

● 安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち

本市は、「安全・安心都市宣言」のまちとして、生涯を通じて誰もが健康で心ゆたかに暮らせるまちづくりを進めています。

健康で心ゆたかに暮らすための仕組みと、過去の教訓をもとに、自然災害に強く、事件・事故を未然に防ぐなど、これまで以上に安全で安心した生活ができる環境が整備されたまちを目指します。

【まちの具体的なイメージ】

- ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりが様々な場所で進み、誰もが安心して暮らしやすい生活環境が整っています。
- 地域の人々からの声かけで、高齢者をはじめ多様な世代の人たちが一緒になって身体を動かすことができる環境が整い、多くの市民が楽しみながら健康づくりに参加しています。
- 他者に対する思いやりにあふれ、高齢者や障害のある人が、地域の見守りのもとに、孤立感を抱くことなく、誰もが日々安心と幸せを実感しています。
- 2つの市立病院や地域医療の充実、地域包括ケアシステムとの連携が図られ、誰もが安心して、いつまでも住み慣れたまちで暮らしています。
- 市民一人ひとりが思いやりの気持ちをもち合わせ、感染予防や健康づくりに積極的に取り組むなど、市民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症の脅威を乗り越えています。
- 自然災害への備えとして、地域で周囲の危険個所を共通認識するとともに、いざという時に、地域で助け合うことができる環境が整っています。
- 「自助」「共助」「公助」への理解が進み、地域防災力の要となる自主防災組織が整っています。
- 空き家の管理に対する意識が高まり、空き家の適切な管理や利活用の動きが活発になっています。
- 犯罪や交通事故のない社会の実現を目指して、中高生がコラボ啓発を行うなど、まちづくりに積極的に参画しています。
- 市民一人ひとりが新型コロナウイルス感染症等による不安から解放され、必要な医療や介護サービスなどを安心して受けることができ、日々健康に暮らしています。

● 自然と都市が潤いゆたかに調和したまち

本市は、「自然敬愛都市宣言」のまちとして、自然を愛し、自然の摂理にかなった快適で潤いやすらぎのあるまちづくりを進めています。

先人から引き継いだ美しい自然や景観を後世に確実に引き継ぐとともに、利便性が向上した快適な都市空間が整備されたまちを目指します。

【まちの具体的なイメージ】

- 本市の豊かな自然環境を次世代に受け継ぐことが市民の共通認識になり、自然敬愛の精神が、まち全体で育まれています。
- 脱炭素社会の実現に向けて、人工光合成などの新技術や水素、アンモニア由来のエネルギーが広く普及するなど、製品を買う時やサービスを利用するとき、人々のライフスタイルの一部として地球温暖化対策につながる「賢明な選択」をしています。
- 市民一人ひとりが地球環境を自分事として捉え、プラスチックごみ対策をはじめ、ごみの発生抑制やエネルギー消費の削減といった様々な環境対策に協力するなど、環境意識が醸成されています。
- 山や川、海の豊かさを守るため、島田川流域や瀬戸内海沿岸地域との連携による環境教育や環境保全活動が展開され、本市の多くの市民や地域が主体的に参加しています。
- 幹線道路や生活道路をはじめ、下水道の老朽化対策や公園や緑地の適正管理など、安心して快適に暮らせる環境が整備されています。
- 自然を活かした公園などで子どもたちがのびのびと遊び、草花や昆虫などとふれあいながら、すくすくと成長しています。
- 持続可能な公共交通網が構築され、地域の特性やニーズに応じた移動手段の確保により、人が行き交い、まちににぎわいがあふれています。
- 健康で快適な生活基盤が確保され、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、公共交通ネットワークと連携したコンパクトシティ化が進んでいます。
- 多様な交通手段の結節点として、光駅拠点整備が進み、人々がゆきかい、人々がつどい、人々がつながる交流の場として、虹ヶ浜海岸とのつながりを感じられる、自然と調和した空間が実現しています。

● 産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまち

現状のまま人口が推移した場合、社人研によると、約 25 年後の 2045 年（令和 27 年）には、人口が約 3 割減少し、総人口の約 4 割が 65 歳以上になると推計されています。こうした人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという「悪循環の連鎖」を断ち切ることが求められます。

多様な産業の創出や様々な移住・定住対策のほか、まちへの愛着や誇りを高めることで、「選ばれるまち」を目指し、また、人が行き交い、にぎわう、活力あふれるまちを目指します。

【まちの具体的なイメージ】

- 生産者と消費者のつながりがより強くなり、地元で採れた新鮮な農作物や魚介類等の恵みを地域で消費する、地産地消が活発になっています。
- 豊かな自然に恵まれた海の幸、山の幸のブランドが数多く生み出されています。
- 有害鳥獣を捕獲する担い手の育成や、ICT等を活用した効率的な捕獲活動が進むなど、安心して耕作できる環境が整っています。
- 新たに事業をスタートさせる創業者が増加し、市内で働くことができる場所が増えることで、地元で働く若者や、Uターン、Iターンする人々が増えるなど、まちが活気に満ちています。
- 豊かな自然を体感、体験する機会が増加し、まちの魅力が市内外に広がるなど、まちが人々の交流によって、にぎわいを取り戻しています。
- 観光客と地元民が明るく過ごせる場所があるまちになっています。
- たくさんの交流があるまちになっています。
- 本市の魅力あふれる観光資源をはじめ、まちの新たな魅力の発掘や磨き上げが進み、本市の魅力やライフスタイルに共感する全国の多くの人々が、本市に関心を寄せ、多様な観点からまちづくりを支援しています。
- 地域との多様な関わりを通じて、都市と自然が調和したまちの住みよさが移住希望者に伝わり、移住を通じた地域住民との交流により、地域のにぎわいがあふれています。
- 人の往来が自由となり、たくさんの人が本市の魅力を体感・体験し、地域がにぎわいに満ちています。

● 市民参画と健全な行財政でゆたかさを創出するまち

まちの根幹を支えるのは、市政への市民参画と健全な行財政です。

市民と行政との信頼関係のもと、時代の変化にいち早く対応できる行財政基盤を確立することで、いつまでも持続可能なまちを目指します。

【まちの具体的なイメージ】

- 市政の情報が分かりやすく情報発信され、地域と行政の対話によるまちづくりが進んでいます。
- シティプロモーションにより、まちの特長や魅力を多くの人に共感してもらうとともに、市民のまちへの愛着が深まっています。
- 市民が本市に対する理解や知識を深めることで、まちに愛着と誇りを持ち、地域づくり活動など、市政に積極的に関わっています。
- 人口減少を見据え、行政サービスの見直しやデジタル技術を活用した効率的な行政運営が行われています。
- 情報システムの標準化や共通化、マイナンバーカードのさらなる普及と利活用が進むなど、行政手続きのオンライン化の進行により、市民サービスが向上しています。
- 将来的な財政負担の軽減に向けて、公共施設の再編や効率的な利用が進むなど、市有財産の有効利用が進んでいます。
- 新たな財源の確保や収納対策の推進などにより、人口減少社会にも対応できる持続可能で堅実な財政運営が確保されています。
- 国が目指す未来社会「Society5.0」の進展によって、人工知能やドローンなどの技術によって、人口減少や高齢化による社会課題が克服されています。

第5章 まちづくりの考え方

本市はこれまでも、本市の最高規範である「光市民憲章」の精神と「おっばい都市宣言」「自然敬愛都市宣言」「安全・安心都市宣言」の3つの都市宣言の理念のもと、その時々ので社会の要請や政策課題に応じた政策を展開してきました。

「ゆたかな社会」を実現するためには、現在を生きる市民の幸せとともに、将来世代の視点を取り入れ、社会の未来像を思い描きながら、現在の市民の幸せを次世代を担う市民の幸せにつなげていく、そうした世代を超えた幸せが絶え間なく続くまちを創出していく必要があります。

さらには、SDGsが示す理念を参考に、グローバルな視点を持って「誰一人取り残さない」社会の実現に取り組んでいく姿勢も求められます。

このため、引き続き「光市民憲章」の精神や「3つの都市宣言」の理念をまちづくりの基本としながら、時代が流れゆくとも決して色褪せることのない「やさしさ」をまち全体に浸透させます。

「やさしさ」には、将来世代も含めた全ての市民の幸せの実現を後押しする「思いやり」、様々な困難に直面しても立ち止まることなく政策を前に進めていく「勇気」、理想を実現するために自分たちができること、今、為すべきことを考え、何よりも公益を優先する「我慢」という三つの側面があります。本市が取り組む政策や市民力、地域力の結び付いた様々な活動を通じて、「ゆたかな社会」につながる「やさしさ」をまちの隅々まで届けるため、次の基本姿勢を持って、新たな5年間のまちづくりを進めていきます。

1 まちづくりの基本姿勢

(1) 新たな課題に対応する「しなやかさ」

「光市民憲章」の精神や「3つの都市宣言」の理念を羅針盤として、絶えず変化する時代の要請に的確に対応するとともに、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大など、いかなる試練に直面しても、向かうべき目標に向かって臨機応変にアプローチできる「しなやかさ」を備えます。

(2) “やさしさ”を届け続ける「たくましさ」

「誰一人取り残さない」社会を実現するために、先見性や創造性をもった政策展開に努めるとともに、本市の大きな強みである市民力や地域力を活かした連携や協働のまちづくりを進めるため、現在から未来へと「やさしさ」を届け続ける「たくましさ」をまちに生み出します。

(3) 地域や世代を超えた「つながり」

着実に進行する人口減少や少子高齢化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大によって、人と人との関わり合いや地域の絆が揺らぎつつあります。このため、「ゆたかな社会」に向かう新たな原動力として、地域や世代を超えた多様な価値の「つながり」を再生し、まち全体を大きな「わ」で結びます。

2 政策の体系

政策の体系は、「ゆたかな社会」の実現に向けた長期的な「基本目標」に基づき、そうした6つの「基本目標」を具現化するための「重点目標」を定め、「重点目標」を達成するための分野ごとの方針や理念をまとめた「政策」を展開していきます。

なお、この5年間に目指すべき「基本目標」については、ひかり未来展望で掲げる20年後の「ゆたかな社会」の実現に向けて取り組むべき「基本目標」と同一とします。

基本目標1 限りない市民力・地域力がゆたかに花開くまち

重点目標1 地域の活性化のために P108～P119

- 政策
 - 1 協働による地域づくり
 - 2 持続可能な地域コミュニティの形成
 - 3 多文化共生社会の推進
 - 4 市民活動への支援

重点目標2 市民力向上のために P120～P135

- 政策
 - 1 生涯学習社会の推進
 - 2 芸術・文化の振興
 - 3 スポーツの振興
 - 4 人権尊重社会の実現
 - 5 男女共同参画社会の実現

基本目標2 ゆたかな人間性と可能性を大切にし心温かい人が育つまち

重点目標1 結婚・出産・子育ての希望実現のために P136～P145

- 政策
 - 1 結婚・出産の希望実現
 - 2 子育て支援の充実
 - 3 幼児教育・保育の充実

重点目標2 人間性を育み可能性を高めるために P146～P158

- 政策
 - 1 未来につながる連携・協働教育の推進
 - 2 質の高い教育の推進
 - 3 教育環境の充実
 - 4 青少年の健全育成

基本目標3 安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち

重点目標1 心ゆたかにいきいきと暮らすために P159～P178

- 政策
- 1 支え合いによる地域社会の実現
- 2 生き生き高齢社会の実現
- 3 障害者の自立支援と社会参画の推進
- 4 健康づくりの推進
- 5 感染症対策の推進
- 6 地域医療を守る体制の充実
- 7 社会保障の充実

重点目標2 安全・安心に暮らすために P179～P188

- 政策
- 1 自助・共助・公助による防災・減災体制の構築
- 2 消防・救急体制の充実
- 3 安全・安心な暮らしの確保

基本目標4 自然と都市が潤いゆたかに調和したまち

重点目標1 自然の恵みを活かし、守り、育てるために P189～P199

- 政策
- 1 自然敬愛都市の実現
- 2 地球温暖化対策の推進
- 3 循環型社会の構築
- 4 公共用水域の保全

重点目標2 便利で快適に暮らすために P200～P216

- 政策
- 1 良好な都市空間の創出
- 2 道路網の整備
- 3 公共交通ネットワークの構築
- 4 公園の整備と緑化の推進
- 5 良質な住環境の整備
- 6 安全でおいしい水の供給
- 7 安心の島づくり

基本目標 5 産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまち

- 重点目標 1 活力にあふれ、生き生きと働くために P217～P234
 - 政策
 - 1 農業の振興
 - 2 有害鳥獣対策の推進
 - 3 林業の振興
 - 4 水産業の振興
 - 5 商工業の振興
 - 6 雇用・就業・創業環境の充実
- 重点目標 2 人が行き交い、にぎわいを創出するために P235～P240
 - 政策
 - 1 観光の振興と交流の促進
 - 2 関係人口の創出と移住・定住の促進

基本目標 6 市民参画と健全な行財政でゆたかさを創出するまち

- 重点目標 1 市民参画による都市経営のために P241～P248
 - 政策
 - 1 市民参画の推進
 - 2 シティプロモーションの推進
 - 3 市民目線に立った行政サービスの推進
- 重点目標 2 持続可能な都市経営のために P249～P262
 - 政策
 - 1 広域行政と連携・交流の推進
 - 2 デジタル化の推進
 - 3 組織力の強化と人材育成
 - 4 持続可能な行政経営の確立
 - 5 公有財産の管理と活用

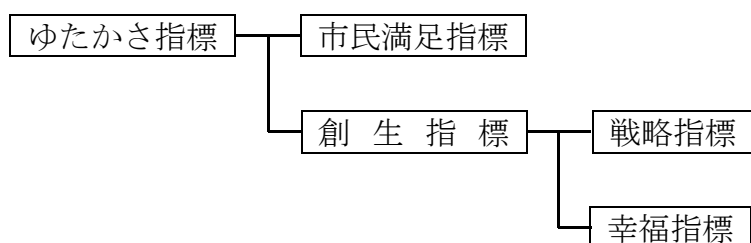
3 ゆたかさ指標

6つの基本目標の達成に向けた進捗状況を明らかにし、PDCAサイクルに基づく検証と改善につなげるため、「ゆたかさ指標」を示します。

「ゆたかさ指標」は、「市民満足指標」と「創生指標」の2つの指標をもって構成します。

「市民満足指標（※1）」とは、12の重点目標ごとに市民アンケートで得られる満足度の加重平均値（※2）をもとに算出した数値から、市民の満足度を客観的に測るものです。

「創生指標」は、「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗を測るもので、地方創生の推進による戦略的効果を測る「戦略指標」と、様々な戦略的な取組に基づく市民の心や生活の質の状況を測る「幸福指標」の2つの指標をもって構成します。



◎市民満足指標（※1）の考え方

「市民満足指標」は、市民の満足と不満の度合いを、満足度の加重平均値（複数の評価項目がある場合はその平均値）を用いて総合的に数値化して表したものです。

$$\text{市民満足指標} = (\text{加重平均値1} + \text{加重平均値2} + \dots + \text{加重平均値n}) / n$$

n : 1つの重点目標における評価項目の数

「市民満足指標」は、満足が100%のとき「2.00」、満足と不満の度合いが均衡したとき「0.00」、不満が100%のとき「-2.00」となり、数値が高いほど満足の度合いが高いといえます。

（例）重点目標に3つの評価項目（項目①、項目②、項目③）がある場合

	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
項目①	15	28	35	15	7
項目②	9	20	53	12	6
項目③	13	26	19	28	14

項目①の加重平均値 = $(15 \times 2) + (28 \times 1) + (35 \times 0) + (15 \times -1) + (7 \times -2) / 100 = 0.29$

項目②の加重平均値 = $(9 \times 2) + (20 \times 1) + (53 \times 0) + (12 \times -1) + (6 \times -2) / 100 = 0.14$

項目③の加重平均値 = $(13 \times 2) + (26 \times 1) + (19 \times 0) + (28 \times -1) + (14 \times -2) / 100 = -0.04$

$$\text{市民満足指標} = (0.29 + 0.14 + (-0.04)) / 3 = 0.13$$

◎加重平均値（※2）の考え方

	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
点数	+2	+1	0	-1	-2
回答数	A	B	C	D	E

$$\text{加重平均値} = ((A \times 2) + (B \times 1) + (C \times 0) + (D \times -1) + (E \times -2)) / \text{回答総数}$$

(1) 市民満足指標

「市民満足指標」は、12 の重点目標ごとに市民の満足と不満の度合いを数値化したものであり、すべての項目で近況値からの数値の上昇を目指していきます。

基本目標 1 限りない市民力・地域力がゆたかに花開くまち

指標名	近況値(R3)
重点目標 1（地域の活性化のために）の市民満足指標	0.12
重点目標 2（市民力向上のために）の市民満足指標	0.21

- 「重点目標 1 の市民満足指標」算定のための評価項目
 - 地域のコミュニティ活動に対する支援
 - 市民団体やNPOなどの育成
 - 国際理解と多文化共生の推進
- 「重点目標 2 の市民満足指標」算定のための評価項目
 - 生涯学習の充実
 - 文化・芸術活動の振興
 - 文化財の保存・活用
 - スポーツの振興
 - 男女共同参画の推進

基本目標 2 ゆたかな人間性と可能性を大切にし心温かい人が育つまち

指標名	近況値(R3)
重点目標 1（結婚・出産・子育ての希望実現のために）の市民満足指標	0.34
重点目標 2（人間性を育み可能性を高めるために）の市民満足指標	0.22

- 「重点目標 1 の市民満足指標」算定のための評価項目
 - 子育て支援対策の充実
- 「重点目標 2 の市民満足指標」算定のための評価項目
 - 学校教育の充実

基本目標3 安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち

指標名	近況値(R3)
重点目標1（心ゆたかにいきいきと暮らすために）の市民満足指標	0.31
重点目標2（安全・安心に暮らすために）の市民満足指標	0.36

- 「重点目標1の市民満足指標」算定のための評価項目
 - 健康づくりの推進
 - 高齢者福祉対策の充実
 - 障害者福祉対策の充実
 - 地域医療対策の充実
- 「重点目標2の市民満足指標」算定のための評価項目
 - 地震・台風などの災害対策の充実
 - 消防・防災体制の充実
 - 防犯対策の充実
 - 交通安全対策の充実
 - 消費生活相談の充実

基本目標4 自然と都市が潤いゆたかに調和したまち

指標名	近況値(R3)
重点目標1（自然の恵みを活かし・守り・育てるために）の市民満足指標	0.58
重点目標2（便利で快適に暮らすために）の市民満足指標	0.18

- 「重点目標1の市民満足指標」算定のための評価項目
 - 山・川・海などの自然環境の保全
 - ごみの収集・処理対策の充実
 - 資源のリサイクル対策の充実
 - 上下水道の整備・浄化槽設置の促進
- 「重点目標2の市民満足指標」算定のための評価項目
 - 幹線道路の整備（国道・県道など）
 - 地域の生活道路の維持・補修
 - 歩道の拡幅・段差の解消
 - 公共交通網の整備
 - 交通結節機能の充実
 - まち並み・景観の整備
 - 都市公園の整備
 - 快適な居住空間の整備

基本目標 5 産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまち

指標名	近況値(R3)
重点目標 1（活力にあふれ、生き生きと働くために）の市民満足指標	0.02
重点目標 2（人が行き交い、にぎわいを創出するために）の市民満足指標	0.01

- 「重点目標 1 の市民満足指標」算定のための評価項目
 - 農林水産業の振興
 - 地元中小企業の支援
 - 地場産業の振興
 - 企業誘致、雇用の確保と創業支援
- 「重点目標 2 の市民満足指標」算定のための評価項目
 - 観光の振興

基本目標 6 市民参画と健全な行財政でゆたかさを創出するまち

指標名	近況値(R3)
重点目標 1（市民参画による都市経営のために）の市民満足指標	0.12
重点目標 2（持続可能な都市経営のために）の市民満足指標	0.11

- 「重点目標 1 の市民満足指標」算定のための評価項目
 - 市政への市民参加の推進
 - 市政に関する情報提供や情報公開
 - 市政サービスの充実
- 「重点目標 2 の市民満足指標」算定のための評価項目
 - 広域行政・広域連携の推進
 - デジタル化の推進
 - 健全な財政運営や行政改革の推進

(2) 創生指標

	指標名	近況値	目標値(R8)
戦略指標	①市内総生産額	357,039 百万円 (H29)	450,000 百万円 以上
	②就業者数	22,336 人 (H27)	21,000 人以上
	③都会からの転入者数	401 人 (R2)	415 人以上
	④転出者数	1,447 人 (R2)	1,500 人以下
	⑤婚姻率（人口千人あたり）	4.25‰ (R2)	4.50‰以上
	⑥希望する子どもの数	1.73 人 (R3)	1.73 人以上
	⑦SDGs を知っている人の割合	11.1% (R2)	16.2%以上
幸福指標	⑧今後もずっと光市で暮らしたいという人の割合	73.5% (R3)	75.0%以上
	⑨光市を住みよいと感じる人の割合	83.0% (R3)	83.0%以上
	⑩光市に愛着を持っている市民の割合	71.9% (R3)	75.0%以上
	⑪3つの都市宣言に基づくまちづくりが進められていると感じる人の割合	12.5% (R2)	14.0%以上
	⑫健康寿命	男性 79.36 年 女性 84.39 年 (H27)	男性 79.36 年以上 女性 84.39 年以上
	⑬将来の夢や目標を持っている子どもの割合	82.6% (R1)	90.0%以上
	⑭日頃、楽しめる趣味や生きがいをもつ人の割合	83.9% (R2)	85.0%以上

※出典：

- ①県統計分析課「市町民経済計算」
- ②国勢調査
- ③住民基本台帳
(東京圏＜埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県＞、大阪圏＜京都府、大阪府、兵庫県＞、広島県、福岡県)
- ④住民基本台帳
- ⑤県統計分析課「50の指標でみる市町のすがた」
- ⑥まちづくり市民アンケート
- ⑦第3次光市総合計画の策定に向けた市民意識調査
- ⑧まちづくり市民アンケート
- ⑨まちづくり市民アンケート
- ⑩まちづくり市民アンケート
- ⑪第3次光市総合計画の策定に向けた市民意識調査（3つの都市宣言に対する意識の平均）
- ⑫県健康増進課「やまぐち健康マップ」、「健康づくりに関する県民意識調査」
- ⑬国「全国学力・学習状況調査」
- ⑭健康・食育に関する市民アンケート

4 ゆたかな地球を未来につなぐ17の目標（SDGs）

（1）SDGsが目指す未来

世界的な気候変動や海洋汚染、貧困や男女の平等など、地球上には数多くの社会的課題が存在します。SDGsは、こうした課題を国際社会で協力しながら、2030年までに解決を目指す「17の目標」です。SDGsの達成には、国や地方自治体、企業だけでなく、私たち一人ひとりから取り組めることも多く、科学技術の進展も大いに期待されています。

こうしたことから、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）※は、SDGsの17の目標に対する自治体行政の果たす役割を示すなど、地方自治体における様々な取組への広がりも期待されています。

（2）本市が進めるまちづくりとSDGs

地球規模で高まる自然災害の脅威やマイクロプラスチック等による海洋汚染など、国や地域を超えて顕在化する社会的課題の連鎖は、社会経済活動を営みながら豊かな自然の恩恵を受ける本市も無関係ではありません。

SDGsが示す多様な目標の追求は、本市をはじめ各自治体が直面する課題の解決や持続的な発展、すなわち地方創生につながるものです。さらには、自治体と各ステークホルダー間においても、SDGsという共通言語を通じて、地球規模で目指す目標の共有や連携の促進など、パートナーシップの深化を図っていくことが期待できます。

また、何よりもSDGsの理念や考え方は「光市民憲章」の精神や「3つの都市宣言」の理念のもと、「ゆたかな社会」の実現を目指す本市のまちづくりと重なります。

こうしたことから、本市では、SDGsをグローバルな視点から「ゆたかな地球を未来につなぐ17の目標」と捉え、本計画の分野別計画にSDGsの考え方を関連付けることにより、地方創生など未来に向けたまちづくりとSDGsを一体的に推進していくため、次表にUCLGが示した自治体の役割とともに、本市の取組例について示します。

※UCLG（United Cities and Local Governments）

世界最大の自治体による国際的な組織で、IULA（国際地方自治体連合）、UTO（世界都市連合）、Metropolis（世界大都市圏協会）の統合により平成16年に発足しました。会員同士の情報交換や相互協力などを通して、地方自治の強化や地方分権の推進、地方自治体の能力向上を図っています。

17の目標における本市の取組例と自治体の役割

【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	
貧困 	【本市の取組例】 要保護世帯や母子家庭等の生活の安定、就労や自立に向けた相談・支援体制の確立を目指しています。また、全ての市民が健康で文化的な生活を送れるよう、さまざまな社会保障の充実を図ります。 【自治体の役割】 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	
飢餓 	【本市の取組例】 地産地消をはじめ地域の食糧供給の安定性を高め、新規就農者等の確保を通じた生産性の向上を図ります。また、「自然敬愛都市宣言」精神に基づき、廃棄物の発生抑制や再資源化、食品ロス等への取組みを進めます。 【自治体の役割】 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠で、公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	
保健 	【本市の取組例】 2つの市立病院を中心に、質の高い地域医療サービスの提供や子育て支援の充実とともに、新たな感染症対策や生活習慣病など疾病の予防・改善など、生涯現役で過ごせる健康づくりを推進します。 【自治体の役割】 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	
教育 	【本市の取組例】 連携・協働で育む質の高い教育や一人ひとりの個性を大切にしたいきめ細やかな教育とともに、地域とともにあるコミュニティ・スクールを推進します。また、「GIGAスクール構想」に基づき、ICT機器を有効に活用した教育展開を図ります。 【自治体の役割】 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。

【目標５】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う。	
ジェンダー 	【本市の取組例】 ジェンダー（社会的・文化的な性別）による不平等（男女格差）を解消し、個々の能力が活かされ、安全・安心して暮らせる社会の構築に向けた取組を進めます。また、女性活躍の推進や女性が働きやすい職場環境の整備・支援等に努めます。 【自治体の役割】 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。
【目標６】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	
水・衛生 	【本市の取組例】 島田川の豊かな水を起源とする安全でおいしい飲料水を安定的に供給するため、老朽化した水道管施設や水道施設及び設備等の定期的な更新を進めるなど、将来に渡って持続可能な事業運営に取り組めます。 【自治体の役割】 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
【目標７】 すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	
エネルギー 	【本市の取組例】 本市の特性を活かした太陽光を中心に自然エネルギーの導入を進めるとともに、省エネルギー化の推進により、地球環境に負荷の少ないライフスタイルの普及・啓発を促進します。 【自治体の役割】 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
【目標８】 包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	
成長・雇用 	【本市の取組例】 勤労者が生きがいを持って、安心して働ける労働環境の創出に向けて、若者をはじめ女性や高齢者、障害のある人が働きやすい職場環境づくりへの支援とともに、安定した雇用の確保を目指します。 【自治体の役割】 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
【目標９】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。	
イノベーション 	【本市の取組例】 地域資源を有効に活用した産業の発展とともに、地域経済を支える中小企業の活性化と経営の安定化に向けた支援に努めます。また、商工会議所や商工会と連携し、消費者ニーズに即した商業の振興を図ります。 【自治体の役割】 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

【目標10】 各国内及び各国間の不平等を是正する。	
不平等 10 人や国の不平等をなくそう 	【本市の取組例】 基本的人権の尊重という普遍的視点に立ち、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けて、学校やあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を総合的に実施します。 【自治体の役割】 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
【目標11】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	
都市 11 住み続けられるまちづくりを 	【本市の取組例】 将来を見据えた長期的な視点に立ち、厳しい財政状況も考慮しながら、持続可能な都市経営に向けて、公共施設の量・質の最適化などを進める「公共施設マネジメント」に基づく施設の適正規模・適正配置に取り組みます。 【自治体の役割】 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
【目標12】 持続可能な生産消費形態を確保する。	
生産・消費 12 つくる責任 つかう責任 	【本市の取組例】 環境に配慮した農林水産業の持続的な発展を図るため、地産地消の推進に向けた地元産農産物の生産流通体制の強化とともに、さまざまなイベント等を通じた生産者と消費者の交流・つながりの構築に努めます。 【自治体の役割】 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
【目標13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	
気象変動 13 気候変動に具体的な対策を 	【本市の主な取組】 地球環境に負荷の少ないライフスタイルの普及に向けて、太陽光をはじめ多様な再生可能エネルギーの活用やLED等の省エネ設備の普及に努めます。また、環境教育をはじめ環境保全活動を推進します。 【自治体の役割】 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
【目標14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	
海洋資源 14 海の豊かさを守ろう 	【本市の取組例】 室積・虹ヶ浜海岸をはじめ公共用水域の持続的な水質保全を図るため、下水道の計画的な整備と適切な維持管理に取り組みます。また、生活排水処理対策として、浄化槽設置の推進及び支援に努めます。 【自治体の役割】 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

【目標15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

陸上資源 	【本市の取組例】 「自然敬愛都市宣言」のまちとして、自然や海岸、森林や生態系など、本市の豊かな自然環境の保全とともに、市民と自然が共生できる潤いと安らぎのあるまちづくりを進めます。 【自治体の役割】 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
---	--

【目標16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

平和 	【本市の取組例】 市民との「対話」によるまちづくりに向けて、市民からの意見や提言を市政に反映する仕組みを構築するとともに、若者から高齢者まで、誰もが市政に参画しやすい環境づくりに取り組みます。 【自治体の役割】 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
---	--

【目標17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

実施手段 	【本市の取組例】 本市の実情や市民ニーズを踏まえながら多様な主体と連携を図るとともに、周辺市町との連携・協力による広域的な行政課題に対応できる体制の強化に努めます。 【自治体の役割】 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。
---	---

【出典：（一財）建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）―導入のためのガイドライン―」】※UCLG（United Cities and Local Governments）（訳は、「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）―導入のためのガイドライン―（2018年3月版（第2版）」（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集））

(3) 地方創生SDGsローカル指標の活用

国においては、「自治体SDGsの推進のためのローカル指標検討ワーキンググループ」での検討結果を踏まえ、各自治体で定める政策目標や達成目標に利用可能な指標として自治体を選択できるよう、「地方創生SDGsローカル指標リスト」を定めています。

本市では、そうした「地方創生SDGsローカル指標リスト」からまちづくりと密接に関連する18の指標を、第7章で展開する分野別計画における【成果指標】に活用することで、まちづくりとSDGsを一体的に推進していきます。

SDGs アイコン	基本 目標	重点 目標	政 策	分野別計画(第7章)の成果指標に活用する 地方創生SDGsローカル指標リスト	指標リスト
				1 限らない市民力・地域力が、ゆたかに花開くまち 2 市民力向上のために 5 男女共同参画社会の実現 ③役員の女性の割合 ④家事従事者に関するジェンダーパリティ指数	指標5.5.2.1 指標5.4.1.1
 				2 ゆたかな人間性と可能性を大切にし心温かい人が育つまち 1 結婚・出産・子育ての希望実現のために 3 幼児教育・保育の充実 ①待機児童数割合 2 人間性を育み可能性を高めるために 3 教育環境の充実 ③学校における教育用コンピュータの設置割合	指標5.4.1.2 指標4.a.1.2
  				3 安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち 1 心ゆたかにいきいきと暮らすために 6 地域医療を守る体制の充実 ①人口千人当たりの医師数 2 安全・安心に暮らすために 2 消防・救急体制の充実 ①出火件数(人口1万人あたりの火災出火件数)(年) 3 安全・安心な暮らしの確保 ①刑法犯罪認知件数(年度)	指標3.c.1 指標11.X 指標16.1.4.1
    				4 自然と都市が潤いゆたかに調和したまち 1 自然の恵みを活かし・守り・育てるために 1 自然敬愛都市の実現 ④光化学オキシダント(0x)濃度の昼間1時間値が0.12ppm以上であった日数 2 地球温暖化対策の推進 ①人口一人当たりのCO ₂ 排出量 3 循環型社会の構築 ①1人1日当たりのごみ排出量(家庭部門) ②ごみのリサイクル率 ③廃棄物の最終処分割合 4 公共用水域の保全 ②下水道処理人口普及率(污水) ③下水道処理人口普及率(下水) 2 便利で快適に暮らすために 2 道路網の整備 ①舗装道路割合	指標11.6.2.2 指標13.X 指標8.4.1及び12.2.1 指標12.5.1 指標11.6.1 指標6.3.1 指標6.3.1 指標9.1.1.1
 				5 産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまち 1 活力にあふれ生き生きと働くために 1 農業の振興 ②農業就業人口当たりの農業産出額(年度) 5 商工業の振興 ②人口当たりの製造業粗付加価値額(年度)	指標2.3.1.1 指標9.2.1.1
				6 市民参画と健全な行財政でゆたかさを創出するまち 2 持続可能な都市経営のために 4 持続可能な行政経営の確立 ③実質公債費比率(年度)	指標17.4.1

第6章 つながる光・未来戦略プロジェクト

新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との関わり合いや地域の絆が揺らぎつつある中、頻発する自然災害への備えや地域の活性化など、直面する幾多の課題に対応していくためには、住みよいまちの根底を支える市民力や地域力を生み出す「つながり」の再生や新たな構築が、重要な鍵となります。

私たちの社会は、人と人、人と地域、さらには世代と世代など、様々な「つながり」で形づくられています。

こうした様々な「つながり」によって、まちに絆を取り戻すこと、まちの強みでもある市民力、地域力に基づく「つながり」を、より確かなものにすることが今、まさに求められています。

こうしたことから、今後5年間のまちづくりにおいては、特に重点的に取り組むべき政策を「つながる光・未来戦略プロジェクト」として位置づけ、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すSDGsの理念を踏まえた取組を進めます。

様々な「やさしさ」を織り込んだこれらのプロジェクトを通じて、人や地域、世代を結ぶ「つながり」を再構築するとともに、「オールひかり」の力を結集して、未来を見据えたまちづくりを戦略的に進めることにより、「ゆたかな社会」を実現するための大きな足掛かりを築きます。

1 安全がつながる

防災指令拠点施設整備と災害に強いまち構築プロジェクト

【取組の方向性】

自然災害が多発・激甚化する傾向にある中、これまでの常識にとらわれることなく、より強い危機感をもって災害に備えていく必要があります。災害予防や応急対策等の要となる強靱な防災指令拠点を整備し、あらゆる災害に対応できる災害に強いまちの構築を進めます。

市民生活の安全・安心を確保するためには災害に強い環境が必要となります。本市のハード面・ソフト面における防災機能の充実により、安心して暮らすことができる「安全・安心都市」の実現を目指します。

戦略的取組 1 防災指令拠点施設を中心とした防災体制の整備・強化

あらゆる災害に的確に対応するため、防災指令拠点施設の整備や総合防災情報システムの構築を進めるなど、災害対応の充実・強化を図ります。

（具体的取組）

- ・ 防災指令拠点施設の整備と風水害等あらゆる自然災害への的確な対応
- ・ 災害対応を支援する総合防災情報システムの構築 など

戦略的取組 2 地域防災力の強化

地域における防災・減災体制の充実・強化を図るとともに、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、家庭での備えや地域コミュニティでできる対策を支援します。

（具体的取組）

- ・ 三島コミュニティセンターの整備
- ・ 避難所環境の整備
- ・ 自主防災組織への支援と地域防災を担う人材の育成
- ・ 災害時要援護者（避難行動要支援者）支援体制の確立
- ・ ハザードマップを活用した防災に関する意識の醸成 など

戦略的取組 3 災害に強いまちの構築

災害に強いまちを築くため、防災・減災に向けた都市インフラの老朽化対策や危険度の高い急傾斜地やため池等の対策を通じて、あらゆる災害への十分な備えを進めます。

- ・ 河川浚渫工事の促進
- ・ 道路の適切な維持管理
- ・ 橋梁の耐震補強対策
- ・ 危険度の高い急傾斜地やため池等の対策 など

2 笑顔がつながる

協働による地域の絆再生プロジェクト

【取組の方向性】

地域のつながりを創出するためには、人と人、人と地域がつながることのできる場を設け、その活動を育む取組が必要となります。地域における多様化する地域課題の解決に向けて、市民が自ら取り組む自主自立の精神に基づく地域コミュニティ活動や公益活動を支援するとともに、「オールひかり」で知恵を出し合い、人と人、人と地域による多様なつながりを再生します。

また、少子高齢化の進展や人口減少等を要因として、地域主体の取組だけでは、つながりの維持が困難となっており、地域と行政の協働のほか、地域で活躍できる人づくりによって、諸問題の解決を図ります。

戦略的取組 1 まちや地域を結ぶ絆の再生

地域の自主的・主体的取組に対する支援や協働による課題解決に向けた取組などを通じて、地域力の源となる地域の「絆」を再生します。

（具体的取組）

- ・ コミュニティプランの具現化に向けた支援
- ・ 協働事業提案制度の推進
- ・ 対話事業の推進 など

戦略的取組 2 地域活動の活性化と地域自治の推進

地域活動の拠点となるコミュニティセンターの整備充実を図るとともに、地域の思いや願いを主体的な活動に結びつけるための支援や協働による地域活性化を図ります。

（具体的取組）

- ・ 三島コミュニティセンターの整備（再掲）
- ・ 地域コミュニティとコミュニティ・スクールとの連携促進
- ・ 市民活動等に関する相談・支援体制の充実 など

戦略的取組 3 地域と行政の協働による課題解決

人口減少や少子高齢化などを背景に、地域が直面する様々な課題を解決するため、地域の自主自立的な活動を尊重しながら、地域と行政の協働による取組を進めます。

（具体的取組）

- ・ 地域おこし協力隊の新規隊員の確保と活用
- ・ 地域と連携した移住・定住対策の推進
- ・ 地域と連携した空き家対策の推進
- ・ ごみ出しが困難な高齢者等への支援 など

3 安心がつながる

健康と長寿を支える医療環境充実プロジェクト

【取組の方向性】

2つの市立病院は、市民の安全・安心を支える砦であり、両病院の機能充実を図りながら、安定的な経営を進めていく必要があります。市民や地域の主体的な健康づくりへの支援や地域で支え合う仕組みづくりを進めます。

グローバル化の進展を背景とした活発な人や物の移動に伴い、新型コロナウイルス感染症の拡大など、新たな感染症が脅威となっています。今後とも医師会等との強固な連携を維持しながら、新型コロナウイルス感染症などに対応できる感染拡大防止対策を強化します。

戦略的取組 1 2つの市立病院を中心とした地域医療の充実・強化

市民の安心を確保するため、両市立病院の医療機能の充実を図るとともに、医師会など関係機関と緊密な連携のもと、包括的な地域医療体制を構築します。

（具体的取組）

- ・ 市立病院を中心とした地域医療体制の充実・強化
- ・ 市立病院の医療機能の拡充と医師確保対策の推進
- ・ 救急医療体制の確保
- ・ 大和地域の民間診療所誘致
- ・ 地域包括ケアシステムの充実・発展 など

戦略的取組 2 新型コロナウイルス感染症等への対応

市民の健康や日々の暮らしを守るため、医師会など関係機関との緊密な連携のもと、新型コロナウイルス感染症等への機動的な対応や、市民等への的確な情報提供を進めます。

（具体的取組）

- ・ 県や地元医師会等との連携による感染症への機動的対応
- ・ 感染症に関する的確な情報の発信と正確な知識の普及
- ・ 事業所等における感染症拡大防止対策の推進 など

戦略的取組 3 人生100年時代を支える健康づくりの推進

市民一人ひとりがいきいきと暮らせるよう、健康寿命の延伸に向けた取組を展開するとともに、地域におけるふれあいの場を通じた孤独の解消や加齢による心身の活力の低下予防など、心身の健康づくりを推進します。

（具体的取組）

- ・ ウォーキングの推奨
- ・ がんや糖尿病等の生活習慣病等の早期発見と重症化予防対策の推進
- ・ いきいき百歳体操の推進
- ・ 認知症高齢者等の支援の充実
- ・ 社会における孤独・孤立の防止、自殺予防対策 など

4 地域がつながる

光駅のバリアフリー化と公共交通ネットワーク構築プロジェクト

【取組の方向性】

人の往来や交流を創出するには、魅力ある都市空間や道路網の整備が必要となります。まちの玄関口にふさわしい光駅の機能充実や集約都市の形成による快適な環境を形成し、人が行き交うまちづくりを進めます。

住みなれた地域でいつまでも暮らすためには、買物や通院など生活の移動手段の確保が必要となります。地域の実情に応じた地域住民の支え合いによる移動の仕組みづくりを支援するとともに、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図ります。

戦略的取組 1 光駅拠点整備の推進

光駅拠点整備を着実に進めるとともに、民間活力の活用により、駅周辺ににぎわいを創出します。

（具体的取組）

- ・ J R 光駅のバリアフリー化と南北自由通路の更新
- ・ 駅前広場の機能充実
- ・ 民間活力を活用したにぎわい創出施設の導入 など

戦略的取組 2 持続可能な公共交通ネットワークの構築

持続可能で利便性の高い交通網の形成を図るとともに、地元での買物や通院などの移動手段を確保するため、地域組織が運営するコミュニティ交通など、地域内交通の導入を支援します。

（具体的取組）

- ・ J R 光駅の交通結節機能の充実
- ・ 地域の特性に応じた生活交通の確保支援
- ・ 公共交通ネットワークの構築 など

戦略的取組 3 幹線道路の整備促進

J R 岩田駅周辺地区のコンパクトシティ化に向けた道路整備や、国道 188 号を補完する都市計画道路等の整備を促進します。

（具体的取組）

- ・ 地方主要道（光日積線）の整備促進
- ・ 都市計画道路（瀬戸風線、川園線等）の整備促進
- ・ 光・下松間道路の整備促進 など

5 元気がつながる

にぎわいを生み出す地域産業活性化プロジェクト

【取組の方向性】

にぎわいのあふれるまちづくりには、安心して働くことができる雇用の場の確保と産業の活性化が必要となります。地域経済を牽引する基幹産業の振興や商業、サービス業の育成、新たなチャレンジへの支援を通じて、地域経済の活性化と雇用創出を図ります。

また、第一次産業における従事者の高齢化と担い手不足を克服する必要があります。生産者と消費者をつなぐ地産地消を進めることで地域内消費を拡大させ、第一次産業の担い手の確保や食を通じた交流といった好循環を生み出すなど、第一次産業の稼ぐ力と働く魅力を高めていきます。

戦略的取組 1 地域経済の活性化と創業・雇用支援

意欲ある事業者や個人が新たな取組に挑戦しやすい環境づくりを進めるとともに、事業拡大を行う事業者への支援を通して、雇用の場の確保と地域活性化を図ります。

（具体的取組）

- ・ 創業と新しいチャレンジへの支援
- ・ 事業所適地の情報発信と事業所設置の推進
- ・ 商工業等に関する後継者の育成と人材確保の支援
- ・ 地域の特色ある商業活動・イベントの支援 など

戦略的取組 2 6次産業化と農林水商工連携の推進

地元で採れた新鮮な農作物や魚介類等の恵みを生かした6次産業化や農林水商工連携による高付加価値化を図るとともに、農林水産業の担い手確保を図ります。

（具体的取組）

- ・ 栽培漁業センター用地への水産振興拠点施設の誘致
- ・ 農業・林業・水産業・商工業の連携促進
- ・ 新規就業者（農業・漁業）の育成・定住支援
- ・ 「里の厨」を中心とした地域農業の振興
- ・ 特用林産物の消費拡大のための生産活動の実施
- ・ 有害鳥獣による被害防止の充実・強化 など

6 世代がつながる

誰一人取り残さない「光っ子」を育む教育と子育て応援プロジェクト

【取組の方向性】

持続可能な未来を実現するためには、「生きる力」を携えた次代を担う人材の育成が求められています。学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育で子どもたちの「生きる力」を育むとともに、質の高い教育や教育環境の充実を通して、自らの手で未来を切り拓く子どもを育みます。

個人が望む結婚や出産を叶えるためには、安心して子どもを産み育てられる環境が必要となります。子育てにおけるセーフティーネットを形成するとともに、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を展開するなど、「おっぱい都市」にふさわしいまちづくりを進めます。

戦略的取組 1 子どもたちの可能性を引き出す質の高い教育の推進

小中一貫教育により、子どもたちの未来に向けた質の高い教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となった光市ならではの地域ぐるみの教育で「光っ子」を育みます。

（具体的取組）

- ・ 施設一体型による小中一貫教育の具現化
- ・ 幼保・小・中学校の連携による「次世代型コミュニティ・スクール」の充実
- ・ ICT教育や英語教育など時代に応じた学習活動の充実
- ・ 学校ICT環境の整備
- ・ ふるさとを愛し豊かな心を育む「光市民学」の展開 など

戦略的取組 2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

結婚、妊娠、出産、子育てに関する希望を安心して実現できる環境を整備するとともに、結婚から出産・子育てまでライフステージに応じた切れ目のない支援を展開します。

（具体的取組）

- ・ 県等と連携した出会いの場づくりや結婚への支援
- ・ 不妊・不育症治療支援や産後ケアの展開
- ・ 公立保育所の再編によるサービスの質的向上
- ・ 子育て相談支援体制の充実
- ・ ファミリーサポートセンター事業の実施 など

戦略的取組 3 誰ひとり取り残さない環境整備

いじめや不登校の未然防止、支援を要する外国人、障害のある児童・生徒への適切な対応など、誰一人取り残さない環境づくりを進めます。

（具体的取組）

- ・ 特別支援教育の推進
- ・ いじめ等への総合的な対応
- ・ 不登校児童生徒の自立支援と居場所づくり
- ・ 外国人児童生徒のための個別学習指導の展開
- ・ 子どもの虐待防止の早期発見 など

7 技術がつながる デジタル化で進める快適な暮らし実現プロジェクト

【取組の方向性】

人口減少下において、持続可能な行政サービスを維持するためには、デジタル技術を活用した業務の効率化や市民の利便性の向上に向けた取組が必要となります。デジタル技術の「いつでも」・「どこでも」アクセスできるといった長所に着眼し、市民の快適さにつながる行政サービスの提供を図ります。

デジタル技術を活かしたまちづくりに向けて、市民と行政の双方向のやり取りを活発化させ、市民と行政のつながりを強固にするとともに、市民生活をより快適なものに発展させます。

戦略的取組 1 デジタルによる住民サービス向上

デジタルの恩恵を誰もが享受できるよう、情報機器の利便性や操作方法を学べる場づくり、さらにはオンラインによる行政手続の充実化を進めます。

（具体的取組）

- ・ 高齢者等のICT利活用の支援
- ・ 行政手続のオンライン化の推進
- ・ ICTを活用した学習活動の充実（再掲）
- ・ スマートフォンアプリ決済の利用した市税等の納付の推進
- ・ 市民と行政がデジタルを介して双方向に情報を共有する仕組みの構築
- ・ マイナンバーカードの普及と利活用促進 など

戦略的取組 2 AIなど先端技術の導入

「Society5.0」で描かれる未来社会を見据え、本市でもAIやロボット・ドローンなど利用可能な先端技術等の調査・研究を進めます。

（具体的取組）

- ・ 未来に向けた先端技術等の調査・研究
- ・ AIやRPA等の活用検討
- ・ ドローン技術の活用検討 など

8 人がつながる

豊かな自然と人で魅せるシティプロモーション活動実践プロジェクト

【取組の方向性】

地域のにぎわいを創出するには、本市に心を寄せて関わろうとする人の往来が必要となります。自然敬愛都市として、豊かな自然をはじめ、歴史・文化といった地域資源を活かし、多様な交流の創出により、まちの魅力を実感できる場づくりを進めます。

市民がまちに誇りと愛着を抱き、市民一人ひとりがまちの魅力を発信するセールスマンとなって、まちに関わり、定住する人が増える好循環を生み出すことが必要となります。まちの魅力や地域の人が大切に思う価値観等の積極的な発信を通じて、本市での活動や暮らしに共感できる人の輪を広げます。

戦略的取組 1 効果的なシティプロモーション活動の展開

市民の本市に対する誇りや愛着を育み、まちの推奨意欲の向上につなげていくとともに、まちの特性や魅力を連携して発信し、多様な交流の促進と関係人口の創出・拡大を目指す取組を推進します。

（具体的取組）

- ・ まちへの誇りと愛着を育むシティプロモーション活動の展開
- ・ 3つの都市宣言の理念を踏まえたシティプロモーション活動の展開
- ・ シティプロモーション活動への市民の参加促進
- ・ 市外で暮らす本市の特性や生活スタイルに共感する人々をターゲットにした定住促進事業の展開
- ・ ふるさとを愛し豊かな心を育む「光市民学」の展開（再掲） など

戦略的取組 2 豊かな自然を生かした観光や交流、定住促進活動の展開

本市の最大の地域特性で良質な住環境の基盤となる自然環境と自然敬愛の精神を保全・活用し、本市ならではの観光や交流、定住促進活動を展開します。

（具体的取組）

- ・ 住みよい住環境の基盤となる自然環境の保全
- ・ 自然や歴史・文化を融合した観光ルートの整備
- ・ 地域や団体と連携した体験型コンテンツの創出・展開
- ・ 豊かな自然を活用したアクティビティの充実 など

第7章 分野別計画

「政策の体系」に沿って基本目標と重点目標を実現するための体系を、政策・施策・事業として段階的に整理します。

- 政策とは、基本目標や重点目標を実現するために目指すべき方向や行政活動をまとめたものです。
- 施策とは、政策を実現するための具体的な方策や対策をまとめたものです。
- 事業とは、個々の施策を実現するための具体的な手段となるものです。

凡例

1 【政策】

(1) 『★』マーク

「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策を表しています。

2 【主要な事業例】矢印の表記

-  (実線) … 継続中や実行段階にあるもの
-  (破線) … 方向性等の協議・検討を行うものや準備段階にあるもの

3 【成果指標】

(1) 出典の表記

- ア 「光市まちづくり市民アンケート」(令和3年6月実施)によるものは、「市民アンケート」と記載しています。
- イ 近況値の時点について、【3】のものは令和3年9月末時点(一部指標を除く、「市民アンケート」は令和3年6月時点)、その他のものは【 】に記載の年度の数値としています。
- ウ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、近況値と目標値が乖離している場合があります。

○ まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性

「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、本計画に包含して一体的に策定しています。ここでは、地方創生の取組で重要とされる政策分野と第3次光市総合計画の政策との関係性について、以下のとおり示します。

第3次光市総合計画の政策	地方創生で重要とされる政策分野					
	目標1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする	目標2 地域とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる	目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する	横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする
1-1-1 協働による地域づくり	-	-	-	-	★	-
1-1-2 持続可能な地域コミュニティの形成	-	★	-	★	★	-
1-1-3 多文化共生社会の推進	-	-	-	-	★	-
1-1-4 市民活動への支援	-	-	-	-	-	-
1-2-1 生涯学習社会の推進	-	-	-	-	-	-
1-2-2 芸術・文化の振興	-	-	-	★	-	-
1-2-3 スポーツの振興	-	-	-	★	-	-
1-2-4 人権尊重社会の実現	-	-	-	-	★	-
1-2-5 男女共同参画社会の実現	★	-	★	-	★	-
2-1-1 結婚・出産の希望実現	-	★	★	-	-	-
2-1-2 子育て支援の充実	-	-	★	-	★	-
2-1-3 幼児教育・保育の充実	-	-	★	★	-	-
2-2-1 未来につながる連携・協働教育の推進	-	-	-	★	-	-
2-2-2 質の高い教育の推進	-	-	-	★	-	★
2-2-3 教育環境の充実	-	-	-	★	-	★
2-2-4 青少年の健全育成	-	-	★	-	-	-
3-1-1 支え合いによる地域社会の実現	-	-	-	-	★	-
3-1-2 生き生き高齢社会の実現	-	-	-	★	★	-
3-1-3 障害者の自立支援と社会参画の推進	★	-	-	★	★	-
3-1-4 健康づくりの推進	-	-	-	★	★	-
3-1-5 感染症対策の推進	-	-	-	-	-	-
3-1-6 地域医療を守る体制の充実	-	-	-	★	-	-
3-1-7 社会保障の充実	-	-	-	-	-	-
3-2-1 自助・共助・公助による防災・減災体制の構築	★	-	-	★	-	-
3-2-2 消防・救急体制の充実	-	-	-	★	-	-
3-2-3 安全・安心な暮らしの確保	-	-	-	★	-	-
4-1-1 自然敬愛都市の実現	-	-	-	-	-	-
4-1-2 地球温暖化対策の推進	-	-	-	-	-	★
4-1-3 循環型社会の構築	-	-	-	-	-	-
4-1-4 公共用水域の保全	-	-	-	★	-	-
4-2-1 良好な都市空間の創出	-	-	-	★	-	-
4-2-2 道路網の整備	-	-	-	-	-	-
4-2-3 公共交通ネットワークの構築	-	-	-	★	-	-
4-2-4 公園の整備と緑化の推進	-	-	-	★	-	-
4-2-5 良質な住環境の整備	-	-	-	-	-	-
4-2-6 安全でおいしい水の供給	-	-	-	-	-	-
4-2-7 離島の振興	-	-	-	★	-	-
5-1-1 農業の振興	★	★	-	★	-	★
5-1-2 有害鳥獣対策の推進	-	-	-	★	-	★
5-1-3 林業の振興	★	-	-	★	-	-
5-1-4 水産業の振興	★	-	-	★	-	-
5-1-5 商工業の振興	★	★	★	★	-	-
5-1-6 雇用・就業・創業環境の充実	★	-	-	-	-	-
5-2-1 観光の振興と交流の促進	★	-	-	★	-	-
5-2-2 関係人口の創出と移住・定住の促進	★	★	-	-	★	-
6-1-1 市民参画の推進	-	-	-	-	-	-
6-1-2 シティプロモーションの推進	-	★	-	-	-	-
6-1-3 市民目線に立った行政サービスの推進	-	-	-	-	-	-
6-2-1 広域行政と連携・交流の推進	-	-	-	★	-	-
6-2-2 デジタル化の推進	-	-	-	-	-	★
6-2-3 組織力の強化と人材育成	-	-	-	-	-	-
6-2-4 持続可能な行政経営の確立	-	-	-	-	-	-
6-2-5 公有財産の管理と活用	-	-	-	★	-	-

基本目標 1 限りない市民力・地域力が、ゆたかに花開くまち

● 重点目標 1 地域の活性化のために

★ 政策 1 協働による地域づくり

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 地域づくりとは、本来、そこに暮らす一人ひとりの主体的な行動によって築かれるものですが、地域のニーズや課題が多様化・複雑化する中、日々の暮らしを守り、地域の活性化を図るには、市民と事業所、行政など多様な主体が目的を共有しながら、相互の理解と信頼のもとで地域課題の解決を目指す「協働」による取組がますます重要になっています。

■ 地域における自治意識の醸成とともに、地域と行政が適切な役割分担のもとで、自分たちの地域は自分たちで創る「地域自治」を推進するなど、市民が地域づくりに積極的に参加できる仕組みづくりが求められています。

■ 本市では、誇るべき伝統行事や地域に根付いた祭りを通じて、地域の特性を活かした様々な地域づくりが進められてきた結果、個性と魅力あふれる地域が形成されてきました。

■ また、市民一人ひとりが「光市民憲章」の精神を引き継ぎながら、青少年の健全育成や環境保全活動、地域とともにある学校づくりを目指したコミュニティ・スクールなど、市民力、地域力を活かした特色ある様々な取組が進められています。

■ 今後とも、地域活動を担う人材の育成や活動団体を支援するなど、地域と行政による相互理解を図るとともに、多様な市民が活動分野を超えた「協働」による地域づくりを推進していく必要があります。

【基本方針】

市民一人ひとりが、主体的かつ実践的にまちづくりや地域づくりに参画できる「協働」の仕組みづくりを進めるとともに、地域活動の推進を図ります。

また、地域づくり支援センターを中核としながら、様々な団体の活動を支援するとともに、世代や地域を超えて、市民活動に参加できる環境を整備します。

【施策展開の方向】

(1) 「光市民憲章」の普及啓発

市民一人ひとりが主体的かつ実践的なまちづくりへの参画を促進するため、市民の行動規範となる「光市民憲章」の普及啓発に努めるとともに、地域づくり活動への参加と住民自治の促進を図ります。

(2) 協働型まちづくりの具現化

地域における協働意識の醸成とともに、市民の主体的なまちづくりへの参画と地域づくりの活性化に向けて、身近な道路や公園を地域や団体が管理する「アダプト・プログラム（里親制度）」を推進します。

また、多様化・複雑化する地域課題を市民と行政が知恵を出し合い、協働することにより、効果的、効率的な解決を目指す「協働事業提案制度」を推進するとともに、市民と行政が公共的課題の意見交換を行うなど、協働によるまちづくりの展開を図ります。

(3) 活動しやすい環境の整備

誰もが安心して活動に参加できるよう市民活動補償制度等による支援とともに、活動団体によるネットワークの形成や活動への助言を行うなど、様々な市民活動等に関する相談・支援体制の構築を進めます。

また、市民一人ひとりが主体的にコミュニティ活動を実践できるよう、地域コミュニティ活動の拠点の充実を図るなど、市民が活動しやすい環境の整備を図ります。

(4) 多彩な地域活動への支援

市民が気軽に地域活動に参加できる意識の醸成とともに、多様な活動を支援するため、広報紙やホームページに加え、フェイスブック等のSNSを活用した積極的な情報発信に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市民憲章の普及啓発						文化・社会教育課
アダプト・プログラムの推進						地域づくり推進課
協働事業提案制度の推進						地域づくり推進課
都市公園等の協働管理						都市政策課
地域づくり支援センターの充実						地域づくり推進課
市民活動補償制度の実施						地域づくり推進課
市民活動等に関する相談・支援体制の構築						地域づくり推進課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①まちづくり活動に参加している人の割合	23.2%	30.0%
②協働事業の数（年度）	80 件	80 件以上
③アダプト・プログラムの参加団体数	18 団体	20 団体

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【3】

②地域づくり推進課【2】

③地域づくり推進課【3】

★ 政策2 持続可能な地域コミュニティの形成

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 人口減少や少子高齢化の進展に伴い、今後さらなる地域コミュニティの希薄化が予測される中、地域コミュニティを維持するには、従来の地縁等による住民のつながりとともに、地域活動を支える市民団体との連携や世代、性別、立場を超えた「協働」の仕組みづくりが求められています。また、地域の担い手不足や活動団体を支援できる組織体制づくりも必要となっています。

■ 市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する中、地域の暮らしを守り、豊かな地域社会の構築に向けて、人と人とのつながりや支え合いのもとに、地域の実情に応じた自助、互助、共助、公助の役割分担による主体的な地域コミュニティの運営とともに、高齢者をはじめ地域住民の日常生活に必要な移動手段を確保が求められています。

■ コミュニティ協議会においては、地域の将来を自ら考え、決め、行動するための「コミュニティプラン」の策定が進んでいます。今後とも、地域課題の共有や解決に向けて、コミュニティプランの未策定地域への策定支援をはじめ、地域おこし協力隊の活用や地域担当職員の配置、行政職員で構成する「地域ふれあい協働隊」による地域コミュニティ活動への支援を通じて、自分たちの地域は自分たちで創る「地域自治」の推進が求められています。

■ 地域コミュニティで重要な役割を担う自治会については、従前からの地縁関係を基盤とする334団体の自治会が形成され、加入世帯数18,209世帯、加入率は77.8%（令和2年度末時点）となっていますが、会員や役員の高齢化をはじめ加入者の減少に伴う地域活動の衰退、さらには組織の衰退化や解散により、自治会が存在しない地域もあり、主体的に取り組む地域コミュニティ組織の確立が課題となっています。

■ 本市では、「光市コミュニティ推進基本方針」に基づき、「対話」と「つながり」による地域の活性化を図るため、平成28年4月に全ての公民館をコミュニティセンターに移行しました。また、平成31年1月には大和支所と図書館大和分館、大和コミュニティセンターの機能を集約した複合型施設として、新たな大和コミュニティセンターを整備しました。

■ 地域コミュニティの拠点となるコミュニティセンターの充実とともに、学校等との協働による地域コミュニティ活動の活性化を図るため、塩田、束荷の両地区では学校の空き教室を活用したコミュニティセンターの複合化を実施しました。また、地域をはじめ市民が安心して利用できる施設を目指して「三島コミュニティセンター整備事業」に着手するなど、今後とも、持続可能な地域コミュニティ活動の推進、運営体制の構築が求められています。

■ 離島である牛島や農山村地域などの中山間地域では、過疎化や高齢化などにより、地域の自治機能の維持が困難となることが懸念されています。

【基本方針】

「光市コミュニティ推進基本方針」に基づき、地域住民による自主的・主体的な地域運営とともに、「コミュニティプラン」等を踏まえながら、自分たちの地域は自分たちで創る「地域自治」の推進を図ります。

また、地域コミュニティの拠点施設となるコミュニティセンターの充実とともに、持続可能な地域コミュニティ活動の推進、運営体制の構築に努めます。

【施策展開の方向】

（１）自治会の活性化支援

暮らしの中の様々な課題に隣近所の住民が力を合わせながら、互いに助け合うことができるよう、自治会と行政が連携し、地域課題を共有することで、課題解決に向けた取組を進めます。

また、自治会活動に関する情報提供の充実を図るとともに、市民の共助の意識を高め、身近な暮らしを支える自治会への加入を促進するなど、自治会と行政が担う役割分担を通じて、互いの主体性を尊重しながら、地域の活性化や地域コミュニティ活動の推進に努めます。

（２）地域コミュニティ活動への支援

「地域自治」を推進するため、「光市コミュニティ推進基本方針」に基づき、「人、モノ、金、情報」等を提供する仕組みづくりの構築とともに、各地域で作成した「コミュニティプラン（夢プラン）」に基づき、地域の主体的な取組を支援するなど、関係機関とも連携しながら、持続可能な地域コミュニティ活動への支援に努めます。

また、「地域おこし協力隊」の活用をはじめ、地域担当職員の配置や市職員による「地域ふれあい協働隊」による地域行事への参画など、地域と行政の連携による関係づくりを進めるとともに、地域の実情に応じた「地域自治」の推進を図ります。

さらには、生涯学習や地域福祉など様々な行政分野との連携とともに、市民が自ら考え、アイデアを活かした活動を支援するなど、活動の活性化に向けた学習機会の提供をはじめ広報、ホームページ、SNS等を活用した積極的な情報提供に努めます。

（３）地域コミュニティを担う人材の育成

地域で主体的に活動できる人材や組織のマネジメントを担う人材の育成のほか、様々な活動への助言やコーディネートできる人材の育成を図るなど、地域のネットワークやSNS等を活用した人材の発掘に努めます。

また、中山間地域の活性化や移住・定住促進等の視点から、中山間地域での活動人材の確保とともに、地域住民と「地域おこし協力隊」による地域課題の解決をはじめ、空き家等を活用した地域主体の移住促進活動への支援や地域の特性を活かした交流活動を促進します。

さらには、豊富な知識や技術、経験を有するシニア世代が、自主的かつ主体的に地域活動に参加できる環境の整備に努めます。

(4) 地域コミュニティ組織の運営体制の確立

近接する小学校の空き教室を活用し、校舎内に移転した塩田及び束荷コミュニティセンターについては、地域と学校が一体となって活動を進めていくとともに、将来にわたり、多くの市民が安心して利用できる施設となるよう、地域活動の拠点となるコミュニティセンターの整備・充実に向けて、三島コミュニティセンター整備事業に取り組みます。

また、各地域の特色を活かした活動の活性化や課題の解決に向けて、地域コミュニティと学校運営協議会との連携をはじめ、各種団体とも協働できる地域コミュニティ組織による持続可能な運営体制づくりを支援します。

(5) 地域における移動手段の確保

高齢者をはじめ地域住民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、伊保木地区において、「いおき楽々会」が実施する交通弱者への送迎等の先行事例をモデルとしながら、地域の特性に応じた移動手段の確保とともに、地域住民が主体性を持ちながら、地域における移動手段として持続可能な運営体制の構築に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
自治会の周知や加入促進への支援						地域づくり推進課
光市コミュニティ推進基本方針の推進						地域づくり推進課 関係各課
コミュニティプランの具現化に向けた支援						地域づくり推進課
地域おこし協力隊の活用						地域づくり推進課
地域コミュニティを担う人材の育成						地域づくり推進課
コミュニティ協議会の運営の支援						地域づくり推進課
地域コミュニティとコミュニティ・スクールの連携・促進						地域づくり推進課 学校教育課
中山間地域における移住・定住の促進						企画調整課 関係各課
三島コミュニティセンター整備事業						地域づくり推進課
コミュニティ交通事業の実施						公共交通政策課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①自治会加入率	77.8%	90.0%
②地域のコミュニティプラン（夢プラン）の策定割合	58.3%	100%
③地域の自治会やコミュニティ活動に参加している人の割合	54.7%	60.0%
④地域おこし協力隊隊員延べ人数	2人	3人
⑤コミュニティ交通事業の実施団体数	1団体	3団体

※近況値出典【年度】：①地域づくり推進課【2】

②④地域づくり推進課【3】（H29-R3の累計）、目標値はH29-R8の累計

③市民アンケート【3】

⑤公共交通政策課【3】

★ 政策 3 多文化共生社会の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことができるよう、多文化共生社会の実現に向けた意識の醸成を図る必要があります。
- 社会のグローバル化の進展とともに、外国人住民が増加傾向にある中、生活習慣や地域における生活ルールの遵守など、互いの価値を認め合いながら、地域での共生が求められています。
- 地域社会を構成員する生活者の観点から、外国人住民にも伝わりやすい「やさしい日本語」の普及啓発を通じて、地域における外国人住民と地域住民とのコミュニケーション機会の創出とともに、相互理解を促進していく必要があります。
- また、外国人住民に日本語学習支援を行うボランティア人材の育成やボランティア活動の支援など、山口県国際交流協会等との連携による多文化共生の総合的な推進が求められています。
- 次代を担う子どもたちには、国際理解を深め、国や地域を超えた人々との交流や体験を通じて、確かな語学力や豊かな想像力、積極的な発信力の習得が必要とされています。さらには、中学生の海外派遣をはじめ、言語スキルやコミュニケーション能力を養う英語教育により、国際社会を生き抜く人材の育成が求められています。

【基本方針】

多様な個人がそれぞれの能力を発揮しつつ、地域社会で共生できる「多文化共生社会」の実現を目指すとともに、誰もが暮らしやすく、自分らしく活躍できる社会の構築に向けた意識の醸成を図ります。また、市民が主体的に行う多文化共生社会の推進に向けた「やさしい日本語」の普及や日本語学習支援の取組を支援します。

さらには、国際理解を深める教育の充実とともに、国際社会を生き抜く幅広い視野と豊かな人間性を育みます。

【施策展開の方向】

(1) 多文化共生に向けた環境整備

外国人住民をはじめ地域住民が安心して暮らし、働き続けられる環境を整備するため、日常生活や緊急時等に必要不可欠な情報については、外国人住民の多くが理解できるとされる「やさしい日本語」での情報発信に配慮するとともに、地域に向けて異国の文化・風習への理解の促進を通じて、外国人住民が地域に馴染み、関わり合いながら暮らすことができる社会環境を生み出す機運の醸成に努めます。

また、山口県国際交流協会が運営する多文化共生関連のボランティアや多言語対応支援の周知を図るなど、外国人住民の生活に関わる情報提供の充実に努めるとともに、「やさしい日本語」の普及や啓発を通して、外国人住民と地域住民によるコミュニケーションの機会を増やし、地域における多文化共生の推進や相互理解を促進します。

(2) 多文化理解教育の充実と外国人児童に対する学習支援

外国人住民の増加に伴い、教育現場においても多文化理解を深めるための教育の推進とともに、日本語指導が必要な外国人児童が在籍する学校に、日常会話や文字指導などの初期指導を行う日本語指導員を派遣し、子どもたちがともに学べる学習環境の創出を図ります。

(3) 国際理解・国際交流の推進

国際理解に向けた教育の推進に加え、中学生の海外派遣事業や英語スピーチコンテストの開催など、国際理解、異文化体験に関する学習機会を創出します。

また、山口県国際交流協会と連携を図りながら、市内における多文化共生の推進や市民の国際感覚の醸成に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
やさしい日本語の普及・啓発						企画調整課
日本語学習ボランティア人材の育成支援						企画調整課
市民主体による日本語学習支援活動の推進						企画調整課
外国人児童に対する学習支援体制の確保						学校教育課
国際理解教育の推進						学校教育課
グローバル化に対応する英語教育「イングリッシュプラン光」の充実						学校教育課
中学生の海外派遣事業の実施						教育総務課
英語スピーチコンテストの開催						文化・社会教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①「やさしい日本語」による情報提供	9 件	15 件

※近況値出典【年度】：①企画調整課【2】

○ 政策 4 市民活動への支援

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 行政と地域の様々な主体（市民・団体等）がともに公共の担い手となり、官民協働で活動する「新しい公共」の担い手として、社会的使命とともに、社会公益活動に取り組むボランティアや組織的な公益的活動を行うNPO等、柔軟性や迅速性に富み、先駆的な取組を展開できる市民活動が求められています。

■ 本市では、市民活動の拠点施設となる地域づくり支援センターの整備をはじめ、安心して市民活動等に参加できるよう「市民活動補償制度」を創設するなど、市民活動の活性化に向けた環境づくりを進めてきました。

■ その結果、市民活動は、福祉や子育て、教育、地域づくり、環境分野など、様々な分野に広がり、活動団体58団体のうち、NPO法人は18団体（令和2年度末時点）となっています。一方では、団体会員数の減少や参加者の固定化、高齢化、さらには活動分野の偏在化など、幅広い市民活動への参画を促す取組が必要となっています。

■ 今後とも、場所や情報、資金など、市民活動に要する資源の充実や市民同士の交流の促進を通して、市民活動に取り組みやすい環境の整備を進めるとともに、多様化・複雑化する公共的課題（地域課題や社会的課題等）に官民協働により解決を目指す協働事業提案制度などの積極的な活用が求められています。

【基本方針】

様々な活動に市民が主体的に参画できるよう、市民活動に関する情報の提供や拠点機能の充実とともに活動環境の整備を図るなど、市民同士のネットワークの形成に向けた交流の場づくりを進めます。

また、幅広い市民の活動参加を促進するため、各種情報誌や講座等を通じた周知・啓発を進めるとともに、市民意識の高揚を図ります。

【施策展開の方向】

（１） 市民活動の普及啓発

市民一人ひとりが自らの能力と個性を発揮し、気軽にボランティア活動に取り組める機会づくりや様々な社会貢献活動に参加できるよう、積極的な情報提供に努めます。

また、学校教育における様々な学習・体験の場を通じて、市民活動に対する意識の醸成を図るとともに、次世代を担う青少年が市民活動に関心を持ち、ボランティア活動などに積極的に参加できる機会を創出します。

（２） 市民活動の支援

ボランティア活動など市民活動の活発化に向けて、市民一人ひとりの自主性や主体性を尊重しながら、必要に応じてNPO法人化に向けた支援を行うとともに、「新しい公共」の担い手となる人材の育成や確保に努めます。

また、活動資金に関する相談・情報提供機能の充実を図るとともに、ひかり市民活動ネットワークを中心に、市民と参加団体によるネットワークを形成するなど、交流の場づくりに向けた取組を進めます。

（３） テーマ型コミュニティによる公的サービスの提供

行政とともに地域住民をはじめ様々な主体が公共の担い手となる「新しい公共」の考え方に基つき、多様化・複雑化する公共的な課題については、市民と行政の協働により課題解決を目指す「協働事業提案制度」等を有効に活用するなど、効率的かつ効果的な事業の展開に加え、さらなる市民サービスの向上に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
ボランティア活動の促進						地域づくり推進課 関係各課
NPOなど社会貢献活動の促進						地域づくり推進課
市民活動等に関する相談・支援体制の構築 【再掲】						地域づくり推進課 関係各課
地域や団体間のネットワークの構築						地域づくり推進課
協働事業提案制度の推進【再掲】						地域づくり推進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①NPO法人の数	17 団体	20 団体
②協働事業の数（年度）【再掲】	80 件	80 件以上

※近況値出典【年度】：①地域づくり推進課【3】

②地域づくり推進課【2】

● 重点目標 2 市民力向上のために

○ 政策 1 生涯学習社会の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 生涯学習の推進は、個人の知識や教養を深め、人生をより豊かにするだけでなく、日々の学習を通じた仲間づくりをはじめ、学習成果を活かした地域づくりへの発展が期待されるなど、地域の活性化にもつながるものと期待されています。

■ 本市では、「第3次光市生涯学習推進プラン」に基づき、いつでも、どこでも学べる環境づくり、学びを活かしてつながる絆づくり、そして、市民とともに学びを進める地域づくりを重視しながら、市民が学ぶ楽しさや社会貢献の喜びを感じるとともに、仲間や地域の「わ」が広がる「循環型学習社会」の構築を進めています。

■ これまでも、「生涯学習ニュースコレクター制度」の導入や生涯学習サポートバンクの効果的・効率的な運営をはじめ、学習関連情報の積極的な発信や人材活用制度の充実とともに、生涯学習センターやコミュニティセンター、図書館等の生涯学習の拠点となる様々な施設の充実に努めてきました。

■ 今後とも、こうした生涯学習の充実とともに、さらなる地域コミュニティの活性化をはじめ、地域の教育力向上にも資する学びを通じて、人や地域のつながりに重点を置いた取組が求められています。

■ また、生涯学習拠点の一つである図書館の機能向上や利用環境の充実をはじめ、家庭や学校、幼稚園・保育所、コミュニティセンター等と連携を図りながら、乳幼児期から本に親しむ習慣づくりや読書活動を支援するなど、読書環境のさらなる整備・充実を図る必要があります。

【基本方針】

「第3次光市生涯学習推進プラン」に基づき、豊かな学びを通して仲間や地域の「わ」が広がる循環型学習社会の構築を進めるとともに、生涯学習の拠点となる生涯学習センターやコミュニティセンターなどの機能の充実と効果的な活用に努めます。

また、生涯学習拠点の一つである図書館についても、家庭や学校、幼稚園・保育所、コミュニティセンター等との連携により、本をより身近に感じ、親しめる読書環境の充実とともに、今後の図書館のあり方について検討します。

【施策展開の方向】

（１）生涯学習推進体制の整備・充実

「第３次光市生涯学習推進プラン」に基づき、全ての市民が学びの楽しさや社会貢献の喜びを感じることができるよう、様々な学びを通して、仲間や地域の「わ」が広がる「循環型学習社会」の構築とともに、ライフステージに応じた生涯学習活動ができる環境の整備を進めます。

また、総合的な生涯学習関連施策を効率的かつ効果的に推進するとともに、生涯学習の拠点施設となる生涯学習センターやコミュニティセンターなどの機能の充実を図ります。

（２）学習機会の提供と環境の整備

生涯学習センターを拠点として、利用者の利便性の向上を図りながら、多様化・高度化する市民の学習ニーズに応じた学習機会の提供とともに、ＳＮＳ等を活用した情報発信をはじめ生涯学習に関する情報誌の充実を図るなど、市民の自主的、自発的な生涯学習活動を支援します。

また、生涯学習センターや生涯学習関連施設において、市民が自ら学びを深めることができるよう、各種学習相談に適切に対応できる体制の充実とともに、各種講座やイベントをはじめ、活動団体やボランティア団体など、必要な情報の積極的な提供に努めます。

（３）学習成果の地域づくりへの活用

市民が学んだ成果をまちづくりや地域づくりに活かせるよう、生涯学習サポートバンクの機能の充実や学習環境の整備を進めるなど、様々な学びを通じた仲間づくりや交流の活性化を支援します。

また、地域の歴史や文化等を学び、郷土の愛着を深めるふるさと学習の推進や地域が抱える課題の解決につながる学習機会の提供に努めます。

さらには、地域や学校、家庭とのつながりを保ちながら、家庭教育を支援する仕組みの構築など、コミュニティの活性化や地域の教育力向上を目指します。

（４）読書環境の整備と活動支援

生涯学習拠点の一つである図書館についても、継続して利用者の関心と楽しみに応える多様な図書資料の整備を図り、「新しい生活様式」を踏まえた電子図書の有効な活用など、市民の利便性や生涯学習意欲を高める図書館サービスの充実に努めます。

また、「第４次光市子どもの読書活動推進計画」に基づき、乳児に絵本を配布する「ブックスタート事業」をはじめ、乳幼児時から本に親しむ習慣づくりや子どもを中心とした読書活動の支援など、関係各所と連携を図りながら、市民の読書環境の充実に努めます。

さらには、図書館の運営に関して図書館協議会の意見を踏まえながら、市民との協働による図書館運営の推進とともに、今後の図書館のあり方について検討します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
第3次光市生涯学習推進プランの推進						地域づくり推進課 関係各課
魅力ある学習機会の提供・拡充						地域づくり推進課
生涯学習講座の充実及び情報提供						地域づくり推進課 文化・社会教育課
生涯学習サポートバンクの充実						地域づくり推進課
ふるさと学習の展開						文化・社会教育課
第4次光市子どもの読書活動推進計画の推進						図書館 関係各課
電子図書館の普及・啓発						図書館
図書館のあり方の検討						図書館

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①生涯学習サポートバンク登録者数 (個人)	51 人	57 人
②生涯学習サポートバンク登録者数 (団体)	56 団体	63 団体
③図書館貸出密度 (貸出点数/人口) (年度)	4.34 点	5.40 点
④電子図書貸出点数 (年度)	—	5,000 点

※近況値出典【年度】：①②地域づくり推進課【3】

③図書館【2】

④図書館【2】(R3 制度開始)

★ 政策2 芸術・文化の振興

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 芸術や文化は、日々の暮らしにゆとりや潤いをもたらし、豊かな人間性のかん養に資するとともに、感動の共有を通じた他者との相互理解の促進など、人と人とのつながりも生み出します。また、地域の伝統文化を後世に継承していくことは、郷土愛を育み、新たな文化を生み出すきっかけにもなります。

■ そうした芸術・文化活動の振興を図るため、本市では、優れた芸術・文化に触れ合う機会を創出するとともに、伊藤公資料館をはじめ施設の有効的な活用や様々な活動に関する情報提供など、より多くの市民が芸術・文化に親しむことのできる環境の整備を進めています。

■ 本市には、彫金の分野における重要無形文化財保持者（人間国宝）をはじめ、国指定文化財の石城神社本殿や石城山神籠石、県指定文化財である旧伊藤博文邸や島田人形浄瑠璃芝居、有形・無形の文化財や史跡などが多数存在しています。また、早長八幡宮の秋まつりや東荷神舞など、地域に根差した伝統行事や祭りが、市内各所で脈々と受け継がれています。

■ 公益財団法人光市文化振興財団や光文化協会とも連携を図りながら、貴重な文化財や伝統行事の保存・活用・継承とともに、文化的特色を活かしたまちづくりや観光振興、地域の活性化等を図ってきましたが、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、こうした特色ある伝統行事や地域の祭りの継承も困難になりつつあります。

■ 今後とも、次代を担う子どもたちの学習機会の充実や地域との連携・協働により、後継者の育成に努めるなど、より多くの市民が郷土の歴史や文化への誇りや愛着とともに、先人から受け継がれてきた貴重な伝統文化を後世に継承していく取組が求められています。

■ 本市の様々な文化的・歴史的資源を有効に活用するため、市内外への積極的な情報発信とともに、多様な情報発信媒体を通じた効果的な魅力の発信が求められています。

【基本方針】

文化拠点施設の有効な活用を通じて、優れた芸術や文化に触れる機会を創出し、多くの市民が芸術・文化に親しめる環境を整備するとともに、伊藤公資料館をはじめ本市の文化的な特色を活かした観光振興や地域の活性化等を図ります。

また、市民との協働により、文化財・歴史的資源の保存・活用・継承に努め、地域コミュニティの活性化や地域間の交流を促進するとともに、ふるさとの歴史への誇りや愛着が持てる取組を推進します。

【施策展開の方向】

（１） 芸術・文化活動の活性化

市民の芸術・文化活動への関心を高め、活動機会の拡充とともに、各種芸術・文化活動の情報提供や啓発活動の充実を図るなど、文化行事等への参加者の拡大に努めます。

また、市民の自主的な文化・芸術活動を支援するとともに、各種団体における指導者や活動を担う人材育成の支援に努めます。

さらには、重要無形文化財保持者（人間国宝）の優れた作品を市民が身近に鑑賞できる機会等を創出するなど、芸術や文化に対する市民の意識の高揚を図ります。

（２） 文化財や歴史的資源の保存と活用

国指定文化財の石城神社本殿や国指定史跡の石城山神籠石など、本市の文化財や歴史的資源を有効に活用するため、郷土史研究グループや市民ボランティア、研究機関等と連携を図りながら、適切な保存・活用・継承に努めるとともに、調査・研究活動の充実化を図ります。

また、歴史や文化への市民の関心を高めるため、冊子「未来をひらく 光市の歴史文化」等を活用した歴史講座の開催や現地学習の促進とともに、多様な普及啓発活動の推進や文化財等の適切な保存、気軽に鑑賞できる環境を整備するなど、交流活動の活性化に努めます。

さらには、伊藤公生誕 180 年を記念して、伊藤公資料館シアターホール内の映像をリニューアルするとともに、明治維新 150 年を通じて構築した伊藤公資料館の学習環境を活かしていくことで、伊藤公資料館の周知及び入館者の増加とともに、さらなる観光面の強化を図ります。

（３） 伝統芸能や祭りの保存・継承

地域に密着した伝統的な祭りや特色ある伝統芸能の保存・継承に向けて、地域との協働による後継者の育成支援に努めます。

また、地域に根ざした伝統行事や祭り等を通して、地域コミュニティの活性化や地域間の連携、人的交流を促進するとともに、学校等との連携のもと、体験学習等の機会を積極的に活用するなど、次世代を担う子どもたちに、地域の伝統芸能等にふれる機会を創出します。

（４） 文化施設等の利用促進と環境整備

市民ホールや文化センターなどの文化関連施設の効果的、効率的な管理・運営に努めるとともに、市民ニーズを踏まえた情報発信や事業展開を図るなど、市民の自主的な芸術・文化活動の拠点としての利用を促進します。

また、市民が施設をより安全に、良好に利用できるよう、施設内の設備の充実や建物の保全・管理など、環境の整備を図ります。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
芸術・文化活動に関する各種情報の提供					→	文化・社会教育課
地域における芸術・文化活動の支援					→	文化・社会教育課
文化団体への活動支援					→	文化・社会教育課
芸術・文化鑑賞機会の提供					→	文化・社会教育課
市民参加型の芸術・文化活動の企画・開催					→	文化・社会教育課
文化財の発掘及び調査・研究					→	文化・社会教育課
石城山神籠石の保存・管理					→	文化・社会教育課
文化財・歴史資料の保存・保護					→	文化・社会教育課
文化財・伝統芸能等を活用した事業の実施					→	文化・社会教育課
石城山史跡の保存・活用					→	文化・社会教育課
伝統芸能の後継者の育成					→	文化・社会教育課
伝統行事・祭りの保存・継承と情報発信					→	文化・社会教育課
歴史・文化施設等の整備充実					→	文化・社会教育課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①文化財の保存・活用に携わる市民ボランティアの数 (年度)	250 人	280 人
②光市美術展・光市芸能祭・光市文化祭の参加者数(観 客・スタッフ・出演者)	56 人	6,000 人
③地域の行事や祭りに参加している人の割合	34.7%	39.5%
④歴史・文化施設の年間利用者数 (年度)	25,871 人	108,000 人

※近況値出典【年度】：①②④文化・社会教育課【2】

③市民アンケート【3】

★ 政策 3 スポーツの振興

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 近年の健康志向の高まりやライフスタイルの変化を受けて、日常的に健康づくりや体力づくりに取り組むとともに、スポーツを通じた地域での交流や親睦、心身の健全な育成や社会性を培うなど、多様なスポーツ活動が行われています。
- スポーツは、誰もが楽しみ、関われるものであり、心身の健康保持や体力づくりをはじめ、青少年の健全育成や地域コミュニティの活性化など、様々な形で市民生活の充実を図るとともに、まちづくりの推進において多面的な役割を担っています。
- 本市では、「光市スポーツ推進基本計画」に基づき、スポーツの特性を活かした心身の健康の向上を目指し、光市体育協会や様々な関係団体との連携を図りながら、競技スポーツの競技力向上に向けた支援を行うとともに、スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流を進めるなど、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動の普及に取り組んできました。
- 今後とも、市民一人ひとりのライフスタイルに応じた主体的なスポーツ活動を推進するとともに、活動する市民の安全を最大限に確保しながら、いつでも、どこでも、スポーツを楽しみ、親しめる環境づくりが求められています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、多くのスポーツ活動の自粛や制限が余儀なくされる中、スポーツが持つ価値と魅力を発信するため、感染防止対策を徹底しながら、安全・安心のもとでの活動が求められています。
- 安全で快適にスポーツを幅広く楽しむことができる場を提供するため、各種スポーツ施設の計画的な整備と適切な維持管理が求められています。

【基本方針】

「光市スポーツ推進基本計画」に基づき、市民が「する」「みる」「ささえる」スポーツに積極的に関わる機会を創出するとともに、ライフステージやライフスタイルに応じた主体的なスポーツ活動の推進を図ります。また、健康及び体力の保持増進や地域社会の活性化を図るなど、生涯にわたって誰もが気軽にスポーツを持続的に楽しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

さらには、競技力を有する選手の育成を目指した指導者の育成をはじめ、学校や競技団体等とも連携しながら、選手の育成や競技力の向上を図るとともに、各種スポーツ施設の効率的な運用と計画的な維持管理に努めます。

【施策展開の方向】

(1) スポーツ・レクリエーションの推進

心身の健康の保持増進や体力づくり、青少年の健全育成等の役割を担うスポーツを振興するため、「光市スポーツ推進基本計画」に基づき、スポーツ推進委員協議会をはじめ体育協会、スポーツ少年団、学校、スポーツ関係団体等との連携を図りながら、市民一人ひとりのライフステージに応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しめるよう、多様なスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境の整備に努めます。

また、スポーツ推進委員の資質の向上や総合型地域スポーツクラブの育成・支援を図るとともに、地域に根差したスポーツの指導や普及を推進します。

さらには、誰もが気軽にスポーツに関わる機会の創造に向けて、ニュースポーツの普及をはじめ、スポーツ教室やイベント等の開催、スポーツに関する情報提供の充実に努めます。

(2) 競技スポーツの推進

競技スポーツにおける選手の活躍は、市民に夢や希望をもたらし、地域の活性化やスポーツ人口の拡大に向けて、学校や競技団体等との連携を図りながら、全国トップレベルの大会で活躍する選手や、より高い競技力を有する選手の育成と競技力の向上に向けた必要な支援を行うとともに、そうした競技力向上に向けた指導者の確保や育成を図るなど、多くの市民がスポーツ活動に関わる機会の創出を目指します。

また、優秀な成績を収めた選手や功労者を表彰することにより、さらなる競技スポーツの意識の高揚と普及を図ります。

さらには、優秀なスポーツ指導者の確保・育成するため、各種研修の機会や情報提供に努めるなど、資質や能力の向上に努めます。

(3) スポーツ環境の充実

総合体育館や大和総合運動公園、光スポーツ公園など大規模施設については、市民が様々な競技を観戦し、また、そうした競技を支える多様なスポーツ活動の場として、施設の効率的な運用と計画的な維持・管理を行うとともに、施設を有効に活用した様々なイベント等にも対応できる施設環境の整備に努めます。

また、サン・アビリティーズ光や勤労者体育センター、学校体育施設など、市民が気軽に活用できる地域交流の拠点となる施設については、市民の日常的なスポーツ活動の場として有効に活用するなど、適切な情報を発信するとともに、効率的な運用や利用の促進に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市スポーツ推進基本計画の推進	→	→	→	→	→	体育課 関係各課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	→	→	→	→	→	体育課 関係各課
各種スポーツイベント・スポーツ教室の開催	→	→	→	→	→	体育課 関係各課
総合型地域スポーツクラブの育成・支援	→	→	→	→	→	体育課
ニュースポーツの普及推進	→	→	→	→	→	体育課
競技力向上に向けた支援	→	→	→	→	→	体育課 学校教育課
スポーツ優秀選手の表彰	→	→	→	→	→	体育課
スポーツ指導者の確保・育成	→	→	→	→	→	体育課
学校体育施設の開放や施設管理の充実	→	→	→	→	→	体育課 教育総務課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①週 1 回以上運動・スポーツをする人の割合	48.6%	65.0%
②スポーツ行事・大会(市主催)への参加者数(年度)	3,165 人	4,000 人
③スポーツ優秀選手表彰件数(年度)	69 件	80 件
④主要スポーツ施設の利用者数(年度)	486,038 人	555,000 人

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【3】

②③④体育課【1】

★ 政策 4 人権尊重社会の実現

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 日本国憲法における基本的人権の尊重という基本原理に則り、市民一人ひとりが、かけがえない尊い生命の主体者であるという認識のもと、生涯にわたって人権が尊重され、自由で平等な生活ができる地域社会を実現することは、まちづくりの基本です。
- 本市の人権施策を総合的に推進する「光市人権施策推進指針」に基づき、「いのち（生命）」「じゅう（自由）」「びょうどう（平等）」の観点から、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けて、家庭や地域、職場、学校など、あらゆる場を通じて、人権尊重の理念の正しい認識や理解を深める人権教育や人権啓発等に努めてきました。
- 家族形態の多様化や地域の連帯感の希薄化、さらには情報化社会の進展により、政治的、経済的、社会的な要因による人権課題への多様化・複雑化が進んでおり、特に、インターネット等を通じた人権侵害等への対応などが課題の一つになっています。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者などへのいじめや差別やいじめが社会問題化しており、こうした新たな人権課題への早急な対応が求められています。
- 人権擁護機関など関係機関による連携やネットワーク化、相談窓口体制の充実、さらには相談担当職員の資質の向上など、人権の救済に向けた相談・支援体制の充実が求められています。
- L G B Tや事実婚の方を対象とするパートナーシップ制度を実施する自治体が増加する中、社会における性の多様性への理解とともに、誰しも多様な生き方が尊重され、誰もがその人らしく生活できるジェンダー平等意識の醸成が求められています。

【基本方針】

「光市人権施策推進指針」の理念に基づき、家庭や地域、職場、学校などあらゆる場を通じて、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組を推進します。

また、基本的人権の尊重という普遍的視点に立ち、学校をはじめあらゆる場面において、継続的な人権教育・啓発の推進やジェンダー平等への意識の醸成など、市民一人ひとりを大切にするまちづくりを目指すとともに、市民と行政が一体となった人権擁護活動を推進します。

【施策展開の方向】

（１） 人権施策の推進体制の整備・充実

「光市人権施策推進指針」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けて、総合的な人権施策の推進とともに、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた施策を推進します。

また、市民、団体、事業者等と行政がともに考え、行動できるよう、光市人権施策推進審議会や光市人権教育推進協議会など、関係機関と連携を図るとともに、推進体制の強化、充実に努めます。

（２） 学校・地域における人権教育の推進

児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して、人権尊重の視点に立った指導の充実を図るとともに、一人ひとりの個性を大切にする教育を組織的、継続的に推進します。

また、一人ひとりの人格を認め、他人を尊重できる人間関係の構築に向けた教育環境づくりに努めるとともに、家庭や地域社会と連携し、相互に補完しながら人権教育を推進します。

さらに、地域社会全体の人権意識の高揚を目指し、関係機関等との連携により、各種講演会や研修会の開催など、地域における学習機会の充実を図ります。

（３） 人権擁護活動の推進

女性や子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する相談窓口の充実や相談員の資質向上など、人権救済に向けた体制づくりを推進します。

また、人権に関わる関係各課や関係機関との連携を図りながら、基本的人権の尊重の精神を育む教育・啓発活動を進めるとともに、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を構築するため、市民の自主的な学習や交流活動を支援します。

さらには、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について、「光市再犯防止推進計画」に基づき、罪を犯した者等が社会で孤立することなく再び社会を構成する一員となるなど、市民の犯罪被害の防止とともに、犯罪や非行のない地域社会の構築を図ります。

（４） 人権課題への理解と人権啓発の推進

全ての市民がお互いの人権を尊重しながら、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、多様性を認め合えるジェンダー平等を目指した環境を整備するとともに、性別に関わらず、誰もが多様な生き方を自由に選択することができ、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

また、広報紙やホームページ、SNS等の様々な媒体を通じて、人権啓発を推進するとともに、人権意識及びジェンダー平等の視点に立った相談体制の整備・充実に努めます。

（５） 指導者の育成

様々な人権課題に対する正しい認識と指導力を備えた指導者の育成や資質の向上に努めるとともに、学習会や研修会等への自主的、意欲的な参加が得られる情報提供に努めるなど、学習機会の充実を図ります。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市人権施策推進指針の推進						人権推進課 関係各課
光市人権施策推進審議会等との連携による 推進体制の充実強化						人権推進課
学校における人権教育の推進						学校教育課 人権教育課
人権に関する講演会や研修会の実施						人権教育課 人権推進課
コミュニティセンター等を拠点とした地域 における人権教育・啓発の充実						人権教育課 人権推進課
人権に関する相談事業の実施						人権推進課
光市再犯防止推進計画の推進						人権推進課
人権教育の指導者の育成						人権教育課 人権推進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①人権教育・啓発事業参加者数(年度)	2,090 人	2,800 人

※近況値出典【年度】：①人権推進課、人権教育課【2】

★ 政策 5 男女共同参画社会の実現

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 女性も男性も互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会の多様性や活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保するうえで極めて重要であるなど、社会全体で取り組むべき課題となっています。

■ 国においては、平成 27 年 9 月に、女性の採用や登用、能力開発などに関して、国や地方公共団体、事業主の責務を定める「女性活躍推進法」が施行され、令和元年 5 月には、幅広い事業主が対象となり、情報公表区分の強化も含めた法律の一部改正が成立しました。令和 2 年 12 月には、「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定するなど、全ての女性が輝く令和の社会の実現に向けた取組は、新たな段階を迎えています。

■ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、顕在化した女性の雇用や男女間の所得格差に加え、社会のグローバル化に伴うジェンダー平等への取組は、男女共同参画の重要性の認識とともに、支援を必要とする女性等が取り残されることのない社会の構築が求められています。

■ 令和 2 年 10 月に実施した「男女共同参画に関するアンケート」では、「男女の地位の平等意識」において「平等」が 18.5%であり、平成 27 年度調査でも 19.1%と、いずれも意識が低い状況にあることから、今後とも、不平等な慣習やしきたりの改善をはじめ、幼少時からの意識の醸成や女性自身のエンパワーメント支援など、男女共同参画社会の実現に向けた啓発、教育を図っていく必要があります。

■ 本市では、市民一人ひとりが性別に関わらず、一人の人として個性が尊重される男女共同参画社会の実現を目指した取組を進めるとともに、令和 4 年 3 月には、国や県の動向を踏まえ、男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会の構築を目指して「第 4 次光市男女共同参画基本計画」を策定しました。

■ 一人ひとりの生き方や家族形態の多様化への対応が求められる中、引き続き、男女間格差の解消や男女平等意識の醸成、さらには、配偶者等からの暴力（DV）の根絶に取り組むことが求められています。

■ 女性の社会進出やライフスタイルの多様化を支援するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進とともに、個性と能力が十分に発揮できる環境づくりが求められています。

【基本方針】

男女共同参画社会の実現に向けて、男女がともに仕事と家庭、地域活動を両立し、活躍するため、多様で柔軟な働き方の促進をはじめ、市民のニーズに即した子育て支援策の充実や地域活動への参画促進などの取組を進めます。

また、家庭、地域、職場、学校などにおける男女平等意識の醸成や配偶者等からの暴力を許さない環境づくりとともに、女性の活躍推進の観点から、働きたい女性が仕事を継続できる職場環境の整備に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 男女平等意識の醸成と啓発

「第4次光市男女共同参画基本計画」に基づき、男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の構築に向けて、社会通念やしきたりに根付いた男女の固定的な役割分担意識の解消や正しい知識の習得を促すなど、学習・実践機会の充実や周知・啓発活動の推進による男女平等意識の確立を目指します。

また、アンケートなどを活用しながら、男女平等意識の醸成とともに、様々な研修会や講演会の開催等通じて、人権や男女共同参画に関する意識の啓発に努めます。

(2) 男女共同参画の推進

男女がともに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、政策・方針決定の過程や地域における女性の社会参画の促進とともに、男女の均等な就業機会や地位の改善が図られるよう市民、企業、団体等関係機関との連携を深めます。

また、光市男女共同参画推進ネットワークとの連携により、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場における男女共同参画の浸透を図るなど、「第4次光市男女共同参画基本計画」に基づく施策の着実な推進に努めます。

(3) 女性活躍の推進

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、女性自ら意欲や能力を高め、社会で活躍できるよう、女性の活躍推進の必要性を広く周知するとともに、女性の創業支援の充実に向けて、商工会議所や商工会、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、再就職やスキルアップを目指す女性を支援するなど、働きたい女性が子育てや介護などと仕事を両立できる職場環境の整備に向けた事業者への啓発に努めます。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

長時間労働の改善とともに、育児・介護休業制度や短時間勤務制度の定着など、柔軟な働き方を踏まえた就業環境の整備や、仕事と生活の両立に向けたライフスタイルを推進するとともに、広報・啓発活動や講座・講演会の開催等に努めるなど、育児・介護休業制度や短時間正社員制度などの定着に向けて、県や関係機関等と連携して事業者への啓発に努めます。

また、様々な場における男性の家庭や地域活動への参画への意識の啓発を進めます。

(5) 男女間のあらゆる暴力等への対応

人権を侵害する暴力行為を許さない意識の醸成とともに、配偶者等からの暴力（DV）、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどの身体的、心理的な暴力行為の根絶に向けた周知・啓発活動を進めます。

また、関係機関とも連携を図りながら、DV被害者が迷わず相談できるよう相談窓口の周知に努めながら、多様化する相談内容に適切に対応するため、相談体制の整備・充実とともに、相談から保護、自立に至る切れ目のない支援に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
第4次光市男女共同参画基本計画の推進						人権推進課 関係各課
男女共同参画に関する庁内推進体制の充実						人権推進課 関係各課
各種審議会等、意思決定過程への女性の参画の推進						人権推進課 関係各課
光市男女共同参画推進ネットワークと連携した取組の推進						人権推進課
職業生活における女性活躍の推進に関する情報提供						人権推進課 商工観光課
女性の就職、再就職、創業に対する支援						商工観光課
事業所等での男女共同参画の推進						人権推進課
男女間の暴力等に関する相談窓口・支援体制の整備・充実						福祉総務課 人権推進課
男女共同参画や男女間の暴力等に関する情報提供と啓発						人権推進課 福祉総務課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①男女が平等だと思っている人の割合	33.2%	60.0%
②市の各種審議会等における女性の登用の割合	29.6%	40.0%
③役員の女性の割合 ◆地方創生SDGsローカル指標 5.5.2.1	【国勢調査の数値】 6月の速報値での公表なし 11月の確定値に間に合わなければ近況値 H27 を記載。 H27 役員 247/882=28.0% ジェンダー (6,838/10,072) / (1,002/13,092) =8.87	
④家事従事者に関するジェンダーパリティ指数 (家事に従事する女性の人数/女性の労働力人口)/ (家事に従事する男性の人数/男性の労働力人口) ◆地方創生SDGsローカル指標 5.4.1.1		
⑤やまぐち男女共同参画推進事業者数(認定件数)(累計)	16 件	21 件
⑥市制度活用による創業・事業承継事業者数のうち、女性の件数 (累計)	5 件	10 件

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【3】

②人権推進課【3】

③④国勢調査【2】

⑤人権推進課【3】(県における制度開始以降の累計。目標値も同じ。)

⑥商工観光課【2】目標値は R4-R8 の累計

基本目標2 ゆたかな人間性と可能性を大切にし心温かい人が育つまち

● 重点目標1 結婚・出産・子育ての希望実現のために

★ 政策1 結婚・出産の希望実現

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 人口減少の要因である少子化が進行する中、価値観やライフスタイルの多様化により、若者を中心に結婚へのイメージは意識が変化しており、経済的な理由等も含めた未婚化や晩婚化の傾向が見受けられています。

■ 厚生労働省の人口動態調査によると、令和元年の初婚年齢の平均は男性 31.2 歳、女性 29.6 歳であり、約 20 年前の平成 11 年と比較すると、男性で 2.5 歳、女性は 2.8 歳上昇し、令和 22 年（2040 年）の生涯未婚率は 24.1%と推計されています。

■ さらには、新型コロナウイルス感染症の影響による出会いの機会が減少しているほか、経済の悪化とも相まって婚姻数が減少傾向にある中、子どもの出生数もさらに減少することが見込まれ、少子化の一層の加速が懸念されています。

■ これまで、医療機関や関係機関等との連携のもと、不妊・不育症治療への支援をはじめ、妊娠・出産時からのきめ細かな相談体制の構築や妊産婦健診の無料化など、安心して子どもを養育できる環境を整備してきたほか、結婚を後押しするため、独身者の出会いの場を創出する事業を開始しました。

■ 県や関係団体と連携した総合的な支援の継続・充実に加え、結婚・出産・子育ての希望を実現するため、ライフステージに応じた切れ目のない支援の展開が求められています。

【基本方針】

結婚をしたいと考える個人の希望が叶えられるよう、最初のステップとなる「出会いの場」への参加促進や、温かく幸せな結婚生活の実現に向けた支援に取り組みます。

また、妊娠・出産に対する不安や悩みを解消する相談体制の充実や、不妊・不育症に悩む夫婦への支援などを様々な側面から行い、健やかな妊娠と出産の希望の実現に向けて、きめ細やかに取り組みます。

【施策展開の方向】

(1) 出会いと結婚の支援

まち全体で温かく幸せな家庭づくりを応援し、本市への移住・定住につなげるため、県や関係団体等とも連携を図りながら、温かく幸せな家庭づくりの第一歩となる出会いの場への参加促進や結婚支援に向けた取組を推進します。

(2) 健やかな妊娠・出産支援

産院や小児科等による関係機関をはじめ母子保健推進員等とも連携しながら、リスクの高い妊婦の把握に努め、心身ともに不安定になりやすい産後に対して、心身のケアや育児サポート等を行う支援体制を確保します。

また、妊産婦への健康診査の実施や妊産婦訪問など、相談・指導体制の充実に努めるとともに、各種相談や教室等を通じて親になることへの不安や悩みの軽減に努めます。

さらには、不妊・不育症に悩む夫婦への経済的・精神的支援の充実に努めるなど、子どもを授かる「希望の実現」に向けて支援します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
出会いの場への参加促進						企画調整課
子ども・子育て総合相談体制の充実						子ども家庭課
産院・小児科や関係機関との連携						健康増進課 関係各課
個別相談の充実						健康増進課 子ども家庭課
妊産婦健康診査の実施						健康増進課
不妊・不育症治療への支援						健康増進課
産後ケア事業の実施						健康増進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①やまぐち結婚応援センター会員の登録者数 (年度)	27 人	37 人
②子育てに関する不安や悩みへの相談対応件数 (年度)	7,185 件	7,000 件
③妊婦健康診査受診率 (年度)	97.8%	98.0%
④一般不妊治療費助成及び不育症治療費補助件数(年度)	一般 43 件 単市 不育 3 件	一般 50 件 単市 不育 3 件
⑤産後ケア事業の実施延べ件数 (年度)	18 件	20 件

※近況値出典【年度】：①企画調整課【2】

②子ども家庭課(子ども相談センターきゅっと)、健康増進課【2】

③④⑤健康増進課【2】

★ 政策2 子育て支援の充実

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 少子高齢化・核家族化の進展や共働き家庭の増加、さらには地域とのつながりの希薄化など、時代の変化とともに、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子育て家庭の負担や不安、孤立感の高まりといった様々な課題に対応するため、行政や地域をはじめ社会全体による総合的な子育て支援の充実や施策の展開が求められています。

■ 国においては、未婚率の上昇や晩婚化、ライフスタイルや価値観の多様化など、様々な要因に基づく少子化の流れを食い止めるため、子ども・子育て関連3法の施行とともに、平成27年には「子ども・子育て支援新制度」をスタートしました。

■ 本市は、全国でも唯一無二の「おっぱい都市宣言」のまちとして、「母と子と父そして人にやさしいまち」の理念が、まち全体に根付いており、父母や地域の愛情に包まれて育つまちの実現に向けて、学校や地域、事業所、行政が一体となった取組を進めてきました。

■ 令和2年3月には「第2期光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域子ども・子育て支援事業が適切に提供できるよう対応を進めるとともに、「おっぱい都市」として独自性の高い施策を総合的かつ計画的に実施しています。

■ また、「子ども相談センターきゅっと」を中心に、子ども・子育て総合相談体制の充実をはじめ、自家用工業用水道事業の安定した財源を活用して、県内トップクラスの乳幼児・子ども医療費助成制度を維持するなど、今後とも、安心に包まれた健やかな「子育て・子育て環境」の整備・充実とともに、様々な側面から子育て家庭の負担軽減に向けたアプローチが求められています。

■ さらには、令和3年6月に「育児・休業法」が改正され、「男性産休」がとれる新制度をはじめ、有期契約労働者も育休の取得が可能となるなど、産休、育休をより取得しやすい子育て環境の充実とともに、そうした職場風土の醸成も求められています。

【基本方針】

「おっぱい都市宣言」のまちとして、本市で子どもを生み育てたくなる、やさしさあふれる質の高い子育て支援の充実とともに、一人ひとりの個性を大切にしたいきめ細やかな支援を行うなど、将来的な子どもの健やかな育ちにつなげます。

また、子育てが楽しいと実感できるよう、子育ての不安を軽減するための様々な施策を展開するなど、心身ともに親子が健康で過ごせる環境づくりを進めます。

【施策展開の方向】

（１） 地域ぐるみによる子育て意識の醸成

「おっぱい都市宣言」の理念を踏まえた、ふれあいの子育て「おっぱい育児」を推進するとともに、市民全員が子育て応援団の一員として子育て家庭に寄り添い、将来を担う子どもたちの健やかな成長につながるよう、「おっぱいまつり」などを通じた地域ぐるみの子育て意識の醸成を図ります。

また、中高生と乳幼児とのふれあいの場を創出するとともに、地域全体に子育ての「わ」を広げるなど、地域ぐるみで子育て家庭を支える、子育てにやさしい環境づくりを進めます。

（２） 子育て支援体制の充実

子育て世代包括支援センター機能と児童虐待などに対応する家庭児童相談機能を備えた子ども家庭総合支援拠点である「子ども相談センターきゅっと」を中心に、子ども・子育て相談体制の充実を図るなど、切れ目のない支援を展開します。

また、産前・産後サポーター派遣事業など、様々なサポートの推進を図るとともに、子育て情報誌やホームページ等を通じて、積極的な子育て支援情報を提供するなど、本市での子育てに対する安心感を醸成します。

（３） 子育て・子育て環境の質の向上

放課後児童クラブ（サンホーム）の管理運営をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や父親の育児参加を促進するとともに、仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めるなど、多様なライフスタイルに応じた総合的な子育て・子育て環境の充実に努めます。

また、子育て家庭の孤立等を防ぐため、子育て支援センターの利用促進や子育てサークルの育成など、子育て家庭相互による交流機会の充実に努めます。

さらには、全ての子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、「子ども医療費助成事業」等による子育て家庭への経済的支援や特に支援を必要とする子どもや家庭を支援するとともに、子どもの養育や経済面の不安を抱えがちなひとり親家庭への相談や自立に向けた支援の充実に努めます。

（４） 母子保健対策の充実と食育の推進

医療機関や母子保健推進員等との連携を図りながら、保護者の育児不安の軽減、子どもの健やかな成長・発達を支援するため、乳幼児への健康診査や育児相談等の母子保健事業の一層の充実に努めます。

また、生涯にわたり、健全な食生活を実践するため、家庭をはじめ保育所、幼稚園、認定こども園、地域等との連携により、豊かな人間性を育むための基礎となる、乳幼児期からの食育の推進に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
第2期光市子ども・子育て支援事業計画の推進						子ども家庭課 関係各課
おっぱいまつりの開催やおっぱい冊子等による子育て意識の醸成						子ども家庭課 健康増進課
子ども・子育て総合相談体制の充実【再掲】						子ども家庭課
産前・産後サポーター派遣事業の実施						子ども家庭課
子育てに関する情報提供の充実						子ども家庭課
地域における子育て見守りネットワークの構築						子ども家庭課 関係各課
ファミリーサポートセンター事業の実施						子ども家庭課
育児休業制度の普及啓発など就労環境の整備促進						子ども家庭課 商工観光課
放課後児童クラブ（サンホーム）の管理・運営						文化・社会教育課
子育てサークル等の育成と支援						子ども家庭課
乳幼児医療費・子ども医療費助成制度の実施						子ども家庭課
ひとり親家庭への支援						子ども家庭課
食育子育て支援事業の実施						子ども家庭課
乳幼児健康診査の実施						健康増進課
育児相談・教室の実施						健康増進課
母子訪問事業の実施						健康増進課
発達支援事業の実施						健康増進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①子育て支援活動に参加している人の割合	10.4%	13.0%
②産前・産後サポーター派遣事業の延べ件数 (年度)	31 件	60 件
③地域の子育て支援拠点年間利用者数 (年度)	8,160 人	9,000 人
④放課後児童クラブ(サンホーム)待機児童数	0 人	0 人
⑤個別訪問延べ件数 (年度)	3,786 件	8,200 件

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【3】

②③子ども家庭課【2】

④文化・社会教育課【3】

⑤健康増進課、子ども家庭課【2】(妊産婦、新生児、乳児、幼児の合計)

★ 政策 3 幼児教育・保育の充実

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 核家族化の進行や勤務時間の多様化など、幼児期の教育・保育を取り巻く社会環境が大きく変化する中、幼稚園や保育所での教育・保育に加え、休日保育や一時預かり事業、病児保育事業、特別保育事業の実施など、家庭の実情に応じた多様できめ細やかなサービスの提供が求められています。

■ 国においては、幼児期の教育・保育の重要性とともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年10月より3～5歳の全ての子ども及び0～2歳の市民税非課税世帯を対象に幼児教育・保育の無償化が実施されました。

■ こうした中、本市では、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない0～2歳児への市独自の保育料軽減の継続実施により、保護者の負担軽減に取り組むとともに、多様な市民ニーズに即した、様々な保育サービスの充実を図るため、週2回の公立幼稚園への給食の導入や各種研修等を通じた指導体制の充実を図っています。また、私立保育所等が実施する新型コロナウイルス感染症対策に一定の補助を行うなど、ハード・ソフトの両面から、良質な幼児期の教育・保育の提供に努めています。

■ 今後とも、人口減少に伴う将来的な保育需要を見据えながら、「公立幼保施設のあり方に関する基本的な方針」に基づき、市全体における幼児教育・保育の量的な補完機能を持つ公立幼保施設について、適切な提供体制の規模となるよう定員削減、施設の集約、民間活力の導入など、様々な手法による対策が求められています。

■ 人口減少に伴う保育需要の総量の減少が見込まれる一方、多くの保育士が必要となる0～2歳児の入所率の増加を背景とした保育士不足が続いていることから、公立保育所のみならず市内私立保育所等に勤務する保育士等を確保するため、保育士等の就労促進や離職防止による継続就労に向けた取組を進めるなど、引き続き、保育士等が本市で働きやすい環境づくりを進める必要があります。

■ さらには、地域のつながりが希薄化する中、幼稚園や保育所、認定こども園は、子育て世帯が孤立することがないよう地域における子育て支援の核として、交流や相談機能を有する拠点としての役割も求められています。

【基本方針】

一人ひとりの個性に応じた教育・保育の充実とともに、子どもや子育て家庭の実情や多様な市民ニーズに即した、きめ細かな保育サービスの提供など、質の高い幼児期の教育・保育を推進します。

また、幼児教育・保育環境の充実と施設の安全性、快適性を確保するため、施設の適正な維持・管理に努めます。

さらには、事務負担等が増加している業務のＩＣＴ化等を進めるなど、保育士等の負担軽減及び園児とのふれあいの時間を創出するとともに、保育士等の働きやすい環境づくりを推進します。

【施策展開の方向】

(1) 保育士等の確保と保育環境の充実

保育所や幼稚園、認定こども園などの幼児教育・保育の提供体制を適切に維持するため、入所児童数や民間保育施設の状況等を勘案しながら、定員削減、施設の集約及び民間活力の導入とともに、様々なパターンを検討するなど、本市全体の保育の適切な量の確保に努めます。

また、市内の私立保育所・幼稚園等に就労した人に一定の給付金を支給する「保育士等就労促進給付金事業」を実施するとともに、保育士や幼稚園教諭等の就労を促すなど、離職防止による継続就労に向けた取組を推進します。

さらには、適切な研修等を通じた保育士等の資質の向上とともに、デジタル保育の導入による保育士等の負担軽減及びより多くの園児とのふれあいの時間を創出するなど、幼児教育・保育の質の維持・向上に努めます。

加えて、障害児保育や一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など、多様なニーズに即した、きめ細かな保育サービスの充実を図ります。

(2) 幼児教育の充実

幼児期は、基本的な生活習慣や生きる力、思いやりの心、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期でもあることから、遊びや生活の中での直接的・具体的な体験を通して、「自立的な生活態度」、「人とのかかわる力」、「豊かな感性」、「学ぶ意欲」が培われるよう、教育内容と指導方法の工夫・充実を図ります。

また、幼・保・小連携の推進を通じて相互の交流・連携を深めるとともに、一人ひとりの子どもに応じたきめ細やかな教育など質の高い教育に努めます。

さらには、家庭の教育力の向上を促しながら特色ある教育を実践するなど、教育内容の充実とともに、子どもと地域との交流の促進、遊び場等の環境整備を進めます。

(3) 子育て支援の総合的な推進

地域の実情や保護者のニーズを踏まえ、幼稚園や保育所を地域に開放するなど、地域に開かれた子育て支援の場としての活用を支援します。また、国や県との連携のもと、子育て家庭の経済的負担の軽減とともに、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう保育料の軽減等を実施するなど、引き続き、保護者への経済的な支援を行います。

さらには、子育て支援等の総合的な利用相談に応じるとともに、多様なニーズから利用可能な子育て支援サービスの情報提供や関係機関との連携など、相談体制の強化・充実に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
各種保育事業の実施						子ども家庭課
保育士の確保対策の推進						子ども家庭課
幼稚園・保育施設の整備充実						子ども家庭課
幼児教育に関する研修会の実施						子ども家庭課 学校教育課
公立幼保施設の再編						子ども家庭課
保育料等の軽減の実施						子ども家庭課
幼児教育・保育の無償化						子ども家庭課
公立幼稚園への給食の導入						子ども家庭課
相談体制の強化・充実						子ども家庭課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①待機児童数割合(待機児童数／5歳以下人口) ◆地方創生SDGsローカル指標 5.4.1.2	0%	0%
②ICT機器の導入施設割合(公立保育所)	0%	100.0%
③幼・保・小交流機会の件数(公立園)	32件	70件

※近況値出典【年度】：①子ども家庭課【3】

②③子ども家庭課【2】

● 重点目標 2 人間性を育み可能性を高めるために

★ 政策 1 未来につながる連携・協働教育の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 中長期的な視点から本市の目指す教育の具体的な方向性を明らかにするため、「連携と協働で育む 光の教育」を基本理念とした「光市教育大綱」を平成 29 年 3 月に策定し、「光市教育大綱」を踏まえた具体的施策を計画的に推進する「光市教育振興基本計画」を平成 30 年 3 月に策定しました。また、令和 4 年 3 月に「第 2 次光市教育大綱」と「第 2 次光市教育振興基本計画」を策定し、新しい時代を見据えた教育の振興に取り組んでいます。

■ 児童生徒の「学び」と「育ち」を支援するため、「小中連携教育」から義務教育 9 年間のつながりをより重視した「小中一貫教育」に発展させるとともに、各学校区単位から中学校区を単位とした「次世代型コミュニティ・スクール」への進化を図ることにより、連携・協働を基盤とする学校づくりを進めています。

■ また、光市の自然・環境・生活・文化・伝統などを理解し、継続・発展させる人材育成のため「光市民学」を開発し、ふるさとをこよなく愛する心を育むことで、その素晴らしさを発信するなど、光市の未来を切り拓く子どもの育成を図ってきました。

■ 一方、学校施設の多くは昭和 40 年代から昭和 60 年代に整備され、築 30 年以上が経過するなど、多くの施設の老朽化が進んでいます。

■ 小学校の児童数は、昭和 56 年のピーク時から約 68%減少し、中学校の生徒数も、ピーク時の昭和 60 年から約 65%減少するなど、多くの学校では適正な規模を下回る小規模校が増加していることから、適正規模・適正配置の視点に基づく学校のあり方の検討が求められています。

■ 今後は、令和 2 年度から開始した現状の施設を有効に活用した小中一貫教育の推進とともに、教育効果をより高める施設一体型による小中一貫教育の実現に向けた具体的な取組を進めるなど、子どもたちにとって、より望ましい教育環境と教育力の維持・向上が必要不可欠となっています。

■ また、「次世代型コミュニティ・スクール」を基盤としながら、学校・家庭・地域が子どもと真剣に向き合い、社会総掛かりによる「学び」と「育ち」の質的向上を図るとともに、学校間・校種間の各種の交流活動をより充実させた学校づくりを進める必要があります。

■ さらに、小中一貫教育や次世代型コミュニティ・スクールの特長を生かした義務教育 9 年間の学びの充実とともに、地域の歴史や文化等の資源を活用した系統性と連続性のある地域学習やふるさと学習など、ふるさとをこよなく愛し、豊かな心を育むための教育活動が求められています。

【基本方針】

「第2次光市教育大綱」及び「第2次光市教育振興基本計画」に基づき、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育むため、コミュニティ・スクールを基盤としながら、義務教育9年間のつながりをより重視した「小中一貫教育」を推進します。

また、地域に開かれ、信頼される特色ある学校づくりと、ふるさと光市をこよなく愛し、豊かな心を育むための教育活動の実践とともに、地域の担い手となる人材の育成を支援します。

さらには、小中一貫教育における教育効果を高めるため、施設一体型による小中一貫教育の具現化に着手します。

【施策展開の方向】

(1) 小中一貫教育を要とした学校間・校種間連携の推進

小・中学校9年間を見通した教育目標と15歳段階での「めざす子ども像」を設定及び共有し、系統性・連続性に配慮した小中一貫教育を推進します。

また、小中一貫教育を要として、幼稚園や保育所、小・中学校における学校間、校種間連携を密にした取組を進めるとともに、高等学校との連携を推進するなど、子どもの「学び」と「育ち」をつなぐ教育の展開を図ります。

(2) コミュニティ・スクールの充実・発展

地域とともにある学校であり続けるために、学校、家庭、地域が一体となって子どもと関わり、見守り、支え、応援していただける学校づくりを推進します。

また、学校単位の取組から、中学校区で取り組む「次世代型コミュニティ・スクール」の充実・発展とともに、学校・家庭・地域が一体となった「横の連携」と、15歳までを見通した「縦の連携」を深めることで、相互に補完し、高め合える「コミュニティ・スクール」の充実・発展を目指します。

(3) 連携・協働教育を支える学校づくりの推進

小中一貫教育における教育効果を高めるとともに、施設の老朽化に対応するため、適正規模・適正配置等の視点に基づく学校のあり方を踏まえ、施設一体型による小中一貫教育の具現化に着手します。

(4) 郷土愛を育む教育の推進

ふるさとをこよなく愛し、豊かな心を育むため、地域の歴史や文化等の資源を活用した地域学習やふるさと学習、光市の自然・環境・生活・文化・伝統などを理解し、継続・発展させる人材育成のため開発した「光市民学」の活用・実践を進めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
第2次光市教育大綱の推進						教育総務課 関係各課
第2次光市教育振興基本計画の推進						教育総務課 関係各課
連携・協働教育推進事業の実施						学校教育課
小中一貫教育の推進						学校教育課
施設一体型による小中一貫教育の具現化						教育総務課 学校教育課
次世代型コミュニティ・スクールの推進						学校教育課
家庭教育の支援と学校・家庭・地域との連携の強化						学校教育課 文化・社会教育課
「光市民学」の活用と実践						学校教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①小・中学校教員の相互乗り入れ授業回数（年度）	240 回	280 回
②C S コンダクター研修派遣回数（年度）	108 回	160 回
③地域の行事に参加している児童生徒の割合	75.5%	80.0%

※近況値出典【年度】：①②学校教育課【2】

③全国学力・学習状況調査【1】

★ 政策2 質の高い教育の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 平成 29 年 3 月に公示された新たな学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」を柱に、小学校の外国語の教科化や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等が示されるなど、あるべき学校の姿として「チームとしての学校」の実現や「地域とともにある学校」への転換等が求められています。

■ こうした中、グローバル化に対応した英語教育「イングリッシュプラン光」の実践に加え、「教育ブランドひかり」に代表される特色ある教育戦略に取り組むなど、本市をこよなく愛し、夢や希望に向かって、心豊かにたくましく生き抜く、質の高い教育の実現を目指しています。

■ また、光っ子サポーターによる独自の特別支援教育やいじめや不登校への適切な相談・対応・支援体制など、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応える教育体制の構築による、きめ細かな対応に努めています。

■ 今後とも、国が示す「GIGAスクール構想」に呼応したICT機器の活用による一人ひとりの資質・能力の一層の育成を目指すとともに、基礎的な知識・技能や、思考力・判断力・表現力等に加え、主体的に学習に取り組む態度を兼ね備えた「確かな学力」の育成に取り組んでいく必要があります。

■ また、夢と希望を育む教育や豊かな体験活動の充実による「豊かな心」の育成とともに、体育的教育活動の推進や健康教育、食育等による「健やかな体」の育成など、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の習得が、なお一層求められています。

【基本方針】

「第2次光市教育大綱」及び「第2次光市教育振興基本計画」に基づき、ICT機器も効果的に活用しながら、主体的・対話的で深い学びによる「確かな学力」の定着を図るとともに、「豊かな心」や「健やかな体」の育成により、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の習得を推進します。

また、誰一人取り残すことなく、児童生徒一人ひとりの個性や特性に応じた、きめ細かな支援を実施します。

【施策展開の方向】

（１） 確かな学力を育む教育の推進

児童生徒の確かな学力形成のために学力向上推進リーダーを中心とした授業改善に係る研修体制の充実とともに、学力向上ヒアリングや訪問を通した各校の授業改善に係るマネジメントをサポートする体制を構築します。

また、英語教育推進教員や中学校英語教諭との連携を通じて、「イングリッシュプラン光」のさらなる充実を図るとともに、定期的な情報交換による授業改善や各校の連携を通じた様々な取組の徹底に努めます。

（２） ＩＣＴを活用した学習活動の充実

１人１台端末の実現により、一人ひとりの理解度に応じた個別学習や各自の考えを即時に共有し、多様な意見にも同時に触れられる意見交換の実施など、ＩＣＴ機器を積極的に活用した授業手法に取り組みます。

また、小学校におけるプログラミング教育の充実を目指すとともに、高等教育機関等とも連携した取組を進めます。

（３） 特別支援教育の推進

早期支援・適切な支援体制を整えるため、「光っ子教育サポート事業」の充実とともに、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を継続します。

また、「光っ子サポート事業」に携わる職員の研修の充実とともに、資質のさらなる向上を目指します。

（４） 豊かな心を育む教育の推進

児童生徒一人ひとりが安心感や充実感を持ち、楽しい学校生活を送ることができるよう、道徳教育や人権教育、キャリア教育、福祉教育、環境教育等を推進するなど、夢と希望を育む教育や豊かな体験活動の充実にも努めるとともに、家庭や地域、関係機関等と連携・協働した、いじめ等の未然防止や早期発見、早期対応など、学校におけるいじめ等の根絶に向けた迅速かつ組織的な対応を図ります。

また、不登校の兆候が現れた段階には、社会福祉士による家庭や学校への派遣、ケース会議への参加等を通して、早急に関係機関との調整を図るなど、不登校の未然防止・早期対応に向けた取組に加え、不登校児童生徒への適切なカウンセリングや居場所づくりを支援するなど、「スクールライフ支援員事業」の充実とともに、専門家と連携したきめ細かな支援を行います。

（５） 健やかな体を育む教育の推進

体力づくりと運動に親しむ環境づくりなど、体育的教育活動の推進に加え、健康診断の実施や適切な健康管理の指導などの健康教育、さらには、栄養教諭や栄養士、家庭との連携による給食時間や多様な場面を活用した食育指導により、自らの健康を自ら守り、自らを鍛えようとする態度を養う教育に努めます。

また、安全・安心な学校給食を提供するため、栄養バランス及び多様性への配慮並びに施設・設備の適切な管理、予防保全を図るとともに、地場産食材等を活用した食育を推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践						学校教育課
生徒指導に関する連携の強化						学校教育課
グローバル化に対応する英語教育「イングリッシュプラン光」の充実【再掲】						学校教育課
中学生の海外派遣事業の実施【再掲】						教育総務課
I C Tを活用した教育の推進						学校教育課
障害のある児童生徒への相談・支援体制の整備						学校教育課
いじめ等への総合的な対応						学校教育課 文化・社会教育課
学校保健の充実						学校教育課
学校における食育の推進						学校教育課 学校給食センター
学校給食における地産地消の推進						学校給食センター 農林水産課
特色ある教育プログラムの支援						学校教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①将来の夢や目標を持っている子どもの割合	82.6%	90.0%
②学校に行くのは楽しいと思う子どもの割合	89.5%	90.0%
③授業で週に複数回 I C Tを活用した割合	—	95.0%
④光っ子サポーターによる指導・支援人数 (年度)	293 人	300 人
⑤光っ子コーディネーターの訪問回数 (年度)	321 回	330 回
⑥就学相談件数 (年度)	33 件	36 件
⑦認知されたいじめの解消率 (年度)	—	100.0%
⑧不登校児童生徒の割合	1.68%	0.00%
⑨学校給食における光市産品の使用率 (年度)	17.6%	30.0%

※近況値出典【年度】：①②全国学力・学習状況調査【1】

③④⑤⑥学校教育課【2】

⑦児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（追跡調査）

⑧児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査【2】

⑨学校給食センター【2】

★ 政策 3 教育環境の充実

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 学校施設は、児童生徒が日々集う「学びと育ちの拠点」であると同時に、コミュニティ・スクールとしても地域住民等との「交流の拠点」となる場所です。また、災害や緊急時には地域の避難場所となる「防災の拠点」としての役割も担うなど、地域とともにある学校づくりに向けたさらなる進化が求められています。

■ 市立小・中学校においては、校舎、体育館の耐震化率 100%を県内でもいち早く実現するとともに、大規模空間を有する体育館及び武道場の非構造部材の耐震化を完了するなど、安全・安心の確保に向けた早期の対策を実施しました。また、屋上防水等工事やトイレの改修工事など老朽化した学校施設の改修を進めるとともに、近年の猛暑に対する熱中症対策をはじめ学校管理下における児童生徒等の心身の健康を保持するため、市立小・中学校全ての普通教室に空調設備を設置するなど、快適に学べる教育環境の整備・充実に努めました。

■ また、令和3年3月には「光市学校施設長寿命化計画」を策定し、子どもたちが安全に安心して充実した教育活動に取り組めるよう、これまでの事後保全に加え、施設の状態を見極めながら予防保全にも取り組むなど、施設の長寿命化と快適で質の高い教育環境の整備を図ってきました。

■ 今後とも、ハード面においては、引き続き、学習に集中できる質の高い教育環境の整備に取り組むとともに、ソフト面でも通学路の安全点検等をはじめ、地域や保護者も含めた継続的な安全教育や指導体制の構築などに取り組んでいく必要があります。

■ さらには、教育課題の多様化への対応など、教育への高い意欲と実践力を有する教職員の育成に向けて、キャリアステージに応じた研修の充実や教職員の知識・技能の継承に取り組んでいます。また、授業提供や授業改善への指導・助言を専門的に行う学力向上推進リーダー等を中心とした研究組織体制の整備や、英語やプログラミング教育などの専門性の向上を図るなど、教職員の資質能力の向上への取組が求められています。

【基本方針】

安全・安心で快適な学校施設の改善や義務教育教材の充実を図るなど、児童生徒が学習に集中できる教育環境づくりとともに、地域や保護者も含めた継続的な安全教育や指導体制の構築に取り組みます。

また、教職員のキャリアステージに応じた研修や、英語やプログラミング教育などの専門性の向上を図るための研修を通じて、教職員の人材育成に取り組めます。

【施策展開の方向】

（１） 安全・安心で快適な教育環境の整備

児童生徒の学びや生活の場である学校施設の安全性や快適性を確保するため、令和３年３月に策定した「学校施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化改修等の検討とともに、トイレ改修工事や体育館屋根防水等工事を計画的に実施するなど、学校施設の環境改善に努めます。

また、児童生徒が、より学習に集中できる教育環境や質の高い授業を提供できるよう、学習機器や学校図書など義務教育教材の充実をはじめ、児童生徒１人１台のタブレット端末など、学校ＩＣＴ環境の充実を図ります。

（２） 地域とともに守る児童生徒の安全・安心

通学路の安全確保に向けた取組として、「光市通学路交通安全プログラム」に基づき、光市内各小・中学校における通学路の危険箇所について、関係機関が連携して児童生徒の安全対策を進めます。

また、児童生徒や保護者、教職員への継続的な安全教育や指導の展開、さらには、地域と一体となった見守り活動や交通安全活動を積極的に推進します。

（３） 教職員の資質能力の向上

教職員のキャリアステージに応じて計画的・継続的に資質能力の向上を図るなど、教職員一人ひとりの指導力の向上に努めます。

また、コミュニティ・スクールを活かした人材育成やユニット型校内研修の推進、日常の業務を通して共に高め合うＯＪＴを積極的に実施するなど、教職員の専門性を高めるとともに、教育者としての使命感や教育的愛情、広く豊かな教養など、包容力や指導力に富んだ資質能力を備えた人材の育成に努めます。

さらには、ＩＣＴを活用した授業の充実を図るため、教職員研修事業の強化とともに、「ＧＩＧＡスクール構想」の根幹を支える教職員の資質の向上に努めます。

（４） 就学の支援

子どもたちが夢と希望を持って成長できる社会の実現のため、経済的な理由により就学に必要な費用の負担が困難な保護者に対し、就学援助制度により学用品費等の援助を行うとともに、光市奨学金制度では、向学心に富み、有能な資質があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生・生徒を支援します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
学校施設の安全性・快適性の確保						教育総務課
光市学校施設長寿命化計画の推進						教育総務課
施設一体型による小中一貫教育の具現化 【再掲】						教育総務課 学校教育課
義務教育教材等の充実						教育総務課
学校 I C T 環境の充実						教育総務課
児童生徒の安全確保						学校教育課 生活安全課
教職員の研修機会の充実						学校教育課
学校における働き方改革の推進						学校教育課
就学援助及び奨学金による就学支援の推進						教育総務課 学校教育課
私学振興に向けた支援						教育総務課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①小・中学校施設の洋式トイレの設置率	42.2%	65.0%
②学校図書標準達成度(全体)	122.5%	100%以上
③学校における教育用コンピュータの設置割合 ◆地方創生 S D G s ローカル指標 4. a. 1. 2	1 人 1 台	1 人 1 台
④通学路の安全点検の実施回数(累計)	5 回	5 回
⑤教員の I C T 活用指導力	51%	90%以上

※近況値出典【年度】：①②③教育総務課【2】

④学校教育課【3】(H29-R3の累計)、目標値はR4-R8の累計

⑤文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」【2】

★ 政策 4 青少年の健全育成

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 高度な情報化社会の進展とともに、社会における労働環境、雇用形態が多様化する中、青少年を取り巻く環境の変化とともに、ひきこもりや不登校、非行などの社会問題が深刻化するなど、子どもや若者への支援の在り方が課題の一つとなっています。

■ インターネットやスマートフォンの急速な普及に伴い、青少年がネット上でのいじめや複雑な犯罪等に巻き込まれるケースが増加する中、これまで以上に学校、家庭、地域が協力し、関係機関とも連携しながら、一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな支援体制の構築が求められています。

■ 本市では、「地域の子どもは地域で育てる」との考えに基づき、学校や家庭、地域が連携したコミュニティ・スクールやクリーン光大作戦等の様々な奉仕・体験活動を展開するなど、まちぐるみで、心身ともにたくましい子どもたちの育成や多様なふれあい機会の創出に努めてきました。

■ 少子高齢化が進行する中、次代を担う人材の育成は、まちづくりの大きな課題でもあり、引き続き、社会全体で子どもたちを見守り、育成する意識の醸成とともに、健全な青少年の育成環境づくりを進める必要があります。

【基本方針】

青少年を取り巻く環境の変化に適切に対応するとともに、学校や家庭、地域とのつながりや密な連携を図るなど、社会全体で次世代を担う青少年の健全育成を推進します。

また、地域や家庭におけるふれあいを通じた健全育成活動や、地域における様々な奉仕・体験活動を通じて青少年活動を促進するなど、青少年活動に携わる指導者やリーダーの育成・確保に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 放課後活動の推進

放課後子ども教室の実施により、放課後及び土曜日、長期休業中にコミュニティセンターや小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を推進します。

(2) 地域健全育成活動の推進

「あいさつ運動」など地域とのふれあいを促進するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん運動」やスマートフォン等の正しい利用を推進するなど、生活リズムを向上させるための普及啓発や指導に努めます。

また、青少年健全育成市民会議などの社会教育団体等をはじめ、学校や家庭、地域、関係機関の強い連携・協働のもと、有害図書等の排除など、生活環境浄化活動の展開とともに、非行防止のための巡回活動や地域への啓発活動の強化を図ります。

さらに、いじめや不登校、非行など様々な悩みを抱える子どもや家庭に応えるための相談体制の整備と機能充実に努めます。

(3) 青少年活動の推進

周防の森ロッジ等の機能の充実により、地域における青少年活動の場の充実に努めるなど、奉仕活動や体験活動、さらには健全育成のための人や自然とのふれあいによる幅広い学習講座等の充実に努めます。

また、子ども会などの社会教育関係団体を支援するとともに、中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ等による講習会や研修会の開催により、青少年活動の指導者やリーダーの育成・確保に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
放課後子ども教室の実施						文化・社会教育課
「あいさつ運動」や「早寝・早起き・朝ごはん運動」の推進						文化・社会教育課 学校教育課
いじめや不登校児童生徒に対する相談体制の充実						文化・社会教育課 学校教育課
周防の森ロッジと周辺野外活動エリアの活用						文化・社会教育課
各種体験学習の推進						文化・社会教育課
地域活動や子ども会活動の支援						文化・社会教育課
青少年健全育成組織・活動リーダーの育成						文化・社会教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①青少年健全育成活動に参加している人の割合	49.8%	55.0%
②中学生リーダー・ジュニアリーダーの講座への参加率	50.9%	55.0%
③光市や外活動センター「周防の森ロッジ」の利用者数(年度)	3,548 人	11,000 人

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【3】

②③文化・社会教育課【2】

基本目標3 安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち

● 重点目標1 心ゆたかにいきいきと暮らすために

★ 政策1 支え合いによる地域社会の実現

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 少子高齢化に歯止めをかけ、家庭、職場、地域で誰もが活躍できる社会の構築を目指す「一億総活躍社会」に向けて、全ての人々が包摂され活躍できる社会の実現とともに、高齢者をはじめ障害者など、生活に困難を抱える人々を地域で支える「地域共生社会」の実現が求められています。

■ 日常生活における市民の課題は多様化し、認知症の増加や虐待の発生、生活困窮者や深刻化する孤独・孤立への対応など、公的サービス（公助）だけでは対応の困難なケースに対して、地域全体で支え合い、助け合う、互助の考え方に基づく取組がますます重要になっています。

■ 家庭や地域の連帯感やつながりが希薄化する中、地域住民や地域の多様な主体が参画し、「支え手」「受け手」といった関係性を超えて、人と人、人と資源がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいとともに、社会から孤立することのない社会の構築が求められています。

■ 本市では、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、社会福祉協議会との連携の強化とともに、市民団体や民間事業所等を含めた地域ぐるみにより、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまちの実現に努めてきました。

■ 今後とも、地域福祉を担う人材の育成・確保とともに、地域を支える包括的な相談・支援体制の構築や地域包括ケアシステム（高齢者支援システム）による取組の強化など、切れ目のない支援の実施により、人と地域がつながり・支え合える仕組みの構築が求められています。

■ また、多様なニーズに対応できるよう、まち全体にユニバーサルデザインの浸透を図りつつ、物理的なバリアフリーと心のバリアフリーの両立による共生社会を目指す必要があります。

【基本方針】

「第4期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」に基づき、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもと、住み慣れた地域の中で誰もが安全・安心に暮らすことができる助け合い、支え合い、思いやりに満ちたまちづくりを推進します。

また、地域福祉を担う人材の育成・確保や資質向上に努めるとともに、全ての人々が暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインの浸透を図ります。

【施策展開の方向】

(1) 地域福祉推進体制の充実と地域福祉機能の強化

「第4期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」に基づき、人と人とのつながりを基本に、地域住民をはじめ、地域コミュニティ組織やボランティア団体、社会福祉協議会など、地域が一体となった地域福祉のネットワーク形成など、住み慣れた地域の中で誰もが安心して暮らすことができる助け合い、支え合い、思いやりのまちづくりを推進します。

また、総合福祉センター「あいぱーく光」を中心に、保健・福祉・医療など、様々なサービス間の連携・調整機能を強化するなど、市民一人ひとりの複雑化・複合化したニーズに包括的に対応できる、ワンストップ相談窓口及びサービス提供体制の強化・充実に努めます。

(2) 多様な世代間の交流の促進と福祉意識の醸成

性別や年齢、障害の有無を超えたふれあいや交流を促進することにより、多様な世代が助け合い、支え合える多世代共生社会の形成を目指します。

また、福祉意識の高揚を図るため、ノーマライゼーションの普及やボランティア活動に関する情報提供を進めるなど、学校教育や生涯学習の場における福祉教育の推進とスポーツや趣味活動等を通じた障害のある人や高齢者等とのふれあい交流を促進します。

(3) 福祉ボランティアの育成

多様化・複雑化する地域の福祉課題に対応するため、社会福祉協議会等との連携を図りながら、ボランティアセンターを中心に、研修の充実や研修機会の拡大、さらには、ボランティアコーディネーターの養成等を図るなど、資質の向上と人材の育成・確保に努めます。

また、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険の加入促進に努めるとともに、若い世代や団塊の世代、多様な人材に活動の輪を広げるなど、ボランティア活動の活性化を促進します。

さらには、子ども食堂や生活困窮者等への食糧支援など、新たな「セーフティーネット」に資するフードバンク活動への支援に努めます。

(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

全ての市民が安心して日常生活や社会活動ができるよう、バリアフリー思想の普及、啓発とともに、**様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」**を促進します。

また、歩道等の段差の解消をはじめ、公共施設はもとより民間の公共的施設についてもスロープ等の設置を促進するなど、誰もが安全で暮らしやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
第4期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画の推進						福祉総務課 関係各課
地域福祉活動の充実						福祉総務課
保健・福祉・医療サービスの連携・充実						福祉総務課 関係各課
保健・福祉・医療等に関する総合相談体制の充実と情報提供						福祉総務課 関係各課
多様な世代間のふれあい交流の促進						福祉総務課 関係各課
福祉ボランティアの育成						福祉総務課
「あいサポート運動」の推進						福祉総務課
公共施設のバリアフリー化の推進						関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①福祉ボランティアの登録者数 (人口1万人あたり)	363 人	420 人
②福祉ボランティア活動に参加している人の割合	9.2%	25.0%
③あいサポーター研修受講者数 (累計)	533 人	800 人

※近況値出典【年度】：①福祉総務課【3】

②市民アンケート【3】

③福祉総務課【2】(-R2累計)、目標値は-R8累計

★ 政策 2 生き生き高齢社会の実現

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 「人生 100 年時代」の到来が予見される中、活力に満ちた豊かな高齢社会の構築に向けて、高齢者の健康や生きがいに加え、社会経済における生産性の拡大など、年齢に関わらず、高齢者が社会に参画し、活躍し続けられる「生涯現役社会」の実現が求められています。

■ 本市では、「光市高齢者保健福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもと、医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的、包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組むとともに、多様化する介護福祉ニーズに対応できるよう、光市が開設運営している介護老人保健施設「ナイスケアまほろば」についても、質の高いサービスと効率的な運営に向けた検討が必要となっています。

■ とりわけ、総合福祉センター内に地域包括支援センターを設置し、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症地域支援推進員等が、その専門性や技能を活かしながら、医療や介護、福祉関係者及び地域住民との連携を図るなど、地域におけるネットワークの構築に努めてきました。

■ こうした中、支援を必要とする市民が抱える複合的な課題等に対応するため、令和 3 年 4 月より、従来の地域包括支援センターを基幹型センターとして位置付け、市内 2 か所に委託センターを増設するなど、各地域におけるきめ細やかな支援体制を整備しました。

■ さらに、必要な医療を自宅で受けることができる在宅医療体制の推進とともに、介護サービスとの連携強化により、切れ目のない一体的なサービスの提供につなげるなど、医療介護連携システムの構築に向けた取組が求められています。

■ 近年における新型コロナウイルス感染症など新たな感染症の流行等により、高齢者の外出や交流、生きがい活動等の機会が減少していることから、高齢者が安心して外出等を行えるよう、国や県の示す「新しい生活様式」を踏まえた支援の充実が求められています。

【基本方針】

「光市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療や介護を含めた様々な生活支援などのサービスを包括的かつ継続的に提供できる「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めます。

また、介護予防や認知症予防、健康づくりに積極的に取り組むなど、高齢者の生涯現役社会の実現に向けた環境の整備に努めます。

【施策展開の方向】

（１） 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で幸せに暮らせる社会を実現するため、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもと、各地域の特色に応じた生活支援体制の推進や医療と介護間における多職種連携の強化、さらには、地域の団体や介護サービス事業所等を巻き込んだ場づくりを展開するなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

（２） 介護予防対策の推進

「いきいき百歳体操」など、住民が主体となって行う介護予防活動や介護予防・日常生活支援総合事業、地域リハビリテーション活動支援事業等を活用しながら、自立支援や社会参加を促進し、介護予防につなげます。

また、認知症の早期発見や悪化予防に重点を置いた支援体制の充実を図るなど、関係機関との連携により、状態に応じた継続的かつ効果的な介護予防対策を展開します。

（３） 高齢者支援体制の充実

地域包括ケアシステムの中核機関となる地域包括支援センターの機能強化を図るため、令和３年度から直営での基幹型センターと東部圏域・西部圏域に各１か所の委託センターの複数設置とし、効率的・効果的な支援体制を推進します。

また、認知症対策では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「ひかり見守りネット」において、新たに見守りグッズの充実とＩＣＴを活用した早期発見ツールを導入するなど、日常における見守り体制の強化と行方不明発生時の早期発見・対応を図ります。

（４） 介護サービスの充実

要支援者の身体状態を維持・改善するための介護予防サービスを推進するとともに、介護の必要な高齢者が、本人や家族の希望に応じて様々なサービスが受けられるよう、計画的な施設整備や介護人材の確保など、サービスの充実を図り、介護老人保健施設「ナイスケアまほろば」については、質の高いサービス提供と効率的な運営に向けた取組を進めます。

また、介護保険制度の適正な運営のため、介護給付に要する費用の適正化を進めるなど、利用者に合った介護サービスの円滑な提供に努めます。

（５） 生涯現役社会づくりの推進

豊かな経験や知識を有する高齢者が、地域社会の担い手として地域づくりやボランティア活動、さらには起業活動などに参加し、生きがいを保ちながら積極的かつ有意義な人生を送ることができるよう支援するとともに、老人クラブ等への活動支援などにより、活力あるまちづくりを推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の推進		→			→	高齢者支援課 関係各課
高齢者の健康づくりの推進					→	健康増進課 関係各課
介護予防活動の推進					→	高齢者支援課 関係各課
高齢者福祉送迎事業					→	高齢者支援課
高齢者の相談・支援体制の充実					→	高齢者支援課
認知症高齢者等の支援の充実					→	高齢者支援課
権利擁護の視点に立った支援体制の確立					→	高齢者支援課
介護サービスの充実					→	高齢者支援課
介護老人保健施設「ナイスケアまほろば」の経営健全化の推進					→	病院局
高齢者の社会参加と就労の促進					→	高齢者支援課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①地域ケア会議の開催回数 (年度)	32 回	70 回
②介護予防事業の参加者数 (年度)	2,323 人	4,030 人
③認知症サポーター養成講座受講人数 (累計)	9,280 人	13,600 人
④老人クラブの会員数	3,471 人	3,600 人

※近況値出典【年度】：①②高齢者支援課【2】

③高齢者支援課【3】(H18-R3 累計)、目標値は H18-R8 累計

④高齢者支援課【3】

★ 政策 3 障害者の自立支援と社会参画の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 障害の有無などに関係なく、全ての国民が分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会（共生社会）を実現するため、障害のある人の自立、社会参加への支援をはじめ、障害のある人と障害のない人がともに理解し合うための施策の展開が求められています。
- 国においては、平成 24 年に「障害者総合支援法」、平成 25 年に「障害者差別解消法」を制定し、障害のある人の社会参加や障害を理由とするあらゆる差別の解消を目指すなど、国際基準において障害のある人の権利の実現や権利を守る取組が進められています。
- 本市では、令和 3 年 3 月に「第 3 次光市障害者福祉基本計画」を改定、「第 6 期光市障害福祉計画」を策定し、主体性・選択性の尊重をはじめ社会参加の促進や障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいます。
- また、障害のことや障害のある人について、正しい理解を深めるとともに、必要な配慮を実践する心のバリアフリーの推進とともに、障害特性等に配慮したきめ細やかな支援体制の構築が求められています。
- 社会生活において、障害のある人が災害や犯罪等の被害者となる可能性が比較的高いことから、災害時における避難や避難所生活等が円滑に行われるよう支援体制の確立とともに、行政と地域住民が一体となって防災・防犯対策に取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

「光市障害者福祉基本計画・光市障害福祉計画」に基づき、共生社会の実現に向けて、障害の有無に関わらず、生きがいをもって日々の生活を送ることができるよう、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らしていけるまちづくりを推進します。

また、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、多様なニーズに即したサービスの提供や相談・支援体制の充実に努めるなど、障害者福祉に対する市民意識の醸成を図ります。

【施策展開の方向】

(1) 障害を理由とする差別の解消と市民意識の醸成

全ての人が相互に人格と個性を尊重しながら、共生する社会（共生社会）の実現に向けて、障害を理由とした不当な差別の解消を推し進めるとともに、市民一人ひとりが障害に対する正しい理解を深め、障害のある人が社会の一員として積極的に活動できる社会環境をつくるため、市民への正確な情報提供と福祉教育の充実を図ります。

(2) 生活支援・生活環境の整備

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、関係機関と連携しながら、生活支援制度の充実を図ります。

また、障害の有無に関わらず、全ての人が地域で安心して生活するため、引き続き、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に取り組むとともに、障害のある人の移動手段の確保など、外出しやすい支援の充実に努めます。

さらには、「光市地域防災計画」に基づき、要配慮者対策として社会福祉施設等での安全確保に係る組織体制の整備を進めるとともに、防災知識の普及啓発や避難所等における生活の場を確保するなど、障害のある人やひとり暮らしの高齢者等への防災対策を推進します。

(3) 雇用・就労の促進と教育の充実

関係機関と連携して障害者雇用の拡充を図るとともに、就労の定着支援の充実に努めます。

また、障害のある子どもが住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう、発達段階や個々のニーズに応じた、きめ細やかな教育を受けるための支援体制の充実・強化を図ります。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
第3次光市障害者福祉基本計画・第6期光市障害福祉計画の推進		→			→	福祉総務課 関係各課
障害福祉に関する制度の周知と市民意識を高める広報・啓発活動					→	福祉総務課
学校教育における福祉教育の実施					→	学校教育課
障害のある人・ない人の交流機会の充実と支え合いの促進					→	福祉総務課
障害のある人の雇用・就労の促進					→	福祉総務課 関係各課
障害児(者)家族サポート事業の推進					→	福祉総務課
障害福祉に関するサービス提供体制の確保・充実					→	福祉総務課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①障害者雇用率	2.07%	2.30%
②障害者（児）を支援したことがある人の割合	34.3%	40.0%
③あいさポーター研修受講者数（累計）【再掲】	533 人	800 人

※近況値出典【年度】：①福祉総務課【2】

②市民アンケート【3】

③福祉総務課【2】（-R2 累計）、目標値は-R8 累計

★ 政策 4 健康づくりの推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 我が国は、質の高い教育とともに、良質な医療、保健、栄養等に支えられ、平均寿命は高い水準を維持する一方、出生率の低下とともに急速な少子高齢化の進展など、高齢化と健康の維持が課題の一つとなっています。

■ ライフスタイルの多様化や社会環境の変化に伴い、生活習慣病や精神疾患等心身の健康不安を抱える人は増加傾向にあるなど、健全な生活習慣の確立や疾病の予防、早期発見、早期治療に向けた医療体制の充実とともに、生涯にわたる健康づくりの推進が必要となっています。

■ また、高齢化が急速に進む中、寝たきりや要介護など、健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生涯健康でいきいきとした生活が送れるよう、日々の生活に医療・介護を必要としない「健康寿命」の延伸に向けた取組が重要視されています。

■ 健全な社会生活の維持に重要な要素は、身体健康とともに「こころの健康」であり、社会に蔓延するストレスや格差の拡大など、様々な要因により、こころに問題を抱える人が増加しています。こころの健康は、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件であり、自殺等による社会的損失を予防するためにも、健やかなこころを支える社会づくりが求められています。

■ また、健康で豊かな人生を送るための基盤となる「食」についても、若い世代を中心に欠食や外食、共働き世帯の増加を背景とした子どもの孤食の増加が懸念されています。こうした食の偏りに伴う肥満や生活習慣病が増加する中、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の継続が、健康の維持・増進に重要となっています。

■ 日本における年間の「食品ロス」量は、事業系で推計 328 万トン、家庭系が 284 万トン（平成 30 年度農林水産省調べ）であり、令和元年 10 月の「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行とともに、「食品ロス」の低減を目指すには、健康と栄養、食習慣、食文化、食糧の生産や輸出入、食の安全・安心など、「食育」の観点からも重要なテーマの一つとなっています。

■ 本市では、平成 28 年 3 月に策定した「光市健康づくり推進計画」に基づき、「健康と食のベースプラン」として、健康増進と食育に関する施策を一体的に推進するなど、市民の健康づくりと健康寿命延伸に向けた取組を進めています。

■ 今後とも、望ましい生活習慣と心身の健康づくり、豊かな人間形成に向けて、ライフステージに応じた心身機能の維持、向上を図るなど、心身が満たされ、日々、充実した生活を送ることができるよう、QOL（生活の質）の向上とともに、ヘルスプロモーションの理念を踏まえた取組が求められています。

【基本方針】

市民が健康で豊かな人生を送ることができるよう、ライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、「光市健康づくり推進計画」に基づき、健康な心身の維持・向上と食育を一体的に推進するなど、ヘルスプロモーションの理念を踏まえた健康づくりを推進します。

また、生活習慣病などの疾病予防や早期発見を図るとともに、各種保健事業を通じた健康づくりへの意識啓発を行うなど、健康寿命の延伸に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 総合的な保健体制の強化

周南健康福祉センターや光市医師会、光市歯科医師会等関係機関との連携のもと、総合的な保健体制を強化するとともに、保健・福祉・医療施策を総合的に推進し、母親の妊娠・出産期を含む乳幼児期から高齢期まで、全てのライフステージに応じたきめ細かなサービスが提供できる地域保健体制の充実に努めます。

(2) 市民が主役の健康づくりの推進

健康寿命の延伸に向けて、「光市健康づくり推進計画」に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、家庭、地域、学校、職場、関係団体等が連携した個人の取組への支援、さらには、健康づくりに関する情報提供や健康増進につながる仕組みづくりなど、ヘルスプロモーションの考えのもと、自助、共助、公助の視点から、市民が主役の健康づくりを推進します。

また、令和4年10月にオープンから10周年を迎える三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」について、引き続き、施設整備や適切な維持管理等を図るなど、市民福祉の向上と健康増進の拠点として、さらなる魅力の向上や利用の促進を図ります。

(3) 疾病の予防と早期発見

がん、循環器疾患、糖尿病といった生活習慣病をはじめとする疾病の予防と早期発見・早期治療に向けて、各種がん検診や歯科健診、健康教育、健康相談など各種保健事業の充実・強化を図るとともに、疾病予防や各種健診受診率の向上に向けた市民の意識啓発に努めます。

また、感染症や疾病の重篤化防止のため、計画的な予防接種を実施します。

(4) 健康に必要な心身機能の維持・向上

身体活動・運動の意義や重要性の周知を通じて市民の運動習慣の定着を促し、健康や体力の維持増進を図るとともに、こころの健康づくりや歯と口腔の健康づくりを推進するなど、市民が健康に暮らすために必要な心身の機能の維持と向上に取り組めます。

さらには、「光市自殺対策計画」に基づき、地域の実情に応じた自殺対策を総合的に推進します。

(5) 健康づくりと一体的な食育の推進

家庭を中心に、学校や保育所、幼稚園、地域における連携・協力のもと、望ましい食習慣の実践に向けた普及・啓発に努めます。

また、「共食」や食文化の継承をはじめ、地産地消の推進、食への感謝の気持ちの醸成、「食品ロス」の低減に向けた取組など、SDGsの理念を踏まえた食育の推進に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
保健サービスの充実						健康増進課
市民の自主的な健康づくり活動への支援と地域活動組織の育成						健康増進課 関係各課
光市健康づくり推進計画の推進						健康増進課 関係各課
三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」の利用促進						福祉総務課 関係各課
各種健診（検診）の推進						健康増進課 関係各課
予防接種の推進						健康増進課
身体活動と運動の促進						健康増進課 関係各課
こころの健康づくりの推進						健康増進課 関係各課
歯と口腔の健康づくりの推進						健康増進課
食育の総合的な推進						健康増進課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①普段から健康に心がけている人の割合	85.1%	95.0%
②三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」の利用者数（年度）	72,958 人	85,000 人
③三大生活習慣病による死亡率（人口 10 万人あたり）	男性 253.0 女性 122.9	男性 250.0 女性 110.0
④胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診平均受診率	9.3%	15.0%
⑤「食育」に関心がある人の割合	77.0%	90.0%以上

※近況値出典【年度】：①⑤市民アンケート【3】

②福祉総務課【2】

③山口県健康マップ【30】

④健康増進課【2】

○ 政策 5 感染症対策の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 令和元年12月に中国で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、世界中に瞬く間に広がり、人命を脅かすだけでなく、人々の日々の暮らしや地域経済にも深刻な影響を及ぼすなど、私たちは、新たな時代を見据えた「新しい生活様式」や働き方の受入れを余儀なくされました。

■ 従来の社会活動が極端に制限される中、急速かつ強制的に社会のデジタル化の進展により、テレワーク等に代表される対面を前提としない働き方やサービスの在り方など、場所や地域に捉われない生活、働き方が可能であることを認識しました。

■ 日々の生活では、マスクの着用や手洗い・消毒、身体的距離の確保に加え、3密を回避する行動と国が示す「新しい生活様式」による予防対策の徹底はもとより、感染者やその家族、医療従事者等への偏見、非難、差別に適切に対応するなど、基本的人権の尊重が求められています。

■ 令和2年4月には、本県も緊急事態宣言の対象地域となり、本市でもイベントの中止や小・中学校の臨時休業、市立図書館、文化施設等の休館等、市の施設の利用自粛をはじめ、外出自粛要請や店舗、施設への休業要請など、国や県とも連携を図りながら、感染の拡大防止に努めました。

■ また、平成26年6月（平成31年4月改定）に策定した「光市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、発生した感染症の特性を踏まえながら、各種対策では、総合的・効果的に組み合わせたバランスのとれた戦略が求められています。

■ 本市においては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を迅速かつ的確に実施するため、令和3年1月に「ワクチン接種対策室」を設置し、本市医師会の多大なる協力のもと、医療機関との調整をはじめ、接種状況を管理するシステムや相談対応体制を構築するなど、迅速なワクチン接種に取り組みました。

■ 今後も、こうした経験を踏まえながら、新たな感染症の発生から市民の健康被害を防止するため、「光市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく、迅速な対応が求められています。

【基本方針】

新たな感染症から市民の健康と日々の生活を守るため、新しい生活様式の定着とともに、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく迅速な対応を図ります。

また、感染者や医療従事者等への偏見、非難、差別に適切に対応するなど、人権侵害の防止に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 感染防止に向けた意識の醸成

新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症から市民の健康と日々の生活を守り、安全・安心を確保するため、「光市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、正確で適切な情報提供や感染症対策の周知を図るなど、感染防止に向けた市民意識の醸成を図ります。

また、感染者やその家族、医療従事者等への偏見、非難、差別を助長しない、一人ひとりの基本的人権の尊重に努めます。

(2) 発生段階や流行状況に応じた対応体制の確保

感染症の発生段階においては、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国や県の情報に注視しながら、県及び関係機関と連携を図るなど、「光市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、発生段階や流行状況に応じて必要な対応に努めます。

(3) 感染症に関する情報の普及・啓発

感染症の脅威から市民生活を守り、安全・安心な暮らしを維持していくため、継続的な広報・啓発活動により、市民等への情報提供及び共有に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
感染症に関する情報提供の充実及び啓発						健康増進課
感染症防止に向けた啓発及び周知						健康増進課
関係機関との連携						健康増進課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
① 普段から健康に心掛けている人の割合【再掲】	85.1%	95.0%

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【3】

★ 政策 6 地域医療を守る体制の充実

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）以降には、高齢化の進行に伴う医療需要の増大が見込まれるなど、より効率的で質の高い医療提供体制の構築が求められています。
- 本市においても医師不足は例外ではなく、特に本市の地域医療の中核を担う光・大和両市立病院における診療体制の維持が大きな課題となっています。
- 本市においては、地域の急性期医療の中核病院となる光総合病院を令和元年5月に移転・新築するとともに、大和総合病院も回復期・慢性期医療を中心とした病院として、機能分化を果たすなど、2つの市立病院は、地域医療の充実とともに市民の安心の砦となっています。
- 今後とも、両市立病院における医療体制の充実に努めるとともに、関係機関等との連携のもと、休日診療所や牛島診療所を円滑に運営するなど、地域医療を安定的に提供していくことが求められています。
- 大和地域における医療体制の安定確保を図るため、平成27年3月に「大和地域民間診療所誘致条例」を制定し、山口大学医学部やへき地医療担当医師が集まるへき地遠隔医療推進協議会、山口県人会等を訪問するなど、そうしたPR活動とともに、様々な手法を用いて、引き続き、民間診療所の誘致に努めていく必要があります。

【基本方針】

適切な医療を選択し、病期に適した質の高い医療が受けられるよう、医師会や関係機関と連携しながら、地域医療体制や救急医療体制の整備に努めます。

また、急性期医療の中核となる光総合病院をはじめ、回復期・慢性期医療を中心とした大和総合病院の機能に応じた医療の充実とともに、両病院における連携の強化を図ります。

さらには、医師不足の解消とともに、医療体制の安定確保に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 地域医療体制の充実と医師確保の推進

光市医師会や光市歯科医師会、医療機関、関係団体等との連携の強化に加えて、かかりつけ医の推進や病診連携の促進等により、病気の治療や早期発見、疾病予防や在宅ケア、リハビリテーションを含めた適切な医療を受けられる地域包括ケアにおける医療体制の充実に努めます。

また、休日診療所や牛島診療所の円滑な運営、大和地域における民間診療所誘致など、地域医療体制の充実を図ります。

さらには、引き続き、大学医局へ医師の派遣要請を行うなど、市立病院における医師の継続的な確保対策に努めます。

(2) 2つの市立病院の安定経営と医療機能の充実・強化

光総合病院は「光総合病院移転新築整備基本計画」に基づき、令和元年5月に開院しました。

2つの市立病院の安定的な経営を継続するとともに、地域医療の基幹病院として、高齢化による今後の医療需要に対応できる安定した医療サービスの提供に努めます。

また、光総合病院については主に急性期医療、大和総合病院については主に回復期・慢性期医療・在宅医療を担い、それぞれの役割に沿った医療等の充実・強化に努めます。

さらには、在宅医療における後方支援病院として、地域包括ケアシステムにおける介護、予防、生活支援、住まいとの連携の強化を進めます。

(3) 救急医療体制の充実

光市医師会や関係医療機関との連携の強化や救急医療体制の確保、さらには、大規模災害発生時における災害救急体制の確立に努めるとともに、小児救急医療体制については、引き続き、周南二次医療圏での一体的な確保に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
かかりつけ医の推進など包括的地域医療体制の充実					→	健康増進課
休日診療所の円滑な運営					→	健康増進課
牛島の医療の確保					→	健康増進課 病院局
医療体制の充実・確保					→	健康増進課 病院局
市立病院の医師確保の推進					→	病院局
大和総合病院における在宅医療等の充実					→	病院局
市立病院の経営の安定化					→	病院局
二つの市立病院の連携の強化					→	病院局
救急医療体制の確保					→	病院局 健康増進課
小児医療体制の確保					→	健康増進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①人口千人当たりの医師数 ◆地方創生SDGsローカル指標 3. c. 1	2.3 人	2.3 人以上
②医療施設数	65 箇所	65 箇所以上
③市立病院全病床利用率	79.6%	89.1%
④小児科医の数	6 人	6 人以上

※近況値出典【年度】：①④医師・歯科医師・薬剤師調査【1】

②医療施設調査【1】

③病院局【2】

○ 政策 7 社会保障の充実

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 国においては、持続可能な社会保障制度を確立するため、社会保障制度改革推進法に基づき、公的年金・医療保険・介護保険・少子化対策の各分野における社会保障制度改革が進められるなど、特に生活保護制度や国民健康保険制度、介護保険制度の運営主体となる地方自治体においては、そうした国の動向を注視しながら、適切に対応していく必要があります。

■ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国的には企業業績の悪化とともに労働者の解雇や雇止めが増加するなど、生活保護の被保護者、保護率は増加傾向にあることから、生活困窮者自立支援法に基づく生活保護に至るまでの包括的・計画的な自立支援が求められています。

■ 国民健康保険制度は、被保険者の高齢化などに伴い財政運営は厳しさを増し、医療費の抑制や保険税収納率の向上が課題となっています。生活習慣病対策をはじめ被保険者の健康の保持・増進、疾病予防に取り組むため、被保険者の健康や医療に関するデータを活用しながら、地域の特性に応じたきめ細やかな保健事業の推進が求められています。

■ また、平成 30 年度から国民健康保険の保険者に県が加わり、財政運営の責任主体になることで市町の財政の安定化が図られました。これに伴い、市町においては、県との連携を図りながら、事業の安定的かつ適正な運営が求められています。

■ 75 歳以上を対象とした医療制度である後期高齢者医療制度については、山口県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、適切な運営が求められています。

■ 国民年金制度は、老後の収入を保証するとともに、健全な生活を維持するうえで必要不可欠な制度ですが、年金をめぐる様々な問題の発生等を背景に、年金未加入者、未納者が増加傾向にあるほか、制度への不信感も増加傾向にあることから、今後とも国民年金制度の正しい理解の浸透を図る必要があります。

■ 介護保険制度については、介護ニーズの高い 75 歳以上の後期高齢者の増加が見込まれる中、持続可能な制度運営を維持していくため、適切なサービスの確保や適正な給付・負担などにより、安定的な制度運営が求められています。

【基本方針】

要保護世帯の安定と経済的自立が図られるよう、各関係機関との連携とともに就労支援や生活支援を実施するなど、経済的、社会的にも早期に自立できるよう支援します。

全ての市民が健康で文化的な暮らしを営むとともに、生涯を通じて安心して生活を送ることができるよう、市民生活を支える基盤となる社会保障制度の理解と認識を高め、適正な制度運営に努めます。

【施策展開の方向】

（１） 公的扶助の充実

低所得者の生活の自立を支援するため、関係機関との連携による相談・支援体制の充実を図るとともに、援護を必要とする世帯の生活実態の的確な把握により、生活保護の適正な実施に努めます。また、専門員による総合的・段階的な就労支援や各種制度の有効活用等により、被保護世帯の自立を促進します。

（２） 国民健康保険制度の適正な運営

財政運営の責任主体である県と緊密な連携を図りながら、事業の安定的な運営を推進します。

また、生活習慣病の予防を推進するため、特定健康診査及び健診結果に基づく特定保健指導に積極的に取り組むなど、ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検の徹底による医療費の適正化、さらには、保険料の収納率向上対策の強化とともに、適正な運営を推進します。

（３） 後期高齢者医療制度の円滑な実施

制度の運営主体である山口県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、被保険者に対し、分かりやすい説明を行うなど、きめ細かな窓口業務を推進するとともに、健全な制度の運営に向けて、保険料の収納率の向上対策の強化に努めます。

また、被保険者の健康維持・増進や医療費の適正化を図るため、被保険者の積極的な健康診査の受診を促進します。

（４） 国民年金制度の適正な運営

国民年金制度についての趣旨の普及と理解を深めるため、年金事務所と連携を図りながら、広報や窓口相談等による未加入者の解消や受給権の確保、また、障害年金制度の周知に努めるとともに、制度の安定的かつ適正な運営を推進します。

（５） 介護保険制度の充実

高齢者等に対する制度の一層の理解の促進と相談体制の充実に努めるなど、介護予防の推進や介護サービス基盤の強化により、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、サービスの質と量の向上を促進します。

また、要介護認定や給付、保険料の徴収など、適正な事業実施を推進するとともに、安定的な制度運営に向けて、介護予防対策や保険料の収納率の向上対策の強化に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
生活保護の適正実施と相談体制の充実					→	福祉総務課
生活保護世帯の自立への支援					→	福祉総務課
生活困窮者自立支援制度の推進					→	福祉総務課
国民健康保険制度被保険者の健康維持・増進と医療費の適正化					→	市民課
後期高齢者医療被保険者の健康維持・増進と医療費の適正化					→	市民課
国民年金加入促進・納付対策の充実					→	市民課
介護保険事業の円滑・適正な推進と安定運営					→	高齢者支援課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①生活保護世帯の自立件数 (年度)	10 件	12 件
②国民健康保険税の収納率 (年度)	77.6%	〇〇%
③国民健康保険税の口座振替利用率	56.6%	〇〇%
④後期高齢者医療保険料の収納率 (年度)	99.0%	99.3%
⑤介護保険料の収納率 (年度)	98.2%	98.4%

※近況値出典【年度】：①福祉総務課【2】

②市民課、収納対策課【2】

③市民課、収納対策課【3】

④市民課【2】

⑤高齢者支援課【2】

収納率向上対策推進プランの策定段階にあり、現時点で目標値は未決定。
8月には目標値を設定予定。
(6-2-4の市税収納率も同様)

● 重点目標 2 安全・安心に暮らすために

★ 政策 1 自助・共助・公助による防災・減災体制の構築

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 近年、全国各地で地震や集中豪雨などの自然災害が頻発し、また南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が懸念される中、防災対策や避難所環境の整備、高齢者などの要配慮者への支援対策の強化が求められています。

■ 地球温暖化の進展に伴う気候変動などにより、これまでの経験や予測を遥かに超える大規模な災害が、いつ、どこで発生するか予測困難な状況において、常日頃より、そうした大規模災害への備えとともに、被害発生時の迅速で適切な対応が必要となっています。

■ 災害対策では、行政が担う「公助」に加え、市民一人ひとりによる「自助」、地域の自主防災組織等による「共助」が大切とされており、今後も高齢化の進行による避難困難者の増加が見込まれる中、関係機関等との密な連携とともに、地域住民による防災意識の醸成、自主防災組織の重要性がより高まっています。

■ 本市では、阪神・淡路大震災や東日本大震災、過去の大規模災害や平成30年7月豪雨などの災害を教訓に、関係機関等と連携した防災訓練等の実施や教育施設等の耐震化、防災行政無線の整備や防災情報電話通知サービスの導入などによる情報伝達手段の多重化、さらには、避難所の環境改善を進めるなかで、先進的なペットとの同行避難に対応できる専用避難所を導入するなど、ソフト・ハードの両面から防災力、減災力の強化に向けた取組を進めてきました。

■ また、地震をはじめ、本市特有の風水害等あらゆる災害に対する防災指令拠点の機能強化を図るため、高い耐災性を備えた防災指令拠点施設を整備し、防災情報システムの高度化を図ることにより、迅速な初動対応とライフライン遮断時の災害対応の継続性の確保を目指しています。

■ 新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、避難所での新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3密の回避を中心とした対策を実施する中、避難所運営に対する自主防災組織や避難者の協力がより重要になるとともに、市民一人ひとりが災害時の避難場所を想定するなど、自身の避難行動に関する事前の備えが求められています。

【基本方針】

風水害や地震などあらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、防災意識の醸成をはじめ、自主防災組織の育成や関係機関との連携強化を図るなど、総合的な防災・減災対策の強化とともに、災害に強い都市基盤の整備を進めます。

また、行政と地域による「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもと、地域防災力の向上に努めるとともに、災害情報の収集や伝達をはじめ、避難所環境の整備や要配慮者の避難体制の強化を図ります。

【施策展開の方向】

（１） 防災意識の醸成

災害発生時において、市や防災関係機関及び地域住民が、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、迅速かつ的確な行動がとれるよう、ハザードマップ（web版・紙媒体）などを活用した出前講座等や体験型の防災センター「あんしんねっと光」での体験学習などを通じて、各種研修や防災訓練を実施するなど、防災に関する意識の醸成や知識の普及啓発活動を子どもから高齢者まで、幅広く展開します。

（２） 防災指令拠点施設を中心とした防災体制の整備・充実

全国各地で大規模な自然災害が多発する中、市民の安全・安心を確保するため、地震をはじめ風水害等あらゆる災害に的確に対応できる防災指令拠点施設を整備します。

また、避難情報の発令判断支援等の機能を持つ総合防災情報システムを構築し、迅速な災害対応と市民への素早く正確な情報提供により、防災体制の強化・充実に努めます。

さらに、避難所の多様化するニーズに対応するため、避難所環境の整備に努めます。

（３） 地域防災力の向上と連携強化

地域の防災力の向上を図るため、共助の要となる自主防災組織等が行う率先避難の体制づくりや防災士の育成、活動の活性化に向けた支援とともに、関係者等との連携のもと、高齢者、障害のある人、乳幼児等の「要配慮者」の避難支援体制を強化します。

また、被災生活や復旧・復興をより円滑に行うため、災害ボランティアの育成・指導に努めます。

（４） 災害に強い都市基盤の整備

災害発生を未然に防止するとともに、被害の拡大を防ぐため、浸水対策への取組や高潮対策、砂防事業等を推進します。

また、堤防の決壊時に浸水被害が懸念される防災重点農業用ため池について、営農利用や維持管理の実態把握を進めるなど、老朽化したため池の改修工事を実施するとともに、農業用水の貯水池として利用が見込まれないため池については、切開工事を実施するなど、今後とも、農村地域の防災・減災に向けた取組を推進します。

さらには、災害時の市民の迅速な避難行動を支援するため、情報伝達手段の多重化を推進し、防災行政無線をはじめとする情報伝達手段を適切に運用します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市地域防災計画の推進						防災危機管理課 関係各課
防災研修・防災訓練の実施						防災危機管理課 消防組合消防本部
各種ハザードマップの周知・活用						防災危機管理課 監理課
防災指令拠点整備事業						総務課 防災危機管理課
総合防災情報システムの導入	構築		運用			防災危機管理課
避難所環境の整備						防災危機管理課
災害情報の収集・伝達手段の充実						防災危機管理課
災害時における各種マニュアル等の充実						防災危機管理課
各種団体等との災害応援協定の締結						防災危機管理課
自主防災組織の育成・支援						防災危機管理課
災害時要援護者（避難行動要支援者）支援体制の確立						防災危機管理課 高齢者支援課 福祉総務課
災害ボランティアの育成・指導						福祉総務課 防災危機管理課
農村地域の防災・減災事業の推進						農林水産課
三島コミュニティセンター整備事業【再掲】						地域づくり推進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①自主防災組織率（加入世帯の割合）	92.6%	96.5%
②普段から災害に備えている人の割合	51.7%	70.0%
③災害時応援協定の締結数	47 件	50 件以上
④災害時の避難場所を知っている人の割合	—	70.0%

※近況値出典【年度】：①③防災危機管理課【2】

②市民アンケート【3】

③防災危機管理課【2】（H8-R2 累計）、目標値は H8-R8 累計

④市民アンケート（R4 項目新設）

★ 政策 2 消防・救急体制の充実

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 近年における災害の大規模化や住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、消防・救急体制の充実を図りながら、住民の生命・財産を守る責務を果たしていく必要があります。

■ 本市の消防業務は光地区消防組合が担い、火災や災害の多様化、複雑化に対応するため、119番の受付や出動を指令する高機能消防指令センター（平成 28 年度整備）、高所への消火や救助活動のための屈折はしご車（平成 29 年度整備）及び危険物火災に対応するための化学消防車（令和 2 年度整備）等を計画的に整備するなど、安全・安心なまちを支える消防体制の充実強化を進めてきました。

■ こうした中、全国では想定をはるかに上回る災害により、甚大な被害が頻発するなど、本市においても、これまで以上に災害に強いまちづくりが求められています。

■ このような災害による被害を最小限に抑えるため、消防車両や資機材の更新・整備をはじめ、消火栓及び防火水槽の整備や維持管理を進めるなど、引き続き、市民の安全の確保に向けた取組を推進していく必要があります。

■ また、火災を予防するため、イベント等を通じて市民一人ひとりの防火意識の高揚を図るとともに、住宅火災では逃げ遅れによる死者が多いことから、火災の発生を早期に覚知し、避難行動等に繋げるための住宅用火災警報器について、広報を充実させることや高齢者への取付け支援等により設置率をさらに向上させ、併せて、機器の維持・管理を推進していく必要があります。

■ さらには、市民が急な病気やケガの際、その場に居合わせた市民（バイスタンダー）が適切に応急手当を実施することで救命率の向上が期待できることから、市民が応急手当の知識と技術を身に付けるための救命講習を積極的に展開していく必要があります。

■ 地域防災の中核を担う消防団員については、条例定数（530 人）をおおむね確保しているものの、就業構造の変化に伴うサラリーマン（被雇用者）の増加により、平日昼間の災害に出動可能な団員の確保が困難になるとともに、少子高齢化の影響により、将来的な若年層の新規入団員の減少も想定されるなど、消防団員の安定的な確保に努める必要があります。

【基本方針】

市民の生命や財産を守り、誰もが安心して暮らせるよう、施設や資機材の充実とともに、様々な災害を想定した訓練を実施するなど、消防・救急体制の強化を図ります。

また、医療機関との連携を密にし、救急搬送体制を充実させるとともに、救急現場に居合わせた市民が適切に救命手当を実施できるよう、応急手当の普及・啓発を図り、救命率の向上を目指します。

【施策展開の方向】

(1) 消防用施設・資機材の整備

消防力を確保するため、将来推計人口や災害発生状況等、消防を取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、車両や資機材を計画的に整備します。

また、引き続き、消火栓や防火水槽等の消防水利を適切に維持管理するとともに、大規模地震等での断水対策として、民間の給水車等の活用による消防用水の確保に向けた体制の整備を進めます。

(2) 予防行政の推進

住宅火災による死傷者数の低減に向けて、住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理の促進とともに、設置率をより一層高めるための取組として、高齢者世帯等を対象とした住宅用火災警報器の取付け支援事業を推進します。

また、福祉施設や危険物施設の火災では、甚大な被害が想定されることから、立入検査を強化し、関係者の火災予防意識の高揚を図るとともに、防火管理の充実と違反是正を推進します。

(3) 救急救命体制の充実・強化

高度化・多様化する救急業務に対応するため、引き続き、救急救命士を計画的に養成するとともに、救急隊員の知識及び技術の向上に努めます。

また、市民による応急手当の普及に向けて、現場に居合わせた方（バイスタンダー）が迷わず適切に応急手当を実施できるよう、計画に基づいた普及啓発活動を実施するとともに、インターネットを活用したリモートでの応急手当講習会の開催を進めるなど、119番通報を受信する指令員の口頭指導技術の向上とともに、市民の応急手当実施率の向上を図ります。

(4) 消防体制の充実・強化

年間を通じて非常参集訓練に取り組み、非常時でもスムーズに職員が参集できる体制の確立を目指すなど、地震等の大規模災害発生時に備えた緊急消防援助隊などの受援計画の策定を推進します。

また、災害時に必要な資機材等の供給についての協定を締結した事業所との訓練を行い、連携を強化します。

(5) 消防団の充実・強化

地域行事等を通じたPRによる消防団員の確保に努めるとともに、「消防団協力事業所表示制度」の普及や消防団協力事業所との連携強化を図ります。

また、資機材の計画的な整備のほか、災害発生時の活動拠点となる消防団機庫の適切な維持管理など、大規模災害に対する備えとともに、消防団員に対する教育及び訓練を通して、消防団の充実・強化に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
消防用施設・資機材の整備						消防組合消防本部
建築物や危険物施設への立入検査の実施						消防組合消防本部
住宅用火災警報器の設置促進と適切な維持管理の啓発						消防組合消防本部
救急救命体制の充実強化						消防組合消防本部
消防体制の充実強化						消防組合消防本部
消防団の装備・訓練等の充実						消防組合消防本部
消防団員の育成・確保						消防組合消防本部

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①出火件数(人口1万人あたりの火災出火件数)(年) ◆地方創生SDGsローカル指標 11.X	3.7 件	3.0 件
②心肺停止への市民による心肺蘇生実施率(年)	60.3%	65.0%

※近況値出典【年度】：①②光地区消防組合【2】

★ 政策3 安全・安心な暮らしの確保

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 近年においては、刑法犯認知件数の総数については年々減少傾向にあるものの、これまでとは形態の異なる悪質商法や特殊詐欺、インターネット詐欺といった犯罪の発生が問題となっており、日常生活における安全と安心の確保が重要です。
- また、社会の高齢化が進む中、高齢者が当事者となる交通事故の割合は高い水準にあり、今後ともさらなる増加が懸念されます。
- こうした中、「安全・安心都市宣言」の理念に基づき、犯罪のない、安全・安心のまちづくりに取り組むとともに、市民の防犯意識の高揚をはじめ、関係機関との連携を図りながら、地域ぐるみによる安全体制の強化に努めるなど、防犯意識の高い環境づくりを進めてきました。
- さらには、地域における自主的な防犯活動の活発な展開とともに、子ども見守り体制の確立や防犯灯の整備、「ゾーン30」の設置など、警察等関係機関や自治会等と一体となった防犯活動や交通安全活動を進めてきました。
- 今後とも、悪質な犯罪や交通事故の防止に向けて地域ぐるみで取り組むため、市民との協働や関係機関との連携による防犯活動の推進、交通安全意識の高揚と環境の整備をさらに進めていく必要があります。
- また、多くの街路照明は設置から30年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。今後、倒壊の危険性の高い街路照明については、順次撤去していくとともに、現状に即した適正化を図る必要があります。
- 消費生活センターでは、専門の相談員による相談受付や被害者の救済とともに、被害未然防止の取組として、出前講座や各種啓発等に努めてきました。
- 今後とも、多様化・複雑化する消費者問題にも柔軟に対応できるよう、相談・支援体制の充実・強化を図るなど、消費者の安全・安心の確保を進めていく必要があります。
- 本市における空家等も増加傾向にあることから、令和4年3月に策定した「光市空家等対策計画」に基づき、空家等対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。
- さらには、外部からの武力攻撃やテロ等の緊急事態に対処し、平時から国・県等との緊密な情報交換や連携を図りながら、「国民保護計画」に基づき、適正に対処できる体制を整えておくことが必要です。

【基本方針】

「安全・安心都市宣言」の理念を踏まえ、全ての市民が安全で安心して生活できるまちを実現するため、警察等関係機関との連携のもと、地域ぐるみの防犯活動や交通安全対策の推進など、地域安全体制の強化を図ります。

また、市民の消費生活の安定と向上を図るため、消費生活センターの相談体制の充実とともに、消費者の自立を支援するなど、消費者意識の高揚を図ります。

さらには、管理不適切な空家等への対策の促進に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 防犯活動の推進

「安全・安心都市宣言」の理念を踏まえ、市民との協働や関係機関との連携により、暴力追放運動や地域ぐるみの防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域における自主的な防犯活動組織の取組を支援します。

また、学校、家庭、地域、警察等との連携のもと、見守り活動や防犯灯の設置等を支援するとともに、犯罪や事故の未然防止、青少年の非行防止、犯罪弱者等の安全対策の推進など、市民の安全確保に努めます。

(2) 交通安全意識の高揚と環境の整備

交通安全運動の実施により、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全を自らの課題として捉えることができるよう、参加、体験、実践型のきめ細かな交通安全教育を推進します。

また、交通安全関係団体の活動支援や指導者の育成・確保に加え、警察関係機関や事業者等との連携のもと、飲酒運転やあおり運転などの悪質運転の防止に関する意識の啓発を図ります。

さらには、交通事故につながる危険性の高い箇所の交通安全施設の設置や歩道、交差点等の改良・整備に努めるとともに、倒壊の危険性の高い街路照明については、計画的な撤去やLEDへの更新など、適正な整備に努めます。

(3) 消費生活の安全・安心の確保

市民の消費生活の安定と向上のため、消費生活センターの相談体制の充実とともに、関係機関等との連携のもと、多様化する消費生活相談への適切な対応に努めます。

また、成年年齢引き下げに伴う若年者の消費者被害を防止し自立を支援するため、消費者教育の推進を図るとともに、市広報や出前講座等を通じて、悪質商法やクーリング・オフ制度など、消費生活に関する情報提供や啓発活動に努めます。

(4) 空家等対策の推進

空家等の管理は所有者等の責任であることを基本としながら、市民の安全・安心な生活環境を保全するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、倒壊等著しく保安上危険な空家等の所有者等に対する助言や指導、勧告、命令等、適切な対応に努めます。

また、「光市空家等対策計画」に基づき、空家等の適切な管理や利活用の促進など、総合的な空家等対策を推進します。

(5) 国民保護計画による危機管理対策

外部からの武力攻撃及びこれに準ずるテロ等の緊急事態に対処するため、国・県等との連携のもと、「国民保護計画」に基づく国民保護措置を総合的に推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
防犯灯の設置推進と適切な維持管理の実施						生活安全課
うそ電話詐欺被害防止対策の推進						生活安全課
犯罪弱者等の安全対策の推進						生活安全課
地域見守り活動の支援						文化・社会教育課 生活安全課
児童生徒の安全確保【再掲】						学校教育課 生活安全課
犯罪被害防止のための意識啓発						生活安全課
学校と地域が連携した少年非行防止活動の実施						文化・社会教育課 学校教育課
交通安全関係団体の活動支援						生活安全課
交通危険箇所等の改良・整備						生活安全課 道路河川課
街路照明適正化事業の推進						生活安全課 道路河川課
消費者教育の推進						生活安全課
光市空家等対策計画の推進						生活安全課
国民保護計画の推進						防災危機管理課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①人口1人当たりの刑法犯罪認知件数（年度） ◆地方創生SDGsローカル指標 16.1.4.1	0.0026 件/人	0.0026 件/人以下
②防犯灯の設置箇所数	5,133 灯	5,310 灯
③光市の治安が良いと思う人の割合	87.7%	88.0%
④管理不適切と判断した空家等の改善率	63.8%	63.8%
⑤交通事故発生件数（年度）	91 件	90 件以下
⑥交通安全教室への参加者数（年度）	2,975 人	3,300 人
⑦消費生活に関する研修会等への参加者数（年度）	552 人	1,000 人

※近況値出典【年度】：①②④⑤⑥⑦生活安全課【2】

③市民アンケート【3】

基本目標 4 自然と都市が潤いゆたかに調和したまち

● 重点目標 1 自然の恵みを活かし・守り・育てるために

○ 政策 1 自然敬愛都市の実現

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 本市は、「日本の白砂青松 100 選」や「森林浴の森 100 選」などに選定された室積・虹ヶ浜海岸や石城山県立自然公園等に代表される山々など、先人から受け継ぐ貴重で豊かな自然に恵まれた、自然と都市が調和する「自然敬愛都市宣言」のまちです。

■ こうした恵まれた自然環境は、市民の日常に潤いと安らぎを与えるかけがえのない市民共有の財産として、良好な状態を保ちながら、次世代に継承していく必要があります。

■ 本市の美しい自然を守る取組として、地域住民の主体的な参画による「クリーン光大作戦」は、長い歴史とともに多数の市民参加による環境美化活動として、まちに根付いています。

■ このほか、地域ボランティアとともに松の植栽や管理、児童生徒とともに環境学習や自然体験活動など、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの心に灯された自然敬愛の精神は、本市の誇りであり、その継承は私たちの責務でもあります。

■ また、騒音、生活排水等による水質汚濁など、都市・生活型公害を軽減するため、公害防止協定の締結や市民・事業者による公害防止意識の向上など、様々な有効な対策とともに、公害のない住み良い環境づくりに努めています。

■ 今後とも、自然環境の保全と再生に取り組み、美しい自然を維持・継承するとともに、自然に学び、自然とともに生きる機会を創出するなど、市民と自然が共生できる潤いとやすらぎのあるまちづくりが求められています。

■ また、本市においても、平成 21 年にアルゼンチンアリが確認されるなど、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定された特定外来生物による生態系等への被害が懸念されることから、市民への適切な情報提供を行うとともに、生態系のバランスを保てるよう、引き続き、特定外来生物対策に取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

「自然敬愛都市宣言」のまちとして、室積・虹ヶ浜海岸や石城山県立自然公園等に代表される森林、恵み豊かな自然環境や生物の多様性を積極的に保全するとともに、次世代に良好な状態で継承するため、自然資源を有効に活用しながら、自然とふれあえる場を創出するなど、自然を敬愛する豊かな心を育みます。

また、市民の主体的な環境保全・美化活動を支援するなど、地球規模から地域の身近な課題まで、自ら考え、学び、行動できる環境教育に取り組みます。

【施策展開の方向】

（１） 自然敬愛精神の醸成

「自然敬愛都市宣言」のまちとして、市民の自然敬愛精神の醸成を図るとともに、次代を担う子どもたちの自然と触れ合う機会や環境に関する様々な課題等への学習機会の創出に取り組むなど、幅広い世代への周知・啓発に努めます。

（２） 環境保全対策の推進

自然の復元力には限界があるとの共通認識のもと、本市のかげがえのない財産である貴重な自然環境を、「未来からの借り物」として良好な状態で次世代に継承するため、自然との共生や持続可能な社会の在り方について、市民、事業者、行政がともに考え、協働で取り組むなど、本市の豊かな自然環境の保全、再生を推進します。

また、室積海岸については、特に高潮対策や侵食対策が課題となっていることから、引き続き、周辺の自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備を推進します。

（３） 公害防止対策の推進

自然環境と経済活動が調和した持続可能な社会の構築を目指して、環境調査の実施や公害防止協定等の締結を推進するなど、市民・事業者の公害防止意識の向上を図るとともに、公害のない、安全かつ快適な生活環境の確保に努めます。

（４） 特定外来生物への対応

特定外来生物が生態系に被害を及ぼすことが懸念されることから、特にアルゼンチンアリ対策については、特定外来生物の特徴などの基本情報の発信に努めるとともに、生体の駆除をはじめ、生息しにくい環境づくり、生息域の拡大防止など、市民等と協働による防除活動を推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
自然敬愛都市宣言の周知・啓発						環境政策課 関係各課
クリーン光大作戦の推進						文化・社会教育課
自然海岸の清掃活動の実施						文化・社会教育課 環境事業課
自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備						農林水産課
農地の保全						農林水産課
森林の保全						農林水産課
海岸松林の保全						農林水産課
生物多様性の保全						環境政策課 関係各課
特定外来生物への対応						環境政策課
健康ウォークやオリエンテーリングの推進						健康増進課 文化・社会教育課
環境学習・自然体験学習の推進						環境政策課
自然環境に配慮した河川整備						道路河川課
環境監視・指導の実施						環境政策課
公害防止協定等の締結						環境政策課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①クリーン光大作戦の参加者数	8,292 人	16,000 人
②市内小・中学生のクリーン光大作戦への参加割合	0%	65.0%
③海岸松林の本数	42,255 本	42,300 本
④光化学オキシダント (Ox) 濃度の昼間 1 時間値が 0.12ppm 以上であった日数 ◆地方創生 S D G s ローカル指標 11.6.2.2	0 日	0 日

※近況値出典【年度】：①②文化・社会教育課【3】※新型コロナウイルス感染症対策含む
 ③農林水産課【2】
 ④山口県環境政策課【2】

★ 政策 2 地球温暖化対策の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 地球温暖化の進行は、異常気象の頻発や自然災害等の激甚化といった影響のみならず、生態系への影響や水不足の悪化、農業への打撃、感染症の増加など、私たちの様々な社会経済活動への悪影響が複合的に生じる可能性を指摘されています。

■ 国においては、平成 27 年に開催された第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や令和 2 年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標（INDC：日本の約束草案）を踏まえ、「地球温暖化対策計画」を策定しました。こうした背景を踏まえ、国や地方公共団体、事業者等が温室効果ガスの削減に向けた取組を主体的に進めていく必要があります。

■ 本市では、「光市環境基本条例」や「第 2 次光市環境基本計画」に基づき、日照時間が長い本市の特性を活かした太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの利用促進や防犯灯のLED化など、省エネ設備の導入の推進に取り組んできました。

■ 令和 2 年 10 月に国は、脱炭素社会の構築を目指して、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を宣言するとともに、令和 3 年 5 月には、本宣言を理念とした「地球温暖化対策推進法」が改正されるなど、我が国も国際社会の一員として、積極的な地球温暖化対策を実践するとともに、産業構造や社会経済の変革と成長につなげる新たな一步を踏み出しました。

■ 国全体で目指す温室効果ガス削減目標等を勘案しつつ、市民、事業者、行政が連携を図りながら環境教育や環境保全活動の推進に取り組むなど、地域ぐるみによる地球環境の保全意識の高揚に努めていく必要があります。

■ また、市民一人ひとりが身近なところから、地球環境への負荷軽減に向けた取組が求められています。

【基本方針】

地球環境に負荷の少ないライフスタイルの普及とともに、市民、事業者、行政が連携を図るなど、環境教育や環境保全活動を推進します。

また、太陽光などの再生可能エネルギーの活用、LED等の省エネ設備の普及・促進とともに、次世代自動車や環境に配慮した製品の購入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組とともに、地球温暖化に配慮したまちづくりを推進します。

【施策展開の方向】

(1) 環境保全意識の醸成

地球環境に負荷が少ないライフスタイルの普及を促進するとともに、市民、事業者、行政が連携した環境保全活動や環境に対する意識の醸成に向けた学習機会を提供するなど、地球温暖化対策に資する取組の周知・啓発に努めるとともに、環境保全意識の醸成を図ります。

(2) 脱炭素化に向けた取組の推進

地球温暖化の主な要因となる温室効果ガスの排出抑制に向け、家庭や公共施設への省エネルギー製品の普及促進や活用にも努めるとともに、市民、事業者、行政が一丸となった省エネルギー運動を推進します。

また、全国的に日照時間がトップクラスという本市の特性を生かし、太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
第2次光市環境基本計画の推進	→				→	環境政策課 関係各課
地球温暖化対策の推進	→				→	環境政策課 関係各課
市民や事業者等との連携による環境教育・環境学習の推進	→				→	環境政策課
次世代型自動車の普及促進	→				→	環境政策課
太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの利用促進	→				→	環境政策課 関係各課
LED照明等の省エネ製品の普及促進	→				→	環境政策課
省エネルギー運動の推進	→				→	環境政策課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①人口一人当たりのCO ₂ 排出量 (CO ₂ 排出量/総人口) ◆地方創生SDGsローカル指標 13.X	43.12 t-CO ₂	40.46 t-CO ₂
②省エネルギーに心がけている人の割合	85.2%	95.0%

※近況値出典【年度】：①環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」【30】

②市民アンケート【3】

○ 政策 3 循環型社会の構築

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 経済成長と人口増加の過程において、大量生産・大量消費型の社会経済活動によって生み出された現代の大量廃棄型社会は、石油や鉄などの貴重な天然資源の枯渇とともに、ごみの最終処分場のひっ迫や不法投棄の増加など、自然破壊や地球温暖化の助長とともに、様々な環境問題の要因となっています。

■ 地球温暖化の影響は、私たち人間の活動が主な要因である可能性が「極めて高い」ことが指摘されるなど、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動である線形経済（リニアエコノミー）から、製品や資源の価値を可能な限り長く保全・維持して循環利用の頻度を高める循環経済（サーキュラーエコノミー）への社会構造の変革が求められています。

■ 国においては、平成30年に策定した「第4次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、多様な地域循環共生圏形成による地域活性化やライフサイクル全体での資源循環など、環境、経済、社会的側面の統合的な向上を目指した持続可能な社会づくりを進めています。

■ 本市では「光市一般廃棄物処理基本計画」における「人と自然が共生する循環型社会推進都市ひかり」の基本理念に基づき、リサイクルセンター「えこぱーく」を中心に、廃棄物の再資源化を促進し、最終処分するごみの削減に努めています。

■ また、不用品交換システムの充実やエコショップ認定制度など、市民、事業者、行政等が協働して廃棄物の発生の抑制や再利用、再資源化の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を推進し、廃棄物の適正処理に努めてきました。

■ 市内では、不要になった未利用食品を家庭や企業から集め、必要な人々に届ける「食品ロス」の低減に向けた「フードバンク活動」など、廃棄物の発生の抑制と食の格差の解消につながる持続可能な社会の構築に向けた取組が進められています。

■ 今後とも、循環型社会の構築に向けた3Rの取組の強化とともに、国等の動向も踏まえた、新たな時代のニーズや市民ニーズに対応可能な廃棄物処理のあり方について、検討していく必要があります。

■ また、様々な環境学習を通して、市民の環境意識の醸成を図るとともに、日本古来の「もったいない」という文化を継承し、廃棄物の発生抑制や再資源化の推進に取り組んでいます。

【基本方針】

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの転換とともに、持続可能な循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政等が連携を図りながら、廃棄物の発生抑制や再利用、再資源化など、3Rの取組を推進します。

また、日本古来の「もったいない」という文化を継承した市民の意識啓発を図るとともに、粗大ごみ等の戸別収集やごみ収集カレンダー、ごみ分別事典の充実など、市民ニーズを踏まえながら、より環境に配慮したサービスの提供に努めます。

【施策展開の方向】

(1) ごみの発生抑制

世代に応じた環境学習への取組とともに、「もったいない文化」を継承した市民の意識啓発やごみ処理施設等の見学ツアーを継続的に実施するなど、ごみ問題に対する市民の理解を深める機会の創出に努めます。

また、市民ニーズを踏まえたリユースネットひかり、リユースキッズひかり等の不用品交換システムの充実やエコショップ認定制度の実施など、3Rの取組を推進します。

(2) ごみの減量と再資源化の推進

家庭から排出される可燃ごみの多くを占める生ごみのリサイクルとして、「水切り」「使い切り」「食べ切り」の推進による可燃ごみの減量化とともに、食品ロスの低減に向けたフードバンク活動への支援に努めます。

また、容器・包装用プラスチック類の分別の適正化による、不燃ごみの再資源化を推進するとともに、紙製容器包装など、雑がみの再資源化に努めます。

さらには、環境学習や各種イベントを活用した啓発活動を展開するとともに、自治会や子ども会など、地域で取り組む資源回収等を支援します。

(3) 廃棄物適正処理の促進

「第2次光市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、事業系一般廃棄物は事業者の責任において処理することを徹底するなど、ごみ処理の基本ルールの徹底に努めます。

また、商品や材質の多様化に伴い複雑化するごみの分別などに対応するため、粗大ごみ等の戸別収集やごみ収集カレンダー・ごみ分別事典・ごみ分別アプリの活用を推進するなど、市民ニーズを踏まえたサービスに努めます。

不法投棄については、関係機関等との連携により監視体制を強化するとともに、不法投棄されたごみについては、速やかに所定の手続きによる回収を行うなど、環境美化に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
不用品交換システムの充実						環境事業課
市民や事業者へのごみ問題に関する啓発活動の推進						環境事業課
地域における再資源化の推進						環境事業課
生ごみリサイクルの推進						環境事業課
雑がみリサイクルの推進						環境事業課
第2次光市一般廃棄物処理基本計画の推進						環境事業課 関係各課
不法投棄監視体制の強化						環境事業課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
① 1人1日当たりのごみ排出量 (家庭部門) ◆地方創生SDGsローカル指標 8.4.1 及び 12.2.1	951 g	860 g
② ごみのリサイクル率 ◆地方創生SDGsローカル指標 12.5.1	28.4%	35.0%
③ 廃棄物の最終処分割合 (最終処分量/ごみの総排出量) ◆地方創生SDGsローカル指標 11.6.1	6.1%	7.7%
④ ごみの分別を行っている人の割合	95.9%	98.0%

※近況値出典【年度】：①②③環境事業課【2】

④市民アンケート【3】

★ 政策 4 公共用水域の保全

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 下水道設備は、河川や海域など公共用水域の水質保全を図るとともに、市民の健康で衛生的な生活環境を確保する役割を担うなど、生態系の適切な維持や安全で豊かな市民生活を実現するうえで、欠くことのできない基幹的施設の一つです。

■ 本市では、昭和 40 年代の高度経済成長期に伴う都市化の進展により、公共用水域の水質悪化も顕著となったことから、島田川流域をはじめ室積・虹ヶ浜海岸を含む瀬戸内海の水質保全を目的に、県が事業主体となり、島田川流域に隣接する周南市、岩国市との連携による周南流域下水道事業に取り組んできました。

■ また、周南流域下水道事業との整合を図りながら公共下水道の整備を進めるとともに、生活排水処理対策として下水道事業認可区域外の地域への浄化槽の設置を促進するなど、良好な生活環境の確保に努めてきました。

■ さらには、下水道事業が将来にわたり持続可能となるよう、計画的な経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を目的に、令和 2 年度より公営企業会計に移行しました。

■ 管渠整備においては、昭和 53 年の事業開始以降、処理区域面積の拡大と普及率の向上を図ってきた結果、令和 2 年度末現在で管渠延長は 252 km を超え、供用開始面積は 984ha となりました。また、下水道普及率は 81.4%、水洗化率は 97.7% となるなど、水質保全と生活環境の向上を目指した施設の整備に取り組んでいます。

■ 今後とも、経営の安定化に努めながら、下水道の計画的な整備や老朽化対策に取り組むほか、浄化槽設置への補助を継続するなど、市民の生活環境の向上と自然環境の保全に努める必要があります。

■ また、汚水処理のうち、し尿処理事業については、し尿処理施設の老朽化や立地上の災害リスク等の課題に対応するため、し尿処理を含めた本市の汚水処理の将来にわたる安定的、効率的な実施を目的に、汚水処理共同化事業に着手しました。

【基本方針】

公共用水域の水質保全と市民の衛生的な生活環境の維持・向上を図るため、公共下水道の計画的な整備・改築及び水洗化を促進するなど、将来にわたる持続可能な公共用水域の保全に取り組みます。

また、下水道施設による下水とし尿等の汚水処理の共同処理の実現に向け、汚水処理共同化事業を円滑に進めます。

【施策展開の方向】

(1) 流域関連公共下水道事業の推進

「光市流域関連公共下水道事業計画」に基づき、公共下水道を計画的に整備するとともに、「光市流域関連公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化した管渠等の改築を実施します。

(2) 下水道事業の経営の安定化

財政状況を的確に把握し、財政マネジメントの向上による経営基盤の強化への取組を進め、持続可能な事業運営の確立に努めます。

(3) 浄化槽の設置促進

「第2次一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）」に基づき、下水道事業計画認可区域外の汚水処理対策として、浄化槽の設置を促進します。

また、認可区域内であっても下水道整備が困難な区域に限り、浄化槽設置を支援するなど、公共用水域の水質保全と良好な生活環境の維持に努めます。

(4) 水環境の保全と汚水処理の適正化

生活排水による水質汚濁を防止するため、使用済の食用油の適正処理など、市民による水質浄化に向けた実践活動の促進とともに、し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集による排出水の適正な処理を推進するなど、公共用水域における水環境の保全に努めます。

また、効率的な汚水処理に向け、下水道施設による下水とし尿等の共同処理を行う、汚水処理共同化事業を推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
公共下水道の整備						下水道課
水洗化の促進						下水道課
公共下水道の改築・更新						下水道課
下水道事業の経営基盤の強化						下水道課
浄化槽の設置等の促進						下水道課
し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理						深山浄苑
汚水処理共同化事業の推進						深山浄苑 下水道課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①経常収支比率	100.0%	100.0%以上
②下水道処理人口普及率(汚水) ◆地方創生SDGsローカル指標 6.3.1	88.7%	91.6%
③下水道処理人口普及率(下水) ◆地方創生SDGsローカル指標 6.3.1	81.4%	82.9%

※近況値出典【年度】：①②③下水道課【2】

● 重点目標 2 便利で快適に暮らすために

★ 政策 1 良好な都市空間の創出

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 急速な人口減少、少子高齢化の進行をはじめ、全国的な中心市街地の衰退や空洞化が進む中、このまま市街地が拡散し、居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療や福祉、子育て支援や商業などの生活サービスの提供が、将来的に困難になることが懸念されています。
- 都市化の進展とともに整備された道路や下水道などの社会資本についても、建設から約 50 年余りが経過するなど、厳しい財政制約のもと、こうした施設の急速な老朽化への対応が急務となっています。
- こうした中、高齢者が外出しやすい健康で快適な生活環境の確保をはじめ、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちの形成や財政面、経済面でも持続可能となる都市経営、低炭素型の都市構造の実現、さらには、災害に強いまちづくりの推進などが求められています。
- 日常生活圏が分散して形成される本市においては、「光市都市計画マスタープラン」に基づく適切な土地利用の規制や誘導を進めるとともに、平成 31 年 3 月に策定した「光市立地適正化計画」に基づく都市機能の集約と連携の考え方を踏まえながら、持続可能な魅力ある「多核連携によるコンパクトな都市」の実現を目指しています。
- 今後とも、計画的な土地利用や都市形成とともに、地域ごとの機能集約による拠点化と公共交通の再構築によるネットワークの充実を図るなど、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく公共交通ネットワークと連携したコンパクトシティの推進が求められています。
- また、平成 31 年 3 月に策定した「光駅周辺地区拠点整備基本構想」や、令和 2 年 9 月に策定した「光駅拠点整備基本計画」に基づき、本市にふさわしい光の玄関づくりを進めています。
- 県の「コンパクトなまちづくりモデル事業」のモデル地区の一つに選定された「岩田駅周辺地区」についても、「岩田駅周辺都市施設整備基本計画」等に基づき、大和コミュニティセンター、大和支所及び図書館大和分館の機能を集約した新たな「大和コミュニティセンター」を整備するなど、岩田駅周辺地区の都市づくりを着実に進めています。

【基本方針】

「光市都市計画マスタープラン」における土地利用、住環境づくりなどの方針や「光市立地適正化計画」に基づく都市機能の集約と連携の考え方を踏まえながら、持続可能で魅力ある「多核連携によるコンパクトな都市」の実現を目指します。

また、「光駅拠点整備基本計画」に基づき、光駅を中心とした拠点整備を進めるとともに、利便性の向上、にぎわいの創出など、本市の玄関口にふさわしい都市空間づくりを進めます。

【施策展開の方向】

（１） 適正な土地利用の推進

総合的かつ一体的な都市づくりを進めるため、「光市都市計画マスタープラン」や「光市立地適正化計画」に基づき、土地利用や市街地整備、都市施設の配置や整備などを計画的に進めるなど、地域の特性に応じた適切な土地利用規制や誘導を検討するとともに、的確な都市計画情報の提供を行います。

（２） 多核連携型都市構造の形成

利便性が高く持続可能な都市構造への転換を図るため、「光市立地適正化計画」に基づき、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを推進します。

また、居住誘導区域の設定や防災指針を含めた立地適正化計画に改定するなど、誘導区域を踏まえた用途地域の見直しについて検討します。

（３） 魅力ある都市景観の創出

「光市景観条例」や「光市景観計画」等に基づき、市民等との協働により、白砂青松の自然海岸や緑豊かな山々など、豊かな自然環境と調和した景観形成を推進します。

また、良好な景観形成に向けた人材の育成をはじめ、平成 30 年に選定した「ふるさとひかりの景観 10 選」のパンフレットの配布や啓発等を通じて、良好な景観に関する市民意識の高揚を図ります。

（４） 光駅近接エリア整備の推進

市内外の人々が訪れ、にぎわいと活気のある魅力的な都市拠点の形成に向け、「人、交通、自然をつなぐ、つながる光駅」をコンセプトに、虹ヶ浜海岸とのつながりを感じられる自然と調和した空間として、また、公共交通や一般車両、自転車、歩行者などの多様な交通手段が集まる交通の結節点として、人々がゆきかい、人々がつどい、人々がつながる交流の場となるよう、南北自由通路の更新をはじめ、南口及び北口駅前広場の機能充実・再配置、交流空間、サービス機能施設の整備等を進めます。

（５） 岩田駅周辺地区整備の推進

「光市立地適正化計画」における地域拠点として、地域住民の人口規模に応じて地域の暮らしを支える都市機能の維持を図るなど、生活利便性の高い拠点の形成とともに、引き続き、県と連携を図りながら、「コンパクトなまちづくりモデル事業」を推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市都市計画マスタープランの推進						都市政策課 関係各課
光市立地適正化計画の改定・推進						都市政策課 関係各課
光駅拠点整備の推進						都市政策課 関係各課
コンパクトなまちづくりモデル事業の推進 (岩田駅周辺地区)						都市政策課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①光駅の利用者数 (1日あたり)	4,596 人	4,800 人
②良好な景観の形成に心がけている人の割合	67.3%	72.0%

※近況値出典【年度】：①山口県統計年鑑【1】※乗車人員を2倍した数
②市民アンケート【3】

○ 政策 2 道路網の整備

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 道路は、現代社会における経済活動や日常生活において必要不可欠な社会基盤であり、人や物を運ぶ「交通機能」をはじめ、まちや建物を結ぶ「市街地形成機能」、事故や災害時の緊急活動の場としての「空間機能」など、多角的な役割を担っています。
- 本市では、市域を東西に横断する国道 188 号を軸に、主要地方道や一般県道が放射状に配置されており、これらが主要な幹線道路として、都市の骨格を形成しています。
- 特に、国道 188 号を補完する都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線及び瀬戸風線の整備は、交通渋滞の緩和や市民の利便性の飛躍的な向上が見込まれることに加え、災害時等における広域的な交通網の必要性が高まっていることから、県との連携のもと、早期の全線開通に向けた取組の強化が求められています。
- 長期にわたり事業着手できていない都市計画道路については、「光市長期未着手都市計画道路の見直し方針」に基づき、見直しや廃止等の都市計画変更手続きを進める必要があります。
- 市道においては、道路の拡幅、側溝、舗装等の改修や補修などの、道路整備を行っており、道路交通の安全性や信頼性の確保を図っています。橋梁については、「光市長寿命化修繕計画」を策定し、点検や改修・更新を計画的に行うなど、維持管理の効率化にも努めています。
- 生活道路においては、緊急車両の進入や対向車との離合が困難な幅員の狭小な路線があるなど、市民生活に身近な道路の安全性や利便性の確保が課題となっています。
- さらには、高度経済成長期に整備された橋梁をはじめとする道路施設の老朽化が進展しており、将来にわたる適切な維持管理や改修・更新が大きな課題となっています。

【基本方針】

「交通機能」「市街地形成機能」「空間機能」などの多角的な役割を果たせるよう、広域幹線道路や市域を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、安全な生活道路の整備や計画的な維持管理に努めます。

また、長期にわたって事業に着手できていない都市計画道路については、「光市長期未着手都市計画道路の見直し方針」に基づき、見直しを進めます。

【施策展開の方向】

(1) 幹線道路等の整備

災害等における道路ネットワークの多重性、代替性の確保をはじめ、近隣都市との円滑かつ一体的な発展を促進するため、周南都市圏の骨格となる道路交通体系として、(仮称) 光下松間道路及び地域高規格道路(周南道路)の早期実現に向けて、関係市町と連携して、県への要請や協議等を行います。

また、国道 188 号を補完する都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線及び瀬戸風線の整備は、交通渋滞の緩和や市民の利便性の飛躍的な向上が見込まれることから、県との連携のもと、早期の全線開通に向けた取組の強化を図ります。

一方、長期間にわたって事業に着手できていない都市計画道路については、「光市長期未着手都市計画道路の見直し方針」に基づき、見直しを進めます。

(2) 生活道路等の整備

市民が日常的に利用する生活道路については、道路の拡幅や待避所設置など、生活者の安全性と利便性の向上に向けた整備に努めます。

また、道路パトロールの強化等を通じて、点検・補修を行うことに加え、市民等からの道路の異常にかかる情報の提供方法を工夫し、市民との協働実施による早期発見手法を検討するなど、道路施設の適切な維持管理に努めるとともに、市道に架かる橋梁については、「光市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な維持管理に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
虹ヶ丘森ヶ峠線、瀬戸風線の整備促進						道路河川課
川園線、船戸三太線の整備促進						道路河川課
都市計画道路網の見直し						都市政策課
生活道路の整備						道路河川課
道路パトロールの実施						道路河川課 生活安全課
法定外公共物維持管理支援事業の実施						道路河川課
橋梁点検・補修の推進						道路河川課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①舗装道路割合（舗装道路実延長／道路実延長） ◆地方創生SDGsローカル指標 9.1.1.1	99.2%	99.3%
②道路改良率	74.5%	74.6%

※近況値出典【年度】：①②道路河川課【2】

★ 政策 3 公共交通ネットワークの構築

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 本格的な人口減少に伴い、鉄道やバス、タクシーなど公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化など、地域の公共交通の維持・確保が厳しくなる一方、高齢者の運転免許の返納は年々増加している現状から、その受け皿となるべき移動手段の確保がますます重要になっています。

■ 国においては、地域の公共交通の改善や移動手段の確保に取り組む仕組みづくりとともに、特に過疎地域などの移動ニーズへの対応や持続可能な運送サービスの提供の確保を推進するため、令和2年11月より「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」を施行しました。

■ 本市には、光駅、島田駅、岩田駅の3つの鉄道駅をはじめ、路線バスや循環バス、タクシー、離島航路など、生活に密着した多様な公共交通機関が存在しており、これまで路線等の維持・確保とともに、中山間地域をはじめ、交通弱者への支援が必要な地域における「コミュニティ交通事業」の展開など、市民の移動手段の確保・充実に努めてきました。

■ 一方、市民のバス交通網の整備に対するニーズは高いものの、利用者の減少に伴う市営バスや交通事業者の財政負担の増加、バス運行便数の減少などの課題を抱える中、将来的な瀬戸風線の開通や光駅拠点整備などの大型事業の進捗は、将来的な公共交通体系にも大きな影響を与える可能性があります。

■ そうした中、地域の特性に応じた生活交通を確保するため、令和3年度の庁内組織の改編により、公共交通政策課を新たに設置し、「光市地域公共交通計画」に基づき、3つの鉄道駅を中心とした交通結節機能の強化や、地域で豊かに暮らし続けることができる公共交通ネットワークの構築に向けた取組が求められています。

【基本方針】

「光市地域公共交通計画」に基づく3つの鉄道駅を中心とした交通結節機能の強化とともに、市民生活や通勤・通学の利便性向上に資する持続可能な公共交通ネットワークの構築を推進します。

また、交通弱者の生活交通の確保を支援するなど、持続可能なまちづくりの基盤となる公共交通体系の維持とともに、公共交通の利用促進を図ります。

【施策展開の方向】

（１） 公共交通網の整備

本市の分散型都市構造により地域特性が異なる点や将来の都市構造を見据えながら、「光市都市計画マスタープラン」や「光市立地適正化計画」などの関連計画を踏まえ、「光市地域公共交通計画」に基づき、市民生活や通勤・通学の利便性向上に向け、持続可能な公共交通網の整備を進めます。

（２） 公共交通の利用促進

地域の特性やニーズ、まちの変化に応じた移動手段の検討等による生活交通の確保や、生活交通の利用率の向上に向けた交通事業者等との連携に努めるなど、公共交通全体の利用の促進に取り組みます。

（３） 交通結節機能の強化

令和２年９月に策定した「光駅拠点整備基本計画」に基づく、光駅拠点整備による利便性の向上や、主たる交通の拠点である光駅、島田駅、岩田駅の３つの鉄道駅を主要交通結節点として、市役所前及び室積コミュニティセンター付近を交通結節点として位置づけ、それぞれの交通結節機能の強化に取り組みます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市地域公共交通計画の推進						公共交通政策課
市営バスの運行						公共交通政策課
地方バス路線維持対策						公共交通政策課 関係各課
公共交通の利便性の向上						公共交通政策課
光駅拠点整備の推進【再掲】						都市政策課 関係各課
コミュニティ交通事業の実施【再掲】						公共交通政策課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①市内のＪＲ駅乗車数（１日あたり）	3,204 人	3,300 人
②路線バス年間利用者数	504,205 人	580,000 人

※近況値出典【年度】：①山口県統計年鑑【１】

②公共交通政策課【２】

★ 政策 4 公園の整備と緑化の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 公園や緑地は、生活に潤いや安らぎをもたらし、まちの風景を形作り、都市のオープンスペースとしてのレクリエーションの場であるとともに、火災の延焼防止や防風、防砂、保水といった防災機能としての役割も有しています。

■ また、豊かな自然と都市公園としての機能が調和するなど、梅を中心に四季を通じて花木が楽しめる冠山総合公園や、スポーツ・レクリエーションの拠点である光スポーツ公園・大和総合運動公園の3つの都市基幹公園等が整備されています。

■ 「花と緑のやすらぎのあるまちづくり」を推進し、市民や来訪者に潤いとやすらぎの場を提供するため、公園緑地の適切な維持管理に努めるとともに、公園の日常の維持作業を自治会などの地域団体に委託することで、市民との協働による都市公園等の保全と美化促進に向けた「公園美化促進事業」を進めています。

■ 一方、遊具をはじめとする公園施設の老朽化による維持管理費の増大、市民との役割分担のあり方等が課題となっていることから、「光市公園施設長寿命化計画」を策定し、施設の長寿命化に向けた計画的な維持管理と効率的な更新に着手しました。

■ さらに、街路樹の多くは植栽から長い年月が経過し、古木化や害虫被害による枯損が進行しており、強風にあおられて傾いたり、倒れたりすることにより、道路利用者や道路交通への影響が懸念されており、街路樹の適切な管理のあり方が課題となっています。

■ 今後とも、「光市公園施設長寿命化計画」をはじめ、「光市緑の基本計画」や「光市街路樹維持管理指針」などにに基づき、市民との協働により、まちの緑化の推進と適正な維持管理の両立が求められています。

【基本方針】

多くの緑に彩られた魅力あふれる都市を創造するため、「光市都市計画マスタープラン」や「光市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の適切な配置と保全に努めます。

また、自然環境や歴史的資源など、地域の特性を活かした公園や緑地の整備とともに、誰もが安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの視点に立った取組を進めます。

さらには、市民力や地域力を活かした協働型の緑化事業を図るなど、多様な主体が緑の創出や保全に関わることができる環境づくりに努めます。

【施策展開の方向】

（１） 公園の適正な管理

「光市都市計画マスタープラン」や「光市緑の基本計画」に基づき、地域住民の意向と協力を踏まえながら、公園や緑地、街路樹の適切な配置と維持管理に努めるとともに、「光市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的で効率的な公園施設の修繕等に取り組みます。

市内外から多くの来訪者・利用者が見込まれる冠山総合公園や光スポーツ公園、大和総合運動公園については、引き続き、指定管理者制度などを活用しながら、適切で効率的な管理運営とさらなる機能の向上に努めます。

（２） 緑化の推進

花壇コンクールの開催など、市民や事業者等による緑化活動を通じて、身近な緑化活動を推進するとともに、多くの市民が緑化活動に関心を持てるよう、周知・啓発に努めます。

また、引き続き、各種公共施設の敷地内における環境緑化を進めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市緑の基本計画の推進						都市政策課 関係各課
都市公園等の協働管理【再掲】						都市政策課
光市公園施設長寿命化計画の推進						都市政策課
冠山総合公園など都市公園の適切な管理						都市政策課
市民等の参加による緑化活動の推進						都市政策課 関係各課
街路樹や植樹帯の適切な配置と管理						都市政策課
公共施設緑化の推進						関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①アダプト・プログラムの参加団体数【再掲】	18 団体	20 団体
②冠山総合公園の利用者数（年度）	173 千人	300 千人

※近況値出典【年度】：①地域づくり推進課【3】

②都市政策課【2】

○ 政策 5 良質な住環境の整備

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 人口減少や少子高齢化の急速な進展とともに、世帯数も減少局面を迎える中、地域コミュニティの希薄化や空き家の増加など、快適で安全・安心な住環境を揺るがす要因が拡大傾向にあります。

■ また、昭和 30 年代後半から昭和 50 年代にかけて、当時の住宅需要に応じて造成された多くの住宅団地や公営住宅は、施設の老朽化が大きな課題となるなど、公営住宅においては「光市営住宅等長寿命化計画」に基づく大規模改修により、長期間使用できるよう取り組んできました。

■ こうした中、本市の大きな強みである豊かな自然と都市基盤が調和する快適な住環境を将来にわたって維持していくには、総人口が減少する将来推計を踏まえ、管理戸数の減少など、供給量の適正化にも取り組んでいく必要があります。

■ また、想定される南海トラフ地震への備えや全国各地で発生した巨大地震を教訓としながら、いつ、どこで発生するか予測困難な地震から市民の生命と財産を守るため、家屋等の耐震化を促進していくことが急務となっています。

■ 経年劣化が進む公営住宅においては、今後とも「光市営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存公営住宅の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減とともに、建替えの際には世帯構成にあった居住環境の整備やバリアフリー化に取り組むなど、人口減少を踏まえた供給戸数の適正化や居住者の適正な管理を進めていく必要があります。

■ また、家屋等の耐震化をはじめ、時代の潮流を踏まえた総合的な住宅施策に取り組むなど、安心して住み続けられる住環境を次世代に継承していくことが求められています。

【基本方針】

本市の特性を活かした良好な住宅・住環境づくりを行うとともに、本格的な人口減少を踏まえ、「光市営住宅等長寿命化計画」に基づくストックの適正化に努めます。

また、誰もが安心して住み続けられる住環境を次世代に継承するため、脱炭素社会の実現を踏まえた住宅・建築物の省エネ対策等にも努めるなど、総合的な住宅施策を検討します。

【施策展開の方向】

(1) 住環境の向上

「光市耐震改修促進計画」に基づき、市民が取り組む木造住宅の耐震診断や耐震改修に対して国や県とも連携して支援するなど、住宅改修に関する相談への適切な指導、助言を行う相談窓口の充実に努めます。

また、国や県が進める多世代同居・近居推進関連施策について、市民への周知等に努めるとともに、国が進める脱炭素社会の実現に向けた住宅・建築物の省エネ対策等にも努めるなど、総合的な住宅施策について検討します。

(2) 良質な公営住宅の維持・管理

「光市営住宅等長寿命化計画」に基づく既存公営住宅の長寿命化及びライフサイクルコストの削減に向けた具体的方策を検討します。

また、高齢者や障害者等が安心して入居できるよう、世帯構成にあった居住環境の整備やバリアフリー化などに取り組むとともに、人口減少を踏まえた持続可能な公営住宅事業となるよう供給戸数の適正化に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
木造住宅等に対する耐震診断や耐震改修の支援						建築住宅課
国・県等が進める多世代同居・近居推進関連施策の周知						建築住宅課 企画調整課
光市営住宅等長寿命化計画に基づく住宅ストック水準の適正化						建築住宅課
老朽化した市営住宅の改修や改善						建築住宅課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①「光市営住宅等長寿命化計画」に基づく用途廃止戸数（累計）	38 戸	110 戸
②市営住宅のバリアフリー化率	20.7%	22.0%

※近況値出典【年度】：①建築住宅課【3】（計画策定以降の累計）、目標値も同じ

②建築住宅課【3】

○ 政策6 安全でおいしい水の供給

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 母なる島田川の伏流水から生まれる本市の水道水は、豊かな自然が育む市民共有の財産です。水は、日常生活や企業の経済活動を支える重要なライフラインであることから、安全・安心な水を安定的に供給することは、行政の重要な使命となっています。

■ 一方、人口減少や生活様式の多様化、節水機器の普及などを背景に、一般家庭の水需要は低下傾向にあるなど、長期的な料金収入の落ち込みが予測されます。

■ こうした中、これからの水道事業は、老朽施設の更新や災害対策、収入増加を伴わない事業の推進も必要となるなど、計画的かつ効率的な運営とともに、安定的な事業経営が大きな課題となっています。

■ 今後も、人口減少や事業環境の変化に的確に対応しつつ、将来にわたって持続可能な運営基盤の確立とともに、より安全でおいしい水道水を安定して供給することが求められています。

■ また、水道事業の給水区域外における飲料水の確保に努めていく必要があります。

【基本方針】

「光市水道事業ビジョン」に基づき、強靱で持続可能な水道事業の基盤の形成とともに、安全な水道を次世代へ繋ぐため、老朽化に伴う施設の更新をはじめ適切な維持・管理など、長期的な視点に基づく事業経営を進めます。

また、耐震化や洗管作業など、安定して安全な水を供給できる基盤整備を推進します。

さらには、水道事業の給水区域外における飲料水の確保に努めます。

【施策展開の方向】

（１） 水道施設の機能強化と水質の維持

安全でおいしい水を安定的に供給するため、「光市水道事業ビジョン」に基づく管路耐震化、老朽管更新計画を推進するなど、水道施設の機能強化を図ります。

（２） 水道事業の健全化

近年の水道事業の取り巻く環境の変化に対応するために策定した水道ビジョンに基づき、計画的かつ効率的な事業運営、経営情報の公開に努めるとともに、財政収支計画に沿った借入抑制や維持管理コストの削減などにより、財政基盤の強化を図ります。

また、周南市からの受託業務である熊毛地区への取水、浄水及び送水業務の着実な運営に努めます。

（３） 安全な飲料水の確保

牛島の生活基盤である牛島飲料水供給施設については、適切な維持管理により、良質で安定した水道水の供給に努めます。

また、水道事業の給水区域外における飲料水の確保に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
老朽管の更新・耐震化						水道局
水質管理体制の強化						水道局
水道事業の健全化の推進						水道局
周南市熊毛地区送水業務の運営						水道局
牛島飲料水供給施設の適正管理						生活安全課 水道局
給水区域外における飲料水確保対策のあり方の検討						生活安全課 水道局

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①水道管路の耐震化率	39.1%	42.6%
②水道料金収納率（年度）	99.95%	100.0%
③経常収支比率（水道事業会計）	120.0%	120.0%

※近況値出典【年度】：①②③水道局【2】

★ 政策 7 安心の島づくり

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 本市唯一の有人離島である牛島は、室積港から約 8.4 km、定期船「うしま丸」で約 20 分という比較的近い距離にあり、美しい海や山はもとより、貴重な動植物や文化財、伝統のまつりや数々の伝説など、独自の風土や魅力を有する島です。

■ また、島周辺はフィッシングスポットとしても人気があるなど、休日には県内外から釣り客も多数訪れています。

■ 一方、令和 2 年度末の人口は 36 人（住民基本台帳）で、5 年間の人口減少率は 32.1% となり、また、高齢化率も 88.9%（令和 3 年 3 月末時点、住民基本台帳）となるなど、高齢化や過疎化は以前にも増して進行しています。

■ これまで、安心の核となる「牛島憩いの家デイサービスセンター」や「牛島診療所」の運営をはじめ、離島航路の維持や利便性の向上、また、漁港、防災ヘリコプター離着陸場の整備や衛生環境の向上など、多様な面から必要な生活基盤の整備を進めるとともに、牛島の文化財マップの作成・配布や交流ツアーの実施など、島の魅力発信に努めてきました。

■ 引き続き、ライフラインである飲料水供給施設の長寿命化や離島航路の維持、高齢化が進む島民の保健・福祉・医療の確保、また漁業の振興や衛生環境の維持・向上など、安全・安心で持続可能な生活を重層的に支援する必要があります。

【基本方針】

飲料水供給施設などのライフラインを維持するとともに、離島航路や医療の確保、衛生環境づくり、島民の健康づくりや生きがいづくり、介護施策の推進など、生活環境の向上と安全・安心を確保し、離島における支障の軽減に努めます。

また、牛島の主要産業である漁業の経営安定化や、地域資源である貴重な自然の保護と伝統文化の保存・継承に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 生活環境の整備

本市が出資する牛島海運有限会社への支援を継続するなど、会社の安定的な経営を保持し、牛島と本土を結ぶ唯一の航路の維持に努めます。

また、牛島飲料水供給施設の長寿命化とともに、適正な維持管理に努めるなど、安全な飲料水の確保に努めます。

さらには、地理的、距離・時間的に離れている離島生活において、し尿やごみの運搬体制の確保など、必要な生活基盤の整備に取り組むとともに、介護保険サービスや医療の確保などの社会保障制度や、市民サービスの利用における支障の軽減に努めます。

(2) 医療・救急搬送体制の確保

島民の安全・安心で持続可能な生活を支援するため、牛島診療所の運営と防災ヘリコプター離着陸場の適切な維持管理等による救急搬送体制の確保に努めます。

(3) 産業の振興

漁業経営の安定を図るため、牛島漁港施設の計画的な管理・保全を行います。

(4) 自然の保護と伝統文化の継承

国指定天然記念物であるカラスバトや県の天然記念物に指定されているモクゲンジの群生地といった貴重な天然資源の保護をはじめ、島に伝わる伝統文化の保存・継承に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
離島航路の維持						公共交通政策課
牛島飲料水供給施設の適正管理【再掲】						生活安全課 水道局
高齢者の健康づくり・生きがい対策・介護施策の推進						高齢者支援課 健康増進課
牛島の医療の確保【再掲】						健康増進課 病院局
救急搬送体制の確保						健康増進課 関係各課
し尿・ごみの運搬体制の確保						環境事業課
漁港施設の管理・保全						農林水産課
カラスバトやモクゲンジ、ヒトツバハギなど貴重な動植物の保護						文化・社会教育課
牛島のまつりや伝説など伝統文化の継承						文化・社会教育課 農林水産課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①「うしま丸」の利用客数（1日あたり）	18人	22人
②牛島憩の家デイサービスセンターの利用回数（月1人あたり）	5.2回	8.0回

※近況値出典【年度】：①公共交通政策課【2】

②高齢者支援課【2】

基本目標5 産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまち

● 重点目標1 活力にあふれ、生き生きと働くために

★ 政策1 農業の振興

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 農業は、市民生活に必要不可欠な「食」を供給し、地域経済を支える重要な役割を担うとともに、農村が育む美しい景観保全や防災、さらには地域コミュニティを支える有形無形の財産であるなど、農地の多面的機能の維持・発展を推進していく必要があります。

■ 少子高齢化・人口減少が進展する中、農業従事者の高齢化や減少、これに伴う耕作面積の減少に加え、近年の自然災害や病害虫・鳥獣による農作物被害の深刻化など、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

■ また、進化を遂げるデジタル技術を活用したデータ駆動型の農業経営を通じて、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく新たな農業改革（農業のデジタルトランスフォーメーション）や、SDGsの実現に貢献する、環境と調和した持続可能な農業の展開など、新たな時代の潮流にも注視する必要があります。

■ 本市ではこれまで、「第3次光市地産地消プラン」に基づき、生産、加工・6次産業化、流通・販売、消費の4つの過程に、環境、観光、教育、健康の視点を織り込み、「地産地消の好循環」の構築に努めてきました。

■ また、農業水利施設等の長寿命化対策や集落道整備による農業生産・生活環境基盤の整備をはじめ、集落営農組織の育成や新規就農への多面的な支援に努めるなど、今後も、持続可能な所得の増加を目指す、強い農業基盤の構築に向けた取組の充実が求められています。

【基本方針】

新規就農者の確保や育成、生産・生活基盤の整備といった総合的な事業の展開とともに、安定的な経営基盤を構築するなど、次世代に継承できる持続性の高い農業の実現を図ります。

また、農業振興拠点施設「里の厨」を中心に、地域の特性を活かした特産品等の開発や子どもから大人までの幅広い世代が集う農業体験の提供など、地産地消の好循環の構築を目指します。

【施策展開の方向】

（１） 生産・生活基盤の整備と優良農地の保全

地域が取り組む農地の保全活動や農業用施設の補修、長寿命化対策などの活動を支援するとともに、農村地域のさらなる活性化を図ります。

また、農業生産を担う集落営農組織等の育成や支援、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化による農地利用の高度化、自然災害や病虫害など、農業経営におけるリスクへの対策、さらにはスマート農業などによる効率化・省力化を推進するなど、優良農地の保全と農業の担い手の支援・確保に努めます。

（２） 後継者の確保と育成

県や関係機関等と連携しながら、認定農業者や新規就農者の確保・育成に努めるとともに、事業者の法人化に向けた支援や、雇用の受け皿ともなる中核経営体の経営基盤の強化、経営継承対策など、後継者の確保・育成を推進します。

また、就農者を受け入れる農業法人等への経済的支援や、意欲ある若者、退職帰農者の掘り起こしと受入体制の整備に努めるなど、移住施策を含めたPRの展開とともに、就農希望者への様々な相談・支援体制の構築を図ります。

（３） 地産地消の推進

農業振興拠点施設「里の厨」を中心に、地元産農産物の生産流通体制の確立や学校給食での積極的な活用促進をはじめ、観光施策など他分野との連携による消費の拡大など、地産地消のさらなる推進を図ります。

また、様々なイベントや農業体験を通じた生産者と消費者の交流や、農薬適正使用の指導による安全で安心な農産物の生産を促進します。

（４） ６次産業化の促進と商工業との連携

農産物の高付加価値化や規格外品の有効活用のため、生産者自らが加工・販売を行う６次産業化を促進するとともに、農産物のブランド化をはじめ、商工業などの他事業者との有機的連携による新商品や特産品の開発を促進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
農業用施設の長寿命化	→	→	→	→	→	農林水産課
農地・水保全管理対策の推進	→	→	→	→	→	農林水産課
農村景観等多面的機能の維持・整備	→	→	→	→	→	農林水産課
農地中間管理事業の推進	→	→	→	→	→	農林水産課
認定農業者、新規就農者の確保・育成	→	→	→	→	→	農林水産課
中核経営体の経営基盤の強化	→	→	→	→	→	農林水産課
第3次光市地産地消プランの推進	→	→	→	→	→	農林水産課 関係各課
農業体験研修等の実施	→	→	→	→	→	農林水産課
安全・安心な農産物の生産の促進	→	→	→	→	→	農林水産課
地元産農産物の高付加価値化の促進	→	→	→	→	→	農林水産課
農業経営におけるリスク対策の実施	→	→	→	→	→	農林水産課
スマート農業導入支援の検討	→	→	→	→	→	農林水産課
耕作放棄地再生支援の検討	→	→	→	→	→	農林水産課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①農業の合計生産量（年度）	362 百万円	360 百万円
②農業就業人口当たりの農業産出額（年度） ◆地方創生SDGsローカル指標 2.3.1.1	1,779 千円	2,950 千円
③新規就農者数（累計）	17 人	25 人
④認定農業者数	15 人	21 人
⑤地元の食材を購入している人の割合	78.4%	95.0%
⑥市制度活用による農林水産物の高付加価値化の取組数（累計）	3 件	12 件
⑦生産者と消費者の交流機会への参加者数（年度）	333 人	550 人

※近況値出典【年度】：①山口県統計分析課「市町民経済計算」【30】

②農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」【1】「農林業センサス」【27】

③農林水産課【3】（H23-R3 累計）、目標値は H23-R8 累計

④農林水産課【3】

⑤市民アンケート【3】

⑥農林水産課【2】（H28 制度開始、R3 制度拡充）、目標値は H28-R8 累計

⑦農林水産課【2】

★ 政策 2 有害鳥獣対策の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 農業振興を進めるうえで、農家の生産意欲を削ぎ、農地の荒廃を招く鳥獣被害への対策は、ますますその重要性を増しています。
- 中山間地域をはじめ有害鳥獣による農作物への被害は深刻化しており、農業者の生産意欲の減退にもつながっています。
- 近年、防護柵のない農地や収穫残渣・放任果樹等が餌場となり、イノシシ等の有害鳥獣が人里で増加するとともに、こうした有害鳥獣による農作物被害を繰り返す状況が顕著となるなど、原因となる誘因物の除去が課題となっています。
- 本市では、令和3年度の庁内組織の改編により、有害鳥獣対策センターを新たに設置し、「光市鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣捕獲や防護柵設置の推進など、有害鳥獣対策に努めてきました。
- 今後とも、「光市鳥獣被害防止計画」に基づく取組とともに、市街地周辺を含む地域の環境条件の調査・診断による実効性の高い防止対策を推進するなど、より一層の対策強化が求められています。

【基本方針】

有害鳥獣被害を軽減するため、「光市鳥獣被害防止計画」に基づく総合的な有害鳥獣防止対策の推進とともに、ICT技術等を活用した効率的な捕獲活動を進めます。

また、捕獲活動の支援や確保の担い手の育成に努めるとともに、防護柵の設置及びイノシシ等が出没しにくい集落周辺の生息地管理を図ります。

【施策展開の方向】

（１） 総合的な有害鳥獣防止対策の推進

有害鳥獣被害の軽減とともに、農業者の生産意欲の向上を図るため、「光市鳥獣被害防止計画」に基づき、捕獲・防護・生息地管理による総合的な取組を強化します。

また、特に農地や住宅地等に出没するイノシシ等の有害鳥獣に対し、農業被害の軽減とともに市民の安全・安心を確保するため、捕獲員の増員やＩＣＴ技術を活用した効率的な捕獲活動を推進します。

さらには、新規狩猟免許取得者への支援を通じて、捕獲の担い手の育成を支援するとともに、集落や住宅地等に出没するイノシシ等に対して、防護柵の設置をはじめ、集落周辺の放任果樹除去や緩衝帯の整備を行う生息地管理を進めるなど、森林等から出没しにくい環境づくりに努めます。

（２） 被害防止活動への支援

国の補助金等を活用した防護柵の設置やわな架設等の支援を行うなど、地域ぐるみによる被害防止を推進します。

また、地域の環境条件の調査・診断を行うなど、地域における実効性の高い防止対策を支援します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市鳥獣被害防止計画の推進	→	→	→	→	→	農林水産課
有害鳥獣捕獲対策協議会への支援	→	→	→	→	→	農林水産課
防護柵、箱わな設置の推進	→	→	→	→	→	農林水産課
生息地管理、緩衝帯の整備	→	→	→	→	→	農林水産課
有害鳥獣捕獲の担い手育成支援	→	→	→	→	→	農林水産課
ＩＣＴを活用した捕獲の推進	→	→	→	→	→	農林水産課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①鳥獣による農業被害額（年度）	9,386 千円	7,700 千円
②大型金網柵（ロール状）の延長（累計）	4,770m	11,000m
③大型金網柵（ロール状）の面積（換算面積）（累計）	9.1ha	21.0ha
④防護柵、電気柵等の設置に対する補助件数（年度）	85 件	100 件
⑤捕獲隊の隊員数	19 人	30 人

※近況値出典【年度】：①野生鳥獣による農林業被害状況調査【2】

②③④⑤農林水産課【2】

★ 政策 3 林業の振興

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 市域の約 53%を占める森林は、水源のかん養や生物多様性の保全、山地災害や地球温暖化の防止など、多面的な機能によって私たちの生活に恩恵をもたらしている「緑の社会資本」です。
- 本市には「森林浴の森日本 100 選」にも選ばれる室積・虹ヶ浜海岸の松林をはじめ、県立自然公園にも指定される石城山など、市民に親しまれている公益的機能を持つ森林のほか、民有林を中心に木材等林産物の供給を担う森林が存在しており、これまで「光市森林整備計画」に基づき、計画的な森林施業と植栽等による適地・適木を基本とした森林整備を図ってきました。
- 本市の林業に目を向けると、小規模分散型の所有形態や木材価格の低迷、森林所有者の高齢化等、厳しい経営環境下にあり、森林組合や光市林業研究会等とも連携のもと、森林施業の共同化の促進や将来の担い手の確保、さらには、林業経営の魅力向上など、多様な面からの林業の振興が求められています。
- 森林・林業分野は、多面的機能が発揮されることに加え、森林資源・森林空間の利用を通じてSDGsにも貢献するなど、ICTやロボット等の最新技術を活用したスマート林業をはじめ、木質系新素材の開発等の新技術を活用した林業イノベーションへの取組とともに、こうした新たな技術革新にも注目していく必要があります。
- また、自然と人が共生できる社会の実現を構築するため、環境樹林や海岸松林の育成、保健文化機能を発揮する森林としての総合的な利用等の促進に取り組むなど、緑豊かな自然を次世代へ継承していくことが求められています。

【基本方針】

林業の振興を図るため、計画的な森林整備の推進をはじめ、施業体制の確立と後継者の育成に加え、室積・虹ヶ浜海岸や石城山といった光市固有の自然環境を次世代に継承する意識の醸成を図ります。

また、森林が持つ多面的機能を発揮させるため、「光市森林整備計画」に基づき、適地・適木を基本とした健全な森林資源の整備に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 森林整備の推進

林業事業体と協働し、森林が持つ多面的機能を発揮させることなどを目的に、管理不全の人工林の森林調査を行うとともに、森林の現状の把握に努め、計画的に森林整備を推進します。

また、森林環境譲与税は、地域の実情に応じた活用が可能なことから、民有林整備の費用負担の軽減を図るとともに、生産基盤整備や木材の普及及び利活用を推進します。

(2) 施業体制の整備

県、市、森林所有者、森林組合等の関係機関による相互連携を図りながら、森林施業の共同化、林業後継者の育成、機械化の促進及び林産物の流通・加工体制の整備等を推進するなど、林業諸施策に総合的かつ計画的に取り組めます。

また、林業の生産性の向上を図るため、流域内の小流域を単位とした団地の集約化を図るとともに、地域ぐるみの共同施業を促進するなど、「森林経営計画」に基づく組織的、計画的かつ効率的な森林施業を推進します。

(3) 後継者の育成

林業に関する教室や講習会等の開催を通じて、林業への関心と認識を高めるとともに、広域就労による雇用の安定化、事業体の安全管理体制の強化や機械化による就労条件の改善、労働安全衛生の確保を図るなど、若年従事者の参入促進に努めます。

また、林業経営の魅力が高まるよう、各種研修会により林業の社会的意義や役割についての理解を深めるとともに、林研グループへの加入を促進するなど、自主的なグループ活動の推進とともに、経営意欲及び技術の向上を図ります。

(4) 森林の活用と保全意識の醸成

身近な森林の中での森林体験や健康の増進、体力づくり等、市民に親しまれ利用される森林づくりに努めるとともに、学校教育や生涯学習等を通じて、森林の持つ多面的機能の重要性への理解や、室積・虹ヶ浜海岸や石城山といった光市固有の自然環境を次世代に継承する意識の高揚を図ります。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
森林の適正な整備の推進						農林水産課
林業生産基盤整備事業の検討						農林水産課
森林資源活用事業の検討						農林水産課
市民の森自然観察林の整備						農林水産課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①竹林の面積	322ha	280ha
②広葉樹林の面積	2, 229ha	2, 260ha

※近況値出典【年度】：①②農林水産課【2】

★ 政策 4 水産業の振興

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 豊かな漁場である瀬戸内海に面した本市では、漁業は古くから生業として営まれ、特に室積港や牛島港などにおいては、沿岸漁業が盛んに行われるなど、海からの恵みとして多様な水産資源を享受してきました。

■ しかし、近年では、全国的な漁獲高の減少や若者を中心とした「魚離れ」の進行、また、漁業就業者の高齢化や個人経営体における後継者不足、さらには、地球温暖化による海水温の上昇に伴う水産資源に与える影響が懸念されるなど、漁業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況に置かれています。

■ 本市では、漁港施設の計画的な整備・充実や魚礁の設置等による漁場生産力の向上、新規漁業就業者への多面的な支援による経営の安定化、後継者の確保育成に取り組むとともに、地産地消の推進や光・熊毛地区栽培漁業センターでの中間育成等による「つくり育てる漁業」を推進するなど、水産物の安定的な供給と水産資源の適切な管理の両立を図ってきました。

■ こうした中、漁港施設等の長寿命化対策を推進し、漁港機能の維持・保全を計画的に実施していく必要があり、また、新たな販売ルート確保や特産品の開発を促進するなど、6次産業化による漁業者の所得向上や将来的な漁業経営の安定化の推進についての支援を行うとともに、魚食文化の普及・啓発の強化などを通して、将来にわたって持続可能な漁業環境をつくる必要があります。

■ また、プレジャーボートとの漁港施設の利用調整などの課題に対し、引き続き、関係者との調整を図る必要があります。

【基本方針】

水産業の振興を図るため、漁港をはじめとする生産・生活基盤の長寿命化とともに、計画的な管理・保全に努めます。

また、新規漁業就業者の確保や経営安定化対策、水産物のブランド化や6次産業化による水産業の活性化、地産地消のさらなる促進に努めるとともに、資源管理型漁業への取組による持続可能な漁業環境の整備を推進します。

【施策展開の方向】

（１） 生産・生活基盤の管理・保全

漁港施設の長寿命化のため、機能保全計画に伴う保全工事を計画的に実施し、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、漁業経営の安定を図ります。また、漁港内のプレジャーボート係留について、国の推進計画に基づき適正化を図れるよう関係者との協議を行います。

（２） 経営の安定化

漁業振興基金の有効活用や漁業近代化資金の利子補給により、漁業経営の安定化を図るとともに、山口県漁業協同組合光支店の組織力の強化と活性化を促進します。

また、新たな販売ルートの確立や特産品の開発促進により、地元産水産物の消費拡大を図るなど、魚食普及活動や地元産水産物の地産地消、学校給食での利用の推進に努めます。

さらには、水産業の６次産業化と地産地消の拠点となる施設への支援を進めます。

（３） 後継者の育成

県や山口県漁業協同組合と連携して新規漁業就業者の確保に向けた施策の充実に努めるとともに、就業希望者への長期技術研修等の実施及び給付金の支給等による就業後の定着への支援にも取り組みます。

また、就業後の漁業者への相談・指導体制を充実させるなど、総合的な支援を行うことにより漁業就労環境の改善と向上に努め、持続可能な就労環境の実現に取り組むとともに、漁業技術や文化の伝承など漁業者が生きがいをもてる漁業活動の場づくりを推進します。

（４） 資源管理型漁業の推進

生態・成長に応じた資源管理型漁業の推進により、持続的な漁場利用と水産物の安定供給に努めるなど、光・熊毛地区栽培漁業センターによる水産種苗の中間育成放流事業への支援を通じて、つくり育てる漁業を推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
漁港施設の長寿命化の推進					→	農林水産課
魚食普及活動・地産地消の推進					→	農林水産課
加工品づくり・ブランド化の推進					→	農林水産課
水産業の6次産業化の推進					→	農林水産課
水産業振興施設への支援					→	農林水産課
漁業就労環境の改善					→	農林水産課
新規漁業就業者の確保など後継者の育成					→	農林水産課
資源管理型漁業による漁獲物の安定的な確保					→	農林水産課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①漁業の合計生産量 (年度)	50 百万円	50 百万円
②新規漁業就業者数 (累計)	7 人	12 人
③地元の食材を購入している人の割合【再掲】	79.1%	95.0%

※近況値出典【年度】：①山口県統計分析課「市町民経済計算」【30】

②農林水産課【3】(H29-R3 累計)、目標値は H29-R8 累計

③市民アンケート【3】

★ 政策5 商工業の振興

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 人口構造や社会構造の変化に伴い、中・長期的に経済の下押し圧力が強まる中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が我が国の経済活動に深刻な影響を及ぼすなど、商工業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

■ 一方、AIやIoTの普及などデジタル化の進展や、SDGsに代表される経済と環境の好循環に対する意識の高まりは、DX（デジタルトランスフォーメーション）といった産業構造や事業領域等の「変革」ニーズを刺激しており、新たなビジネス創出の機会ともなっています。

■ 本市の商業・サービス業は、歴史的・地理的経緯から中心市街地が存在せず地域ごとに一定の商圈を形成しているため、基幹となる商業施設やそれらの集積に乏しく、消費購買力が市外に流出する傾向にあります。

■ また、周南工業地帯の一翼を担う本市の工業は、鉄鋼、薬品の2大企業を中心とする基幹工業をはじめ、独自の技術や製品でグローバルに活躍する地域工業など、多様な事業所が数多く立地し、特に製造業は、本市の中心的な産業として、その従業員の割合は、全国平均や県平均を大きく上回っています。

■ 本市ではこれまで、中小企業者等の経営能力の向上や体質強化、地域のイベント等への支援を行い、地域の特性を活かした魅力ある商業の育成に努めてきました。また、企業立地奨励制度の充実・強化をはじめ、先端設備導入計画の認定等による設備投資の促進や金融機関と連携した中小企業への経済・金融対策などを通じて、新たな企業の立地促進や既存の基幹工業、地域工業の振興に取り組んできました。

■ 引き続き、商工会議所や商工会との連携により、企業の立地促進や、魅力ある既存商工業の育成を図るとともに、事業所が抱える生産性の向上や人手不足、時代の潮流に応じた事業再構築等の課題解決を通して、企業の経営基盤の強化や成長を後押ししていく必要があります。

■ また、コンパクトなまちづくりと連携した相乗的な商業機能の集約・振興と工業の適正な立地にも配慮していく必要があります。

【基本方針】

活力ある地域社会を形成するため、本市の商工業の一層の振興や地場企業の労働生産性の向上をはじめ、本市の特性を活かした魅力ある多様な商工業の創出を促進するとともに、新たなニーズや人手不足等にも対応できる事業基盤の構築や変革を支援するなど、地域商工業の育成と振興に努めます。

また、幅広い分野からの企業誘致のほか、ウィズコロナ、ポストコロナ時代の地域経済情勢に呼応した支援に取り組みます。

【施策展開の方向】

(1) 商業・サービス業の育成と支援

商工会議所や商工会等と連携し、地域の特性を活かした魅力ある商店の育成やイベント等を通じた地元購買の促進を図るとともに、ニーズに応えるきめ細かな融資制度の整備や経営診断・経営相談などを通じた将来の商業を担う人材の育成、時代の潮流に応じた事業再構築等の支援に努めます。

また、超高齢社会における市民ニーズに対応した福祉サービス業や生活支援サービスに加え、本市を訪れた人々を迎える宿泊業や光の味を提供する飲食業、さらに、特産品の販路開拓促進や土産品のブランド認定など、多様な商業・サービス業の育成と振興に努めます。

(2) 工業の育成と支援

鉄鋼・薬品を中心とした基幹工業の振興を支援するとともに、商工会議所や商工会等との連携のもと、中小企業を中心とする地域工業の経営の近代化や経営診断・経営相談などを通じた生産技術の高度化、事業再構築等の支援に努めます。

また、産業構造の多様化を図るため、異業種交流、融合化等の事業活動を促進し、新規工業の育成に努めます。

さらには、公益財団法人周南地域地場産業振興センターとの連携のもと、中小企業の新商品・新技術の開発や販路の開拓を支援します。

(3) 企業誘致の推進と産業団地の適正な管理

市内への事業所設置や雇用の拡大を促進するため、まちづくりの観点も踏まえた優遇措置等による支援を行うとともに、県等関係機関と連携を図り、積極的な企業誘致活動を展開します。

また、土地のあっせんや必要な情報提供、関係機関との連絡調整など、企業の意向に沿ったきめ細かな相談体制を整えるとともに、様々なツールを活用した情報発信に努めます。

さらに、3つの産業団地（周防工業団地、大和工業団地、ひかりソフトパーク）における企業活動が円滑に行われるよう、適正な管理に努めます。

(4) 地域経済情勢に呼応した支援

特別融資の実施や消費喚起策の展開など国や県の支援策を踏まえた経済対策を通して、新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた市内事業者の事業継続を支援するとともに、ウィズコロナ・ポストコロナ時代にふさわしい地域経済情勢を見極めた支援策を検討・実施します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
事業再構築に対する支援の検討	■ ■ ▶					商工観光課
地域の特色ある商業活動・イベントの支援						商工観光課
地域経済の活性化・商業団体等との連携強化						商工観光課
中小商業・サービス業事業者の経営能力向上・体質強化の支援						商工観光課
中小企業等に関する後継者の育成と人材確保の支援						商工観光課
中小企業等に関する各種融資制度、相談体制の整備						商工観光課
基幹工業の振興への支援						商工観光課
地場産業の高度化支援						商工観光課
企業誘致活動の推進						商工観光課
産業団地の適正な管理						商工観光課
新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内事業者等への支援	■■■■		■■■■	■■■■	▶	商工観光課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①製造品出荷額等（年度）	593,804 百万円	600,000 百万円
②人口当たりの製造業粗付加価値額（年度） ◆地方創生SDGsローカル指標 9.2.1.1	5,527,641 円	6,500,000 円
③事業所設置奨励金交付件数（累計）	6 件	30 件
④周南サポート事業支援件数（累計）	5 件	25 件
⑤卸・小売業年間販売額	87,515 百万円	90,000 百万円
⑥事業所数	1,999 事業所	2,100 事業所

※近況値出典【年度】：①工業統計調査【1】

②工業統計調査【1】、山口県人口移動統計調査【1】

③商工観光課【2】、目標値は R4-R8 累計

④周南地域地場産業振興センター【2】 目標値は R4-R8 累計

⑤経済センサス活動調査【1】

⑥経済センサス基礎調査【1】

★ 政策 6 雇用・就業・創業環境の充実

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 「雇用」は、経済成長に直結するまちの重要なインフラであり、市民が豊かに安心して暮らすために不可欠な生活基盤でもあります。その「雇用」において、新型コロナウイルス感染症の影響等により雇用の機会が失われる業種がある一方、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足や後継者不足が深刻な業種もあるなど、雇用も含めた労働を取り巻く状況は複雑かつ困難な状況にあります。

■ 国においては、改正労働基準法を順次施行するなど「働き方改革」に取り組むとともに、令和元年6月には「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」を公布し、女性が意欲と適性に応じて能力を発揮しながら働き続けられる環境を整備するなど、若者や女性、高齢者や障害のある人、外国人など、誰もが働きやすい環境の実現に向けた雇用・就業環境の構造的な改革を進めています。

■ 本市ではこれまで、ハローワーク等関係機関との連携のもと、雇用に関する相談窓口の充実や情報発信の強化をはじめ、離職者対策の実施など、雇用の確保と就労の支援に努めてきました。また、創業など新たなチャレンジについても相談窓口の設置や融資制度の充実など包括的かつ重点的な支援に取り組んできました。

■ 今後とも、本市の企業が社会経済環境の変化への対応力を持ちながら、活力を維持し、成長を続けていけるよう関係機関と連携して、雇用の安定・拡大とともに、就業や創業に対する支援を継続的に行うことが求められています。

■ また、多様な人材が能力を最大限発揮し続けるためには、福利厚生をはじめとした働きやすい職場環境の整備に努める必要があることから、「働き方改革」についての普及・啓発に積極的に努めていく必要があります。

■ さらに、ポストコロナ時代における新たな創業等に対するニーズも踏まえながら、必要な支援策を検討していく必要があります。

【基本方針】

全ての勤労者が自己の能力を充分に発揮し、生きがいをもって、安心してその能力を最大限に発揮できる労働環境を創出するため、関係機関との連携のもと、引き続き、雇用に関する相談窓口や情報提供の実施に加え、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進するなど、雇用の確保と安定とともに、創業やチャレンジ支援に努めます。

また、新たなニーズを踏まえた創業等への効果的な支援施策についても検討します。

【施策展開の方向】

(1) 雇用の確保と就労の支援

関係機関との連携のもと、雇用に関する相談窓口や就労・雇用に関する情報提供の充実に努めるとともに、意欲ある多様な人材が共に働き、活躍できる魅力ある組織づくりや企業が必要とする人材の確保につながるよう、企業への普及・啓発に取り組みます。

また、若者をはじめ、女性や高齢者、障害のある人に対する雇用の拡大、就労の支援を促進するとともに、多様な人材の雇用の重要性に対する市民の意識の高揚を図ります。

(2) 勤労者の福利厚生への支援

福利厚生をはじめとした働きやすい職場環境の整備の重要性を周知していくとともに、労働福祉に関する各種共済制度などの普及や労働福祉金融制度の充実など、中小企業勤労者の福祉の向上と生活の安定に努め、各種労働団体が行う労働福祉事業、勤労者育成事業等への支援を行います。

(3) 創業や新しいチャレンジと事業承継への支援

「光市創業支援事業計画」に基づき、商工会議所や商工会、金融機関等と連携し、創業などの事業者の行う新たなチャレンジを包括的に支援します。

また、柔軟な働き方を推進するため、コワーキングなど新たなビジネスチャンスの創生に資するワークスタイルをはじめ、時代の潮流を踏まえた創業等への新たな支援策についても検討します。さらには、本市で培われた経営資源等が円滑に後継者に引き継がれるよう、県等とも連携した事業承継への支援に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
就労・雇用に関する相談窓口や情報提供の充実						商工観光課
女性、高齢者、障害のある人等に対する雇用対策の充実						商工観光課 関係各課
職業能力開発の支援充実						商工観光課
中小企業向け各種共済制度の普及促進						商工観光課
労働福祉金融制度の充実						商工観光課
労働福祉事業、勤労者育成事業等の支援						商工観光課
包括的な創業支援と事業承継への支援						商工観光課
創業等への新たな支援策の検討	■					商工観光課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①有効求人倍率	1.15 倍	1.30 倍
②中小企業等雇用奨励金交付対象者数 (累計)	5 人	25 人
③市制度活用による創業・事業承継事業者数 (累計)	6 件	25 件

※近況値出典【年度】：①下松公共職業安定所【2】

②③商工観光課【2】、目標値は R4-R8 累計

● 重点目標 2 人が行き交い、にぎわいを創出するために

★ 政策 1 観光の振興と交流の促進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 観光は、人々の生活に豊かさをもたらすだけでなく、経済的な波及効果や交流の促進による地域の活性化、また、地域資源や歴史・文化などの情報発信を通じたまちのイメージや知名度の向上にもつながるなど、様々な側面から見て、非常に重要な意義を有しています。

■ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国外・国内を問わず観光需要が大きく減少するなど、全国的に深刻な影響が生じており、感染防止の対策を行うなど、観光客にとって、安全・安心な観光地域づくりが求められています。

■ 国においては、観光を成長戦略と地方創生の柱と位置付け、「観光先進国」に向けた取組を加速しており、県においても、観光プロモーションの展開や観光需要の喚起策などを通じて、観光振興への取組を推進しています。

■ 一方、本市には、環境省の「日本の快水浴場百選」などにも選ばれる2つの海水浴場をはじめ、四季を通じて花木が楽しめる冠山総合公園や神籠石を抱く石城山県立自然公園、さらには初代内閣総理大臣伊藤博文公生誕の地であることなど、魅力あふれる観光資源が存在しています。

■ 本市では、平成30年3月に「光市観光アクションプラン」を策定し、光ブランドの創出と魅力ある観光資源の創出など、3つの方向性の基つき、観光施策の推進に取り組んできました。

■ 今後は、「選ばれる観光地」を目指して、県や関係市町、市民、観光協会、観光団体、商工会議所等とともに観光ネットワークを構築し、効果的かつ効率的なPRや情報発信を行うなど、本市に新たな人の流れを創出する必要があります。

■ また、国内はもとより、海外からの観光客の満足度向上のためにも、観光案内機能充実をはじめとする受入体制づくりなど、新たな客層の開拓や多様化する観光ニーズに対応できる体制づくりと人材育成を進めていく必要があります。

■ さらには、農業や商工業といった他産業と観光との連携強化や、テレワークを活用し観光地等で余暇を楽しみつつ仕事を行うワーケーションの動向把握、「持続可能な観光地域づくり」など新たな取組に努めるとともに、観光による交流人口から訪問系の関係人口による参加・交流型の深化など、文化やスポーツなど多様な分野において、地域経済の活性化にもつながる関係人口の増加を図る必要があります。

【基本方針】

本市の多様な観光資源によるネットワーク化をはじめ、県や周南広域観光連携推進協議会等とも連携を図りながら、戦略的な情報発信とともに、観光客の誘致に努めます。

また、多様化する観光ニーズに対応できる人材の育成や老朽化する観光施設等の更新など、観光客の受入環境の整備を進め、「光市ならではのおもてなし」を推進します。

さらには、「光」をテーマとする事業展開とともに、新たな観光資源の創出に向けた特色ある祭りやイベント等の振興を図るなど、交流人口や関係人口の増加に努めます。

【施策展開の方向】

（１） 観光資源の創出と特色あるイベント等の振興

本市の魅力を満喫できる冠山総合公園や伊藤公記念公園などの観光拠点、室積・虹ヶ浜海岸などの豊かな自然、第二奇兵隊や石城山神籠石などの歴史をテーマにした総合的な観光振興を図るとともに、市民等との協働や観光関係者の主体的な取組の促進により、特色ある観光資源の発掘や観光資源の価値を高め、観光誘客の増加を目指します。

また、伝統的な祭りや冠山総合公園での「梅まつり」、本市の特色のある祭りや伊藤公資料館における企画展、花火大会など、地域資源を活かした特色あるイベント等の展開や郷土芸能、風物詩の振興を図るなど、市内外からの集客の増加に努めます。

（２） 観光資源によるネットワークの形成

本市の観光資源の特性を活かし、滞在型の観光につなげるとともに、観光協会とも連携を図りながら、観光案内所などの観光拠点や観光資源のネットワーク化、観光事業者等との連携による推進体制の充実を目指します。

さらには、地域資源を活かした体験活動やツアー等の多様な体験型コンテンツを創出するとともに、県や周南広域観光連携推進協議会等と連携した圏域内の広域観光ルートの構築に努めるなど、観光誘客を推進します。

（３） 光ブランドイメージの創出と観光PRの推進

「光の海」をはじめ、豊かな自然環境や歴史資源の活用により地域の独自性を高めるとともに、「光」をテーマとする事業の展開などにより、固有の光ブランドイメージを創出します。

また、観光拠点・観光案内所の充実を図るとともに、インターネットやSNS等を活用した情報発信、観光案内看板や観光ガイドブック等の整備を進めます。

さらには、リピーターとなった観光客をはじめ、関係人口となった市外の方々の口コミやSNS投稿などにつなげます。

（４） 多様な交流機会の創出とおもてなしの推進

観光振興だけでなく、文化・スポーツ・産業など様々な視点から、交流を促進するとともに、「持続可能な観光地域づくり」を推進することにより、交流人口や関係人口の増加や地域の活性化を目指します。

また、本市を訪れる観光客に満足してもらい、再び来訪してもらうための「光市ならではのおもてなし」という観点から、本市の観光情報・案内の提供や観光施設や周辺環境の整備・充実に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
観光拠点・観光案内の充実						商工観光課
観光資源のネットワーク化の推進						商工観光課
体験型コンテンツの創出・展開						農林水産課 商工観光課
「光」をテーマとする事業の展開						商工観光課
観光情報の発信						商工観光課
観光モデルコースの構築						商工観光課
海水浴場集客向上対策の推進						商工観光課
通年型イベント（花・歴史）の開催						商工観光課 都市政策課
安全・安心な観光地域づくり						商工観光課
伊藤公記念公園の活用						文化・社会教育課 関係各課
各種スポーツイベント・スポーツ教室の開催 【再掲】						体育課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①観光スポット・歴史・文化施設等の総来訪者数（年度）	486 千人	1,190 千人
②新たな観光コンテンツの創出数（累計）	0 件	5 件

※近況値出典【年度】：①商工観光課、文化・社会教育課【2】

②商工観光課【3】（H29-R2 累計）、（目標値は R4-R8 累計）

★ 政策2 関係人口の創出と移住・定住の促進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

- 東京圏への過度な人口の流れは、地方都市の人口減少や少子高齢化を加速するだけでなく、日本全体における人口減少の要因とも言われています。
- 本市から東京都への転出超過数は、平成27年から令和元年までの5年間で194人と、都道府県別では突出して多くなっています。さらに、広島県、福岡県、大阪府と合わせた上位4都府県への転出者が県外転出者全体の約53%を占めるなど、都会への人の流れが進んでいます。
- 一方、近年の新型コロナウイルス感染症等の影響により、地方移住への関心が高まるなど、これまでの東京一極集中の流れに変化の兆しが出ています。
- 本市ではこれまで、子育てしやすい環境づくりをはじめ、ホームページ等による移住情報の提供やまちの魅力の発信、さらには、空き家情報バンク等による移住希望者への住宅支援や総合的な移住・定住相談窓口の設置、国・県との共同による移住支援金制度など、本市の実情に応じた移住・定住対策を展開してきました。
- 今後は、取組のさらなる継続・充実を図りながら、移住希望者へのきめ細やかな支援体制の構築を進めるほか、これまで以上に「選ばれるまち」を目指して、地域の受入体制づくりをすすめ、地域との連携による移住・定住促進活動を推進していく必要があります。
- さらには、人口減少や高齢化により、地域の担い手不足が懸念される中、直接的な移住促進に向けた施策の展開に加え、地域や地域の人々と多様な関わりでつながる「関係人口」の拡大に向けた取組が求められています。

【基本方針】

移住・定住に向け、相談体制や情報提供等を充実するとともに、地域による温かい受入れ体制づくりを進めます。

また、地域や地域の人々と多様な関わりでつながる「関係人口」を創出し、地域との関わりを深めることで、地域の活性化や移住者の増加を目指します。

【施策展開の方向】

(1) 関係人口の創出

地域活力の維持・発展へ期待される市外の人々と、多様な形で関わる「関係人口」を増加させるため、本市とつながる機会の創出に努め、「関係人口」が観光などの交流から将来的な移住・定住につながるよう、本市への関心やつながりを段階的に深める取組を推進します。

(2) 移住・定住情報の発信

移住検討者に対して本市の住み良さや魅力をPRするため、移住フェアへの参画や市ホームページ、移住情報専用サイト、移住・定住パンフレット、SNS等を通じて、移住・定住情報やまちの特性を効果的に発信します。

また、人口減少が進む中山間地域等への移住促進を図り、地域の活性化を目指します。

(3) 効果的な移住対策の推進

移住者が安心して新たな生活をスタートできるよう、地域において温かく受け入れられる体制づくりを進めるとともに、「住まい」や「仕事」といった暮らしに密着する分野を中心とした総合的な支援や、オンラインなどを活用した移住に関する相談機会を充実します。

また、本市にゆかりのある「ふるさと光の会」をはじめ、Uターンを希望する人の移住支援に努めます。

(4) 総合的な定住・定着の支援

本市で生まれ育った人や移住者など、誰もが「終の住みか」として、本市にいつまでも住み続けることのできる総合的な支援と環境づくりを推進します。

また、県や企業等と連携した若者の地元定着に取り組むとともに、就学等により光市を離れた人のUターン希望の増加につながることを見据え、ふるさとをこよなく愛する心を育む教育施策をはじめとした光市を離れるまでの間の様々な施策の展開を図ります。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
移住・定住希望者等への情報提供の充実						企画調整課 関係各課
移住・定住希望者に対する総合的な支援						企画調整課 関係各課
空き家情報バンク制度の利用促進						企画調整課
出会いの場への参加促進【再掲】						企画調整課
市遊休地を活用した定住の支援						企画調整課
新規農業・漁業就業者への定住支援の充実						農林水産課
移住・定住相談窓口の充実						企画調整課 関係各課
「ふるさと光の会」等による人的ネットワークの構築						企画調整課
関係人口の分類に応じた施策の展開						企画調整課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①「ふるさと光の会」会員数	265 人	290 人
②直近３年間ににおけるふるさと光応援寄附金の継続寄附者数	77 人	100 人
③移住・定住相談件数（年度）	359 件	360 件
④市制度を活用した総移住者数（累計）	81 人	100 人

※近況値出典【年度】：①企画調整課【3】

②広報・シティプロモーション推進室【30～2】

③④企画調整課【2】

⑤企画調整課ほか【3】（H29-R3 累計）、目標値は H29-R8 累計

基本目標 6 市民参画と健全な行財政でゆたかさを創出するまち

● 重点目標 1 市民参画による都市経営のために

○ 政策 1 市民参画の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 人口減少の克服と地域の活性化に向けて、各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会をつくりだす地方創生の取組が各自治体において進められていますが、地域の将来を「我が事」としてとらえ、市民が主体的に企画・検討する段階から参画してまちづくりを展開する「市民参画」が求められています。

■ 本市ではこれまで、市民との「対話」をまちづくりの基本としながら、計画策定や重要政策の企画・推進に関して、各種審議会や協議会の委員の公募をはじめ、市民対話集会など各種広聴事業の展開により、市民参画機会の確保・充実に努め、市民との協働によるまちづくりを進めてきました。

■ 近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでのような「対話」に制約がある中では、デジタル技術の活用など、「新しい生活様式」に対応した新たな手法を模索する必要があるとともに、いつまでも住み続けられるまちづくりに向けて、市民や地域団体、事業所等との信頼関係によって、より強くつながり「オールひかり」によるまちづくりの推進が必要となります。

■ また、車の両輪に例えられる議会と行政においては、まちの未来の姿（目標）の共有を図りつつ、地方自治における役割と責任を自覚したうえで、市民に分りやすく、そこにたどり着くための政策（手段やルート）について議論を深めていくことが求められています。

【基本方針】

将来にわたり、豊かに暮らし続けられる持続可能なまちづくりに向けて、市民参画のもと、地域団体や事業所等が相互の信頼関係によってより強くつながる「オールひかり」のまちづくりを進めます。

また、市民・議会・行政等の役割分担を明確にしつつ、一層の連携・協力を図ることで、信頼関係の構築を進めます。

【施策展開の方向】

(1) 市民参画機会の確保・充実

市民との「対話」によるまちづくりを基本に、市民からの意見や提言を市政に反映する仕組みを確保するとともに、「新しい生活様式」を踏まえた多様な「対話」手法を検討するなど、若者から高齢者まで、誰もが市政に参画しやすい環境づくりと機会の確保・充実に努めます。

また、各種審議会等における公募委員の拡充に努めるとともに、政策形成過程におけるパブリックコメントや市民を交えたワークショップ等の積極的な実施に努めます。

さらに、高度で専門的な知識や技能を有する人々の主体的なまちづくりへの参画を促進します。

(2) 地域と行政との協働の推進

多様化・複雑化する地域課題等について、地域や団体等とともに課題解決に取り組む協働事業提案制度による支援をはじめ、地域と行政とをつなぐ窓口となる「地域担当職員」や、市職員の積極的な地域づくりへの参画を推進するなど、引き続き、地域と行政との協働によるまちづくりを進めます。

(3) 市民と議会・行政との信頼関係の構築

目まぐるしく変化する社会情勢の中で、本市の目指すまちの姿の実現に向けて、市民と議会や行政等の役割を明確にし、信頼関係に基づくまちづくりを推進します。

また、市議会における議論の状況を市民に的確に伝え共有を図るなど、多様な手法による情報発信に努めます。

さらに、住民主権の根幹である選挙の投票率の向上に向けて、新たな有権者となった若年層への選挙啓発や有権者の関心を高める取組のほか、感染症対策等の実施など、投票しやすい投票環境の整備に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
各種対話事業の推進						企画調整課
各種審議会等への公募の拡大						関係各課
パブリックコメント制度の実施						企画調整課 関係各課
地域との協働の推進						地域づくり推進課 関係各課
市議会を通じた情報発信の推進						関係各課
若年層への選挙啓発の実施						選挙管理委員会事務局

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①各種対話事業の開催回数	1 回	5 回
②委員を公募している各種審議会等の割合	27.3%	30.0%
③選挙に関する出前講座の実施回数	2 回	10 回

※近況値出典【年度】：①企画調整課【3】（市民対話集会の代替事業を含む。）

②総務課【2】

③選挙管理委員会【2】

★ 政策2 シティプロモーションの推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 少子高齢化や人口減少が進行する中、本市がその名のごとく「“光” 輝くまち」であり続けるためには、市内外から「ヒト・モノ・カネ・情報」などの資源の獲得とともに、市内で活用していく仕組みづくりが求められています。

■ 本市では、まちの魅力の発掘・発信を目的とした施策展開とともに、まちへの愛着感の醸成やイメージの向上・ブランド化といった独自の価値づくりを通じて、市民の幸福度の向上につなげていく、様々なプロモーション活動を進めてきました。

■ 令和2年12月に実施したプロモーション活動への協力者やコミュニティ活動等への参加者を対象とした「まちへの愛着」と「まちづくりへの参画」に関するアンケート調査では、約9割の人が本市に愛着を感じると回答し、市民アンケートと比べて2割以上高いことから、まちの愛着感の醸成が市民のまちづくりへの参画意欲の向上につながっていくことが分かります。

■ 一方、人口減少が急速に進行する中、まちづくりの原動力である「まちの担い手」の減少が大きな課題のひとつであることから、「光市の日常」に共感する移住者や関係人口などの本市の活力源となり得る市外からの「人財」との関係性を築き、まちづくりへの参画へつなげていくため、本市ならではのライフスタイルや独自の都市ブランドの確立とともに、継続的な情報発信が求められています。

■ 令和2年9月に国土交通省が実施した、関係人口に関する「地域との関わりについてのアンケート」では、三大都市圏（首都、名古屋、大阪）に居住する18歳以上の約2割が関係人口として特定の地域を訪問している一方、約8割が現住地での地域活動に参加したことがないと回答していることから、「まちの担い手」として継続的な関係性を構築するためには、3つの都市宣言の理念や「やさしさ」に基づくプロモーション活動の展開とともに、まちの特性を理解、共感を得ることが必要不可欠となっています。

【基本方針】

市民のまちへの愛着感を醸成していくことにより、「まちのセールスマン」としての意識や意欲の向上につなげていくためのプロモーション活動を推進します。

また、まちの特性や魅力を独自のブランドとして市民と連携して発信することにより、「まちの担い手」となる幅広い世代の人財をまちに呼び込むとともに、持続可能な関係性の構築につなげます。

【施策展開の方向】

(1) 市民と連携したプロモーション活動の展開

市民がプロモーション活動に主体的に参加できる意識を醸成し、まちづくりへの参画意識や、知人や友人に向けた本市の推奨意欲を高めることを目指したプロモーション活動を展開します。

また、地域コミュニティ組織や市民活動団体などと連携しながら、様々な媒体を通じて、まちのイメージの向上や活性化につながる取組を発信するなど、市民や団体が展開するプロモーション活動を支援します。

(2) 「選ばれるまち」を目指す情報発信

プロモーション活動を交流人口の拡大や移住の促進につなげていくためには、全国の関係人口に、まちの特性を理解・共感してもらうことが効果的であることから、3つの都市宣言の理念や「やさしさ」に基づく本市ならではの魅力を、ふるさと光広援寄附金（ふるさと納税制度）をはじめ様々な媒体を通じて積極的に発信します。

また、まちの魅力の発信にあわせて「光市ならではのライフスタイル」を提案し、本市での趣味活動の体験やイベント等への参加を促進し、地域活動の運営や就労などの「まちの担い手」としての持続的な関係性の構築を目指します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
まちへの愛着感の醸成につながる事業の実施						広報・シティプロモーション推進室
「光」に特化した事業の実施						広報・シティプロモーション推進室 関係各課
市民や団体と連携したプロモーション活動の実施						広報・シティプロモーション推進室
ふるさと光広援寄附金の充実						広報・シティプロモーション推進室

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①光市に愛着を持っている市民の割合	71.9%	75.0%
②本市への訪問経験があるふるさと光広援寄附金寄附者の割合	24.7%	30.0%
③直近3年間におけるふるさと光広援寄附金の継続寄附者数【再掲】	77 人	100 人

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【3】

②広報・シティプロモーション推進室【3】

③広報・シティプロモーション推進室【30～2】

○ 政策3 市民目線に立った行政サービスの推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 市民目線に立った政策の立案、変化する社会経済情勢に的確に対応した施策の実行の検証・改善のため、市民満足度の的確な把握が重要となっています。

■ このため、毎年実施するまちづくり市民アンケート調査により、市政に対する「満足度」のほか「重要度」を把握し、市民ニーズ（期待度）を分析することで、選択と集中による効果的・効率的な都市経営を推進しています。

■ このほか、「市民対話集会」や「市長と気軽にミーティング」など、多様な広聴機会を通じた市民ニーズの把握に努めるとともに、ホームページの充実やSNSの活用、広報紙の発行、出前講座などによって、分かりやすく、適切な市政の情報提供に努めています。

■ また、市民の利便性を図る取組として、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付や市税等の納付、市民課窓口におけるAI多言語翻訳機の導入、窓口番号案内システムの設置、行政手続における押印の廃止など、時代のニーズに即した行政サービスの提供に努めています。

■ こうした中、ICTを活用したシステムやサービスの普及により、情報発信の充実・強化が求められるとともに、市民ニーズに対応した適切な情報提供が求められています。

■ 一方、厳しい財政状況の中、「未来」を見据えてまちづくりを進化させる観点から、投資的な財政出動も視野に入れながら、効率的かつ効果的な行政運営が不可欠です。

【基本方針】

各種アンケート調査や対話などによる市民ニーズの把握や、ICTをはじめとした多様な媒体による情報発信・受信体制の強化など、多様な機会や手段を用いた広報・広聴活動の充実に努めます。

また、市民満足度を踏まえた施策展開を進めるとともに、市政運営全般にわたり、市民の立場に立った「おもてなしの心」による窓口サービスの向上や、時代のニーズに対応した市民サービスの向上に努めます。

【施策展開の方向】

（１） 広報・広聴活動の充実

より多くの市民に市政情報を発信するため、「広報ひかり」やホームページ、SNSなど、それぞれの特性を活かした広報活動の展開に努めます。

また、災害時をはじめ社会生活に必要な情報について正しい情報を発信するなど、市民の行政手続きや行動の迅速化につなげます。

さらには、市民アンケートの定期的な実施による市民意識や市民ニーズの把握に加えて、「市民対話集会」や「市長と気軽にミーティング」など、あらゆる機会を通じた広聴活動の充実に努めます。

（２） 情報公開の推進

市政に関する情報を的確に市民に提供するなど、市政への市民の理解と信頼を深めるとともに、公正で開かれた市政運営を推進するため、個人情報の保護にも配慮しながら、情報公開制度の周知と活用にあつめます。

さらには、各種審議会などの附属機関における会議内容の公開を推進するとともに、情報公開総合窓口の充実を図ります。

（３） 市民本位のサービス提供

行政手続に伴う申請や届出、施設予約の電子化をはじめ、様々な行政事務におけるペーパーレス化に積極的に取り組むなど、市民サービスの充実・改善を図る取組を推進します。

また、来庁者が分かりやすく、訪れやすい、可能な限りワンストップで対応できる「おもてなしの心」を持ち合わせた窓口づくりに努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
広報活動の充実						広報・シティプロモーション推進室
広聴活動の充実						企画調整課
まちづくり市民アンケートの定期的な実施						企画調整課
情報公開の推制度の周知と活用						総務課、関係各課
情報公開総合窓口の充実						総務課、関係各課
コンビニエンスストアを活用した行政サービスの提供						市民課 収納対策課 高齢者支援課 情報推進課
総合的な案内機能の充実と市民サービスの向上						総務課 関係各課
ホームページの充実						広報・シティプロモーション推進室 情報推進課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①まちづくり市民アンケートの回収率	52.0%	55.0%
②各種対話事業の開催回数【再掲】	1 回	5 回

※近況値出典【年度】：①企画調整課【3】

②企画調整課【2】

● 重点目標 2 持続可能な都市経営のために

★ 政策 1 広域行政と連携・交流の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 地方分権改革と地方創生の推進は、地方都市が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、国等の権限・財源の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を通して、地域の実情やニーズを踏まえた特色ある取組を展開することが可能となります。

■ 本市では、消防、ごみ処理、汚水処理等の事務については、関係市町との連携による広域行政の展開とともに、市域を越えた行政需要や課題への対応など、事務処理の適正化、効率化を図っています。

■ また、複数の自治体が協定を結び圏域全体で必要な生活機能を確保しようとする定住自立圏構想や都市間で事務分担や政策分担を可能とする連携協約といった相互協力の仕組みなど、多様な連携の形があり、本市として単独の活性化に加えて、近隣市町との有機的な連携による活性化について考えていくことも必要となっています。

■ 都市間交流については、平成 10 年に旧光市と千葉県旧光町において「友好交流の誓い」を交わした千葉県横芝光町との交流をはじめ、日本の森・滝・渚全国協議会や古代山城サミットなど、自然や歴史といった共通の資源やテーマを有する都市との交流についても、定期的に実施しています。

■ 少子高齢化や人口減少が進む中、あらゆる地域課題に行政だけで対応することは難しくなっており、民間事業者等との連携により民間活力を活用した取組も必要となっています。

■ 地方独自の資源を活かして自立的で持続的な地域社会をつくる地方創生において、地方の一層の創意工夫が求められており、人を惹きつける「選ばれるまち」を目指した独自の魅力づくりとともに、様々な都市との交流により、まちの魅力や個性をお互いに高めていく必要があります。

【基本方針】

関係市町との連携のもと、相互に適切な役割分担を行いながら、広域的な行政課題に対応できる体制を強化するとともに、消防、ごみ処理、汚水処理などの共同処理事務を効果的に展開するなど、事務処理の適正化、効率化を図ります。

また、地域の活性化を図るため、様々な行政分野間において、都市間や民間事業者等との交流・連携を深めます。

【施策展開の方向】

（１） 地方分権の推進と国・県との連携強化

行政手続の権限移譲に伴い、市民にとっても申請窓口がより身近となり、審査や認定に要する時間を短縮できるなど、そうした市民の利便性やサービスの向上につながる事務については、引き続き、事務権限の積極的な受入れを進めます。

また、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会の構築を目指す地方創生については、「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本計画に包含し、国・県等との連携しながら、積極的に推進します。

（２） 共同処理事務の推進

市域を越えた行政需要や課題に対応する消防、ごみ処理、汚水処理などの共同処理事務を効果的に展開するため、関係市町との密な連携とともに、相互の役割分担を行いながら、広域的な行政課題に対応できる体制の強化を図ります。

（３） 広域行政の推進

周辺市町との連携・協力による広域行政の展開に加え、住民相互や企業、団体間の交流・連携を促進するなど、引き続き、地域の特性を活かすことで、周辺市町を含めた地域全体の発展と市民サービスの向上を図ります。

また、千葉県横芝光町との友好交流を推進し、住民相互の交流を促進します。

（４） 民間活力の活用

民間事業者等とも様々な行政分野において包括的な連携を図るとともに、民間と行政の強みを生かし、協力しながら地域課題に対応していくことにより、さらなる地域の活性化を目指します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
国・県からの各種権限の移譲	→	→	→	→	→	総務課 関係各課
地方自治制度に関する調査・研究	■	■	■	■	■	企画調整課 総務課
地方提案型制度への提案や国のモデル事業等の活用	→	→	→	→	→	企画調整課 関係各課
地方創生の推進	→	→	→	→	→	企画調整課 関係各課
共同処理事務の推進	→	→	→	→	→	関係各課
周南圏域などの広域事業の推進	→	→	→	→	→	企画調整課 関係各課
広域的な施設の相互利用の推進	→	→	→	→	→	関係各課
市民や団体相互の広域交流の促進	→	→	→	→	→	企画調整課 関係各課
包括連携協定の締結	→	→	→	→	→	企画調整課 関係各課
千葉県横芝光町との交流の推進	→	→	→	→	→	企画調整課 関係各課
固有の地域資源などをテーマとした交流・連携策の調査・研究	■	■	■	■	■	企画調整課 関係各課
「古代山城サミット」への参加	→	→	→	→	→	文化・社会教育課
「日本の森・滝・渚全国協議会」参加自治体との連携強化	→	→	→	→	→	環境政策課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①地方提案型制度への提案件数 (累計)	3 件	3 件
②千葉県横芝光町との友好交流の認知度	22.0%	25.0%

※近況値出典【年度】：①企画調整課【3】（目標値は R4～R8 までの累計）

②市民アンケート【3】

★ 政策2 デジタル化の推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 国においては、デジタル技術の活用や官民協働を軸として、行政の縦割りや国と地方、官と民といった枠を超えて、行政サービスはもとより、行政のあり方そのものの改革を目指す「デジタル・ガバメント」を実現するため、デジタル庁設置法案や地方公共団体情報システムの標準化などを柱とするデジタル改革関連法を令和3年5月に制定しました。

■ 県においても、令和3年1月に、県知事を最高情報責任者（CIO）とするデジタル推進体制を新たに構築し、デジタル化推進のための専門部局を設置するなど、県全体の推進体制も整備されつつあります。

■ こうした国・県の動きを踏まえて、本市においても、国が重点取組事項として示す、情報システムの標準化や共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などにより、デジタル技術を活用した行政サービスの高度化、効率化に取り組んでいく必要があります。

■ また、急速に進むデジタル化に対応できる専門的な技能を有する職員の育成や人材の確保も重要な課題となっています。

■ さらに、将来的には人とモノをつなぐIoTやロボット、AI、ビッグデータなどの革新的な技術の融合により、市民サービスに有益な新たな価値の創出や可能性が広がり、ICT技術により、経済の発展と社会的課題の解決を両立できるまちづくりが期待できます。

■ こうしたことも見据えつつ、デジタル化に対する国の動きを注視するとともに、デジタル機器の利用に不慣れな高齢者等へも十分配慮していく必要があります。

【基本方針】

行政サービスのデジタル化による市民生活の利便性の向上やICT基盤の強化とともに、先端技術の活用による行政事務の効率化・高度化を推進し、すべての市民が快適な生活を送ることができるよう、デジタル格差の解消に努めます。

また、「Society5.0」に向けた社会の発展に寄与する情報通信技術を活用しながら、行政運営の高度化・効率化に伴う持続可能な社会の実現を目指します。

【施策展開の方向】

(1) 行政事務の見直しと利用者中心の市民サービス向上

行政手続に伴う申請や届出のオンライン化をはじめ、安定的な行政サービスの維持・提供とともに、マイナンバーカードの普及と利活用など、市民の利便性の向上を目指した取組に努めます。

また、高度な情報化に対応できる、情報セキュリティ対策を進めます。

このほか、行政手続のオンライン化により、デジタル機器を利用することが不慣れな市民に生じるデジタル格差への対応についても検討します。

(2) 情報システムの標準化・共通化

国が主導するデジタル・ガバメント実行計画に基づき、基幹業務系情報システムの標準化・共通化への移行を進めます。

(3) ICT基盤の強化と充実

市民等の利便性の向上に資するデジタル化を推進するとともに、様々な行政事務においては、ペーパーレス化に積極的に取り組み、デジタルツールによる情報・知識の共有を図るなど、「新しい生活様式」にも対応可能なICT基盤の強化に努めます。

(4) 情報発信・収集手段の強化と充実

スマートフォンやSNS等の普及状況等も踏まえ、幅広い世代へ効果的に情報発信を行うための手段や、安全・安心で快適な市民生活を守るため、市民が手軽に市に通報や連絡ができる仕組みを構築します。

(5) 先端技術の調査・研究

「Society5.0」を踏まえ、人とモノをつなぐIoTやAI、ロボットやドローン等の先端技術について、本市でも利用可能な「未来に向けた先端技術等の調査・研究」を進めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
行政手続きのオンライン化						情報推進課 関係各課
マイナンバーカードの普及・利活用						市民課 関係各課
行政情報システムのセキュリティ対策強化						情報推進課
市民活動団体が開催するICT講習会実施の支援						地域づくり推進課
情報システムの標準化・共通化						情報推進課 関係各課
公衆無線LANの整備						情報推進課 関係各課
情報受発信手段の充実						情報推進課 広報・シティプロモーション推進室 関係各課
AIやRPA等の業務への活用検討						情報推進課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①情報発信サービスの登録件数（累計）	3,645 件	5,000 件
②オンライン化した行政サービス数（累計）	22 件	31 件

※近況値出典【年度】：①情報推進課【3】

②行政経営室、情報推進課【3】

○ 政策3 組織力の強化と人材育成

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 人口減少と少子・高齢化、予測困難な自然災害や感染症の蔓延などにより、日々の暮らしや働き方の急激な変化への対応とともに、社会経済情勢がめまぐるしく変化する中、柔軟、かつ迅速に対応できる行政の組織体制の構築と職員の育成が求められています。

■ 本市では、これまで、「光市人材育成基本計画」に基づき、職員の資質や能力の向上はもとより、意識改革や人間的成長を目的とした人材育成に取り組むとともに、「第3次光市行政改革大綱」に基づく政策や事務事業の評価・検証を行う行政評価システムの構築など、効率的で質の高い行政経営の実現に努めてきました。

■ 今後は、多様化する市民ニーズや時代に即した利便性の高い行政サービスを適切な量と質で提供していくために、職員個人の能力開発に加え、縦割り型行政からの脱却による組織横断的な課題解決の手法を取り入れるなど、これまで以上に、課題解決に向けた取組の強化を図っていく必要があります。

■ また、まちづくりに多様な視点や創意工夫等をもたらすためには、これまで以上に女性職員の主体的な市政への参画が重要かつ不可欠であることから、令和4年3月に策定した「光市人材育成・女性活躍推進計画」に基づき、女性をはじめとする全ての職員が活躍できる組織の構築が求められています。

■ さらに、近年の人口減少等を踏まえ、既存事業の見直しや職員の適正配置、政策の実現、課題解決に向けた組織体制の強化など、「チーム光市」が一丸となって市民福祉の向上に努めていく必要があります。

■ なお、「民間にできることは民間に」の視点から、業務の民間委託などを積極的に進めるとともに、市民サービスの向上と効果的・効率的な行政経営を推進していく必要があります。

【基本方針】

社会情勢の急激な変化にも柔軟かつ迅速に対応できるよう、時代に即した活力ある組織、職場づくりの推進とともに、職員一人ひとりの意識や能力の向上に資する職員研修等の充実を図るなど、これまで以上に女性の活躍をはじめ、全ての職員が能力を最大限発揮できる環境の整備に努めます。

また、「最少の経費で最大の効果」を上げることが念頭に、市民サービスの向上につながる民間活力の導入に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 意欲あふれる柔軟な人づくり

令和4年3月に策定した「人材育成・女性活躍推進計画」に基づき、急激に変化する時代の要請や市民ニーズに意欲的かつ的確に対応できる職員の育成に努めます。

また、職制や職責に応じた職員研修の計画的な実施により、職員の資質や能力の向上と意識改革の推進とともに、人事評価制度の適切な運用や女性職員の能力を活かすための環境整備などを実施することで、多様化する行政課題にも柔軟に対応できる人材の育成に努めます。

(2) 組織力の強化と全ての職員が活躍できる組織の構築

ワークライフバランスの推進、男女分け隔てない人員配置等により、すべての職員が働きやすい職場環境の中で、その能力を十分に発揮できる組織運営に努めます。

また、女性が主体的に市政に参画することで、女性ならではの視点や創意工夫を反映するとともに、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等のハラスメント相談体制の充実を図ることにより、男性も含めた全ての職員が、いきいきと輝き活躍できる組織の構築に努めます。

(3) 適正な定員管理と民間能力の活用

事務事業の見直しや組織の合理化等による職員の適正配置に努めるとともに、地方分権や地方創生、権限移譲等の状況や定年延長などの職員を取り巻く労務環境の状況に注視しながら、時代に即した適正な定員管理を行います。

また、行政が直接実施するよりも効果的かつ効率的に展開できる専門的・定型的業務については、サービスや行政責任の確保等に十分留意し、民間への委託を推進します。

さらに、市民サービスの向上と経費の削減を図るため、指定管理者制度の効果的な活用にあ努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光市人材育成・女性活躍推進計画の推進					計画中間見直し	総務課
職員の資質向上に向けた階層別研修・専門研修の実施						総務課
人事評価制度の適正運用						総務課
時代に即した組織の構築						総務課
時間外勤務の削減など働きやすい職場環境の醸成						総務課
パワハラ・セクハラ等ハラスメント相談支援体制の充実						総務課
適正な定員管理の実施	定員管理計画 検討	策定	実施			総務課
定年延長制度への対応						総務課
指定管理者制度の活用						行政経営室 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①部局横断によるプロジェクトチームによる市長への報告件数（累計）	1 件	5 件
②職員数	378 人	逡減

※近況値出典【年度】：①企画調整課【2】（目標値は R4-R8 の累計）

②総務課【3】

○ 政策 4 持続可能な行政経営の確立

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 人口減少や新型コロナウイルス感染症に伴う経済・産業活動の縮小が税収入の減少を招く一方、高齢化により避けては通れない社会保障関係経費の増大とともに、新型コロナウイルス感染症対策や「新しい生活様式」への対応に要する新たな財政支出が見込まれるなど、将来的な地方財政を取り巻く環境は、これまで以上に厳しさを増していくことが予測されています。

■ 平成 29 年度予算編成から市税や地方交付税など使途が特定されていない一般財源に特定財源を加えた額の範囲内で予算を編成する一般財源配分方式を導入し、基金に頼らない予算編成手法への転換を図りました。

■ 個人市民税や法人市民税などの市税収入の減少が見込まれる中、安定した新たな財源の確保として、令和 2 年 7 月より、島田川の豊かな恵みを活用し、山口県企業局に工業用水として供給する光市自家用工業用水道事業を開始しました。

■ また、防災指令拠点整備事業や「光駅拠点整備基本計画」に基づく光駅周辺地区拠点整備事業など、市民の生活に不可欠な大型事業に取り組むため、これまで以上に健全で安定的な財政運営を行う必要があります。

■ 併せて、人口減少問題、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費の増大が課題となる中、20 年後の財政状況を見据えた戦略的で長期的な行政経営の視点や、前例や既存の概念にとらわれない柔軟な発想により、持続可能で強固な財政基盤の確立が求められています。

■ そうしたことを踏まえ、令和 3 年度より新たに行政経営室を設置し、持続可能で健全な行財政基盤を築くための指針となる「行財政構造改革推進プラン」に基づき、新たな財源の確保や収納対策の推進を図るとともに、さらなる事業の選択と集中により、市民サービスの最適化を図り、中・長期にわたり持続可能な行政運営と財政構造を構築していく必要があります。

【基本方針】

人口減少下においても持続可能な行政運営と財政構造の構築を図るため、「行財政構造改革推進プラン」に基づく中・長期な視点から、柔軟な発想による戦略的な行財政改革に取り組み、自主財源の確保や市民サービスの最適化に努めます。

【施策展開の方向】

（１） 財政運営の効率化の推進

将来的な財政負担を考慮しながら、総合計画に基づく事業を計画的に推進するとともに、重要度や緊急度の高い事業の重点化や市民生活に密着した社会資本の整備に努めます。

また、「行財政構造改革推進プラン」に基づき、これまでの一般財源見込額を各部局に配分する手法に加え、財政調整基金からの繰入れや新たな自主財源も加味した一般財源枠配分方式による予算編成に取り組むなど、多角的な視点からの事業の選択を進め、財政負担の軽減や平準化を図るとともに、柔軟で戦略的な発想による持続可能な行財政運営に取り組みます。

さらに、地方港会計制度により作成した財務書類を今後の財政運営のための基礎資料とともに、住民や議会に対する適切で分かりやすい財務情報の開示のために活用します。

（２） 安定的な財源の確保

住民負担の公平性の観点から、課税客体の適正な把握と収納率向上対策を強化するとともに、受益者負担と公費負担の適切なバランスを考慮するなど、使用料・手数料等の受益者負担の適正化に努めます。

また、国・県からの交付金の活用や遊休財産の処分、さらにはネーミングライツ、クラウドファンディングなど新たな自主財源の創出を検討するとともに、自然災害など突発的な財政需要にも対処できるよう、財政調整基金の残高の適切な確保に努めます。

さらには、将来に向けて安定的で持続可能な財政運営を行うため、基金の創設や充実、見直しを検討し、年度間の財源負担調整を図ります。

（３） 行財政運営の検証と評価

限られた財源の効果的・効率的な配分により、成果を重視した市民満足度の高い市政運営を安定的・継続的に進めるため、総合計画に掲げる事業の検証や評価をはじめ、「行財政構造改革推進プラン」に掲げた項目の進捗管理を行うなど、市民と目標や進捗状況を共有しながら、未来を見据えた戦略的なまちづくりを推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
行財政構造改革推進プランの推進						行政経営室 関係各課
一般財源枠配分方式による予算編成の実施						財政課
税や使用料など、総合的な収納率向上対策の強化						収納対策課 関係各課
山口県企業局への工業用水卸供給事業の実施						企画調整課 水道局
基金の造成と活用・運用管理						財政課、会計課、 関係各課
第3次光市総合計画の推進						企画調整課
光市総合計画等の評価・検証の実施と進捗状況の公表						企画調整課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①行財政構造改革推進プラン取組項目の実施率	—	100.0%
②市税収納率(年度)	96.1%	%
③実質公債費比率(年度) ◆地方創生SDGsローカル指標 17.4.1	7.0%	10.0%未満
④財政調整基金の額	23.5億円	20.0億円以上

※近況値出典【年度】：①行政経営室【3】(4から計画開始)

②収納対策課【2】

③総務省「地方財政状況調査関係資料」【2】

④財政課【2】

収納率向上対策推進プランを策定中のため現時点では目標値は未決定。
なお、8月には目標値を設定予定。
(3-1-7の国保税収納率も同様)

★ 政策5 公有財産の管理と活用

【関連するSDGs】



【現状と課題】

■ 本市では、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長に伴う急激な人口増加を背景に、小・中学校や市営住宅など多くの公共施設を整備しており、建築後30年以上が経過した老朽化施設が6割を超えています。

■ 人口減少や少子高齢化が進行する中、将来的な財政負担を軽減し、次世代に多大な負担を強いることのないよう、公共施設の計画的な再編や効率的な利用を進めるとともに、持続可能な行政運営に向けて市有財産の有効活用を図るなど、既存ストックの戦略的かつ効率的な活用が求められています。

■ こうした中、本市では、将来を見据えた長期的な視点に基づき、平成28年度から令和17年（2035年）度までの20年間で、公共施設等の建物の総延べ床面積を20%縮減することを目標とした「光市公共施設等総合管理計画」を定め、将来的な財政負担や行政需要等に応じた公共施設の質、量の最適化に取り組んでいます。

■ 総延べ床面積に占める割合が6割を超える学校施設と市営住宅については、重点的に取り組む必要がありますが、こうした市民生活に直接影響のある公共施設の再編等については、市民とともに施設のあり方を検討しながら、利用者や関係者への丁寧な説明に努めるなど、真摯な取組が求められています。

■ また、「光市学校施設長寿命化計画」や「光市営住宅等長寿命化計画」など、統廃合等による総延べ床面積の縮減を基本とした個別施設計画を策定し、中・長期的な維持管理コストの縮減と平準化に取り組んでいます。

■ 人口減少の進行が予想される中、持続可能なまちづくりを進めていくため、活用予定のない遊休財産については計画的な処分等を進めるとともに、「光市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来を見据えた長期的な視点から、公共施設の適正規模・適正配置を進めていく必要があります。

【基本方針】

次世代に多大な負担を強いることのない持続可能なまちづくりにつなげるため、人口減少社会を見据えた公共施設の適正配置とともに、「光市公共施設等総合管理計画」や公共施設ごとの個別施設計画に基づく施設の再編や統廃合等を推進します。

また、遊休財産については、計画的な処分を進めるとともに、民間事業者への貸付けなど、有効な活用に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 公共施設マネジメントの推進

「光市公共施設等総合管理計画」や公共施設ごとの個別施設計画に基づく再編や統廃合等を進めるとともに、公共施設等整備基金への継続的な積み立てを行うなど、公共施設の更新等に係る財政負担の軽減や平準化を図ります。

また、個別施設計画に基づき、中・長期的な維持管理コストの縮減と平準化を踏まえた計画的な改修・更新に努めます。

(2) 遊休財産の処分と活用

市が保有する遊休財産の計画的な処分を行うとともに、民間事業者などへの貸付けを行うことにより、維持管理費の削減や賃料収入の確保に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
公共施設マネジメント事業の推進						行政経営室 関係各課
遊休財産の処分・有効活用の推進						財政課、関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①公共施設等のうち建物の総延床面積	203,408.01 m ²	187,924.76 m ²
②市有地の売却額 (累計)	4 億 914 万円	2 億円

※近況値出典【年度】：①行政経営室【2】

②財政課【2】(H29-R2 累計)、目標値は R3-R8 の累計

第8章 財政計画

第3次光市総合計画に掲げた各種施策の実効性を確保するとともに、将来にわたる健全財政を確保するため、計画期間における財政のフレーム（総枠）について設定します。

この財政計画は、令和4年度当初予算額を基礎として、国の経済見通しや、現時点で判明している制度改正などを反映し、次に掲げる一定の仮定のもとで試算します。このため、今後の社会経済情勢や地方財政制度の動向に左右されることがあります。

なお、財政計画については、行財政構造改革推進プランにおいて明記するとともに、毎年度、行動計画の中で見直しを行います。

【歳入】

費 目	推 計 方 法
市 税	令和4年度当初予算額をベースに、個人市民税及び法人市民税は、税制改正等の影響を考慮して推計するとともに、固定資産税及び都市計画税は3年ごとの評価替え等を勘案して推計
地方譲与税・交付金	令和4年度当初予算額をベースに推計
地方交付税	普通交付税は、令和4年度当初予算額をベースに、既発債の算入予定額に新発債の発行見込額に係る公債費算入見込額や市税等の影響を勘案して推計
国・県支出金	令和4年度当初予算額をベースに、事業費に連動して推計
繰入金	財源不足額を補填するため財政調整基金や減債基金の繰入金等を見込んで推計
市債	主要事業の実施に伴う発行額を事業費に連動して推計
その他	分担金及び負担金や、使用料及び手数料、諸収入などを、令和4年度当初予算額ベースで推計

【歳出】

費 目	推 計 方 法
人件費	令和4年度当初予算額をベースに、通常の退職と採用等を見込んで推計
扶助費	令和4年度当初予算額をベースに、現行制度が存続するものとして、近年の平均変動率を勘案して推計
公債費	既発債の償還予定額に、普通建設事業費や臨時財政対策債に連動した新発債の償還額を加味して推計
補助費等	令和4年度当初予算額をベースに、公営企業や一部事務組合における公債費等を勘案して推計
繰出金	令和4年度当初予算額をベースに、各種計画や現行の制度、人口推移などを勘案して推計
投資的経費	令和4年度当初予算額のうち、大型事業を除いたものを通常の事業費とし、各年度に必要と思われる大型事業経費を見込んで推計
その他	物件費や維持補修費、投資及び出資金、貸付金など、令和4年度当初予算額をベースに推計

第9章 地域別整備計画等

今後さらなる人口減少・少子高齢化の進行が見込まれる中、本市で心豊かに暮らす人々の笑顔があふれるまちを実現するためには、活力と魅力あふれる地域社会の創出とともに、地域間の役割分担と相互連携を図りながら、それぞれの地域が有する特性を活かした施策の展開が重要となります。

こうしたことから、本計画における分野別計画に基づく総合的な施策の展開とともに、地域の課題や特性に応じた地域別の振興方針を示すことにより、市民との協働によるまちづくりを推進します。

1 地域別整備計画

(1) 目的

共通する地域特性や地理的条件、都市機能や地域コミュニティの状況等に加え、地域の特性を踏まえた地域振興に関する方向性を示すことにより、各地域の発展や振興に寄与するとともに、本市が目指す「ゆたかな社会」の実現につなげていくものです。

(2) 地域の設定

「光市都市計画マスタープラン」及び「光市立地適正化計画」に掲げる地域の設定を勘案し、市域を東部・西部・南部・北部の4つの地域に区分して設定します。

- ・ **東部地域** : 岩田、三輪、塩田、東荷、岩田立野地区
- ・ **西部地域** : 浅江、島田地区
- ・ **南部地域** : 室積、光井地区
- ・ **北部地域** : 三井、周防、上島田地区



(3) 地域別の整備計画

東部地域

【人口等の動向】

東部地域の人口は、平成 27 年度末には 7,100 人から令和 2 年度末の 6,523 人と、約 8.1%減少しており、世帯数については平成 27 年度末の 3,086 世帯から令和 2 年度末の 3,035 世帯と、約 1.7%減少しています。

また、高齢化率については、市全体の 35.7%に対して 43.5%となっている一方、年少人口割合は、市全体の 11.3%に対して 8.9%となるなど、市全体よりも少子高齢化が進行しています。

(住民基本台帳：令和 3 年 3 月末現在)

地区	人口	世帯数	年少人口（15 歳未満）		高齢者（65 歳以上）		人口増加率 (R3/H28)
			人数	割合	人数	割合	
岩田	2,766	1,253	266	9.6%	1,089	39.4%	-7.9%
三輪	2,191	998	224	10.2%	972	44.4%	-6.3%
塩田	868	460	50	5.8%	438	50.5%	-11.1%
東荷	672	312	40	6.0%	324	48.2%	-10.4%
岩田立野	26	12	1	3.8%	14	53.8%	-16.1%
合計	6,523	3,035	581	8.9%	2,837	43.5%	-8.1%
光市	50,235	23,470	5,656	11.3%	17,916	35.7%	-4.2%

※年少人口及び高齢者の割合については、年齢不詳を除いて算出

【現状と課題】

幽玄な石城山をはじめとする山々に囲まれ、緑と田園風景が広がる自然豊かな東部地域は、農業基盤の整備や農地の集団化が進むなど、農業の盛んな地域であり、また、歴史的・文化的資源も数多く散在しています。

東荷地区にオープンした農業振興拠点施設「里の厨」は、令和 3 年 7 月に 10 周年を迎え、令和 2 年 3 月 28 日には来客数が 200 万人を突破するなど、農業振興だけでなく地域活性化にも不可欠な施設となっています。今後とも、「里の厨」を中心に 6 次産業化の推進や新たな特産品の開発に取り組むとともに、ほ場整備や新規就農者への支援に努めるなど、持続可能な農業の推進が求められています。

また、塩田地区には、重要文化財である石城神社本殿や国指定史跡の石城山神籠石、東荷地区には県指定有形文化財の旧伊藤博文邸など、多くの歴史的資源を有しており、「里の厨」など、様々な施設との連携を深めながら、観光と農業体験を踏まえた体験型観光への期待が高まっています。

さらには、行政施設や医療・福祉施設、コミュニティ施設や交通・商業施設など、多様な都市機能がコンパクトに集積した「岩田駅周辺地区」は、東部地域の生活を支える地域の拠点として、人口減少下においても誰もが安心して住み続けられる、コンパクトなまちづくりが期待されています。

【整備の方向】

1 誰もが安心して住み続けられる、快適で便利なまちの形成

大和支所をはじめ大和コミュニティセンター、図書館大和分館の機能を集約した複合型施設として、平成31年4月に新たに大和コミュニティセンターがオープンし、令和3年6月には、隣接地に整備された岩田駅前住宅が供用開始となるなど、大和総合病院を中心とした地域医療の確保とともに、コンパクトに都市機能が集積した「岩田駅周辺地区」の特性を活かした、生活利便性の高い地域拠点の形成に努めます。

また、地域住民の生活道路であり、学生の通学路でもある主要地方道、県道68号光日積線については、自動車をはじめ自転車、歩行者の安全確保に向けた道路改良が進むなど、地域の交通安全を高める道路環境の整備に向けて、引き続き、県への要請や協議等を進めます。

さらには、中山間地域における持続可能なまちづくりの基盤となる公共交通体系を維持するため、岩田駅を中心に、バスや鉄道を接続する交通結節機能の強化を図るなど、地域で豊かに暮らし続けることができる公共交通ネットワークの構築に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
コンパクトなまちづくりモデル事業の推進 (岩田駅周辺地区)						都市政策課 関係各課
大和地域への民間診療所誘致による医療体制						健康増進課
市立病院の医師確保の推進						病院局
大和総合病院における在宅医療等の充実						病院局
市営バスの運行						公共交通政策課

2 多様な地域資源の保全と、歴史・自然を活かしたグリーン・ツーリズムの推進

石城神社本殿をはじめ石城山神籠石、旧伊藤博文邸など多くの歴史・文化資源や石城山、伊藤公記念公園に代表される良好な自然景観、さらには、集客力の高い「里の厨」等を有効に活用するなど、多様な地域資源と連携を図りながら、地元農家との交流や栽培・加工体験等を通じた特色あるグリーン・ツーリズムの推進に努めます。

また、こうした多種多様な歴史・文化資源、自然環境といった特色ある観光資源を次世代に継承するとともに、継続した観光誘客を推進するため、地域資源の適切な管理に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
石城山神籠石の保存・管理						文化・社会教育課
石城山史跡の保存・活用						文化・社会教育課
伊藤公記念公園の活用						文化・社会教育課 関係各課
観光資源のネットワーク化の推進						商工観光課
体験型コンテンツの創出・展開						農林水産課 商工観光課
通年型イベント（花・歴史）の開催						商工観光課 都市政策課

3 地域特性を活かした農業や工業など産業の振興

田布施川や東荷川流域で展開される農業や大和工業団地を中心とした工業など、多様な地域産業の振興を図るため、産業活動の基盤となる道路網の整備とともに、農地の荒廃や農作物被害を招く有害鳥獣への対策に努めます。

また、雇用の受け皿となる中核経営体の経営基盤強化など経営継承対策をはじめ、I C T 技術を活用した「スマート農業」による効率化・省力化に取り組みます。

さらには、「里の厨」や地域の農業法人を中心に、地元産農産物の地産地消や生産流通体制の確立をはじめ、学校給食への食材の提供に努めるなど、商工業などの他事業者との有機的連携による新商品や特産品の開発を推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
農業用施設の長寿命化						農林水産課
鳥獣被害防止計画の推進						農林水産課
中核経営体の経営基盤の強化						農林水産課
「里の厨」を中心とした地域農業の振興						農林水産課
光市地産地消プランの推進						農林水産課 関係各課
地元産農産物の高付加価値化の促進						農林水産課

地域別整備計画図 － 東部地域 －



西部地域

【人口等の動向】

西部地域の人口は、平成 27 年度末には 18,912 人から令和 2 年度の 1,8674 人と、約 1.3%減少しており、世帯数については平成 27 年度末の 8,470 世帯から令和 2 年度末の 8,659 世帯と、約 2.2%増加するなど、人口は減少しながらも、世帯数は増加しています。

また、高齢化率については、市全体の 35.7%に対して 32.9%と、市全体よりも低い水準にある一方、年少人口割合は、市全体の 11.3%に対して 13.4%となっており、市全体よりも高い水準にあります。

(住民基本台帳：令和 3 年 3 月末現在)

地区	人口	世帯数	年少人口（15 歳未満）		高齢者（65 歳以上）		人口増加率 (R3/H28)
			人数	割合	人数	割合	
浅江	14,802	6,873	1,953	13.2%	5,020	33.9%	-0.9%
島田	3,872	1,786	540	13.9%	1,128	29.1%	-2.6%
合計	1,8674	8,659	2,493	13.4%	6,148	32.9%	-1.3%
光市	50,235	23,470	5,656	11.3%	17,916	35.7%	-4.2%

※年少人口及び高齢者の割合については、年齢不詳を除いて算出

【現状と課題】

西部地域は、白砂青松の虹ヶ浜海岸や多様な生態系が息づく島田川など、本市を代表する豊かで潤いある景勝地として、広く市民に親しまれています。

また、島田川河口に広がる平野や丘陵部の団地を中心に市街地が連なるなど、市内で最も人口が集積した地域です。

本地域には、こうした豊かで潤いある自然に加え、臨海部の大規模工場や高度な技術水準を備えた中小企業群が集積するとともに、ショッピングモールや大型商業施設が立地するなど、商工業が発展しています。

さらには、市民ホールや地域づくり支援センターなど、本市の文化・生涯学習活動等を支える施設や令和元年 5 月に移転新築した地域医療の基幹病院である光総合病院も立地するなど、様々な分野の施設が揃っています。

一方、本市の玄関口である「光駅周辺地区」は、光駅や鉄道南北の連絡施設である虹ヶ丘跨線橋などの老朽化が著しいことから、誰にもやさしいユニバーサルデザインによる整備を進めるとともに、虹ヶ浜海岸とのつながりを感じられる自然と調和した空間かつ多様な交通手段が集まる交通の結節点として、本市にふさわしい光の玄関口となるよう、整備を進めていく必要があります。

また、災害など非常時における多重性の確保や、近隣都市との円滑かつ一体的な発展を促進するため、周南都市圏の骨格となる道路交通体系として、(仮称) 光下松間道路及び地域高規格道路（周南道路）の早期実現が求められています。

【整備の方向】

1 光駅近接エリアの整備と光総合病院への交通ネットワークの構築

光駅拠点整備基本計画に基づく「人、交通、自然をつなぐ、つながる光駅」をコンセプトに、虹ヶ浜海岸とのつながりを感じられる自然と調和した空間として、また、多様な交通手段が集まる交通の結節点として、人々がゆきかい、人々がつどい、人々がつながる交流の場となるよう、南北自由通路の更新をはじめ、南口及び北口駅前広場の機能充実・再配置、交流空間、サービス機能施設の整備等を進めます。

また、地域の急性期医療の中核病院となる光総合病院への利便性の高い公共交通網の整備とともに、県等と連携しながら、周南都市圏の骨格となる広域的な道路網の整備に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
光駅拠点整備の推進						都市政策課 関係各課
地方バス路線維持対策						公共交通政策課 関係各課
公共交通の利用促進						公共交通政策課
海水浴場集客向上対策の推進						商工観光課
救急医療体制の確保						病院局 健康増進課
虹ヶ丘森ヶ峠線、瀬戸風線の整備促進						道路河川課

2 都市の活力を支える産業の振興と異業種交流の促進

本地域に集積する高度な技術水準を備えた中小企業群のさらなる活性化に努めるとともに、産業構造の多様化を図るため、異業種交流、融合化等の事業活動を促進します。

また、商工会議所や商店会との連携による新たな商業の育成や特産品販路開拓促進、土産品のブランド認定や中小企業への融資制度など、商業・サービス業の振興に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
地域経済の活性化・商業団体等との連携強化						商工観光課
新しい工業の育成支援						商工観光課
創業・事業承継支援の推進						商工観光課
商業等に関する各種融資制度、相談体制の整備						商工観光課

3 山・川・海などの貴重な自然環境の保全と活用

白砂青松の虹ヶ浜海岸や鶴羽山などの森林、また、島田川に飛来する渡り鳥や水生生物、本市の固有種であるニジガハマギクなど、山・川・海の貴重な自然環境と、そこに息づく多様な生物の保全を図ります。

また、豊かな自然を次世代に良好な状態で継承するため、地域ボランティアとともに行う松の植栽や管理、児童生徒とともに行う環境学習や自然体験活動など、自然とふれあえる場の創出に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
海岸松林の保全						農林水産課
森林の保全						農林水産課
生物多様性の保全						環境政策課 関係各課
環境学習・自然体験学習の推進						環境政策課

地域別整備計画図
—西部地域—



南部地域

【人口等の動向】

南部地域の人口は、平成 27 年度末には 16,534 人から令和 2 年度末の 15,756 人と、約 4.7% 減少しており、世帯数については平成 27 年度末の 7,350 世帯から令和 2 年度末の 7,415 世帯と、約 0.9% 増加するなど、人口は減少しながらも、世帯数は増加しています。

また、高齢化率については 35.0% と、市全体の 35.7% と比較してやや低い水準にあり、年少人口割合についても、10.2% と市全体の 11.3% と比較してやや低い水準にあります。

(住民基本台帳：令和 3 年 3 月末現在)

地区	人口	世帯数	年少人口（15 歳未満）		高齢者（65 歳以上）		人口増加率 (R3/H28)
			人数	割合	人数	割合	
室積	8,204	4,010	699	8.5%	3,261	39.7%	-7.4%
光井	7,552	3,405	904	12.0%	2,257	29.9%	-1.6%
合計	15,756	7,415	1,603	10.2%	5,518	35.0%	-4.7%
光市	50,235	23,470	5,656	11.3%	17,916	35.7%	-4.2%

※年少人口及び高齢者の割合については、年齢不詳を除いて算出

【現状と課題】

南部地域は、先端に象鼻ヶ岬が伸びる室積半島を境として、西には白砂青松の室積海岸が広がり、東には岩場が続く伊保木海岸という対照的な景観とともに、室積港から南東約 8.4 km の沖合には本市唯一の有人島である牛島があります。こうした景色を高台から一望できる千坊山と大峯山を結ぶコバルトラインがあるなど、個性的な魅力を有する室積地区が広がっています。

また、本地域には、海、山といった豊かな自然に加え、海商通りをはじめとした歴史的、文化的資源が豊富にあるとともに、冠山総合公園や山口県スポーツ交流村、フィッシングパーク光などの多くのスポーツ・レクリエーション施設が集積しています。こうした多様な資源の連携を図ることで、総合的な交流地域としての発展が期待されています。

一方、室積海岸における砂浜の浸食が深刻化しており、自然海岸の保全に加え、後背地の住民の安全性の確保が課題となるなど、浜崖後退対策とともに、漁港施設の計画的な整備等も含めた漁業従事者への多面的な支援や後継者の確保、育成にも取り組んでいく必要があります。

光井地区には、市役所本庁舎をはじめ、総合福祉センター「あいぱーく光」、消防本部、文化センター、図書館などの行政機能や教育・文化機能が集積していますが、老朽化や耐震性など課題を抱える施設も見られます。こうした課題に対応しながら、行政・文化・教育の中心地域として、市民が利用しやすく、集い、交流できる地域の拠点づくりが求められています。

【整備の方向】

1 行政拠点としての機能充実

「市役所周辺地区」は、市役所本庁舎をはじめ、総合福祉センター「あいぱーく光」、消防本部、文化センター、図書館など行政施設や教育・文化施設など多様な施設が集積しており、行政・文化・教育の拠点として、全ての市民が利用しやすく、集い、交流できる各種機能の連携・強化を図ります。

また、あらゆる災害に的確に対応できる防災指令拠点施設を整備するなど、「市民の安全・安心の確保」につながる行政拠点として、防災機能の強化に取り組みます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
総合的な案内機能の充実と市民サービスの向上						総務課 関係各課
保健・福祉・医療等に関する総合相談体制の充実と情報提供						福祉総務課 関係各課
消防用施設・資機材の整備						消防組合消防本部
芸術・文化鑑賞機会の提供						文化・社会教育課
図書館整備のあり方の検討						図書館
防災指令拠点整備事業						総務課 防災危機管理課

2 歴史資源や自然環境などの保全・活用と水産業の振興

古い歴史と街並みが残る室積半島を中心に、海商通りや峨嵋山樹林など歴史資源の保全に努めるとともに、砂浜の浸食が深刻化している室積海岸の浜崖後退対策など、豊かな自然環境の保全に努めます。

また、国指定天然記念物であるカラスバトや県の天然記念物に指定されているモクゲンジの群生地といった牛島の貴重な天然資源の保護に努めます。

さらには、新規漁業就業者の確保や経営安定化対策、水産物のブランド化や6次産業化による水産業の活性化、地産地消の促進に努めるとともに、資源管理型漁業への取組による持続可能な漁業環境の整備を推進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
文化財・歴史資料の保存・保護						文化・社会教育課
自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備						農林水産課
カラスバトやモクゲンジ、ヒトツバハギなど貴重な動植物の保護						文化・社会教育課
新規漁業就業者の確保など後継者の育成						農林水産課
加工品づくり・ブランド化の推進						農林水産課
魚食普及活動・地産地消の推進						農林水産課

3 自然を活用したスポーツ・レクリエーションの振興

冠山総合公園や山口県スポーツ交流村、フィッシングパーク光といった集積するスポーツ・レクリエーション施設との連携による総合的な交流への発展を図ります。

また、冠山総合公園や千坊山と大峯山を結ぶコバルトラインなどの恵まれた自然環境を生かした、市民の健康保持や体力づくりの促進に努めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
冠山総合公園など都市公園の適正な管理						都市政策課
スポーツ・レクリエーション活動の推進						体育課 関係各課
海水浴場集客向上対策の推進						商工観光課
観光資源のネットワーク化の推進						商工観光課
市民の森自然観察林の整備						農林水産課
健康ウォークやオリエンテーリングの推進						健康増進課 文化・社会教育課

地域別整備計画図

－南部地域－



北部地域

【人口等の動向】

北部地域の人口は、平成 27 年度末には 9,871 人から令和 2 年度末の 9,282 人と、約 6.0%減少しており、世帯数については平成 27 年度末の 4,310 世帯から令和 2 年度末の 4,361 世帯と、約 1.2%増加するなど、人口は減少しながらも、世帯数は増加しています。

また、高齢化率については 36.8%と、市全体の 35.7%と比較してやや高い水準にある一方、年少人口割合については、10.5%と市全体の 11.3%と比較してやや低い水準にあります。

(住民基本台帳：令和 3 年 3 月末現在)

地区	人口	世帯数	年少人口（15 歳未満）		高齢者（65 歳以上）		人口増加率 (R3/H28)
			人数	割合	人数	割合	
三井	4,446	2,005	538	12.1%	1,532	34.5%	-4.2%
周防	1,814	890	158	8.7%	736	40.6%	-6.9%
上島田	3,022	1,466	283	9.4%	1,145	37.9%	-8.0%
合計	9,282	4,361	979	10.5%	3,413	36.8%	-6.0%
光市	50,235	23,470	5,656	11.3%	17,916	35.7%	-4.2%

※年少人口及び高齢者の割合については、年齢不詳を除いて算出

【現状と課題】

島田川上流の内陸部に位置する北部地域は、肥沃な農地や緑豊かな丘陵地が広がり、山陽自動車道熊毛インターチェンジに近い周防地区では、住宅地の小規模開発や大規模店舗等の進出が見られますが、平成 24 年には周南東都市計画区域への指定に伴い、今後とも計画的な土地利用が求められています。

周防地区では、「周防の森ロッジ」を中心とした豊かな自然とのふれあいを体験できる野外活動エリアの活用に加え、島田川流域に点在する史跡などの歴史的資源や文化財などの地域資源の活用など、さらなる地域の活性化が期待されています。

また、周防地区や三井地区では、本市の地域農業の一翼を担う地域として農業振興地域を中心に稲作が行われるなど、引き続き、地域特性を生かした魅力ある農業振興の推進が求められています。

さらには、平成 31 年 4 月 1 日に、周防工業団地及び周辺地域が周南東都市計画特定用途制限地域に決定されるなど、工場の操業環境の保全に努める必要があります。

一方、「島田駅周辺地区」においては、平成 24 年 10 月にオープンし、令和 2 年 10 月 19 日に入浴利用者が 80 万人に達した三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」を中心に、市民が集い、交流し、ふれあう憩いの生活拠点づくりを推進するとともに、島田駅を主要交通結節点として機能強化を図るなど、交流によるさらなる活性化を図る必要があります。

【整備の方向】

1 市民のふれあい空間の創出と自然環境を活かした野外活動エリアの形成

「ゆーぱーく光」を中心に市民福祉の向上と健康づくりの拠点として、さらなる魅力の向上や利用の促進を図ります。また、生活・交流拠点地区である「島田駅周辺地区」では、島田川の美しい自然景観を活かした市民のふれあい空間を創出するなど、市民が集い、交流し、ふれあう憩いの生活拠点づくりを推進します。

また、市内外を含めた交流によるさらなる活性化を図るため、島田駅を主要交通結節点として、市内地域をつなぐ役割のほか、広域的なネットワークとしてつなぐための機能強化に努めます。

さらには、島田川流域に点在する史跡などの歴史的資源や文化財などの地域資源を活用するとともに、「周防の森ロッジ」を中心に、自然とのふれあいが体験できる野外活動エリアの形成を促進します。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」の利用促進						福祉総務課 関係各課
多様な世代間のふれあい交流の促進						福祉総務課 関係各課
公共交通の利用促進						公共交通政策課
地域や団体間のネットワークの構築						地域づくり推進課
周防の森ロッジと周辺野外活動エリアの活用						文化・社会教育課
各種体験学習の推進						文化・社会教育課

2 安全・安心に暮らせる防災力・減災力の強化

平成30年7月豪雨で浸水被害を受けた三島コミュニティセンターについては、災害時にハード・ソフト両面ともに地域の防災拠点としての機能を発揮できるよう、新たな施設整備に向けた事業に着手します。

また、豪雨災害により河川の護岸の崩落や越水が発生した島田川については、河川管理者である県により、河道掘削や計画的な河川改修工事が進むなど、引き続き、安全・安心に暮らせる地域を目指して、県への要請や協議等を進めます。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
三島コミュニティセンター整備事業						地域づくり推進課
災害に強い都市基盤整備の推進						道路河川課

3 地域産業の振興と計画的な土地利用の推進

農業集落道整備事業や農業水利施設保全合理化事業により整備された農業生産基盤の活用に加え、農業生産を担う集落営農組織等の育成、農産物の高付加価値化や生産者自らが加工・販売を行う6次産業化の促進に取り組みます。

また、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化や、周南東都市計画特定用途制限地域に決定した周防工業団地及び周辺地域の工場の操業環境の保全など、計画的な土地利用による農業や工業の振興を図ります。

【主要な事業例】

	年 度					担 当
	R4	R5	R6	R7	R8	
農地・水保全管理対策の推進						農林水産課
地元産農産物の高付加価値化の促進						農林水産課
農地中間管理事業の推進						農林水産課
光市都市計画マスタープランの推進						都市政策課 関係各課
産業団地の適正な管理						商工観光課

地域別整備計画図

－北部地域－



2 中山間地域振興方針

(1) 目的

本市の中山間地域は、地域住民の「生活の場」であるとともに、「食の供給」や「水源の養」、「生物多様性の保全」などの多面的機能を有するなど、私たちの暮らしに多くの恵みを与えてくれます。

しかし、近年の人口減少や高齢化、過疎化の急速な進行などにより極めて厳しい状況にあり、持続可能な地域社会の形成や生き生きと暮らせる生活環境の整備や地域の担い手の確保、地域産業の活性化対策などが重要な課題となっています。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、都市部への過度な集中によるリスクの回避やテレワーク、ワーケーションといった多様な働き方の広がりなど、地方移住への関心の高まりとともに、中山間地域への注目も高まっています。

県においては、中山間地域の集落機能を持続可能なものとするため、複数集落で日常生活に必要なサービス等を拠点化・ネットワーク化した「基礎生活圏」を形成するとともに、近隣都市と連携しながら、この生活圏を核に地域産業の振興や人口定住の促進を目指す「やまぐち元気生活圏」づくりや、これに関連した各種補助事業などの中山間地域の振興策を講じています。

本市では、これまでも、「中山間地域振興方針」に基づき、中山間地域振興にかかる取組を進めるとともに、平成30年12月には、「山口県中山間地域づくりビジョン」に位置付けられたすべての中山間地域で「元気生活圏づくり推進方針」を策定し、活力ある中山間地域の実現に向けて取り組んでいます。

この「中山間地域振興方針」は、引き続き、県や各地域、団体等との連携、協働のもと中山間地域の振興に関する方針を示し、計画的な推進を図ろうとするものです。

(2) 地域の設定

本方針の対象地域については、地域コミュニティの核となるコミュニティセンターを単位とし、引き続き県等とも連携を図る必要があることから、「山口県中山間地域振興ビジョン」に位置付けられた中山間地域及び、人口減少率や高齢化率等の状況から中山間地域と同等の状況であると考えられる地域を対象とします。

●山口県中山間地域づくりビジョンに位置付けられた中山間地域

牛島地区、岩田・三輪地区、東荷地区、塩田地区及び周防地区

●人口減少率や高齢化率等の状況から中山間地域と同等の状況と考えられる地域

伊保木地区

(3) 現状と課題

ア 人口・高齢化等の状況

本市における中山間地域の面積割合は 52.9%と市域の過半数を占めていますが、人口割合は 17.0%となっています。また、中山間地域の人口密度は 1 k m²あたり 175.6 人で、中山間地域以外と比較すると約 5 分の 1 となっています。

また、65 歳以上の高齢者の割合は 43.7%と中山間地域以外の約 1.3 倍となっている一方で、15 歳未満の年少人口の割合は 8.6%と中山間地域以外よりも低くなっています。さらに、過去 5 年間で人口が 8.2%減少するなど、中山間地域以外と比較して少子高齢化及び人口減少の進行が著しいことが分かります。

■人口・高齢化等の状況

(住民基本台帳：令和 3 年 3 月末現在)

区 分	人口	世帯数	年少人口(15 歳未満)		高齢者(65 歳以上)		面積 (k m ²)	人口密度 (人/k m ²)	人口増加率 R3/H28
			人数	割合	人数	割合			
中山間地域(A)	8,561	4,053	740	8.6%	3,738	43.7%	48.75	175.6	-8.2%
岩田・三輪	4,983	2,263	491	9.9%	2,075	41.6%	11.32	440.2	-7.3%
束荷	672	312	40	6.0%	324	48.2%	9.66	69.6	-10.4%
塩田	868	460	50	5.8%	438	50.5%	11.17	77.7	-11.1%
周防	1,814	890	158	8.7%	736	40.6%	10.54	172.1	-6.9%
牛島	36	25	0	0.0%	32	88.9%	1.97	18.3	-32.1%
伊保木	188	103	1	0.5%	133	70.7%	4.09	46.0	-17.5%
中山間地域以外	41,674	19,417	4,916	11.8%	14,178	34.0%	43.38	960.7	-3.3%
市全体(B)	50,235	23,470	5,656	11.3%	17,916	35.7%	92.13	545.3	-4.2%
中山間地域比率 (A/B)	17.0%	17.3%	13.1%		20.9%		52.9%		

※年少人口及び高齢者の割合については、年齢不詳を除いて算出

イ 集落の状況

地域コミュニティの基本単位である集落は、道路や用排水路等の維持管理や祭り、冠婚葬祭など、日常生活を営む上で重要な役割を担っています。

しかしながら、中山間地域では、住民の半数以上が 65 歳を超える集落が全体の 44.9%に達しており、地域共同体としての機能の維持が困難である限界集落の状態にあります。

■集落の状況

(住民基本台帳：令和３年３月末現在)

区 分	集落 数	うち 65 歳以上人口比が 50% 以上の集落(限界集落)		うち 55 歳以上人口比が 50% 以上の集落(準限界集落)		うち準限界集落 以上の集落	
		数	割合	数	割合	数	割合
中山間地域(A)	89	40	44.9%	30	33.7%	70	78.7%
岩田・三輪	44	13	29.5%	19	43.2%	32	72.7%
束荷	8	5	62.5%	2	25.0%	7	87.5%
塩田	17	10	58.8%	5	29.4%	15	88.2%
周防	15	7	46.7%	4	26.7%	11	73.3%
牛島	1	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%
伊保木	4	4	100.0%	0	0.0%	4	100.0%
中山間地域以外	133	27	20.3%	44	33.1%	71	53.4%
市全体(B)	222	67	30.2%	74	33.3%	141	63.5%
中山間地域比率 (A/B)	40.1%	59.7%		40.5%		49.6%	

【限界集落】

過疎化などで人口の 50%以上が 65 歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落を指す。

大野晃氏（旭川大学教授）が、平成３年に提唱した概念で、集落の自治、生活道路の管理、冠婚葬祭など、共同体としての機能が急速に衰えてしまい、やがて消滅に向かうとされている。

共同体としての「限界」とされており、「限界集落」には、就学児童より下の世代が存在せず、独居老人やその予備軍のみが残っている集落が多い状況となっている。

名 称	定 義	内 容
存続集落	55 歳未満人口比 50%以上	後継ぎが確保されており、共同体の機能を次世代に受け継いでいける状態
準 限 界 集 落	55 歳以上人口比 50%以上	現在は共同体の機能を維持しているが、跡継ぎの確保が難しくなっており、限界集落の予備軍となっている状態
限界集落	65 歳以上人口比 50%以上	高齢化が進み、共同体の機能維持が限界に達している状態
消滅集落	人口 0	かつて住民が存在したが、完全に無住の地となり、文字通り集落が消滅した状態

ウ 自然環境・農林水産業の状況

大和地域及び周防地域における林野面積は2,604haで、これは市全体の林野面積の53.1%に相当します。また、両地域の全体面積のうち59.3%は林野で占められています。

田畑などの耕地は、市全体の61.3%にあたる299haが大和地域及び周防地域に集中していますが、耕地面積は急速に減少しています。

牛島の主要産業である漁業は、漁業従事者数の減少等により、漁獲量が5年前と比較して大きく落ち込んでいます。

■林野面積・経営耕地面積・漁獲量の状況 (2015 農林業センサス・令和元年港勢調査)

区 分	林野面積		経営耕地面積		経営耕 増加率	漁獲量 (R1)	漁獲量 増加率
	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	H27/H22	属人(t)	R1/H26
中山間地域(A)	2,604	59.3%	299	6.8%	-12.1%	5.0	-55.8%
大和地域※	1,993	62.0%	198	6.2%	-10.4%	-	-
周防地域※	611	51.9%	101	8.6%	-15.1%	-	-
牛島	-	-	-	-	-	5.0	-55.8%
市全体(B)	4,901	53.2%	488	5.3%	5.2%	107.0	-13.4%
中山間地域比率 (A/B)	53.1%		61.3%			4.67%	

※農林業センサスにおける地域区分に基づき、昭和25年2月1日時点の旧村単位による区分で表示

(4) 振興の方向性

活力にあふれ、住みよい持続可能な地域社会の創出を目指し、「コミュニティで支え合う持続可能な地域社会の形成」、「良好な自然に囲まれた安全・安心で住みよい生活環境の整備」、「活力あふれる地域産業の振興」の3つの方向性に沿って本市の中山間地域づくりを推進します。

ア コミュニティで支え合う持続可能な地域社会の形成

【地域コミュニティ】

- 地域の活動拠点となるコミュニティセンターの整備充実を図るとともに、各種団体とも協働できる地域コミュニティ組織による持続可能な運営体制づくりを支援します。
- 地域活動への、女性や若者、シニア世代など多様な世代の参画を促進するとともに、地域住民相互のつながりの核となる自治会への加入を促進するなど、地域コミュニティ活動の推進に努めます。
- 県など関係機関と連携し、「コミュニティプラン（夢プラン）」に基づく活動など、地域の主体的な取組を支援します。
- 地域担当職員の配置や市職員による「地域ふれあい協働隊」の地域行事への参画など、地域と行政の連携による関係づくりを進めます。
- 地域において主体的に行動できる人材や、組織をマネジメントできる人材の育成、発掘に努めます。
- 地域で主体的にボランティア活動などに参加し、自らの能力と個性を発揮できる環境整備や情報提供に努めます。

【移住・定住】

- 空き家の活用や就農希望者の受入れなどにより、中山間地域への移住・定住を促進します。
- 関係機関等との連携により、移住希望者の立場に立った情報提供体制・相談体制の充実強化に努めるとともに、移住希望者を地域とともに温かく迎え入れる体制づくりを進めます。
- 中山間地域の活性化や移住・定住促進の視点から、地域住民と「地域おこし協力隊」による地域課題の解決など地域主体の移住促進活動への支援や地域の特性を活かした交流活動を促進します。

【主要な事業例】

	担当
自治会の周知や加入促進	地域づくり推進課
光市コミュニティ推進基本方針の推進	地域づくり推進課 関係各課
コミュニティプラン（夢プラン）の具現化に向けた支援	地域づくり推進課
地域コミュニティを担う人材の育成	地域づくり推進課
コミュニティ協議会の運営の支援	地域づくり推進課
地域コミュニティとコミュニティ・スクールの連携・促進	地域づくり推進課 学校教育課
移住・定住相談窓口の充実	企画調整課 関係各課
移住・定住希望者等への情報提供の充実	企画調整課 関係各課
空き家情報バンク制度の利用促進	企画調整課
地域おこし協力隊の活用	地域づくり推進課

イ 良好な自然に囲まれた安全・安心で住みよい生活環境の整備

【安全・安心】

- 地域の防災力の向上を図るため、共助の要となる自主防災組織等が行う率先避難の体制づくりや防災士の育成、活動の活性化を支援するとともに、関係者等との連携のもと、高齢者、障害のある人、乳幼児等の「要配慮者」の避難支援体制を強化します。
- 牛島診療所の円滑な運営や大和地域における一次医療の確保など、地域における医療提供体制の充実とともに、医療機関との連携のもと、救急医療体制の確保に努めます。
- 高齢者に関わる犯罪・事故や悪質商法被害の未然防止などの防犯活動を推進します。また、適切な管理が行われていない空き家に対して、法に基づく適切な対応に努めます。
- 地域包括支援センターの効率的・効果的な支援体制を推進します。また、認知症支援や日常における見守り体制の強化と行方不明発生時の早期発見・対応を図ります。

【生活環境】

- 岩田駅周辺地区について、生活利便性の高い拠点の形成とともに、引き続き、県と連携を図りながら、「コンパクトなまちづくりモデル事業」を推進します。
- 道路の拡幅や待避所設置など生活者の安全性と利便性の向上に向けた生活道路の整備に努めます。
- 上水道及び牛島飲料水供給施設の安定供給などの飲料水確保対策に努めるとともに、浄化槽設置の支援やし尿運搬体制の確保等により、良好な生活環境の維持に努めます。

【公共交通】

- 地域における交通弱者の生活交通を確保し、生活交通の利用率の向上に向けた交通事業者等との連携に努めます。
- 地域の交通弱者の買物や通院などの生活支援を行うコミュニティ交通事業の実施を通じて、地域の移動手段の確保を図ります。
- 牛島海運有限会社の安定的な経営を保持し、離島航路の維持に努めます。

【環境保全】

- 自然との共生や持続可能な社会の在り方について、市民、事業者、行政がともに考え、協働で取り組むなど、本市の豊かな自然環境の保全、再生を推進します。
- 自然と人とのふれあいの場の確保に努めるとともに、自然とふれあうことができる環境学習や自然体験学習等の推進により、自然に対する保全意識の高揚を図ります。
- 農地の適切な維持管理や森林の計画的な整備により、中山間地域が有する多面的機能や豊かな景観の保全を図ります。

【主要な事業例】

	担当
自主防災組織の育成・支援	防災危機管理課
災害時要援護者（避難行動要支援者）支援体制の確立	防災危機管理課 高齢者支援課
救急救命体制の充実強化	消防組合消防本部
牛島における救急搬送体制の確保	健康増進課 関係各課
地域見守り体制の確立	生活安全課
消費生活センターの機能充実	生活安全課
空き家の適切な管理の促進	生活安全課
地域包括ケアシステムの深化・推進	高齢者支援課 関係各課
介護予防・認知症予防対策の推進	高齢者支援課 関係各課
高齢者の相談・支援体制の充実	高齢者支援課
牛島における介護施策の推進	高齢者支援課
コンパクトなまちづくりモデル事業の推進	都市政策課 関係各課
生活道路の整備	道路河川課
牛島飲料水供給施設の適正管理	生活安全課 水道局
給水区域外における飲料水確保対策のあり方の検討	生活安全課 水道局

光市地域公共交通計画の推進	公共交通政策課
離島航路の維持	公共交通政策課
自然敬愛基本構想の推進	環境政策課 関係各課
農地や森林の保全	農林水産課

ウ 活力あふれる地域産業の振興

【農林水産業】

- 地域が取り組む農地の保全活動や農業用施設の補修、長寿命化対策などの活動を支援するとともに、農村地域のさらなる活性化を図ります。
- 鳥獣被害防止のため、防護柵の設置やわな架設等の支援など地域ぐるみの被害防止及び捕獲を推進します。
- 県や関係機関と連携しながら、農業法人への支援や農業後継者となる新規就農者の確保・育成対策の充実を図ります。
- 「里の厨」を中心とした地元産農産物の地産地消や、生産者自らが加工・販売を行う6次産業化を推進します。
- 計画的な森林整備の推進をはじめ、施業体制の整備や後継者の育成、特用林産物生産の促進に努めます。
- 漁業経営の安定化を図るため、漁業施設の適切な管理・保全を行うとともに、後継者の育成支援に努めます。

【商工業】

- 商工会議所や商工会等との連携のもと、地域の特性を活かした魅力ある商店の育成等により地元購買の促進を図るとともに、将来の商業を担う人材の育成、事業再構築等の支援に努めます。
- 公益財団法人周南地域地場産業振興センターと連携を図り、中小企業の新商品・新技術の開発や販路の開拓を支援します。

【観光・交流】

- 地域資源を活かした体験活動やツアー等の多様な体験型コンテンツを創出します。
- 伝統的な祭りの保存・継承を図るとともに、多様な文化財や歴史的資源の保存と鑑賞環境の整備により、観光や交流活動の活性化を図ります。

【主要な事業例】

	担当
農地・水保全管理対策の推進	農林水産課
農村景観等多面的機能の維持・整備	農林水産課
農地中間管理事業の推進	農林水産課
鳥獣被害防止計画の推進	農林水産課
認定農業者、新規就農者の確保・育成	農林水産課
中核経営体の経営基盤の強化	農林水産課
「里の厨」を中心とした地域農業の振興	農林水産課
光市地産地消プランの推進	農林水産課 関係各課
生産者と消費者の交流促進	農林水産課
安全・安心な農産物の生産の推進	農林水産課
地元産農産物の高付加価値化の促進	農林水産課
森林の適正な整備・保全	農林水産課
林業生産基盤の整備	農林水産課
特用林産物の消費拡大のための生産活動の実施	農林水産課
漁港施設の長寿命化の推進	農林水産課
魚食普及活動・地産地消の推進	農林水産課
加工品づくり・ブランド化の推進	農林水産課
新規漁業就業者の確保など後継者の育成	農林水産課
地場産業の高度化支援	商工観光課
創業・事業承継支援の推進	商工観光課
新たな観光資源の開発・整備	商工観光課
観光資源のネットワーク化の推進	商工観光課
体験型コンテンツの創出・展開	農林水産課 商工観光課

資料編

掲載すべき必要な資料を示します。